

**令和2年度**  
**船橋市包括外部監査の結果報告書**

船橋市の補助金等交付事務に関する財務に係る  
事務の執行について

令和3年2月8日

船橋市包括外部監査人

公認会計士 川口明浩



## 目 次

	頁
<b>第1章 外部監査の概要</b> . . . . .	<b>7</b>
1. 外部監査の種類 . . . . .	7
2. 選定した特定の事件（テーマ） . . . . .	7
3. 事件を選定した理由 . . . . .	7
4. 外部監査の方法 . . . . .	11
5. 外部監査の実施期間 . . . . .	14
6. 外部監査の補助者 . . . . .	14
<b>第2章 外部監査の結果</b> . . . . .	<b>15</b>
<b>第1節 総括的意見</b> . . . . .	<b>15</b>
1. 今年度の監査実施の特徴について . . . . .	15
（1）監査テーマとしての補助金及び負担金について . . . . .	15
（2）コロナ禍の中での外部監査の実施について . . . . .	16
（3）今年度の外部監査の特徴について . . . . .	18
2. アンケート調査の実施について . . . . .	19
（1）アンケート調査対象について . . . . .	19
（2）アンケート調査の質問項目について . . . . .	19
（3）アンケート調査の回答結果について . . . . .	21
3. 補助金等交付事務に係る論点整理及び外部監査人としての見解について . . . . .	23
（1）補助金交付要綱の未整備について . . . . .	23
（2）高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について . . . . .	23
（3）補助対象経費等の明示要件について . . . . .	24
（4）補助金の充当による固定資産の取得制限について . . . . .	25
（5）多額の繰越金を有する団体への補助金交付について . . . . .	25
（6）運営費補助に該当する補助金の経費削減等の努力の仕組みについて . . . . .	26
（7）実績報告書等に添付する書類の範囲について . . . . .	27
（8）実績報告書が不要な場合の交付要綱等上の明記について . . . . .	29
（9）実績報告書の提出期限について . . . . .	29
（10）補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について . . . . .	30
（11）補助金交付決定の取消と補助金の返還事例について . . . . .	32
（12）補助金に係る消費税等の仕入控除税額について . . . . .	34
（13）経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について . . . . .	36
（14）暴力団排除条項の規定について . . . . .	37

4. 包括外部監査の結果一覧について	39
【外部監査の結果一覧表】	
<b>第2節 個別意見</b>	<b>46</b>
<b>I 補助金交付事務の監査結果</b>	<b>46</b>
I-1 総務費 [款名称]：補助金	46
1. 総務管理費 [項名称]：補助金	46
(1) 補助金交付事務の概要	46
(2) 監査手続	46
(3) 監査結果	47
I-1-1-1【所管課等・目名称】危機管理課・防災対策費	47
I-1-1-2【所管課等・目名称】職員課・人事管理費	52
I-1-1-3【所管課等・目名称】自治振興課・自治振興費	54
I-1-1-4【所管課等・目名称】市民協働課・一般管理費	62
I-1-1-5【所管課等・目名称】市民安全推進課・自治振興費	64
2. 統計調査費 [項名称]：補助金	65
(1) 補助金交付事務の概要	65
(2) 監査手続	65
(3) 監査結果	66
I-1-2-1【所管課等・目名称】総務課・統計調査費	66
I-2 民生費 [款名称]：補助金	69
1. 社会福祉費・災害救助費 [項名称]：補助金	69
(1) 補助金交付事務の概要	69
(2) 監査手続	70
(3) 監査結果	70
I-2-1-1【所管課等・目名称】高齢者福祉課・社会福祉総務費	71
I-2-1-2【所管課等・目名称】高齢者福祉課・老人福祉費	77
I-2-1-3【所管課等・目名称】介護保険課・老人福祉費	93
I-2-1-4【所管課等・目名称】地域福祉課・社会福祉総務費	99
I-2-1-5【所管課等・目名称】障害福祉課・障害者福祉費	113
I-2-1-6【所管課等・目名称】児童家庭課・社会福祉総務費	123
2. 児童福祉費 [項名称]：補助金	127
(1) 補助金交付事務の概要	127
(2) 監査手続	127
(3) 監査結果	128
I-2-2-1【所管課等・目名称】子ども政策課・児童福祉総務費、保育所費	128
I-2-2-2【所管課等・目名称】児童家庭課・児童福祉総務費	154

I-2-2-3【所管課等・目名称】保育認定課・児童福祉総務費、保育所費	157
I-2-2-4【所管課等・目名称】地域子育て支援課・児童福祉総務費	181
I-2-2-5【所管課等・目名称】療育支援課・児童福祉総務費	192
<b>I-3 衛生費 [款名称] : 補助金</b>	<b>197</b>
1. 保健衛生費・清掃費 [項名称] : 補助金	197
(1) 補助金交付事務の概要	197
(2) 監査手続	197
(3) 監査結果	198
I-3-1-1【所管課等・目名称】健康政策課・保健衛生総務費	198
I-3-1-2【所管課等・目名称】衛生指導課・環境衛生費	200
I-3-1-3【所管課等・目名称】環境政策課・公害防止対策費	203
I-3-1-4【所管課等・目名称】クリーン推進課・塵芥収集費	204
<b>I-4 商工費 [款名称] : 補助金</b>	<b>207</b>
1. 商工費 [項名称] : 補助金	207
(1) 補助金交付事務の概要	207
(2) 監査手続	207
(3) 監査結果	208
I-4-1-1【所管課等・目名称】商工振興課・商工総務費	208
I-4-1-2【所管課等・目名称】商工振興課・商工業振興費	209
I-4-1-3【所管課等・目名称】商工振興課・観光費	215
<b>I-5 土木費 [款名称] : 補助金</b>	<b>217</b>
1. 都市計画費・道路橋りょう費・河川費 [項名称] : 補助金	217
(1) 補助金交付事務の概要	217
(2) 監査手続	217
(3) 監査結果	218
I-5-1-1【所管課等・目名称】都市計画課・都市計画総務費	218
I-5-1-2【所管課等・目名称】公園緑地課・公園緑地費	219
I-5-1-3【所管課等・目名称】道路計画課・交通安全対策費、都市計画総務費	224
I-5-1-4【所管課等・目名称】下水道総務課・公共下水道費	228
I-5-1-5【所管課等・目名称】下水道河川管理課・河川管理費	229
I-5-1-6【所管課等・目名称】河川整備課・河川管理費	232
2. 住宅費 [項名称] : 補助金	235
(1) 補助金交付事務の概要	235
(2) 監査手続	235
(3) 監査結果	236
I-5-2-1【所管課等・目名称】建築指導課・住宅管理費	236

I-5-2-2【所管課等・目名称】宅地課・住宅管理費	242
I-5-2-3【所管課等・目名称】住宅政策課・住宅管理費	244
<b>II 負担金支出事務の監査結果</b>	<b>248</b>
1. 負担金支出事務の概要	248
(1) 負担金の類型分析	248
(2) 令和元年度における負担金一覧（外部監査対象分）	250
2. 監査手続	254
3. 監査結果	254
(1) 「A：情報共有・連携型」の負担金について（提案：3件）	254
(2) 「B：研修参加・知識習得型」の負担金について（提案：2件）	260
(3) 「C：研修参加・資格取得型」の負担金について（提案：1件）	265
(4) 「D：任意団体参加・事務局代行型」の負担金について（提案：6件）	267
(5) 「E：一部事務組合参加・事業共同実施型（他市等との共同）」の負担金について （提案：2件）	271
(6) 「F：地方公営企業繰出基準負担型」の負担金について（提案：3件）	274
(7) 「G：他団体事業参加型」の負担金について（提案：3件）	277
(8) 「H：実費負担型」の負担金について（提案：2件）	282
(9) 「I：施設給付型」の負担金について（提案：0件）	286
<b>第3章 利害関係について</b>	<b>288</b>

**【凡例・略記】**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律⇒補助金等適正化法

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令⇒補助金等適正化法施行令

船橋市補助金等の交付に関する規則⇒船橋市補助金等交付規則

船橋市補助金の見直し方針⇒補助金見直し方針

船橋市特定団体への補助金の交付に関する基準⇒特定団体補助金交付基準

注：補助金交付に係る規則及び要綱の表現として、特段の意図がなければ、本文中での表現は「補助金交付要綱等」としている。行政における表現の意味と異なる場合であっても、一般的用語法として「補助金交付要綱等」とは、補助金交付規則及び要綱を包括的に意味するものとしている。

## 第1章 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37及び船橋市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）外部監査対象

船橋市の補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について

#### （2）外部監査対象期間

令和元年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部令和2年度

### 3. 事件を選定した理由

船橋市は中核市の中でも人口規模で最大の市であり、一般会計予算規模では2千億円を超える財政運営を行っている。直近の確定決算データによると、平成30年度の普通会計ベースの歳出決算額は約2,033億円であった。そのうち、義務的経費を除く経常的経費のうち、物件費や維持補修費を除けば補助費等の額は約182億円であり、その主たる内訳は補助金の執行額である。補助金は反対給付のない支出であり、普通地方公共団体は、公益上必要がある場合に補助をすることができるものである（地方自治法第232条の2）。

一方、補助金は一旦交付されると既得権益化し、行政への過度な依存が交付団体等の自立性を阻害する要因にもなると言われている。そのため、補助金の交付事務に関しては、補助金交付に係る規則や要綱などの根拠規定を明確にし、補助対象事業費等を特定することによって、目的外の使用等、不適切な執行を禁止するなど、財務上のリスクに適切に対応する改革を実施する必要がある。また、公的部門と私的部門の役割分担の考え方である、いわゆる自助・共助・公助の仕切りを明確にすることも再度求められるものと考えられる。

船橋市においても近年では、補助金制度の改革を平成20年度から実施してきた。その内容は次の表に示すとおりである。

### 【船橋市における補助金の見直し】

区 分	内 容
平成 20 年 10 月	「船橋市補助金制度検討委員会」の設置
平成 21 年 7 月	「船橋市補助金制度検討委員会」から市長へ報告書の提出
平成 21 年 12 月	「船橋市補助金の見直し方針」の策定 「船橋市特定団体への補助金の交付に関する基準」の制定
平成 26 年度	見直しの対象とされた 89 補助事業の見直しの完了

また、船橋市は平成 31 年 3 月に「今後見込まれる厳しい財政状況下においても真に必要な市民サービスの維持・向上」に努め、「持続可能な行財政運営」を目指すため、行財政改革推進プランを策定した。そして、令和元年度を集中取組期間の 1 年目と位置付け、行財政改革のレビューを行っている。その行革レビューの中で、現在、補助金交付事業を含む、多くの事業の見直しが進められている。行革レビューの対象となった 63 事業については、令和 2・3 年度で見直しに着手しているが、その見直し方針と対象事業数は次の表に示すとおりである。

### 【行革レビュー対象事業の見直し方針】

No	見直し方針	事業数
1	令和 2 年度に事業の見直しを予定している事業	17 事業
2	令和 3 年度以降に事業の見直しを予定している事業	13 事業
3	継続検討（見直し時期未定）の事業	27 事業
4	現状維持の事業	6 事業

出典：船橋市「行財政改革推進プランの進捗状況（令和元年度（2019 年度）」

このように船橋市が行財政改革に本格的に乗り出したのは、「今後見込まれる厳しい財政状況」と「真に必要な市民サービスの維持・向上」の両面に留意しながら、「持続可能な行財政運営」を目指さなければならないという危機感があるものと推察される。もともと船橋市は他の近隣市等と比較しても、決して財政状況が悪化しているわけではない。例えば、船橋市の財政指標等に関しては、平成 30 年度決算では財政力指数：0.96、経常収支比率：96.0%等であり、他の近隣市と比較しても劣っていない。

しかし、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会経済活動の停滞は早晩、地方公共団体など公的部門の税収などに悪影響を及ぼすことが懸念され、その感染防止と並行して補助金等の支給など、社会経済活動への支援策が次々と打ち出されつつある。これに対して、今後の社会経済活動への先行き予測としては、日本銀行の「短観（2020 年 3 月）」（「第 184 回全国企業短期経済観測調査」）や「生活意



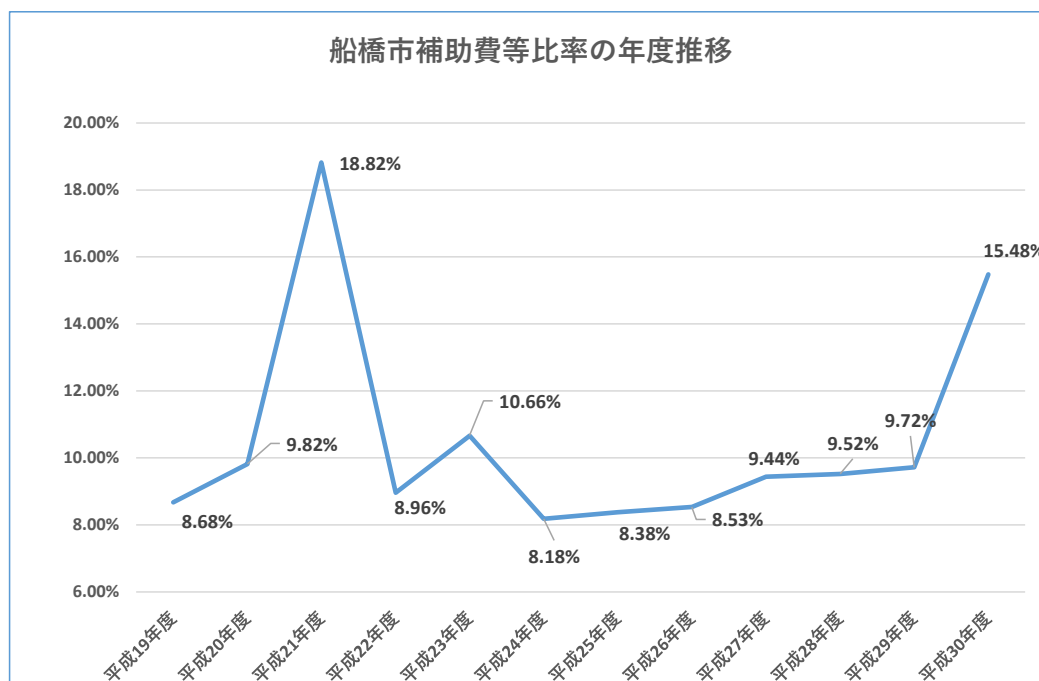
識に関するアンケート調査」(第81回〈2020年3月調査〉)の結果でも、企業の業況判断や個人の景況感に関して、「悪くなった」とする回答が拡大している。その傾向は千葉県内の企業においても同じ傾向である(財務省関東財務局千葉財務事務所「法人企業景気予測調査(令和2年4~6月期調査)千葉県分」)。

このように、船橋市を取り巻く社会経済情勢については、昨年度と一変してその悪化傾向が拡大する恐れがあるものと考えられる。そのような中で、これまでの行財政改革の進捗状況を把握しながらも、更に厳しさを増すものと考えられる財政収支の状況を念頭に、更に踏み込んだ行財政改革が求められているものと考えられる。

そこで、今年度の監査テーマを補助金等の交付事務とするに当たり、補助金制度に関する行政のあり方として、これまで自助・共助・公助の基準をどのように適用していくことが求められてきたのかについても再検討を行い、さまざまな財務事務上のリスクにも注意を払い、外部監査を実施することとする。

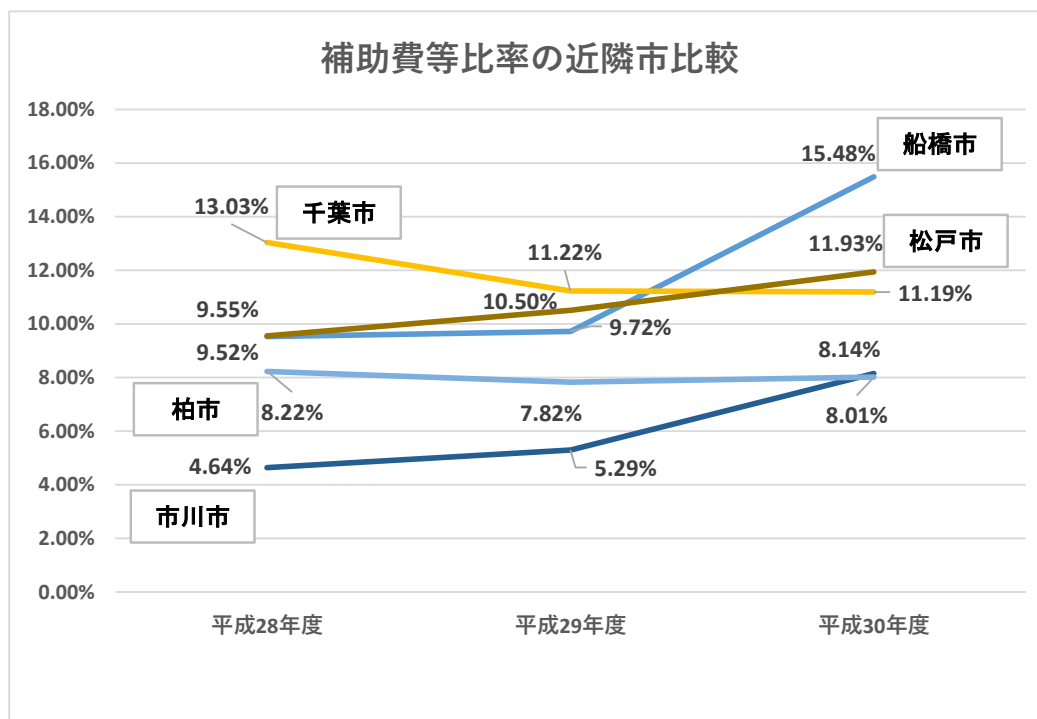
船橋市における補助金等の財務上の重要性については、例えば、一般財源に占める補助費等の割合(以下「補助費等比率」という。)が10%前後で推移していることを見ても十分に認識することができる。

次に示すグラフは、船橋市の補助費等比率の年度推移である。



この表からも分かるとおり、船橋市の補助費等比率は平成 21 年度（いわゆるリーマンショック後）や平成 30 年度（下水道事業会計への負担金の増加）を除き、8～10%の範囲であり、平成 24 年度以降は漸増傾向にあると言える。

また、近隣市との補助費等比率の比較を行ったものが次のグラフである。



船橋市の平成 30 年度の補助費等比率には下水道事業の地方公営企業法適用への移行のための負担金が含まれているため、15.48%と高めとなっているが、前年度は 9.72%であり、千葉市や松戸市と同じ水準である。一方、市川市や柏市と比較すると高めになっている。

また、補助金等の財務的な重要性については、補助費等が歳出に占める構成比が平成 30 年度において 8.9%であった。下水道事業会計への負担金（約 56 億円）の影響がない平成 29 年度の構成比では 5.5%である。そして、平成 29 年度における経常的経費に占める補助費等の構成割合は 6.9%に高まっている（平成 30 年度決算カードより）。

一方、令和元年度の一般会計の款別予算執行状況のうち、補助金を含む支出科目「負担金補助及び交付金」の予算額や執行額の一覧を示すと次の表になる。

【令和元年度一般会計款別「負担金補助及び交付金」予算額・執行額一覧】

(単位:千円)

No	款	「負担金補助及び交付金」合計			負担金			補助金			交付金		
		予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率
10	議会費	51,369	40,855	79.5%	3,369	3,162	93.8%	0	0	-	48,000	37,693	78.5%
15	総務費	853,244	731,135	85.7%	156,300	151,076	96.7%	497,731	467,060	93.8%	199,213	112,999	56.7%
20	民生費	14,350,828	13,201,751	92.0%	6,766,058	6,745,965	99.7%	7,294,859	6,176,104	84.7%	289,911	279,682	96.5%
25	衛生費	3,344,356	3,213,410	96.1%	3,163,540	3,035,153	95.9%	170,616	168,808	98.9%	10,200	9,449	92.6%
30	労働費	105,749	91,477	86.5%	4,803	4,778	99.5%	100,946	86,699	85.9%	0	0	-
35	農林水産業費	184,318	97,733	53.0%	15,517	15,406	99.3%	168,801	82,327	48.8%	0	0	-
40	商工費	667,998	555,609	83.2%	59,179	54,140	91.5%	608,819	501,469	82.4%	0	0	-
45	土木費	6,820,628	6,650,319	97.5%	5,228,505	5,092,300	97.4%	1,592,123	1,558,019	97.9%	0	0	-
50	消防費	67,343	64,715	96.1%	52,784	50,704	96.1%	460	460	100.0%	14,099	13,551	96.1%
55	教育費	1,087,999	985,278	90.6%	197,111	194,438	98.6%	858,022	765,074	89.2%	32,866	25,766	78.4%
	一般会計合計	27,533,832	25,632,282	93.1%	15,647,165	15,347,122	98.1%	11,292,378	9,806,020	86.8%	594,289	479,140	80.6%

外部監査の対象年度である令和元年度では、支出科目「負担金補助及び交付金」の予算額は約 275 億円であり、その執行額は約 256 億円である。その内訳として補助金の予算額は約 113 億円であり、その執行額は約 98 億円であることが分かる。そのうち、令和元年度補助金の金額的な規模の重要性等から判断して、款別に「総務費」、「民生費」、「衛生費」、「商工費」及び「土木費」を外部監査の対象とする。

以上のとおり、船橋市の行財政改革の取組における事業の見直しに加えて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会経済活動への悪影響も考慮すると、行財政活動において、質的にも金額的にも重要性を増す補助金等交付事務を今年度の監査テーマとし、その補助金等交付事務の合规性及び経済性・効率性等の視点及び必要に応じて補助金等交付事務に係る内部統制の有効性を評価するという視点で、外部監査を実施することが重要であると考えている。

#### 4. 外部監査の方法

##### (1) 外部監査の実施目的

平成 11 年 4 月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する市民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査の制度趣旨は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合规性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめる

ことにある。したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での限定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

## (2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

## (3) 監査の視点

船橋市の補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行に関する主な監査の視点は次のとおりである。

- ① 当該補助金等交付事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に  
従い処理されているかどうかについて
- ② 当該補助金等交付事務の執行を合規性の視点で検証することと併せて、財務事  
務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないかどうかについて
- ③ 当該補助金等交付事務の執行が、効果的に実施されているかどうかについて

## (4) 主な監査手続等

特定の事件に対する監査手続としては、上記(3)に記載した監査の視点に基づき、外部監査の本旨である財務監査を基礎とし、併せて経済性・効率性及び有効性等を検証するための監査手続等を実施した。

まず、具体的な財務監査及び業務監査に係る監査手続等の概要は次のとおりである。

### ① 過去の見直し経緯等の把握

補助金交付事務及び負担金支出事務に係る過年度の見直し経緯等を精査し、現在の補助金交付及び負担金支出の状況を把握した。

### ② 財務監査実施の監査手続

船橋市補助金等交付規則及び補助金交付要綱並びに補助金見直し方針及び特定団体補助金交付基準等の財務事務処理ルールを必要な範囲で確認し、補助金交付事務(交付申請、審査、交付決定、実績報告、交付請求、精算等に係る会計処理等)及び負担金支出事務(協定書・合意書等、申込、負担金事業の実施に基づく請求等

に係る会計処理等)について、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、規則、要綱等のルールに基づき、その事務処理がなされているか等の視点から、合规性の検証を行う監査を実施した。

### ③ 3E 監査要点検証のための監査手続

補助金交付事務及び負担金支出事務の実施プロセスにおけるP(計画・仕組み構築)・D(実施)・C(実績把握・検証及び効果測定等)・A(見直し等)サイクルが整備され、効果的に運用されているか等に関して、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、補助金交付事務及び負担金支出事務に係る経済性・効率性及び有効性等の検証を行う監査を実施した。

### ④ 過去の外部監査結果に対する措置等の確認

該当する監査対象に関して、過去の外部監査等の実施結果に係る措置の状況を把握し、現状において措置が完了しているか等について、確認を行った。

### ⑤ その他の監査手続

その他外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

次に、法的側面からの監査では当該補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について、合规性を中心に検証した。

なお、監査実施手続の全般について、監査の基準が要求する水準を確保するために、品質管理担当補助者による品質管理レビューを実施した。

## (5) 監査の結果

監査の結果については、「第2章 外部監査の結果」の【外部監査の結果一覧表】(40~45頁)に記載しているとおりである。監査の結果として、指摘事項は42件、意見は114件、提案が22件であった。

## (6) 監査対象

### ① 監査対象項目

船橋市の補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について

### ② 監査対象部局等

総務費、民生費、衛生費、商工費及び土木費における補助金等交付事務を主として執行する所管課等

## 5. 外部監査の実施期間

自 令和2年7月15日 至 令和3年3月31日

## 6. 外部監査の補助者

### (1) 監査実証手続等実施補助者

草薙信久、松原創、豊田泰士、泉亮子、新宅秀樹

### (2) 監査品質管理担当補助者

豊田泰士（弁護士）

## 第2章 外部監査の結果

### 第1節 総括的意見

#### 1. 今年度の監査実施の特徴について

##### (1) 監査テーマとしての補助金及び負担金について

###### ① 補助金及び負担金の意義及び分類等について

今年度の包括外部監査のテーマは、「船橋市の補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行」として、予算科目に設定されている「負担金補助及び交付金」（地方自治法施行規則第15条第2項、別記）のうち、「補助金」及び「負担金」の執行状況等を監査対象としたものである。

ここで、「補助金」とは、一般に、国や地方公共団体が法律、規則または要綱等に基づき公益上必要と認められる主体に対して、直接反対給付を受けることなく交付される支出である。また、「負担金」とは、一般に国や地方公共団体が、法令や契約等の合意に基づき、特定の団体の構成員となることにより、または、他の主体が行う活動や研修等への参加等により、特定の便益を受けることができる場合に支出するものである。

特に補助金の区分としては、様々な区分の方法があると考えられるが、国の法令や要綱等に基づく義務的な補助か、市単独の補助金等交付規則や要綱に基づく補助であるかの区分がある。また、建設・整備費に対する補助か、経常的経費に対する補助かという区分もある。さらには、特定の団体を対象とした補助で、事務局経費を対象とした運営費補助か、公益性の高い事業費を対象とした補助かという区分も存在する。近時、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための様々な補助が制度化されているが、そのような臨時的な補助であるか、経常的な補助であるかという区分も認識される。

###### ② 法令等の規定と監査上の留意事項等について

このような補助金等に係る事務の執行を監査するに当たり、法律及び規則等においては、補助金等に関してどのように規定されているのかを確認しなければならない。そのため、地方自治法や補助金等適正化法の規定及び船橋市補助金等交付規則の規定を精査した。

まず、地方自治法においては、補助金に関して次のとおり規定している（同法第

232条の2)。

「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」

したがって、補助金を交付する際には、「公益性」とその「必要性」が審査され、客観的に認定されなければならないものと考えられる。その必要性の審査と共に、その交付対象事業等の効果についても評価を行う必要があるものと考えられる。

また、船橋市補助金等交付規則においては、その目的を次のとおり規定している(同規則第1条)。

「法令その他別に定めがあるもののほか、補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、予算の執行及び交付の適正化を図ることを目的とする。」

ちなみに、国が制定している補助金等適正化法によると、その目的を次のとおり規定している(同法第1条)。

「補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。」

このような規則や法律における規定を踏まえて、補助金等交付に係る事務を規定する規則や要綱の目的を正確に認識し、その事務の法的性格に関しても、行政処分 に属するものであるのか(補助金等適正化法)、負担付き贈与契約と考えられるものであるのか(地方公共団体の補助金等交付規則)など、異なる性格を前提とする法令等の規定のあり方を把握することが重要であるという認識に至った。

船橋市における多岐にわたる補助金等の交付に係る事務の執行を効果的、効率的に監査するためにも、このような規則や法律の比較を行う中から監査要点を明確に設定することも必要であると考えた。監査要点の設定に際しては、伝統的な論点として、補助金交付に伴う既得権益化のリスクの識別やその対応策等の検証を行うことにも留意しつつ、上記の規則等の内容に沿って、各補助金等に係る事務執行上のリスクを識別し、内部統制の整備や運用上の不備等がないかどうかを検証するための具体的な監査要点は何か、また、実証的に監査手続を実施する必要がある補助金等を把握したうえで、詳細な検証に値する監査要点は何か等に関して、監査計画策定段階から詳細に検討を進める必要があった。

## (2) コロナ禍の中での外部監査の実施について

一方で、今年度の外部監査を実施するに当たっては、これまでの外部監査の手続を通常どおり進めることができない事態が発生した。いわゆる新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、国の緊急事態宣言が発出され、それを踏まえた都道府県の



措置が実施されるようになったことである。そのような緊急事態の中で、従来の監査手続である質問や現場往査などの監査手続を従来どおり実施することが難しく、別の代替的な監査手続を併用せざるを得なくなった。

そこで、そのような制約の中でも外部監査を効果的、効率的に実施するために次のような手法を導入し、また、実際の外部監査手続を行った。

- i 監査テーマ選定段階で、詳細な監査要点を検討し、監査組織内で共有することができるよう、関連資料の詳細な分析を実施した。
- ii この関連資料の詳細な分析に基づく詳細な監査要点を、具体的な質問項目としてとりまとめ、補助金交付及び負担金支出に係る財務事務に関する P（計画）・D（補助実施等）・C（評価）・A（見直し・反映）サイクルに落とし込み、アンケート調査票を作成した。
- iii このアンケート調査票では、各質問項目や想定される回答項目（「否定的」、「肯定的」及び「該当なし」の3つの回答項目）を設定し、その中での選択された回答項目によっては、具体的な説明を求める記載を行い、そのうえで、閲覧・分析する必要があると考えられる資料を質問と共に明記することとした。
- iv このように監査計画策定時またはその後の早い段階で、今年度のテーマの監査を実施するために必要な監査要点の設定やアンケート調査票の作成を実施し、その内容を外部監査人の補助者に対して、意思疎通を深めるために、監査組織内研修という形式で、複数回、リモート会議により実施した。
- v 補助金交付及び負担金支出に係る財務事務に対するアンケート調査票を監査対象課に対して送付するとともに、回答期限までの監査手続として、金額的にも、内容的にも重要と推定される複数の補助金等の関連資料一式（補助金交付要綱等）をサンプル的に入手し、アンケート調査の回答を入手する前の段階で、先行的に監査を実施することとした。その際にも、複数回のリモート会議を開催し、監査組織内での意思疎通を高めることとした。
- vi アンケート調査の回答を入手した後は、各質問項目への回答内容の精査を実施した。その際、補助金交付要綱等や補助事業に係る実績報告などの提出書類を基本的には、電子ベースで受取り、その対応関係を整理し、内容を精査する時間を十分にとった。
- vii 外部監査の結果報告書の原稿を作成する段階に近づくと、コロナ禍の中でも、必要な監査資料の追加依頼を行い、実際に対面でのヒヤリングも実施することとなり、様々な制約がある中でも、最終的には従来型のヒヤリング等を実施することとなった。
- viii 外部監査の結果報告書の原稿を提出した後、監査対象課等から補助金等の交付事務の【現状・問題点】や【結果】としての「指摘」や「意見」に関して、

事実誤認や意見の相違などを所定の様式（原稿確認シート）に記載して、提出してもらい、それに対する「監査人回答」を詳述して監査対象課等に返送する作業を行った。その中でも、直接対面して、原稿に対する意見の交換等を希望する監査対象課等には、従来から包括外部監査人を中心に担当する補助者がその会議に出席し、厳しいやり取り等を実施することになるが、今年度は再度の緊急事態宣言の発出により、複数人が参加する対面でのやり取りを避けることとして、包括外部監査人だけで対応する方法をとった。監査手法的には従来と異なる方法を採用したが、内容的には、従来と遜色ない内容確認作業が行われたものと考えている。

### （３）今年度の外部監査の特徴について

このような環境の中で今年度の外部監査を実施してきたことから、補助金等に関する従来からの財務監査に係る監査要点を着実に実施しながらも、今後、コロナ禍の中での社会経済活動の停滞等が憂慮され、国や地方公共団体の一般財源である税収等への悪影響が懸念されることを強く認識した外部監査も実施してきた。

例えば、監査テーマとしての補助金等の交付に関して、その「公益性」等に係る「必要性」が認められることにより、いわゆる「共助」や「公助」として従来どおり公金が交付されてきたことに対して、「緊急性」も含めた検証が必要になるのではないかという視点からも、外部監査の検証を行ってきた。

また、予算額に対して執行率が低い補助金等に対して、見直しが十分になされないまま徒過してきたものがないかという視点で検証してきた。その際、予算額に対する執行率が低い場合、実際の不用額が僅少であっても、全庁的に集計すれば多額になることも想定されるため、そのような補助金や負担金に対しても、意識的に減額補正の必要性を述べている。

さらに、補助事業者において特定収入に係る消費税等の仕入控除税額に関して、補助金交付要綱に報告や返還の規定がないものやそれらの規定があっても、実際には報告も返還も受けていない運用を行っている補助金が存在する場合は、監査対象課を通して補助事業者にあらためて詳細の調査を依頼し、返還すべき仕入控除税額が少なからず実際にはあったことを把握した。過去の返還すべき税額を処理し、これまでと異なり、今後は当該報告と返還を適正に実施することができるようになることで、逼迫することが懸念される税収等の一般財源の確保対策にも寄与するものと考えている。

## 2. アンケート調査の実施について

### (1) アンケート調査対象について

アンケート調査は、71の市所管課等を対象として実施した。今回の外部監査の結果をまとめるに当たり集計した補助金の数は、市所管課等からの回答の集計ベースでは、179の補助金であった。

### (2) アンケート調査の質問項目について

アンケート調査の質問項目は、補助金交付に係る事務に対するものと負担金支出に係る事務に対するものとは会計的な性格の違いがあることもあり、それぞれに異なる内容で準備した。

#### ① 補助金交付事務に対するアンケート調査の内容について

補助金交付事務に係るアンケート調査の質問項目は次の表に示すとおりである。これらの質問項目は、船橋市補助金等交付規則の規定内容やサンプルとして把握した数件の補助金交付要綱を調査し、過去の補助金等の見直し等の実績報告書等を参考に、補助金交付事務に係るP（計画）・D（補助実施）・C（評価）・A（見直し・反映）の事務サイクルの各段階を想定し、監査手続を効果的、効率的に実施することができるよう配慮して作成したものである。

【補助金質問項目一覧】

No.	質問項目
1	補助金交付要綱等（船橋市補助金等の交付に関する規則以外に、補助金交付に係る要綱や要領等）は設定されていますか？
2	当該補助金は、特定団体等を限定して対象とした補助金（「対象限定補助金」）に該当しますか？
3	補助金交付の仕組みを直近の5年間（平成27年度から令和元年度まで）で具体的に見直しを行いましたか？
4	当該補助金の交付にあたり公益上の必要性を審査するときに、社会のセーフティネットの確保のうえで、緊急かつ必要性が高いと考えていますか？
5	当該補助金の交付は、市民と行政の役割分担のうえで、自動にのみ委ねられるものではなく（共助・公助の範疇にあるもの）、社会経済的なニーズにも十分に対応しているものと考えていますか？
6	当該補助金交付の効果が、申請時の審査や事業報告時の評価等においても、期待どおり認められるほど十分な効果が測定され、評価できるものでしょうか？
7	補助金交付申請者からは「補助金等交付申請書（規則第3条：第1号様式）」を入手していますか？
8	補助金は、事業を対象とした補助金の交付であることを想定して制度設計していますか？
9	補助対象事業である特定の事業とそれ以外の事業の区分を明確にするよう、補助金交付要綱等の中で、何らかの文言により明記していますか？
10	補助金の交付は特定の事業を対象とする場合、支出科目の対象基準を明示したり、人員配置や参加人員等の基準を特定したりしていますか？
11	補助対象事業で補助金を充当することができる備品の購入や施設・設備の整備など、効果が複数年見込まれる固定資産の取得がある場合、それらの使用の限定や処分制限について、規定上か又は何らかの指導により、周知していますか？
12	備品等の取得制限が補助金交付要綱等に規定されている場合、その金額基準は明記されていますか？
13	補助金申請事業者が決算上、多額の繰越金を有している場合、補助金の交付要件等のひとつとして、審査の際に考慮すべき事項としていますか？
14	補助金交付額の算定の際に、補助対象事業等の経費から補助金申請団体の独自収入を差し引いて補助金申請額を算定する仕組みを補助金交付要綱に明記していますか？
15	特定の事業を対象とする場合、その事業の中の支出科目のうち、補助金充当から除外する経費を補助金交付要綱等で明示していますか？
16	事業費補助ではなく、運営費（事業の直接実施に関与しない事務局経費等）に対する補助の場合、運営費そのものの経費削減等の条件や見直しのための期限等を設けていますか？
17	事務局人件費や経費等を対象とする運営費補助を行う補助金である場合、当該補助金交付対象団体には、市から別に業務委託を行っている事例はありますか？
18	補助金の交付時期は実績確定後の交付ですか？
19	事前・概算して補助金が交付されている場合、交付要綱等にその旨が明記されていますか？
20	補助金交付申請の審査の際に、「公益性」を何らかの具体的な基準により審査していますか？
21	補助金交付申請の審査の際に、補助金交付の効果に関して具体的に審査していますか？
22	補助金の交付決定をした場合は、申請者に対して「補助金等交付決定通知書（規則第6条：第2号様式）」を「速やかに」交付していますか？
23	補助事業への着手があった時には、「補助事業等着手・完了届（規則第11条：第4号様式）」を入手していますか？
24	補助金の交付対象事業に関して、事業実施の途中で何らかのモニタリング（現場視察や進捗管理等）を実施していますか？
25	直近3年間（平成29年度から令和元年度までの間）で、補助事業等の計画を変更、中止若しくは廃止した事例がある場合、「補助事業等変更・中止・廃止申請書（規則第10条：第3号様式）」を入手し、市長の承認の手続きを踏んでいますか？
26	補助事業等が完了したときは、「補助金等着手・完了届（規則第11条：第4号様式）」の提出を受けていますか？
27	補助事業等が完了したときは、「補助金等実績報告書（規則第12条：第5号様式）」及び規則第12条第1項各号で示す書類の提出を受けていますか？
28	補助対象事業の実績報告等の期限については、交付要綱にその時期（規則第12条に定める日）が明記されていますか？
29	補助対象事業の実績報告等の期限は、規則第12条に定める日又は交付要綱で定める日のうち、いずれか早い日までに提出を受けていますか？
30	補助対象事業の件名、概要、その交付額及び効果等に対する審査・評価の結果を貴課のホームページなどで公表していますか？
31	補助事業に係る実績報告を受けたときに、書類審査の実施手続を示したマニュアル又は指針等は作成されていますか？
32	補助事業に係る実績報告（令和元年度実績）を受けたときに、現地調査を実施したことはありますか？
33	補助事業者から実績報告書の提出を受けたときは、主要な補助対象科目の領収書・支払明細書や請求書等を寄せて検証することはありますか？
34	補助事業者からは実績報告書の提出を受けるときに、補助事業の実施期間や、特定の事業がある場合はその具体的な実施時期及び参加人員等の実績を明記して提出させていますか？
35	交付すべき補助金の額が確定した場合、補助事業者に対して「補助金等確定通知書（規則第13条：第6号様式）」を作成し、速やかに補助事業者に通知していますか？
36	補助金の額が実績報告の審査により確定した場合等（規則第13条）に基づき、補助事業者から「補助金等交付請求書（規則第15条第2項：第7号様式）」により、速やかに請求を受けていますか？
37	補助事業者が規則第16条各号に該当した事例があった場合、補助金の全部若しくは一部の返還を「補助金等返還命令書（規則第16条：第8号様式）」により命じていますか？
38	直近3年間（平成29年度から令和元年度までの間）で、補助金の交付決定を取り消したことや是正措置命令を行ったことはありますか？
39	補助金の交付に対応する支出のうち、消費税等の課税対象支出で、特定収入に係る仕入控除税額が消費税等の申告に際して確定した場合、市へ「報告」したり、「返還」したりすることを周知していますか？
40	補助事業者には当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備し、保存しておくための具体的な規定を補助金交付要綱に明記していますか？
41	補助事業者には当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類の保存年限を補助金交付要綱に明記していますか？

## ② 負担金支出事務に対するアンケート調査の内容について

負担金支出事務に係るアンケート調査の質問項目は次の表に示すとおりである。

これらの質問項目は、補助金交付事務に係るものと同様に、船橋市補助金等交付規則の規定内容等を調査し、過去の見直し資料等を参考に、負担金支出事務に係るP（計画）・D（実施）・C（評価）・A（見直し・反映）の事務サイクルの各段階を想定し、監査手続を効果的、効率的に実施することができるよう配慮して作成したものである。

【負担金質問項目一覧】

No.	質問項目
1	当該負担金を支出する根拠として、支出先との間に基本協定書又は覚書等の合意文書を交わしていますか？
2	当該負担金の支出相手方は、法人格を有する団体ですか？
3	負担金支出に係る相手方との合意又は仕組み等を直近の5年間（平成27年度から令和元年度まで）で具体的に見直しを行いましたか？
4	当該負担金の支出にあたり、支出に対する何らかの「便益性」が得られるものと考えられますが、当該負担金の支出には、その「便益性」を得るための緊急かつ必要性が高いと考えていますか？
5	当該負担金の支出は、市民と行政の役割分担のうえで、自動のみに委ねられるものではなく（共助・公助の範疇にあるもの）、社会的なニーズにも十分に対応しているものと考えていますか？
6	当該負担金の支出には、何らかの「便益性」が認められますが、その「便益性」の発現については、期待どおり認められるほど十分な効果が測定され、評価できるものでしょうか？
7	負担金支出の相手方からは「補助金等交付申請書（規則第3条：第1号様式）」を入手していますか？
8	当該負担金は、事業を対象としたものであることを想定して合意されていますか？
9	負担金支出の対象事業である特定の事業とそれ以外の事業の区分を明確にするよう、支出相手方との合意書等の中で、何らかの文言により明記していますか？
10	負担金支出の対象となる事業や経費科目を特定することができる基準等は支出先と共有されていますか？
11	当該負担金の支出団体には、負担金とは別に市から補助金の支出はありますか？
12	負担金の支出時期は実績確定後の請求に基づく支出ですか？
13	負担金を実績確定前に支出されている場合、実績確定後に精算行為はありますか？
14	負担金の支出によって市にもたらされる「便益」を所管課では共通認識として共有していますか？
15	負担金の支出をした場合は、申請者に対して「補助金等交付決定通知書（規則第6条：第2号様式）」を「速やかに」交付していますか？
16	負担金支出対象事業への着手があった時には、「補助事業等着手・完了届（規則第11条：第4号様式）」を入手していますか？
17	負担金支出対象事業に関して、事業実施の途中で何らかのモニタリング（現場視察や進捗管理等）を実施することはありますか？
18	直近3年間（平成29年度から令和元年度までの間）で、負担金支出対象事業の計画を変更、中止若しくは廃止した事例がある場合、「補助事業等変更・中止・廃止申請書（規則第10条：第3号様式）」を入手し、市長の承認の手続きを踏んでいますか？
19	負担金支出対象事業が完了したときは、「補助金等着手・完了届（規則第11条：第4号様式）」の提出を受けていますか？
20	負担金支出対象事業が完了したときは、「補助金等実績報告書（規則第12条：第5号様式）」及び規則第12条第1項各号で示す書類の提出を受けていますか？
21	負担金支出対象事業の件名、概要、その支出額及び効果等に対する情報を貴課のホームページ上などで公表していますか？
22	負担金支出対象事業に係る実績報告を受けたときに、書類審査等の実施手続をしたマニュアル又は指針等は作成されていますか？
23	負担金支出対象事業に係る実績報告（令和元年度実績）を受けたときに、支出先団体等の現場調査を実施したことはありますか？
24	負担金支出対象事業の実施者から実績報告書の提出を受けたときは、主要な支出対象科目の領収書・支払明細書や請求書等を取寄せて検証することはありますか？
25	負担金支出対象事業の実施者から実績報告書の提出を受けるときに、負担金支出対象事業の実施期間や、特定の事業がある場合はその具体的な実施時期及び参加人員等の実績を明記して提出させていますか？
26	支出すべき負担金の額が確定した場合、負担金支出対象事業の実施者に対して「補助金等確定通知書（規則第13条：第6号様式）」を作成し、速やかに実施者に通知していますか？
27	負担金の額が実績報告の審査により確定した場合等（規則第13条）に基づき、事業実施者から「補助金等交付請求書（規則第15条第2項：第7号様式）」により、速やかに請求を受けていますか？
28	負担金支出対象事業に規則第16条各号に該当した事例があった場合、補助金の全部若しくは一部の返還を「補助金等返還命令書（規則第16条：第8号様式）」により命じていますか？
29	直近3年間（平成29年度から令和元年度までの間）で、負担金の支出決定を取り消したことや差戻命令を行ったことはありますか？
30	負担金支出対象事業で行われた支出のうち、消費税等の課税対象支出で、特定収入に係る仕入控除税額が消費税等の申告に照して確定した場合、市へ「報告」したり、「返還」したりすることを周知していますか？
31	負担金支出対象事業の実施者には当該事業に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備し、保存しておくための具体的な規定を協定書等に明記していますか？
32	負担金支出対象事業の実施者には当該事業に係る経費の収支を明らかにした書類の保存年限を協定書等に明記していますか？

## (3) アンケート調査の回答結果について

以上のような質問事項を監査対象課に対して送付し、回答を得た結果をもとに外部監査を進めてきた。その結果は、「第2節 個別意見」で詳述している。ここでは、アンケート調査の回答に係る集計結果を監査対象課ごとに集計し、さらに行政目的別の予算科目（款）単位で次のとおり集計した。

なお、ここで掲載する集計結果は補助金交付事務に係るアンケート調査結果である。それについては、今回の外部監査の主たる監査対象が、補助金の交付事務に係るものであったためであり、外部監査の実施結果としての「指摘」や「意見」は、この補助金交付事務に対する監査結果として検出しているものである（「第2節

個別意見」の「Ⅰ 補助金交付事務の監査結果」を参照。)

一方、負担金支出事務に係る監査結果は、アンケート調査の回答結果やその説明資料等を閲覧し、必要な追加資料の入手・閲覧及び質問等の監査手続を実施することにより得られた検出事項等として、「提案」という形式でとりまとめている（「第2節 個別意見」の「Ⅱ 負担金支出事務の監査結果」）。なお、「提案」という形式は、後述するように（40頁参照）、今後、当該負担金支出事務の改善等を実施する際に指針として考慮することを念頭に外部監査人が記載するものと位置付けている。

【監査対象補助金に係るアンケート調査集計結果一覧】

質問項目	総務費				民生費				衛生費				商工費				土木費				監査対象合計									
	否定	肯定	非該当	無回答	合計	否定	肯定	非該当	無回答	合計	否定	肯定	非該当	無回答	合計	否定	肯定	非該当	無回答	合計	否定	肯定	非該当	無回答	合計					
1	0	14	0	0	14	0	108	0	0	108	0	10	0	0	10	0	25	0	0	25	1	21	0	0	22	1	178	0	0	179
2	3	10	1	0	14	45	63	0	0	108	5	5	0	0	10	1	24	0	0	25	18	4	0	0	22	72	106	1	0	179
3	3	9	2	0	14	89	17	2	0	108	5	5	0	0	10	11	14	0	0	25	14	8	0	0	22	122	53	4	0	179
4	7	6	1	0	14	82	26	0	0	108	9	1	0	0	10	22	3	0	0	25	14	6	2	0	22	134	42	3	0	179
5	1	12	1	0	14	3	105	0	0	108	1	9	0	0	10	3	22	0	0	25	2	20	0	0	22	10	168	1	0	179
6	1	12	1	0	14	1	95	12	0	108	0	9	1	0	10	0	24	1	0	25	4	17	1	0	22	6	157	16	0	179
7	2	12	0	0	14	7	101	0	0	108	3	6	1	0	10	1	23	1	0	25	2	19	1	0	22	15	161	3	0	179
8	1	11	2	0	14	3	100	5	0	108	3	5	2	0	10	0	25	0	0	25	0	21	1	0	22	7	162	10	0	179
9	0	12	2	0	14	1	99	8	0	108	1	6	3	0	10	0	25	0	0	25	0	20	2	0	22	2	162	15	0	179
10	2	7	5	0	14	3	96	9	0	108	3	3	4	0	10	0	25	0	0	25	10	9	3	0	22	18	140	21	0	179
11	0	2	12	0	14	11	28	69	0	108	2	1	7	0	10	5	10	10	0	25	3	4	15	0	22	21	45	113	0	179
12	2	0	12	0	14	19	12	77	0	108	2	0	8	0	10	7	2	16	0	25	6	0	16	0	22	36	14	129	0	179
13	3	0	11	0	14	26	8	74	0	108	0	0	10	0	10	0	0	25	0	25	0	0	22	0	22	29	8	142	0	179
14	1	0	13	0	14	44	18	46	0	108	1	4	5	0	10	9	10	6	0	25	1	1	20	0	22	56	33	90	0	179
15	6	2	6	0	14	57	22	29	0	108	3	3	4	0	10	0	25	0	0	25	16	2	4	0	22	82	54	43	0	179
16	3	0	11	0	14	20	0	88	0	108	1	0	9	0	10	2	0	23	0	25	7	0	15	0	22	33	0	146	0	179
17	1	0	13	0	14	20	3	85	0	108	0	1	9	0	10	1	1	23	0	25	7	0	15	0	22	29	5	145	0	179
18	3	10	1	0	14	16	87	5	0	108	1	8	1	0	10	10	15	0	0	25	1	21	0	0	22	31	141	7	0	179
19	1	2	11	0	14	6	16	86	0	108	0	1	9	0	10	2	10	13	0	25	3	3	16	0	22	12	32	135	0	179
20	7	4	3	0	14	84	5	19	0	108	9	0	1	0	10	1	23	1	0	25	13	7	2	0	22	114	39	26	0	179
21	9	2	3	0	14	91	9	8	0	108	9	0	1	0	10	1	23	1	0	25	16	4	2	0	22	126	38	15	0	179
22	0	14	0	0	14	7	97	4	0	108	1	7	2	0	10	1	23	1	0	25	3	19	0	0	22	12	160	7	0	179
23	4	2	8	0	14	55	0	53	0	108	2	0	8	0	10	24	0	1	0	25	14	6	2	0	22	99	8	72	0	179
24	7	2	5	0	14	59	23	26	0	108	2	1	7	0	10	6	18	1	0	25	17	5	0	0	22	91	49	39	0	179
25	1	0	13	0	14	8	5	95	0	108	0	0	10	0	10	0	6	19	0	25	0	4	18	0	22	9	15	155	0	179
26	4	2	8	0	14	53	1	54	0	108	2	0	8	0	10	24	0	1	0	25	10	11	1	0	22	93	14	72	0	179
27	3	5	6	0	14	38	59	11	0	108	1	5	4	0	10	2	22	1	0	25	6	15	1	0	22	50	106	23	0	179
28	6	4	4	0	14	24	47	37	0	108	2	3	5	0	10	5	20	0	0	25	2	15	5	0	22	39	89	51	0	179
29	5	5	4	0	14	12	56	40	0	108	0	5	5	0	10	0	25	0	0	25	2	14	6	0	22	19	105	55	0	179
30	10	1	3	0	14	91	7	10	0	108	4	4	2	0	10	25	0	0	0	25	20	0	2	0	22	150	12	17	0	179
31	9	2	3	0	14	54	14	40	0	108	7	0	3	0	10	25	0	0	0	25	16	0	6	0	22	111	16	52	0	179
32	7	1	6	0	14	63	3	42	0	108	5	1	4	0	10	20	5	0	0	25	9	7	6	0	22	104	17	58	0	179
33	3	6	5	0	14	28	39	41	0	108	2	4	4	0	10	5	19	1	0	25	10	5	7	0	22	48	73	58	0	179
34	2	3	7	2	14	7	55	46	0	108	0	1	9	0	10	3	20	2	0	25	7	4	11	0	22	19	83	75	2	179
35	1	10	3	0	14	36	60	12	0	108	1	5	4	0	10	1	23	1	0	25	8	14	0	0	22	47	112	20	0	179
36	0	11	3	0	14	13	89	6	0	108	1	5	4	0	10	0	24	1	0	25	3	18	1	0	22	17	147	15	0	179
37	6	2	6	0	14	8	5	95	0	108	0	4	6	0	10	0	0	25	0	25	4	4	14	0	22	18	15	146	0	179
38	9	0	5	0	14	100	0	8	0	108	7	1	2	0	10	24	1	0	0	25	15	1	6	0	22	155	3	21	0	179
39	0	0	14	0	14	7	24	77	0	108	0	0	10	0	10	4	0	21	0	25	5	3	14	0	22	16	27	136	0	179
40	8	4	2	0	14	55	43	10	0	108	4	0	6	0	10	17	8	0	0	25	6	7	9	0	22	90	62	27	0	179
41	8	2	3	1	14	57	42	9	0	108	4	0	6	0	10	18	7	0	0	25	8	5	9	0	22	95	56	27	1	179

### 3. 補助金等交付事務に係る論点整理及び外部監査人としての見解について

外部監査の実施の過程では、外部監査人とその補助者との間で指摘事項や意見として記載すべき事項等に関して、それまでに収集された証拠等に基づく論点整理を随時、リモート会議や監査業務の現場で実施している。そのような論点整理を踏まえて、外部監査の結果報告書を作成するに当たり、特に、補助金交付事務に係る監査結果の記載事項を、概ね統一的に記載する必要があると判断したため、次の掲げる典型的な指摘事項及び意見に関して、問題点等の整理とそれを踏まえた外部監査人としての立場を明確にした。

#### (1) 補助金交付要綱の未整備について

##### [アンケート項目「1」関連]

法令や国の補助金交付要綱に直接根拠を有する補助金交付の実務においては、市独自の補助金交付要綱を有していない場合が多い。一方、このような法令に直接根拠を有する補助金でもなく、また、国等の補助金交付要綱による補助金でもない補助金として、市が交付する補助金に関して、仮に、市所管課が独自に補助金交付要綱を整備しておらず、年度の予算等に基づき交付する補助金が存在する場合は、指摘事項として外部監査の結果報告書に明記する必要があると考えている。

【アンケート調査の結果】(22頁参照。以下、同様とする。)

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査結果では、個別の補助金交付要綱や規則が整備されていたのは178件であり、1件だけが整備されていなかった(アンケート項目「1」の回答結果より)。

#### (2) 高い緊急性・必要性和極めて高い「共助・公助」の要素について

##### [アンケート項目「4」・「5」関連]

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうかを評価する必要がある。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会的な影響に対応するための補助金等に関しては、市所管課がその交付に関して緊急性と必要性が高いと判断する補助金として位置付けられるものと考えられる。

一方、従来から緊急性と必要性が高いと判断している補助金でも、予算に対する執行率が低いものが見受けられる。また年度によって、執行率が大きく変動している場合も見受けられる。

このような問題を有する補助金に対しては、次のとおり意見を述べることとした。

- i 市が交付する補助金のうち、緊急性と必要性がともに高いと判断される補助

金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。

- ii 緊急性と必要性がともに高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため、最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。

#### 【アンケート調査の結果】

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査結果では、当該補助金の交付について、緊急かつ必要性が高いか聞いたところ、緊急性は高くないが必要性は高いとする回答が 134 件（該当件数 176 件のうち、76.1%）であった（アンケート項目「4」の回答結果より）。また、当該補助金の交付について、共助及び公助の範疇にあり、社会的なニーズにも十分に対応しているとする回答が 168 件（該当件数 178 件のうち、94.4%）であった（アンケート項目「5」の回答結果より）。

### （3）補助対象経費等の明示要件について

#### 【アンケート項目「10」・「15」関連】

補助金交付要綱では補助対象事業を特定し、その合計額に対して適切な補助率での補助を行う旨が明記されている場合もある。その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、補助金交付要綱の中には補助対象事業の要件の記載が曖昧であったり、より具体的に補助対象となる支出科目を特定していなかったりする補助金交付要綱がある。また、補助対象事業等を特定していない場合、補助金充当から除外する経費を明記していないという懸念がある。

このような問題を有する補助金に対しては、次のとおり指摘事項を述べる必要があると考えた。

すなわち、市が交付する補助金の補助対象事業又は対象科目に関しては、補助金交付事務の透明性の確保のためにも、原則として、当該事業を特定するか、または対象科目を列挙するかなどを徹底して、補助金交付要綱に明記する必要があるため、補助金対象事業等を補助金交付要綱に明記するよう、要綱の改正も含めて対応を徹底するよう指摘することとした。

#### 【アンケート調査の結果】

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査結果では、当該補助金の交付に係る補助対象経費等の明示について、支出科目の対象基準を明示したり、人員配置や参加人員数等の基準を特定したりしているとする回答が 140 件（該当件数 158 件のうち、88.6%）であった（アンケート項目「10」の回答結果より）。

一方、補助対象事業の支出科目のうち、補助金充当から除外する経費を補助金交付要綱等で明示しているとする回答は 54 件（該当件数 136 件のうち、39.7%）で



あった（アンケート項目「15」の回答結果より）。

#### （４）補助金の充当による固定資産の取得制限について

##### 〔アンケート項目「11」・「12」関連〕

補助事業者が交付を受ける補助金を充当して固定資産を取得する場合には、補助金交付要綱に次の項目が明記される必要があると考えた。

- i 当該交付要綱でどのような固定資産を取得することができるかを明記していること。
- ii 補助金の充当によって、適正に取得された当該固定資産の使用を補助対象事業の効果的な実施に限定していること（目的外使用を禁止していること）。
- iii 当該固定資産の処分時期に関しては、原則としてその耐用年数の期間内等での処分は制限されていること等。

固定資産の取得等に関して、このような取得・処分の制限等を明記していない場合、実質的には補助金の目的外使用に繋がり、補助金交付事務の適正性を欠くことが懸念される。

このような問題を有する補助金に対しては、補助金交付要綱の改正を含めた改善を指摘事項として述べることとした。

##### 【アンケート調査の結果】

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査結果では、当該補助金の交付に当たり、備品等の購入や施設・設備の整備など、その効果が複数年にわたると認められる固定資産の取得を認めている場合、その使用の限定や処分の制限を規定したり、指導したりしているかという問いに対して、肯定する回答が45件（該当件数66件のうち、68.2%）であった（アンケート項目「11」の回答結果より）。

一方、補助対象事業の支出科目のうち、備品等の取得制限が補助金交付要綱等に規定されている場合、その金額基準は明記されているかという問いに対して、肯定する回答は14件（該当件数50件のうち、28.0%）であった（アンケート項目「12」の回答結果より）。

#### （５）多額の繰越金を有する団体への補助金交付について

##### 〔アンケート項目「13」関連〕

補助事業者がその決算上で多額の繰越金を有しており、その繰越金の原資が当該補助金であることが論理的に推察することができる場合は、補助金の交付審査等に当たって、公益性は認められても、その補助金の交付に係る緊急性や必要性に対する判断に関して疑義が生じるものと考えた。

また、次のような関連する論点が考えられ、その場合の外部監査人の立場を明確にした。

- i 現状として、不用額が多額である場合、その理由は、最終補正予算で減額補正をしていないこともあるが、毎年度繰出基準に基づく算定額をすべて支出しているわけではなく、決算の状況を見て（例えば、経営成績としての損益状況が良ければ）、予算額よりも低く支出しているために不用額が発生することも見受けられる。
- ii この問題点として、不用額が発生する理由は明確になったが、上記の手法により、繰出金の予算額を算定する際に、予算上の損益予測の精度が高くないことが懸念され、予算の適正な配分の観点からは、予算の過大計上であるという問題がある。
- iii また、年度末までの損益予測に基づき、実際の支出額を予算よりも削減した場合、その差異に重要性があると判断される場合は、最終的には市議会に対してその不用額の規模に応じて予算の減額補正を提出する必要がある。
- iv 結果としては、繰出金に係る予算を算定する際には、予算の原資である一般財源（主として税収入）を行政需要に合わせて最適に配分する必要があり、そのためにも、より正確性の高い推計に基づく予算見積りを行う必要がある。
- v また、実際の支出額を確定したときに、多額の不用額が発生する見込みがある場合は、予算の最終補正を市議会に提出して、不必要な不用額が決算上発生しないよう、留意する必要がある。

#### 【アンケート調査の結果】

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査結果では、当該補助金申請の審査に当たり、補助申請事業者が決算上多額の繰越金を有している場合、補助金交付要件等の一つとして考慮するとした回答が 8 件（該当件数 37 件のうち、21.6%）であった（アンケート項目「13」の回答結果より）。

### （6）運営費補助に該当する補助金の経費削減等の努力の仕組みについて

#### 【アンケート項目「16」関連】

補助金交付対象が個別の「事業」ではなく、「事務」（船橋市補助金等交付規則第 11 条）である場合、当該補助事業者の間接経費等の事務局経費に対する、いわゆる「赤字補助」となっている場合が想定される。

これらの補助金は、具体的な「事業」ではなく「事務」として間接経費等への補助であるため、直接の公益性が発現しているわけではない。当該補助事業者の間接経費等への補助であるため、事業者の自立性等を阻害することも懸念される。

また、特定団体補助金交付基準の「9」では、「3 年以内」や「5 年以内」の基準

によって、その効果の検証を実施するものとしている。そして、この基準の根拠となった「船橋市補助金制度検討委員会報告書」（平成 21 年 7 月）では、「特定団体等への市からの補助金総額が 1 千万円を超える場合は、2 年毎に評価を行うものとする」という意見も出されている。その点でも、間接経費等への補助金の交付に関しては、「事業」への補助にもまして、その効果の評価等のモニタリングが必要であるものと考えられる。

さらに、これらの「事務」経費に対する運営費補助の精査に関しては、当該補助事業者が補助金とは別に、市から業務委託を受けている場合、当該業務委託の積算上、間接経費をどのように見積もっているかによっては、当該業務委託の受託収益で受け取っている間接経費等と運営費補助の一部が、積算上重複しているという問題点が把握される可能性もある。

次のアンケート調査結果からも、このような特定団体の自立性等への阻害要因やモニタリングの必要性について、検証することを監査組織で共有した。

#### 【アンケート調査の結果】

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査結果では、当該補助金が事業費補助ではなく、運営費（事業の実施に直接関与しない事務局経費等）に対する補助の場合、運営費そのものの経費削減等の条件や見直しのための期限等を設けているかという問いに対して、肯定する回答はなかった（該当件数 33 件のうち、0%）（アンケート項目「16」の回答結果より）。

### （7）実績報告書等に添付する書類の範囲について

#### 【アンケート項目「27」関連】

船橋市補助金等交付規則第 12 条第 1 項では、補助事業等が完了したときには、一定の日までに補助事業等実績報告書（第 5 号様式）及び一定の添付書類を市長に提出しなければならないと規定している。

現在の補助金交付要綱では、添付書類を明記している要綱と明記していない要綱が混在している。このような現状に対して、添付書類を具体的に明記しない時、必要性が高くない書類を提出している場合は、実務的には補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものと考えられる。

このような補助金交付の問題点としては、毎年度、金銭消費貸借契約の契約書等の写しが利子補給に関する補助金の交付に関しても提出されているという問題がある。

また、その契約書の写しには原本であることを証する文言が記載されて提出されている。

さらに、添付書類を毎年度補助事業者から徴取する際には、担当者職員用として、

提出書類に係るチェックリストが存在するが、金銭消費貸借契約に係る借入金元金と利払に関する証憑等に関して、過剰な書類提出及びそのチェック内容が規定されている場合がある。

これら3つの問題点に関しては次のとおり指摘事項等を記載することとした。

まず、毎年度、市所管課へ提出する添付書類は必要最小限度の書類以外のものも提出対象となっているものと考えられる。このように必要以上の書類の提出を補助事業者に求めることは、補助事業者に対して無用な時間的、物理的コストを強いることとなるため、そのような慣行は抜本的に見直すことが求められているものと考えられる。

行政手続の効率化の観点から、当初の年度に一度、金銭消費貸借契約書を提出しているのであれば、継続案件として、毎年度、当該契約書を提出することは省略することとし、償還計画表に沿った利子の支払を行っていることが確認できる、必要最小限度の証拠書類の提出で証拠として十分であると考えられる。その必要最小限度の書類としては、償還予定表及び利子支払い証明書等が考えられる。

次に、提出書類が原本であることを証する記載に関しても、証拠能力としては極めて低い書類を提出させているものと考えられ、抜本的な見直しを行う必要があると考える。例えば、原本確認の方法に関しても、必要な原本を直接確認する等の方法等へ変更する等、見直しを行う必要がある。

さらに、当該利子補給補助金に関しては、借入金の償還補助金に関する書類に対するチェックと同様に、過剰な書類の提出を前提として、過剰なチェック項目を設定しているものと考えられるため、チェック項目を抜本的に改善する必要がある。その他の論点及び指摘事項等としては、次のとおりである。

- i 具体的な添付書類が明記されていない場合は、明記するよう「指摘」する。明記されているが、そのとおり提出されていない場合、その点に関して、市所管課が指導していない場合、「指摘」として記載する必要がある。
- ii 「その他市長が必要であると認める書類」（船橋市補助金等交付規則第12条第1項）という記載に関しては、「別に定める」規定等がない場合は、明記するよう「指摘」する必要がある。また、従来の慣行でその他に提出している書類があり、双方が暗黙のうちに実務として行っている場合は、従来からの慣行としての提出物について、再度、必要性の観点から見直して、「別に定めるもの」を整理するよう「指摘」する必要がある。

#### 【アンケート調査の結果】

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査結果では、補助事業等が完了したときに、「補助事業等実績報告書（規則第12条：第5号様式）」及び規則第12条第1項各号で示す書類の提出を受けているかという問いに対して、肯定する回答は106件（該当件数156件のうち、67.9%）であった（アンケート項目「27」の回答結果

より)。この回答結果を受けて、更に監査要点を細分化して、添付書類の範囲の合理性や原本証明の写しの証拠能力に関して検証した。

#### (8) 実績報告書が不要な場合の交付要綱等上の明記について

##### [アンケート項目「27」関連]

船橋市補助金等交付規則第12条第1項には補助事業等が完了したときには、一定の日までに補助事業等実績報告書(第5号様式)等を市長に提出しなければならないとされている。一方、同規則同条第2項では、前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金等につき、補助事業等実績報告は要しないものとしている。補助金交付要綱では具体的に明記されていない場合もある。

そのような場合、同規則同条第2項(補助事業等実績報告は要しないもの)に該当する事例はどのような補助金等であるのかに関して、明確性に欠けるものと考えられる。

また、補助金交付要綱では「補助事業等実績報告書は不要である旨」を明記していない場合、補助事業者に対して説明上、丁寧さを欠いているのではないかと懸念される。

これに関しては、規則には原則として「補助事業等実績報告書の提出」(同規則第12条第1項)が規定されていることから、その例外としての同条第2項(不要)に該当する場合は、その補助金交付要綱に明記することが補助金申請者の理解のためにも必要であると考えた。

##### 【アンケート調査の結果】

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査結果では、補助事業等が完了したときに、「補助事業等実績報告書(船橋市補助金等交付規則第12条:第5号様式)」及び同規則第12条第1項各号で示す書類の提出を受けているかという問いに対して、肯定する回答は106件(該当件数156件のうち、67.9%)であった(アンケート項目「27」の回答結果より)。この回答結果を受けて、更に監査要点を細分化して、真に実績報告書が不要であるかどうかに関する検証を行った。

#### (9) 実績報告書の提出期限について

##### [アンケート項目「28」・「29」関連]

船橋市補助金等交付規則第12条第1項には補助事業等が完了したときには、一定の日までに補助事業等実績報告書(第5号様式)等を市長に提出しなければならないとされている。ここで一定の日とは、「(補助事業等の)完了の日から起

算して 20 日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日まで」とされている。この規定に反する事例があれば、指摘事項として記載する必要があると考えた。

#### 【アンケート調査の結果】

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査結果では、補助対象事業の実績報告等の期限について、補助金交付要綱等にその時期（船橋市補助金等交付規則第 12 条に定める日）が明記されているかという問いに対して、肯定する回答が 89 件（該当件数 128 件のうち、69.5%）であった（アンケート項目「28」の回答結果より）。

一方、補助対象事業の実績報告等の期限は、規則第 12 条に定める日又は交付要綱で定める日のうち、いずれか早い日までに提出を受けているかという問いに対して、肯定する回答は 105 件（該当件数 124 件のうち、84.7%）であった（アンケート項目「29」の回答結果より）。

### （10）補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について

#### 〔アンケート項目「6」・「20」・「21」・「24」・「31～34」関連〕

補助金申請時にその補助対象事業に期待される「公益性」を審査する際、また、実績報告に対して市所管課が評価等を実施する場合に、より効果的な実施のためには、次のような視点が重要であると考えた。

- ア. 補助金交付申請時に申請事業者が提出する申請書類で「公益性」がより具体的な基準で評価されているか（問 20）。
- イ. その申請された事業の実施により発現すると期待される効果が測定され、評価されているか（問 6・21）。
- ウ. 交付決定された事業の実施中に現場視察や進捗管理など、何らかのモニタリングが実施され、その効果が把握されているか（問 24）。
- エ. 実績報告の内容を審査し評価する際に必要であると考えられる評価マニュアル等が整備され活用されているか（問 31）。
- オ. 実績報告の評価に必要と市所管課が判断した場合は現場視察を実施しているか（問 32）。
- カ. 実績報告書の提出時には、主要な補助対象科目に直接関連する領収書・支払明細書や請求書等を徴取し、サンプル的にでも検証することでその報告書の信頼性を担保しているか（問 33）。
- キ. 実績報告書の提出時には、補助対象事業の実施時期、参加人員等の実績データを明記させているか（問 34）など。

以上のような視点で、補助対象事業の業務プロセスごとに、より客観的な評価等を実施することが求められているものと考えられる。各補助金の実施状況をアンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況を検出した場合、指摘事項として外部監査の結果報告書に記載する必要があると考えた。

#### 【アンケート調査の結果】

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査の回答では、この項目に関係する複数の問いについて、次のとおりの結果となっている。

##### i アンケート項目「6」の回答結果

当該補助金交付の効果が、申請時の審査や事業報告時の評価等においても、期待どおり認められるほど十分な効果が測定され、評価できるかという問いに対して、肯定する回答が 157 件（該当件数 163 件のうち、96.3%）であった。

##### ii アンケート項目「20」の回答結果

補助金交付申請の審査の際に、「公益性」を何らかの具体的な基準により審査しているかという問いに対して、肯定する回答が 39 件（該当件数 153 件のうち、25.5%）であった。

##### iii アンケート項目「21」の回答結果

補助金交付申請の審査の際に、補助金交付の効果に関して具体的に審査しているかという問いに対して、肯定する回答が 38 件（該当件数 164 件のうち、23.2%）であった。

##### iv アンケート項目「24」の回答結果

補助金の交付対象事業に関して、事業実施の途中で何らかのモニタリング（現場視察や進捗管理等）を実施しているかという問いに対して、肯定する回答が 49 件（該当件数 140 件のうち、35.0%）であった。

##### v アンケート項目「31」の回答結果

補助事業に係る実績報告を受けたときに活用できる、書類審査の実施手続を示したマニュアル又は指針等は作成されているかという問いに対して、肯定する回答が 16 件（該当件数 127 件のうち、12.6%）であった。

##### vi アンケート項目「32」の回答結果

補助事業に係る実績報告（令和元年度実績）を受けたときに、現地調査を実施したことはあるかという問いに対して、肯定する回答が 17 件（該当件数 121 件のうち、14.0%）であった。

##### vii アンケート項目「33」の回答結果

補助事業者から実績報告書の提出を受けたときは、主要な補助対象科目の領収書・支払明細書や請求書等を取寄せて検証することはあるかという問いに対して、

肯定する回答が 73 件（該当件数 121 件のうち、60.3%）であった。

viii アンケート項目「34」の回答結果

補助事業者からは実績報告書の提出を受けるときに、補助事業の実施期間や、特定の事業がある場合はその具体的な実施時期及び参加人員等の実績を明記して提出させているかという問いに対して、肯定する回答が 83 件（該当件数 102 件のうち、81.4%）であった。

以上の結果から次のことが分かる。

すなわち、当該補助金の効果について、申請時の審査や事業報告時の評価等においても、期待どおり認められるほど十分な効果が測定され、評価できると多くの市所管課では認識している（問 6）が、公益性に関する具体的な審査基準は概して有しておらず（問 20）、具体的に審査するまでに至っていない（問 21）ということ把握することができる。また、現場視察や進捗管理等のモニタリングもそれほど行われていない（問 24）。そして、補助事業に係る実績報告の提出を受けたときに実施する書類審査等の際に使用するためのマニュアル等も整備されていないという結果であった（問 31）。

一方、補助事業者から実績報告を受けたとき、補助事業の実施期間や、特定の事業がある場合はその具体的な実施時期及び参加人員等の実績を明記して提出させたり（問 34）、主要な補助対象科目の領収書・支払明細書や請求書等を取寄せて検証したり（問 33）して、実績の検証を、全体として高い割合で実施していることが分かる。

(11) 補助金交付決定の取消と補助金の返還事例について

[アンケート項目「37」・「38」関連]

直近 3 年間で補助金の交付決定を取消した事例があるかどうかについては、アンケート調査の質問事項として位置付けている。それらの補助金に該当するかどうかの判断に当たっては、次に記載する船橋市補助金等交付規則第 16 条各号の要件のいずれかに該当するかどうか判断する必要がある。

第 1 号：偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

第 2 号：補助金等を他の用途に使用したとき。

第 3 号：前 2 号に掲げるもののほか、補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

なお、そのような事例が把握された場合は、次の点に留意して検証することとする。

- i 船橋市補助金等交付規則第 16 条に該当する事例が直近で存在している場合、その取消事由に該当する事実は真に存在するか。



- ii その認定事務に瑕疵はないか。
- iii 当該取消事例では、既に補助金等の返還は適正に行われているか。
- iv 返還補助金の未収債権が延滞化していないか。
- v 当該取消補助金等の返還に係る遅延損害金の発生を適切に把握し、認識・測定しているか。
- vi 当該遅延損害金が延滞債権となっていないか。

以上のような検証を実施した結果、次のような検出事項が把握された場合は、外部監査の結果報告書に次のような内容で記載することとする。

- ア. 船橋市補助金等交付規則第 16 条の取消事由に該当する補助金の交付等が発生しているにもかかわらず、適切に把握されていない場合は、原則として指摘事項とし、必要な改善措置を明記する。
- イ. 船橋市補助金等交付規則第 16 条に該当する事例が直近で存在しており、その取消事由に該当するかどうかの事実把握と認定事務に瑕疵があると判断される場合には、原則として指摘事項として記載し、必要な改善措置を明記する。
- ウ. 交付された補助金等が適時に返還を受けておらず、延滞債権となっているにもかかわらず、収入調定を行っておらず、督促や催告を適切に行っていない場合、原則として指摘事項とし、改善措置を明記する。
- エ. 当該取消補助金等の返還が滞り、その返還金に係る遅延損害金が発生しているにもかかわらず、債務者に対して事実上通知等で周知していない場合、また、当該補助金が返還されたにもかかわらず、その返還金に係る遅延損害金を会計上調定せず、債務者に対しても請求していない場合、また、当該遅延損害金の滞納に対して督促等の手続を行っていない場合、原則として指摘事項とし、必要な改善措置を明記する。

#### 【アンケート調査の結果】

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査結果では、補助事業者が船橋市補助金等交付規則第 16 条各号に該当した事例があった場合、補助金の全部または一部の返還を「補助金等返還命令書（船橋市補助金等交付規則第 16 条：第 8 号様式）」により命じているかという問いに対して、肯定する回答が 15 件（該当件数 33 件のうち、45.5%）であった（アンケート項目「37」の回答結果より）。

一方、直近 3 年間（平成 29 年度から令和元年度までの間）で、補助金の交付決定を取消したことや是正措置命令を行ったことはあるかという問いに対して、肯定する回答は 3 件（該当件数 157 件のうち、1.9%）であった（アンケート項目「38」の回答結果より）。

## (12) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額について

### [アンケート項目「39」関連]

補助金の交付に対応する支出のうち、消費税等の課税対象支出で、仕入控除税額が消費税等の申告に際して確定した場合、市へ「報告」したり、「返還」したりすることを周知しているかどうかを検証しなければならない。

その検証結果として、実際に、船橋市補助金等交付規則には明記されていないが、多くの補助金交付要綱にはその趣旨に沿った周知文が記載されていた。また、実際に該当した補助金に関して、「報告」や「返還」がなされている事例とそれらが実施されていない事例が把握された。

実際の指摘事項として、福祉施設の建設費補助に当たり、実際には「報告」や「返還」が実施されていない事例が検出され、過去3年間の補助金交付に係る仕入控除税額について、市へ報告及び返還が漏れている事例としては、暫定的ではあるが約800万円が把握された。また、今回は重要性の観点から、検証手続は実施しなかったが、検証範囲を商事債権の時効期間である5年間に拡大することや建設費補助だけでなく、経費補助にも拡大することについて、検討を要するものと考えられる。

そもそも、現行の消費税制度とは、製造、卸売、小売から消費者の購買活動に至る各取引段階で、二重、三重に税がかからないように、課税売上に係る消費税額（仮受消費税）から課税仕入れ等に係る消費税額（仮払消費税）を控除し、税が累積しない仕組みとなっている。このように課税仕入れ等に係る消費税額を控除することを仕入税額控除という。

一方、補助金に係る消費税の仕入控除税額の返還については、補助金収入が消費税法上は不課税取引であるため、消費税を含む補助金の交付を補助事業者が受けた場合、当該補助金部分は仮受消費税の取扱いをしないことから、補助対象事業で支出した消費税を含めて仕入税額控除を受けた場合、その補助金に含まれる消費税分は二重に受け取ったことと同じになる。その重複分を仕入控除税額として報告をし、補助金を交付した市へ返還する必要があることとなる。

このような返還がある場合は、返還額の計算が補助事業者の消費税額の申告方法により異なるため、市所管課が補助事業者から徴取する報告様式等の記載内容を検討する際には注意を要する（個別意見の例示を参照されたい）。

一方で、次のような場合に該当する事例では、返還がないこととなる。ただし、市所管課としては、返還額が「ゼロ」であっても、補助事業者に報告や証明書等を求めることも重要である。

#### [返還がない事例]

- i 消費税の申告義務がない場合
- ii 簡易課税事業者である場合

- iii 公益法人等<sup>注</sup>で特定収入割合が5%を超過している場合
- iv 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するもの」としている場合
- v 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている場合
- vi 補助金に関する消費税に係る消費税等相当額を補助金額から減額して実績報告を提出した場合
- vii 消費税を含まない金額で補助金が交付された場合

注：公益法人等とは、地方公共団体の特別会計、一般財団・社団法人、公益財団・社団法人、学校法人及び社会福祉法人等が該当する（消費税法別表第三を参照。）。

なお、上記の「返還がない事例」のうち、「iii 公益法人等で特定収入割合が5%を超過している場合」に関連する参考資料として、次の国税庁の説明がある。

【参考：国税庁HPより】

「No. 6495：国、地方公共団体や公共・公益法人等に特定収入がある場合の仕入控除税額の調整」

「消費税の納税額は、その課税期間中の課税売上げに係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）を控除して計算します。

しかしながら、国若しくは地方公共団体の特別会計、公共法人、公益法人等又は人格のない社団等など（以下「国、地方公共団体、公共・公益法人等」といいます。）の仕入控除税額の計算においては、一般の事業者とは異なり、**補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入を「特定収入」として、これにより賄われる課税仕入れ等の消費税額を仕入控除税額から控除する調整**が必要とされます。」

「国、地方公共団体、公共・公益法人等が簡易課税制度を適用せず、一般課税により仕入控除税額を計算する場合で、特定収入割合（注）が5%を超えるときは、通常の方法によって算出した仕入控除税額から一定の方法によって計算した特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額を控除した残額を、その課税期間の仕入控除税額とする調整が必要です。

ただし、国、地方公共団体、公共・公益法人等が簡易課税制度を適用している場合又は特定収入割合（注）が5%以下である場合には、この仕入控除税額の調整をする必要はなく、通常の方法によって算出した仕入控除税額の全額を、その課税期間の仕入控除税額とします。

（注）特定収入割合は、その課税期間中の特定収入の合計額を、その課税期間中の税抜課税売上高、免税売上高、非課税売上高、国外売上高及び特定収入の合計額の総合計額で除して計算します。」

【アンケート調査の結果】

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査結果では、補助金の交付に対応する支出のうち、消費税等の課税対象支出で、特定収入に係る仕入控除税額が消費税等

の申告に際して確定した場合、市へ「報告」したり、「返還」したりすることを周知しているかという問いに対して、肯定する回答が 27 件（該当件数 43 件のうち、62.8%）であった（アンケート項目「39」の回答結果より）。

### (13) 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について

#### 【アンケート項目「40」・「41」関連】

補助事業者における経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記についての検証の視点について、論点及び外部監査人の立場は次のとおりである。

#### 【論点】

- ア. 船橋市補助金等交付規則第 18 条に規定する経費収支に係る書類の常時整備に関して、補助要綱にその規定がなくても、補助事業者に書類の常時整備を義務づけることはできるのか。
- イ. 同規則第 18 条の趣旨はなにか。
- ウ. 書類の保存年限の基準はあるか。

#### 【外部監査人の立場】

外部監査人の立場は次のとおりであるため、外部監査結果報告書の作成に当たっては、これらの立場に基づき作成することとなる。

- ア. 船橋市補助金等交付規則第 18 条に対応する規定については、補助金交付要綱に同様の内容が規定されていない場合でも、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられる。ただし、外部監査の指摘事項等としては、補助金交付要綱に「経費収支に係る書類の整備」を明記したほうが、補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応である旨を記載する。

その理由としては、同規則だけに規定されているだけでは、補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面があるためである。つまり、補助金交付要綱にも規則の規定を直接言及し、当該書類の整備を規定することで、補助事業者がその整備義務を明確に認識することが期待できるためである。

- イ. 同規則第 18 条の趣旨としては、次のいくつかの点が考えられる。

まず、一般的な経費（経常経費や資産取得経費）に関して、補助金申請に係る不正行為の発生に際して証拠書類の保全や不正の根拠等の特定などに当該書類が必要になること。

次に、施設整備等の資産取得に対する補助金の場合は、当該資産（建物）の耐用年数にわたって補助金の効果が発現することを考慮するとその収支や減価償却等に係る書類や台帳類を整備することは必要不可欠であること。

- ウ. 整備した書類の保存年限を明示する場合には、経費の性質により適切な期間を明示する必要がある。

例えば、補助対象事業が経常経費で実施されるものであれば、商事債権の時効期間である 5 年間や船橋市文書管理規則で指定した期間に該当する保存期間を明記する。

また、施設整備等の資産取得に対する補助金であれば、その補助対象資産の効用が及ぶ期間の範囲としての耐用年数を保存年限とするなどが、明記されるべき期間として考えられるものである。

#### 【アンケート調査の結果】

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査結果では、補助事業者には当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備し、保存しておくための具体的な規定を補助金交付要綱に明記しているかという問いに対して、肯定する回答が 62 件（該当件数 152 件のうち、40.8%）であった（アンケート項目「40」の回答結果より）。

また、補助事業者には当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類の保存年限を補助金交付要綱に明記しているかという問いに対して、肯定する回答は 56 件（該当件数 151 件のうち、37.1%）であった（アンケート項目「41」の回答結果より）。

#### (14) 暴力団排除条項の規定について

##### 【アンケート項目「37」・「38」関連】

市では、船橋市暴力団排除条例を制定しており、同条例第 7 条では次のとおり、市の事務等から暴力団を排除することを規定している。

第 7 条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業(以下「市の事務等」という。)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者(以下「暴力団密接関係者」という。)を市の事務等から排除するため、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるために必要な事項について、千葉県警察本部長に意見を聴くことができる。

3 市は、市の事務等に関して、その契約の相手方に対し、当該市の事務等により暴力団を利することとならないよう、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

市が交付する補助金についても、同条例に定める「暴力団員等又は暴力団密接関

係者」を申請者から除外して、補助金を交付しないと共に、仮に交付が判明した場合には、速やかに交付決定を取り消した上で返還を求める規定が必要である。

この点に関して、船橋市補助金等交付規則第 16 条の規定は次のとおりである。

(交付決定の取消等)

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部の返還を補助金等返還命令書(第 8 号様式)により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

このように船橋市補助金等交付規則第 16 条では、暴力団等が補助金の交付を受けた場合に、交付決定を取り消す旨を明記していない。また、船橋市補助金等交付規則は、補助金の申請者から暴力団等を排除する旨も規定していない。

一方、個別の補助金交付規則や補助金交付要綱を見ると概ね、取り消し事由を含め、明確に暴力団を排除する旨の規定は設けられていない。

ただし、そのような中でも、例えば、「船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金交付要綱」第 3 条などは、「船橋市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員である場合」は「補助金の交付を受けることができない。」と規定していることは確認することができた。

他の地方公共団体では、補助金交付規則において暴力団排除の規定を明記するところもある。たとえば、千葉市補助金等交付規則は以下のとおり定めており、補助金交付において暴力団排除をし、速やかに交付決定を取り消すことができる旨を明記している。

(暴力団等の排除)

第 4 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 千葉市暴力団排除条例(平成 24 年千葉市条例第 36 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等
- (3) 暴排条例第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者

(決定の取消し)

第 17 条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 第4条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(第2項以下省略)

船橋市においても、前記のとおり、船橋市暴力団排除条例を制定し、同条例第7条において、市の事務から暴力団を排除する措置を講ずることを明記しているため、補助金事業もその措置の対象に含まれる。それによって、現在の規定の下では、仮に補助金の交付先が暴力団等であった場合、船橋市補助金等交付規則やその他の個別の補助金交付要綱及び規則の取消事由の解釈により返還は可能であるとの余地もある。しかし、上記の千葉市のように規則で暴力団排除の規定を明記しておくことが適切であると考ええる。

したがって、補助金事業から暴力団等を排除するために、船橋市補助金等交付規則において暴力団等を交付対象者から除外し、仮に交付後に暴力団等であることが判明した場合には、速やかに交付決定を取り消した上で返還を求められる旨を明記することが必要であると考ええる。

#### 【アンケート調査の結果】

外部監査の実施過程で行ったアンケート調査結果では、アンケート項目「37」及び「38」の質問は直接、暴力団排除条項に関するものではないが、それに関連した質問である。この質問に関する回答結果や個別の補助金交付要綱等を閲覧・分析した結果を上記のとおり記載した。

#### 4. 包括外部監査の結果一覧について

今年度の包括外部監査の実施結果のうち、補助金の交付事務及び負担金の支出事務に係る監査結果を一覧表にして示したものが次の【外部監査の結果一覧表】である。

この一覧表に記載されている大項目～小項目までの項目名称は、指摘及び意見等の項目に合致している。

ここで、「指摘」とは監査対象部門が執行する補助金交付及び負担金支出に係る財務事務等について、法令等に反する場合や事務処理の結果等が不当であると考えられる場合に合規性違反またはそれに準ずるものとして監査結果報告書に記載しなければならないものである。一方、「意見」は、当該財務事務等が合規性違反またはそれに準ずるものではないが、経済性・効率性または有効性の面で改善の余地が大きい場合に、監査結果報告書に記載することができるものである。さらに今回は、負担金の支出事

務に関する監査結果として、「提案」という区分を設けている。この「提案」は、「指摘」や「意見」と異なり、個別の負担金支出事務に関して、具体的な措置を求めるものではなく、市所管課が近い将来、その所管する負担金の支出事務に関して、改善等を行う際に指針の一つとして考慮することを期待するものである。

さて、指摘も意見も監査対象部門の改善措置を求めるものとしては同様であるが、指摘は合規性違反またはそれに準ずるものに係るものであるため、より厳格に改善措置が要求されるものである。この一覧表にまとめられた指摘及び意見は、外部監査人側と監査対象部門とが数回にわたって協議を重ね、指摘及び意見の内容について今後の措置の実施についての理解を共有したものである。

なお、指摘の場合は、「第2章 外部監査の結果」の第2節に記載している【結果】欄の文章末尾を「～されたい。」という文言で統一している。また、意見の場合は同様に文章末尾をおおむね、「～することを要望する。」などの文言で表現している。

## 【外部監査の結果一覧表】

### 【外部監査の結果（第2節 個別意見：I 補助金交付事務の監査結果）一覧】

大項目（外部監査種類等）/中項目（指摘・意見の項目）/小項目（指摘・意見の細項目）	指 摘	意 見
I 補助金交付事務の監査結果		
I-1 総務費 [款名称]：補助金	5 件	17 件
1. 総務管理費 [項名称]：補助金	4 件	14 件
I-1-1-1【所管課等・目名称】危機管理課・防災対策費	2 件	4 件
① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：3 件）		3
② 補助金の充当による固定資産の取得制限について（指摘：1 件）	1	
③ 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について（意見：1 件）		1
④ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1 件）	1	
I-1-1-2【所管課等・目名称】職員課・人事管理費	0 件	1 件
① 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について（意見：1 件）		1
I-1-1-3【所管課等・目名称】自治振興課・自治振興費	2 件	6 件
① 補助金の充当による固定資産の取得制限について（指摘：1 件）	1	
② 多額の繰越金を有する団体への補助金交付について（意見：1 件）		1
③ 運営費補助に該当する補助金の経費削減等の努力の仕組みについて（意見：1 件）		1
④ 実績報告書が不要な場合の交付要綱等上の明記について（意見：2 件）		2
⑤ 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について（意見：1 件）		1
⑥ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1 件）	1	



⑦ 申請書の添付書類について (意見: 1 件)		1
<b>I-1-1-4【所管課等・目名称】市民協働課・一般管理費</b>	<b>0 件</b>	<b>2 件</b>
① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について (意見: 2 件)		2
<b>I-1-1-5【所管課等・目名称】市民安全推進課・自治振興費</b>	<b>0 件</b>	<b>1 件</b>
① 成果指標の設定について (意見: 1 件)		1
<b>2. 統計調査費 [項名称]: 補助金</b>	<b>1 件</b>	<b>3 件</b>
<b>I-1-2-1【所管課等・目名称】総務課・統計調査費</b>	<b>1 件</b>	<b>3 件</b>
① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について (意見: 3 件)		3
② 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について (指摘: 1 件)	1	
<b>I-2 民生費 [款名称]: 補助金</b>	<b>25 件</b>	<b>59 件</b>
<b>1. 社会福祉費・災害救助費 [項名称]: 補助金</b>	<b>13 件</b>	<b>25 件</b>
<b>I-2-1-1【所管課等・目名称】高齢者福祉課・社会福祉総務費</b>	<b>1 件</b>	<b>3 件</b>
① 運営費補助に該当する補助金の経費削減等の努力の仕組みについて (意見: 1 件)		1
② 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について (意見: 2 件)		2
③ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について (指摘: 1 件)	1	
<b>I-2-1-2【所管課等・目名称】高齢者福祉課・老人福祉費</b>	<b>3 件</b>	<b>6 件</b>
① 補助事業等により取得した財産の処分制限について (指摘: 1 件、意見: 2 件)	1	2
② 運営費補助に該当する補助金の経費削減等の努力の仕組みについて (意見: 1 件)		1
③ 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について (意見: 2 件)		2
④ 補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還について (指摘: 1 件、意見: 1 件)	1	1
⑤ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について (指摘: 1 件)	1	
<b>I-2-1-3【所管課等・目名称】介護保険課・老人福祉費</b>	<b>1 件</b>	<b>2 件</b>
① 補助対象経費等の明示要件について (意見: 1 件)		1
② 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について (意見: 1 件)		1
③ 補助金に係る必要な証憑の確認について (指摘: 1 件)	1	
<b>I-2-1-4【所管課等・目名称】地域福祉課・社会福祉総務費</b>	<b>3 件</b>	<b>8 件</b>
① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について (意見: 2 件)		2
② 補助対象経費等の明示要件について (意見: 2 件)		2
③ 運営費補助に該当する補助金の経費削減等の努力の仕組みについて (意見: 1 件)		1
④ 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について (指摘: 1 件、意見: 2 件)	1	2
⑤ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について (指摘: 1 件)	1	

⑥ やむを得ない事由による例外的な対応について（指摘：1件、意見：1件）	1	1
<b>I-2-1-5【所管課等・目名称】障害福祉課・障害者福祉費</b>	<b>4件</b>	<b>4件</b>
① 補助対象経費の特定及び実績報告書による確定について（指摘：2件）	2	
② 交付申請書に添付する書類の範囲について（指摘：1件、意見：1件）	1	1
③ 実績報告書が不要な場合の交付規則における規定について（意見：1件）		1
④ 補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還について（意見：2件）		2
⑤ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）	1	
<b>I-2-1-6【所管課等・目名称】児童家庭課・社会福祉総務費</b>	<b>1件</b>	<b>2件</b>
① 多額の繰越金を有する団体への補助金交付について（意見：1件）		1
② 補助金申請時の「公益性」の審査について（意見：1件）		1
③ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）	1	
<b>2. 児童福祉費〔項名称〕：補助金</b>	<b>12件</b>	<b>34件</b>
<b>I-2-2-1【所管課等・目名称】子ども政策課・児童福祉総務費、保育所費</b>	<b>3件</b>	<b>13件</b>
① 補助対象経費等の明示要件について（意見：1件）		1
② 補助事業等により取得した財産の処分制限について（意見：4件）		4
③ 実績報告書等に添付する書類の範囲について（指摘：1件、意見：3件）	1	3
④ 補助金の返還を命じた場合の加算金及び延滞金について（意見：1件）		1
⑤ 補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還について（指摘：1件、意見：2件）	1	2
⑥ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）	1	
⑦ 補助対象期間が終了した以降の資金計画等の策定について（意見：1件）		1
⑧ 補助事業等による施設整備等に係る契約手続について（意見：1件）		1
<b>I-2-2-2【所管課等・目名称】児童家庭課・児童福祉総務費</b>	<b>1件</b>	<b>2件</b>
① 交付申請書に添付する書類の範囲について（指摘：1件、意見：1件）	1	1
② 実績報告書が不要な場合の交付要綱等上の明記について（意見：1件）		1
<b>I-2-2-3【所管課等・目名称】保育認定課・児童福祉総務費、保育所費</b>	<b>4件</b>	<b>13件</b>
① 補助事業等により取得した財産の処分制限について（意見：2件）		2
② 実績報告書等に添付する書類の範囲について（指摘：1件、意見：2件）	1	2
③ 実績報告に対する評価等の効果的な実施について（指摘：1件、意見：4件）	1	4
④ 補助金の返還を命じた場合の加算金及び延滞金について（意見：1件）		1
⑤ 補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還について（意見：3件）		3
⑥ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）	1	
⑦ 補助の対象となる経費の審査について（指摘：1件、意見：1件）	1	1
<b>I-2-2-4【所管課等・目名称】地域子育て支援課・児童福祉総務費</b>	<b>2件</b>	<b>4件</b>
① 実績報告書等に添付する書類の範囲について（指摘：1件、意見：1件）	1	1
② 補助金の返還を命じた場合の加算金及び延滞金について（意見：1件）		1

③ 補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還について（意見：2件）		2
④ 補助の対象となる経費の審査について（指摘：1件）	1	
<b>I-2-2-5【所管課等・目名称】療育支援課・児童福祉総務費</b>	<b>2件</b>	<b>2件</b>
① 交付申請書に添付する書類の範囲について（指摘：1件、意見：1件）	1	1
② 実績報告書が不要な場合の交付要綱等上の明記について（意見：1件）		1
③ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）	1	
<b>I-3 衛生費【款名称】：補助金</b>	<b>0件</b>	<b>6件</b>
<b>1. 保健衛生費・清掃費【項名称】：補助金</b>	<b>0件</b>	<b>6件</b>
<b>I-3-1-1【所管課等・目名称】健康政策課・保健衛生総務費</b>	<b>0件</b>	<b>2件</b>
① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：1件）		1
② 運営費補助に該当する補助金の経費削減等の努力の仕組みについて（意見：1件）		1
<b>I-3-1-2【所管課等・目名称】衛生指導課・環境衛生費</b>	<b>0件</b>	<b>1件</b>
① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：1件）		1
<b>I-3-1-3【所管課等・目名称】環境政策課・公害防止対策費</b>	<b>0件</b>	<b>1件</b>
① 補助金交付決定の取消と補助金の返還事例について（意見：1件）		1
<b>I-3-1-4【所管課等・目名称】クリーン推進課・塵芥収集費</b>	<b>0件</b>	<b>2件</b>
① 年度途中に予算額が不足した補助金について（意見：1件）		1
② 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：1件）		1
<b>I-4 商工費【款名称】：補助金</b>	<b>3件</b>	<b>7件</b>
<b>1. 商工費【項名称】：補助金</b>	<b>3件</b>	<b>7件</b>
<b>I-4-1-1【所管課等・目名称】商工振興課・商工総務費</b>	<b>0件</b>	<b>2件</b>
① 多額の繰越金を有する団体への補助金交付について（意見：2件）		2
<b>I-4-1-2【所管課等・目名称】商工振興課・商工業振興費</b>	<b>2件</b>	<b>3件</b>
① 補助金交付決定通知書の教示文言について（指摘：1件）	1	
② 補助事業等着手・完了届の提出について（指摘：1件、意見：1件）	1	1
③ 交付実績が無く、社会経済的ニーズに対応しているとは言えない補助金について（意見：1件）		1
④ 補助金交付の効果の検証について（意見：1件）		1
<b>I-4-1-3【所管課等・目名称】商工振興課・観光費</b>	<b>1件</b>	<b>2件</b>
① 補助事業等着手・完了届の提出について（指摘：1件、意見：1件）	1	1
② 補助金交付の効果の検証について（意見：1件）		1
<b>I-5 土木費【款名称】：補助金</b>	<b>9件</b>	<b>25件</b>
<b>1. 都市計画費・道路橋りょう費・河川費【項名称】：補助金</b>	<b>5件</b>	<b>13件</b>
<b>I-5-1-1【所管課等・目名称】都市計画課・都市計画総務費</b>	<b>0件</b>	<b>2件</b>
① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：2件）		2

<b>I-5-1-2【所管課等・目名称】公園緑地課・公園緑地費</b>	<b>2件</b>	<b>3件</b>
① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：2件）		2
② 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について（意見：1件）		1
③ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）	1	
④ 補助金交付請求書について（指摘：1件）	1	
<b>I-5-1-3【所管課等・目名称】道路計画課・交通安全対策費、都市計画総務費</b>	<b>0件</b>	<b>3件</b>
① 実績報告書の提出期限について（意見：1件）		1
② 消費税の課税対象支出で、特定収入に係る仕入税額控除について（意見：2件）		2
<b>I-5-1-4【所管課等・目名称】下水道総務課・公共下水道費</b>	<b>0件</b>	<b>1件</b>
① 補助金交付要綱の未整備について（意見：1件）		1
<b>I-5-1-5【所管課等・目名称】下水道河川管理課・河川管理費</b>	<b>1件</b>	<b>3件</b>
① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：3件）		3
② 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）	1	
<b>I-5-1-6【所管課等・目名称】河川整備課・河川管理費</b>	<b>2件</b>	<b>1件</b>
① 実績報告書等に添付する書類の範囲について（指摘：1件）	1	
② 実績報告書の提出期限について（意見：1件）		1
③ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）	1	
<b>2. 住宅費〔項名称〕：補助金</b>	<b>4件</b>	<b>12件</b>
<b>I-5-2-1【所管課等・目名称】建築指導課・住宅管理費</b>	<b>2件</b>	<b>5件</b>
① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：3件）		3
② 補助対象経費等の明示要件について（意見：1件）		1
③ 補助金の返還を命じた場合の加算金及び延滞金について（意見：1件）		1
④ 消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還について（指摘：1件）	1	
⑤ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）	1	
<b>I-5-2-2【所管課等・目名称】宅地課・住宅管理費</b>	<b>1件</b>	<b>3件</b>
① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：3件）		3
② 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）	1	
<b>I-5-2-3【所管課等・目名称】住宅政策課・住宅管理費</b>	<b>1件</b>	<b>4件</b>
① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：3件）		3
② 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）	1	
③ 同一部内で要綱等の規定の違いについて（意見：1件）		1
<b>小 計</b>		
指摘の合計	42件	-
意見の合計	-	114件

【外部監査の結果（第2節 個別意見：Ⅱ 負担金支出事務の監査結果）一覧】

大項目（外部監査種類等）/中項目（負担金の類型）	提 案
<b>Ⅱ 負担金支出事務の監査結果</b>	
（1）「A：情報共有・連携型」の負担金について	3件
（2）「B：研修参加・知識習得型」の負担金について	2件
（3）「C：研修参加・資格取得型」の負担金について	1件
（4）「D：任意団体参加・事務局代行型」の負担金について	6件
（5）「E：一部事務組合参加・事業共同実施型（他市等との共同）」の負担金について	2件
（6）「F：地方公営企業繰出基準負担型」の負担金について	3件
（7）「G：他団体事業参加型」の負担金について	3件
（8）「H：実費負担型」の負担金について	2件
（9）「I：施設給付型」の負担金について	0件
<b>提案の合計</b>	<b>22件</b>

以上のとおり、今年度の外部監査の結果として、指摘事項は42件、意見は114件、提案は22件であった。

## 第2節 個別意見

### I 補助金交付事務の監査結果

#### I-1 総務費 [款名称] : 補助金

##### 1. 総務管理費 [項名称] : 補助金

###### (1) 補助金交付事務の概要

総務管理費で執行している補助金交付事務に係る事業の一覧は、次の表のとおりである。

【令和元年度決算ベースの補助金 [総務管理費] 一覧】 (単位：円)

No.	款名	項名称	目名称	事業名称	所属名称	予算現額	執行額	配当予算率	執行率
3	総務費	総務管理費	防災対策費	防災費 防災推進費	市長公室危機管理課	760,000	229,720	630,280	30.22
5	総務費	総務管理費	防災対策費	防災費 自主防災組織補助金	市長公室危機管理課	11,166,000	9,133,000	2,033,000	81.79
14	総務費	総務管理費	企画費	東葉高速鉄道(株)支援事業費 東葉高速鉄道(株)利子補給金	企画財政部政策企画課	33,493,000	33,342,912	160,088	99.55
35	総務費	総務管理費	人事管理費	職員研修費 職員研修費	総務部職員課	170,000	137,298	32,702	80.76
46	総務費	総務管理費	自治振興費	自治会等振興費 町会自治会館設置費補助金	市民生活部自治振興課	88,400,000	83,720,000	4,680,000	94.7
47	総務費	総務管理費	自治振興費	自治会等振興費 町会自治会館維持管理費補助金	市民生活部自治振興課	12,200,000	11,568,136	631,864	94.82
48	総務費	総務管理費	自治振興費	自治会等振興費 自治会適合協議会補助金	市民生活部自治振興課	9,000,000	9,000,000	0	100
49	総務費	総務管理費	自治振興費	防犯対策費 防犯施設設置費補助金	市民生活部自治振興課	130,000,000	113,375,755	16,624,245	87.21
50	総務費	総務管理費	自治振興費	防犯対策費 防犯灯維持管理費補助金	市民生活部自治振興課	175,220,000	172,855,685	2,364,315	98.65
52	総務費	総務管理費	自治振興費	自治振興経費 自治振興経費	市民生活部自治振興課	2,500,000	2,400,000	100,000	96
55	総務費	総務管理費	一般管理費	市民協働推進費 市民公益活動公募型支援金	市民生活部市民協働課	1,457,000	315,378	1,141,622	21.64
59	総務費	総務管理費	自治振興費	防犯対策費 防犯対策推進費	市民生活部市民安全推進課	2,295,000	1,298,383	995,607	56.61
60	総務費	総務管理費	自治振興費	防犯対策費 防犯対策推進費	市民生活部市民安全推進課	8,618,000	7,694,000	1,124,000	87.25
61	総務費	総務管理費	自治振興費	防犯対策費 防犯対策推進費	市民生活部市民安全推進課	22,002,000	21,928,000	74,000	99.66
				合 計		497,481,000	466,999,277	30,481,723	93.87%

補助金交付事務に係る事業数は14件、それらの事業所管課は6課、予算現額の合計は4億9,748万円、執行額の合計は4億6,700万円、それらの合計ベースの執行率は93.87%であった。

###### (2) 監査手続

補助金交付事務の財務監査及び3Eの監査を効果的、効率的に実施するため、検証すべき監査要点を設定し、次に示す監査手続を実施した。

###### ① 過去の見直し経緯等の把握

補助金交付事務に係る過年度の見直し経緯等を精査し、現在の補助金交付の状況を把握した。

###### ② 財務監査実施の監査手続

船橋市補助金等交付規則及び補助金交付要綱並びに補助金見直し方針及び特定団体補助金交付基準等の財務事務処理ルールを必要な範囲で確認し、補助金交付事

務（交付申請、審査、交付決定、実績報告、交付請求、精算等に係る会計処理等）について、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、規則、要綱等のルールに基づき、その事務処理がなされているか等の視点から、合规性の検証を行う監査を実施した。

### ③ 3E 監査要点検証のための監査手続

補助金交付事務の実施プロセスにおける P（計画・仕組み構築）・D（補助実施）・C（実績把握・検証及び効果測定等）・A（見直し等）サイクルが整備され、効果的に運用されているか等に関して、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、補助金交付事務に係る経済性・効率性及び有効性等の検証を行う監査を実施した。

### ④ 過去の外部監査結果に対する措置等の確認

該当する監査対象に関して、過去の外部監査等の実施結果に係る措置の状況を把握し、現状において措置が完了しているか等について、確認を行った。

### ⑤ その他の監査手続

その他外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

## （3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、所管課等別・目（予算科目）別に各事業に係る指摘事項及び意見を述べることとする。

### I-1-1-1：【所管課等・目名称】危機管理課・防災対策費

#### ① 高い緊急性・必要性和極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：3件） [アンケート項目「4」・「5」関連]

##### 【現状・問題点】

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうかを評価する必要があると考えられる。今後発生する可能性が高いといわれている首都直下地震やゲリラ豪雨などの災害に対応するための補助金等に関しては、市所管課がその交付に関して緊急性と必要性が高いと判断することは妥当であると考えられる。

一方では、上記のように緊急性と必要性が高いと判断している補助金でも、予算に対する執行率が低いものが見受けられる。また年度によって、執行率が大き

く変動している場合も見受けられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
3	船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金	760,000	229,720

この補助金の予算額と執行額との比較をすると執行率が低い。その執行率は30.2%、不用額は53万円であった。

この補助金は、地域防災の担い手を育成し、もって地域コミュニティの活性化及び地域防災力の向上に寄与することを目的とし、一つの自主防災組織につき防災士の資格取得者1人及び災害救援ボランティアの認定者1人を育成するために交付されるものである。高い確率で発生すると想定されている首都直下地震、近年頻発するゲリラ豪雨、昨年千葉県で大きな被害を受けた台風による強風などによる被害を考えると、この補助金の公益性は高いと考えられる。

執行率が低い理由は、自主防災組織の推薦を受けて、防災士等資格取得を希望した者が少なかったということだが、防災士資格取得者は開始年度である平成28年度(2016年度)には9人であったものが令和元年度(2019年度)には3人となっている。

また、このような低執行率の補助金の不用額に鑑みると、一方では、当初予算の段階で適正な予算配分がなされていなかったとも考えられる。また、補正予算での調整上、減額補正を行わない現状では、不用額が最終的に発生してしまうという問題が認識される。

#### 【結果：意見1】

地域防災力の充実のためにはこの補助金の効果は大きいものとする。防災士等の資格取得者等の目標人数等は設定されていないということであるが、目標年度や目標人数等を設定し、全ての自主防災組織に有資格者等が育成されるよう要望する。

#### 【結果：意見2】

市が交付する補助金のうち、緊急性と必要性がともに高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。

#### 【結果：意見3】

緊急性と必要性がともに高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため可能な範囲で最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。



## ② 補助金の充当による固定資産の取得制限について（指摘：1件）

〔アンケート項目「11」・「12」関連〕

### 【現状・問題点】

補助事業者が交付を受ける補助金を充当して固定資産を取得する場合には、補助金交付要綱等に次の項目が明記される必要がある。

- i 当該交付要綱でどのような固定資産を取得することができるかを明記していること。
- ii 補助金の充当によって、適正に取得された当該固定資産の使用を補助対象事業の効果的な実施に限定していること。
- iii 当該固定資産の処分時期に関しては、原則としてその耐用年数の期間内での処分は制限されていること等。

固定資産の取得等に関して、このような取得・処分の制限等を明記していない場合、実質的には補助金の目的外使用に繋がり、補助金交付事務の適正性を欠くことが懸念される。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
5	船橋市自主防災組織補助金	11,166,000	9,133,000

この補助金は、防災用資機材倉庫など固定資産の取得等も対象となっているにもかかわらず、船橋市自主防災組織補助金交付規則（以下「自主防災組織交付規則」という。）には固定資産の処分制限等の規定がないという問題が該当する。

市所管課の説明によると、災害対策のため自主的に組織された団体であり、現状は各団体自らの災害対策として適切に管理しているということである。

しかし、自主防災組織交付規則には補助事業者を経費の収支を明らかにした書類を整備する規定もなく、補助金充当により取得した固定資産を当該補助事業以外に使用することを明文上禁止する規定がない現状は問題である。

### 【結果：指摘】

自主防災組織補助金は、防災資機材を整備し、もって自主防災体制の確立に資することを目的とする補助金であるため、防災資機材の適切な管理のため、固定資産の処分制限等に係る規定を自主防災組織交付規則に明記されたい。

③ 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について（意見：1件）

[アンケート項目「6」・「20」・「21」・「24」・「31～34」関連]

【現状・問題点】

補助金申請時にその補助対象事業に期待される「公益性」を審査する際、また、実績報告に対して市所管課が評価等を実施する場合には、より効果的な実施のためには、次のような視点が重要であると考えられる。

ア. その申請された事業の実施により発現すると期待される効果が測定され、評価されているか（問6・21）。

以上のような視点で、補助対象事業の業務プロセスごとに、より客観的な評価等を実施することが求められているものと考えられる。各補助金交付事務の実施状況をアンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
3	船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金	760,000	229,720
5	船橋市自主防災組織補助金	11,166,000	9,133,000

ア. に係る問題事例

上記のいずれの補助金も、十分な効果が測定され、評価できるものとされながらも効果に関して具体的な審査をしていないという回答であった（問6・21）。

船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱第14条は、補助金の交付を受けた者の責務について次のとおり記載されている。

- i 地域において、積極的に防災に関する知識を啓発し、自主防災組織の結成活動の促進に積極的に取り組むこと。
- ii 市が行う総合防災訓練や地域防災リーダー養成講座等の防災に関するイベント等に協力すること。

これらの活動を数値化し、効果の測定を行う仕組みを検討することも考えられる。例えば、啓発活動等の回数、防災訓練及びイベント等への参加回数、人数等の数値を使うことによって、一つの自主防災組織の経年変化や他の自主防災組織との比較が可能になるものとする。この補助金の目的の一つである「地域コミュニティの活性化」は防災関連イベント等の回数等に連動するものとも考えられる。

また、自主防災組織補助金については、この補助金の交付目的は、防災資機材を

整備し、もって自主防災体制の確立に資することを目的としている。各自主防災組織がどの程度の防災資機材を整備し、何回防災訓練を行っているかを指標化することも考えられる。

**【結 果：意見】**

補助金交付の効果の測定・評価のためには、客観的に評価できる指標を設定することが期待されている。評価指標の設定には難しい面はあるが、補助金交付の目的に対してどの程度進捗しているのかを把握するためには指標の設定は不可欠であると考えられる。補助金交付の効果測定のために当該補助事業に合った適切な評価指標を設定するよう要望する。

**④ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）**

【アンケート項目「40」・「41」関連】

**【現状・問題点】**

船橋市補助金等交付規則第 18 条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかし、危機管理課が所管する補助金交付要綱等には明記されていない。

市所管課は、船橋市補助金等交付規則に規定されていることに加え、自主防災組織交付規則に関して、「自主防災組織は、町会・自治会またはマンション管理組合が母体となっており、現状は母体組織において領収書や決算書類等を整備している。」との認識であった。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
3	船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金	760,000	229,720
5	船橋市自主防災組織補助金	11,166,000	9,133,000

船橋市補助金等交付規則第 18 条は、補助金交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、補助金交付要綱等に「経費収支に係る書類の整備」を明記したほうが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であると考えられる。

その理由としては、船橋市補助金等交付規則に規定されているだけでは、補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面があるためである。つまり、補助金交付要綱等にも規則の規定を直接言及し、当該書類の整備を規定することで、補助事業者がその整備義務を明確に認識することが期待できる。

船橋市自主防災組織補助金は規則で規定されているが、上記と同様に「経費収支に係る書類の整備」を明記したほうが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であると考えられる。

また、船橋市補助金等交付規則第 18 条の趣旨としては、次のいくつかの点が考えられる。

ア 一般的な経費（経常経費や資産取得経費）に関して、補助金申請に係る不正行為の発生に際して証拠書類の保全や不正の根拠等の特定などに当該書類が必要になること。

イ 施設整備等の資産取得に対する補助金の場合は、当該資産（建物）の耐用年数にわたって補助金の効果が発現することを考慮するとその収支や減価償却等に係る書類や台帳類を整備することは必要不可欠であること。

次に、整備した書類の保存年限を明示する場合には、経費の性質により適切な期間を明示する必要がある。例えば、補助対象事業が経常経費で実施されるものであれば、商事債権の消滅時効の期間である 5 年間や船橋市文書管理規則で指定した期間に該当する保存年限を明記する。

また、施設整備等の資産取得に対する補助金であれば、その補助対象資産の効用が及ぶ期間の範囲としての耐用年数を保存年限とするなどが、明記されるべき期間として考えられるものである。

#### 【結果：指摘】

市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できる。したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。

### I-1-1-2：【所管課等・目名称】職員課・人事管理費

#### ① 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について（意見：1 件）

【アンケート項目「6」・「20」・「21」・「24」・「31～34」関連】

#### 【現状・問題点】

補助金申請時にその補助対象事業に期待される「公益性」を審査する際、また、実績報告に対して市所管課が評価等を実施する場合に、より効果的な実施のためには、次のような視点が重要であると考えられる。

ア. その申請された事業の実施により発現すると期待される効果が測定され、評価されているか（問6・21）。

以上のような視点で、補助対象事業の業務プロセスごとに、より客観的な評価等を実施することが求められているものと考えられる。各補助金の実施状況をアンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
35	船橋市職員資格取得支援助成金	137,298	137,298

ア. に係る問題事例

上記の補助金は、十分な効果が測定され、評価できるものとしながらも効果に関して具体的な審査をしていないということである（問6・21）。

この補助金は、職員の公務の遂行に必要な能力の習得及び自己研修に対する動機付けを図ることを目的としている。過去3年間の執行額は、平成29年度は136,510円、平成30年度は133,753円、令和元年度は137,298円となっており、執行率はそれぞれ29.8%、29.2%、100%となっている。令和元年度は予算額を執行額に合わせて減額し、それまでの458,000円の予算額から100,000円に減額したため（その後、流用により137,298円となった。）、執行率が高くなっている。他の課の執行率が低い補助金等について予算額の見直しをすべきであると意見を述べているが、予算額を見直したことは評価できる。

一方、市費を使つての助成金であるからには、助成金が職員の公務遂行能力の向上に結び付く必要があると考える。また、資格取得支援助成金対象資格には専門的な資格も多くある。土木・建築系、福祉系の資格取得者がその資格に関係する部署に異動し、市の公務遂行に役立つことが期待されている。そうすることによって初めて助成対象者も増える可能性がある。成果指標としては、建築士、土木施工管理技士または社会福祉士の資格取得者の担当課職員全体の割合などが考えられる。

#### 【結果：意見】

補助金交付の効果の測定・評価のためには、客観的に評価できる指標が設定されていることが望ましい。評価指標の設定には難しい面はあるが、補助金交付の目的に対してどの程度進捗しているのかを把握するためには指標の設定は効果的であると考えられる。補助金交付の効果測定のために評価指標の設定を要望する。

I-1-1-3：【所管課等・目名称】自治振興課・自治振興費

① 補助金の充当による固定資産の取得制限について（指摘：1件）

〔アンケート項目「11」・「12」関連〕

【現状・問題点】

補助事業者が交付を受ける補助金を充当して固定資産を取得する場合には、補助金交付要綱等に次の項目が明記される必要がある。

- i 当該交付要綱でどのような固定資産を取得することができるかを明記していること。
- ii 補助金の充当によって、適正に取得された当該固定資産の使用を補助対象事業の効果的な実施に限定していること。
- iii 当該固定資産の処分時期に関しては、原則としてその耐用年数の期間内での処分は制限されていること等。

固定資産の取得等に関して、このような取得・処分の制限等を明記していない場合、実質的には補助金の目的外使用に繋がり、補助金交付事務の適正性を欠くことが懸念される。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
46	船橋市町会・自治会館設置費補助金	88,400,000	83,720,000
52	コミュニティ事業助成金	2,500,000	2,400,000

これらの補助金は、建物や備品など固定資産の取得等も対象となっているにもかかわらず、船橋市町会・自治会館設置費補助金交付規則及びコミュニティ助成事業申請事務取扱要領には固定資産の処分制限等の規定がないという問題がある。

補助金等適正化法第22条では、補助事業者等は、補助事業等により取得し、または効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならないとされている。

特に船橋市町会・自治会館設置費補助金については、町会等が建物という固定資産を取得するのであるから、当該固定資産の処分時期に関してその耐用年数の期間内での処分の制限等を規則に明記する必要があると考える。そのためにも、補助事業者においては、固定資産台帳の整備等が必要になる。

【結 果：指摘】

船橋市町会・自治会館設置費補助金及びコミュニティ事業助成金は、建物等の固定資産が交付の対象となっている。市が交付する補助金等の適正化を確保するため、補助事業で取得した財産等の処分を制限する規定を補助金交付要綱等に明記するよう徹底されたい。

② 多額の繰越金を有する団体への補助金交付について（意見：1件）

[アンケート項目「13」関連]

【現状・問題点】

補助事業者がその決算上で多額の繰越金を有しており、その繰越金の原資が当該補助金であることが論理的に推察することができる場合は、補助金の交付審査等に当たって、公益性は認められても、その補助金の交付に係る緊急性や必要性に対する判断に関して疑義が生じる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
48	船橋市自治会連合協議会補助金	9,000,000	9,000,000

この補助金の対象団体である船橋市自治会連合協議会は、特定団体補助金交付基準が適用される特定団体であり、平成26年度に見直しがされ、対象経費を定めるとともに対象経費のうち8割を補助するものとされている。

特定団体補助金交付基準では、次のとおり規定されている。

- (1) 補助金の交付対象とする経費（以下「対象経費」という。）を明確にすること。  
この場合において、交際費、慶弔費、懇親費等活動の直接経費とならない経費は、補助金の対象経費としない。
- (2) 補助率は、対象経費の原則2分の1以内とすること。ただし、行政目的の達成のために必要な特段の理由がある場合はこの限りでない。
- (3) 原則として、補助金の交付限度額を設定する。
- (4) 補助金額は、前2号の額を比較して、少ない方の額とする。

補助率は原則2分の1とされているが、特段の理由のために8割と設定されたものと推察する。交付限度額は設定されていないが、過去3年間では900万円が交付されている。

繰越金の額は、平成30年度が3,396,445円、令和元年度が3,502,688円となっており、収入金額の概ね20%程度が繰越金である。また、補助金額の約30%が繰

越金となっている可能性もある。

この繰越金に関連して、市所管課に確認したところによると、例年6月に開催される総会の開催費用等を含めて、4月から6月上旬までの支出経費の概算は約300万円超であり、そのために繰越金は必要になるということであった。

この繰越金の原資が補助金であるかどうかは、対象経費が地区連絡協議会助成金以外地方自治法施行規則の歳出予算に係る節名称となっているため、自治会連合協議会の決算書からは定かではない。また、当該団体の支出に対応する独自収入の状況によっても、総会等開催に要する資金の需要に充当する繰越金の必要額は影響を受けるものと考えられる。

補助対象経費はその支出年度の発生経費を前提としており、翌年の総会開催経費等は次年度の補助金交付の対象とされていることから、当該補助金交付年度の総会開催経費等の発生経費にも当該補助金交付制度は対応することが求められているものと考えられる。そのことを前提に補助金交付に係る円滑な制度運用を考慮すると、例えば、補助金交付時期を早めるなどにより対応することも可能ではないかと考える。繰越金は圧縮できるのではないかと考えられる。

#### 【結果：意見】

繰越金の額の収入金額や補助金額に対する割合を考えると、船橋市自治会連合協議会は補助金交付額と比較して多額の繰越金を有していると考えられる。補助金の交付時期を工夫することにより、補助金交付年度において適正に対応した補助対象経費を再度確認し、比較的多額の繰越金の存在と補助金交付額との合理的な均衡を再度検討するよう要望する。

### ③ 運営費補助に該当する補助金の経費削減等の努力の仕組みについて(意見:1件)

#### [アンケート項目「16」関連]

#### 【現状・問題点】

補助金交付対象が個別の「事業」ではなく、「事務」（船橋市補助金等交付規則第11条）である場合、当該補助事業者の間接経費等の事務局経費に対する、いわゆる「赤字補助」となっている場合が把握される。

すなわち、事業に要する経費についての補助との体裁を取っているが、厳密に言えば運営費補助といえる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
48	船橋市自治会連合協議会補助金	9,000,000	9,000,000



この補助金は、具体的な「事業」ではなく「事務」として間接経費等への補助であるため、直接の公益性が発現しているわけではない。当該補助事業者の間接経費等への補助であるため、事業者の自立性等を阻害することも懸念される。

また、特定団体補助金交付基準の「9」では、「3年以内」や「5年以内」の基準によって、その効果の検証を実施するものとしている。そして、この基準の根拠となった「船橋市補助金制度検討委員会報告書」（平成21年7月）では、「特定団体等への市からの補助金総額が1千万円を超える場合は、2年毎に評価を行うものとする」という意見も出されている。これに関しては、自治会連合協議会の補助金額が900万円ということで2年毎に評価を行う必要はないとはいえ、これに準じた取扱いが必要ではないかとも考えられる。その点でも、間接経費等への補助金の交付に関しては、「事業」への補助にもまして、その効果の評価等のモニタリングが必要であるものと考えられる。

#### 【結果：意見】

補助金交付事務の業務プロセスでは、補助金の評価や効果等について検証する必要があるため、特定団体補助金交付基準によって検証するよう要望する。

#### ④ 実績報告書が不要な場合の交付要綱等上の明記について（意見：2件）

##### 〔アンケート項目「27」関連〕

#### 【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第12条第1項には補助事業等が完了したときには、一定の日までに補助事業等実績報告書（第5号様式）等を市長に提出しなければならないとされている。一方、同規則同条第2項では、前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金等につき、補助事業等実績報告は要しないものとしている。補助金交付要綱等では具体的に明記されていない場合もある。

船橋市補助金等交付規則第12条第2項（補助事業等実績報告は要しないもの）に該当する事例はどのような補助金等であるのかに関して、明確性に欠けるものと考えられる。

また、補助金交付要綱等では「補助事業等実績報告書は不要である旨」を明記していない場合、補助事業者に対して説明上丁寧さを欠いているのではないかと懸念される。

これに関しては、同規則には原則として「補助事業等実績報告書の提出」（規則第12条第1項）が規定されていることから、その例外としての同条第2項

(不要)に該当する場合は、その補助金交付要綱等に明記することが、補助金申請者の理解のためにも必要であると考えられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
46	船橋市町会・自治会館設置費補助金	88,400,000	83,720,000
49	船橋市防犯灯設置費補助金	130,000,000	113,375,755

船橋市町会・自治会館設置費補助金交付規則第7条における、竣工後であり、かつ、工事費の支払前に補助金の交付を受ける場合は、第10条において当該工事費の支払後速やかに領収書の写しを市長に提出しなければならないこととなっている。市所管課の説明は次のとおりである。工事实施前の事前協議時に工事見積書の写しを提出させ、工事完了後は町会が業者と締結した工事契約書及び工事請求書の写しを提出させている。それらの金額は一致する必要がある、一致していることを補助金申請時に確認している。また、それらの金額を元に補助金額を算出し交付決定を行っているため、最終的な精算額が工事請求書の内容と一致しないことは考えられない、というものである。しかし、交付決定時にはまだ請求書を受け取った段階であり、値引き等がある可能性もある。船橋市補助金等交付規則に規定される「実績報告書の提出」は要しないものと考えられるのであれば、より厳密な取引の実在性とその金額の正確性が担保される必要があるものとする。

また、船橋市防犯灯設置費等補助金交付規則第7条において、防犯灯の設置を完了した後であり、かつ、電気工事業者への工事費の支払前における補助金の交付(以下「先行交付」という。)に係る申請にあつては、同規則第11条において、電気工事業者への工事費の支払後速やかに電気工事業者の領収書の写しを市長に提出しなければならないこととなっている。この規則に定める補助金も船橋市補助金等交付規則第12条第2項に規定する補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定した場合の補助金等には当たらないものと考えられる。

#### 【結果：意見1】

補助金交付事務の業務プロセスでは、実績報告書は補助事業等の成果を確認する重要なものである。たとえ、交付申請時に補助事業等が完了していたとしても、交付申請書と実績報告書は目的が異なるものであるため、実績報告書提出義務の規定を設けた上で、省略できる場合の規定を設けるよう要望する。

#### 【結果：意見2】

補助金の交付決定時に領収書の写しの提出がされていない補助金については、船橋市補助金等交付規則第12条第2項の実績報告を要しないものに該当しないと考

えられるので、実績報告書の提出について規定するよう要望する。仮に、現実的に実績報告書の提出が困難である場合は、補助対象経費の実在性やその金額の適正性をより正確に確認するためにも、工事請負業者の正式な口座への振込明細書等の証拠を提出していただき、確認することも検討するよう要望する。

⑤ 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について（意見：1件）

〔アンケート項目「6」・「20」・「21」・「24」・「31～34」関連〕

【現状・問題点】

補助金申請時にその補助対象事業に期待される「公益性」を審査する際、また、実績報告に対して市所管課が評価等を実施する場合には、より効果的な実施のためには、次のような視点が重要であると考えられる。

ア. 実績報告の評価に必要と市所管課が判断した場合は現場視察を実施しているか（問32）。

以上のような視点で、補助対象事業の業務プロセスごとに、より客観的な評価等を実施することが求められているものと考えられる。各補助金の実施状況をアンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

ア. に係る問題事例

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
46	船橋市町会・自治会館設置費補助金	88,400,000	83,720,000
52	コミュニティ事業助成金	2,500,000	2,400,000

これらの補助金に係る規則、要領には、現場調査に関する規定は明記されていない。市所管課に現場調査の必要性について尋ねたところ、申請書類として実施前・中・後の写真を提出させているため必要ないということだが、補助金交付要綱等には交付申請書の添付書類として写真の提出は明記されていない。

写真等で確認できる場合もあるであろうが、修繕などは必要に応じて現場調査をする必要はあるものとする。また、今後電子メールでのやり取りが主流になっていくことが予想される中、現場調査の必要性が一段と増していくものと考えられる。

【結 果：意見】

補助金交付事務の業務プロセスでは、補助金等事業の完了にあたり現場調査が必要になることがある。船橋市町会・自治会館設置費補助金交付規則及びコミュニティ助成事業申請事務取扱要領には、現場調査の規定が明記されていないため、補助金交付要綱等に明記するよう要望する。

⑥ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）

【アンケート項目「40」・「41」関連】

【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第18条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

同規則第18条の趣旨としては、次のいくつかの点が考えられる。

まず、一般的な経費（経常経費や資産取得経費）に関して、補助金申請に係る不正行為の発生に際して証拠書類の保全や不正の根拠等の特定などに当該書類が必要になること。

次に、施設整備等の資産取得に対する補助金の場合は、当該資産（建物）の耐用年数にわたって補助金の効果が発現することを考慮するとその収支や減価償却等に係る書類や台帳類を整備することは必要不可欠であること。

また整備した書類の保存年限を明示する場合には、経費の性質により適切な期間を明示する必要がある。

例えば、補助対象事業が経常経費で実施されるものであれば、商事債権の消滅時効の期間である5年間や船橋市文書管理規則で指定した期間に該当する保存年限を明記する。

また、施設整備等の資産取得に対する補助金であれば、その補助対象資産の効用が及ぶ期間の範囲としての耐用年数を保存年限とするなどが、明記されるべき期間として考えられるものである。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
46	船橋市町会・自治会館設置費補助金	88,400,000	83,720,000
47	船橋市町会・自治会館維持管理費補助金	12,200,000	11,568,136
48	船橋市自治会連合協議会補助金	9,000,000	9,000,000
49	船橋市防犯灯設置費補助金	130,000,000	113,375,755
50	船橋市防犯灯維持管理費補助金	175,220,000	172,855,685
52	コミュニティ事業助成金	2,500,000	2,400,000

特に船橋市町会・自治会館設置費補助金は、交付金額も大きく他の補助金と比べて管理をより徹底すべきであると考え。なお、市所管課としては関係書類の整備に関する規定を補助金交付要綱等に明記する方向で検討しているということであった。

船橋市町会・自治会館設置費補助金交付規則第 12 条には、交付決定等の取消等の規定を設けているため、証拠書類等として保管する必要があるものと考えられる。

**【結果：指摘】**

市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対して周知徹底の面からも丁寧な対応であり、補助事業者にも関係書類の整備義務等を明確に認識できる効果が期待される。したがって、補助金交付要綱等にも関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう、改正も含めて徹底されたい。

**⑦ 申請書の添付書類について（意見：1 件）**

**【現状・問題点】**

船橋市町会・自治会館維持管理費補助金交付規則第 5 条に規定している交付申請に添付しなければならない書類と実際に提出を求めている添付書類とが異なっている。

具体的には、会館の維持管理に関する決算書は交付申請の際には必要とされていないが、添付させている。その他、水道口径のわかる書類の写し、回線使用料のわかる内訳書の写しを添付させている。同規則第 5 条第 1 項第 6 号にその他市長が必要であると認める書類が規定されているが、添付書類が特定されていることを考えると規則に明記する必要があるものと考え。

この補助金の予算額及び決算額は次のとおりである。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
47	船橋市町会・自治会館維持管理費補助金	12,200,000	11,568,136

添付書類等が規則に明記されているかどうかは、補助事業者の事務負担が大きく異なる。法令等の根拠もなく追加的に何度も書類等が要求されることは補助事業者にとって大きな負担である。

この事例は交付申請書の書式には記載されているので上記のようなことは起きないものと考えが、決算書に関しては、補助金の交付を受けた場合に提出する規

定になっているので、規則の改正が必要になるものとする。

**【結果：意見】**

補助金交付に係る補助事業者から提出させる書類は、その他市長が必要があると認める書類は通常想定できないようなものに限るものとし、補助金交付要綱等でできる限り明記するよう要望する。

**I-1-1-4：【所管課等・目名称】 市民協働課・一般管理費**

**① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：2件）  
[アンケート項目「4」・「5」関連]**

**【現状・問題点】**

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうかを評価することとなるが、市所管課がその交付に関して緊急性はないが必要性は相応にある、また、市民と行政の役割分担の上で、自助にのみに委ねられるものではなく、社会経済的なニーズにも極めて高く対応していると判断する補助金も見受けられる。

一方では、上記のように判断している補助金でも、予算に対する執行率が高くないものが見受けられる。また年度によって、執行率が大きく変動している場合も見受けられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
55	船橋市市民公益活動公募型支援事業支援金	1,457,000	315,378

この補助金は、市民活動団体から提案を受けた事業のうち、公益的な活動に対し支援金を交付し、市民活動団体の活動を促進することにより、市民の福祉の増進を図ることを目的としているものである。

船橋市補助金の見直し方針により新しい補助金制度として平成22年度から実施されている。そのため、船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱及び各年度の実施事業募集要領を作成し、数回の市民説明会及び事業実施団体の公開報告会を実施するなど、船橋市の他の補助金とは違う特色を持っている。

支援金には、市民活動団体が行う公益的な1つのイベント等の実施に対して交付されるⅠ型支援金と一連の活動に対して交付されるⅡ型支援金があり、支援金限度額はⅠ型が10万円、Ⅱ型が100万円となっている。

この補助金の過去3年間の予算額、執行額は以下のとおりである。

(単位：円)

年度	予算額	執行額	執行率
平成29年度	1,208,000	598,520	49.5%
平成30年度	2,160,000	436,273	20.2%
令和元年度	1,457,000	315,378	21.6%

この補助金の予算額と執行額との比較をすると、執行率が必ずしも高くない。特に平成30年度及び令和元年度の執行率は20.2%、21.6%であり、不用額は1,723,727円、1,141,622円であった。このような低執行率の補助金の不用額に鑑みると、当初予算の段階で適正な予算配分がなされていなかったとも考えられる。また、補正予算での調整上、減額補正を行わない現状では、不用額が最終的に発生してしまうという問題が認識される。

市所管課の説明では、「予算は、次年度に実施する事業について10月末までに参加申込みを締め切り、11月から2月までの期間に申込事業を審査する当該支援金は、10月末までに申込みがあったすべての事業に係る補助金の合計額を積算額としている。」ということであった。また、執行率については、「2月末の時点で不採択となった事業に係る支援金が執行できないこと、また、採択となった団体であっても、審査の段階で費用の一部が認められない場合があることや、4月の交付決定後、翌年3月までの実施期間において実施団体の都合により事業の全部または一部が未実施となることにより交付決定額と交付確定額の差が発生することが執行率の低い理由」ということである。予算額は申込みのあった団体の事業費で積算するが、2月に実施される支援審査会で不採択になる団体の事業費や採択になっても事業費の一部が補助対象にならないことなどにより執行率が低くなるということである。

また、令和元年度の交付団体は3団体と非常に少ない結果となっており、何故少ないかの原因を探る必要がある。近隣他市の状況を見ると、令和元年度で市川市が75団体、浦安市が10団体であり、船橋市の交付団体の少なさは突出している。

#### 【結果：意見1】

この補助金の目的達成手段である市民活動団体の活動の促進が図られていない。その原因の一つとして、補助金交付の適正性・透明性を確保するための手続きが市民活動団体の負担になっている可能性もある。多くの市民活動団体が応募できる方策を検討する必要がある。特にI型は、まず市民活動を始めてもらう一歩と位置付け、広く裾野を広げるため、交付事務の簡素化についての検討を要望する。

【結果：意見2】

この補助金は、前年度末の段階で不用額が発生するのであるから、当該年度の早い時期の補正予算で減額補正を行うよう要望する。

I-1-1-5：【所管課等・目名称】市民安全推進課・自治振興費

① 成果指標の設定について（意見：1件）

【現状・問題点】

船橋市は犯罪のないまちづくりを推進するために、さまざまな取り組みを行っているが、次の補助金も緊急性及び必要性が高いものと考えられる。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
59	船橋市防犯カメラ維持管理費補助金	2,295,000	1,299,393
60	船橋市防犯カメラ設置費補助金	8,818,000	7,694,000
61	船橋市振り込め詐欺対策電話機等購入費補助金	22,002,000	21,928,000

これらの補助金は、市所管課の評価では緊急性及び必要性が高く、予算の執行率も高いものとなっている。維持管理費補助金の対象カメラの台数も、平成29年度で160台、平成30年度で195台、令和元年度で219台と年々増えている（市所管課資料）。

また、振り込め詐欺対策電話機等の令和元年度の補助件数は2,368件となっており、補助金額も前年度からほぼ倍増している状況である。一方、船橋市の振り込め詐欺（特殊詐欺）の件数の推移は次のとおりである。

平成30年	令和元年	令和2年9月
207件 <sup>注1</sup>	197件 <sup>注1</sup>	108件 <sup>注2</sup>

出典：市所管課の資料に基づき、外部監査人が作成

注1：令和元年7月に警察庁が振り込め詐欺（特殊詐欺）の定義を変更し、前年まで窃盗罪で集計していた被害の一部を特殊詐欺の被害に変更した。そのため、正確な比較はできない。

注2：前年同月時点比はマイナス38件

また、船橋市の刑法犯認知件数の推移は下記のとおりである（千葉県警察本部の資料）。



平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
5,841 件	4,865 件	4,722 件	4,632 件

出典：市所管課の提出資料に基づき、外部監査人が作成した。

上記から、船橋市では、因果関係は不明だが、防犯カメラの台数や振り込め詐欺対策電話機等の件数が増えていく一方、刑法犯認知件数も振り込め詐欺の件数も年々減少していることがわかる。

【結 果：意見】

補助金交付事務の業務プロセスでは、補助金交付の効果の測定が重要であり、そのためには成果指標が必要となってくる。船橋市全体の犯罪件数の減少傾向と防犯カメラ等の設置数の増加傾向とが関連しているのかどうかは不明であるが、地区ごとの防犯カメラの台数と犯罪件数の比較など、より細かく数値化することによって何らかの関連性が見えてくる可能性もある。補助金交付の効果が測定できる成果指標の設定を要望する。

2. 統計調査費 [項名称]：補助金

(1) 補助金交付事務の概要

統計調査費で執行している補助金交付事務に係る事業の一覧は、次の表のとおりである。

【令和元年度決算ベースの補助金 [統計調査費] 一覧】 (単位：円)

No.	款名	項名称	目名称	事業名称	所属名称	予算現額	執行額	配当予算残	執行率
26	総務費	統計調査費	統計調査費	各種統計調査費 各種統計調査費	総務部総務課	250,000	61,003	188,997	24.4
					合 計	250,000	61,003	188,997	24.40%

補助金交付事務に係る事業数は1件、その事業所管課は1課、予算現額の合計は25万円、執行額の合計は6万円、その執行率は24.40%であった。

(2) 監査手続

補助金交付事務の財務監査及び3Eの監査を効果的、効率的に実施するため、検証すべき監査要点を設定し、次に示す監査手続を実施した。

① 過去の見直し経緯等の把握

補助金交付事務に係る過年度の見直し経緯等を精査し、現在の補助金交付の状況を把握した。

② 財務監査実施の監査手続

船橋市補助金等交付規則及び補助金交付要綱並びに補助金見直し方針及び特定団体補助金交付基準等の財務事務処理ルールを必要な範囲で確認し、補助金交付事務（交付申請、審査、交付決定、実績報告、交付請求、精算等に係る会計処理等）について、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、規則、要綱等のルールに基づき、その事務処理がなされているか等の視点から、合規性の検証を行う監査を実施した。

③ 3E監査要点検証のための監査手続

補助金交付事務の実施プロセスにおけるP（計画・仕組み構築）・D（補助実施）・C（実績把握・検証及び効果測定等）・A（見直し等）サイクルが整備され、効果的に運用されているか等に関して、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、補助金交付事務に係る経済性・効率性及び有効性等の検証を行う監査を実施した。

④ 過去の外部監査結果に対する措置等の確認

該当する監査対象に関して、過去の外部監査等の実施結果に係る措置の状況を把握し、現状において措置が完了しているか等について、確認を行った。

⑤ その他の監査手続

その他外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、所管課等別・目（予算科目）別に各事業に係る指摘事項及び意見を述べることとする。

I-1-2-1：【所管課等・目名称】総務課・統計調査費

① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：3件）  
[アンケート項目「4」・「5」関連]

【現状・問題点】

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうか

かを評価することとなるが、市所管課がその交付に関して緊急性はないが必要性は相応にあり、共助・公助の範疇にあるもので、社会経済的なニーズにも極めて高く対応していると判断する補助金も見受けられる。

一方では、上記のように必要性が高く、共助・公助の要素も高いと判断している補助金でも、予算に対する執行率が高くないものが見受けられる。また年度によって、執行率が大きく変動している場合も見受けられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
26	船橋市統計研究会運営費補助金	250,000	61,003

この補助金の予算額と執行額との比較をすると執行率が低く 24.4%であり、不用額は 188,997 円であった。

この補助金は、質の高い統計調査員の育成及び確保に寄与し、もって市の行う基幹統計調査等の円滑な遂行を図ることを目的としており、船橋市に限らずどの自治体においても統計調査員の確保が年々難しくなっている状況においてこの補助金の公益性は高いと考えられる。

執行率が低い理由は、市所管課の説明では、年々会員数が減少していること、事業参加者数が減少していること、事業費執行額が減少していることが理由として考えられるということである。実際会員数は、平成 30 年 4 月 1 日が 57 名、平成 31 年 4 月 1 日が 50 名、令和 2 年 4 月 1 日が 46 名と年々減少している。

また、このような低執行率の補助金の不用額に鑑みると、一方では、当初予算の段階で適正な予算配分がなされていなかったとも考えられる。また、補正予算での調整上、減額補正を行わない現状では、不用額が最終的に発生してしまうという問題が認識される。

#### 【結 果：意見 1】

統計調査員の育成及び確保に関してこの補助金の効果は一定程度あるものと考えられる。しかしながら、過去 3 年で執行額が 201,910 円、143,980 円、61,003 円と年々減少している現状から、この補助金がなかったとした場合、統計調査員の確保がますます難しくなるのか抜本的に検証するよう要望する。

#### 【結 果：意見 2】

市が交付する補助金のうち、必要性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。

#### 【結 果：意見 3】

必要性が高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため、最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。

## ② 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）

〔アンケート項目「40」・「41」関連〕

### 【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第18条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかしながら、下記補助金の交付要綱には明記されていない。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
26	船橋市統計研究会運営費補助金	250,000	61,003

船橋市補助金等交付規則第18条は、補助金交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、補助金交付要綱等に「経費収支に係る書類の整備」を明記したほうが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であると考えられる。

その理由としては、規則だけに規定されているだけでは、補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面があるためである。つまり、補助金交付要綱等にも規則の規定を直接言及し、当該書類の整備を規定することで、補助事業者がその整備義務を明確に認識することが期待できる。

また、同規則第18条の趣旨としては、一般的な経費（経常経費や資産取得経費）に関して、補助金申請に係る不正行為の発生に際して証拠書類の保全や不正の根拠等の特定などに当該書類が必要になることが挙げられる。

例えば、補助対象事業が経常経費で実施されるものであれば、商事債権の消滅時効の期間である5年間や船橋市文書管理規則で指定した期間に該当する保存年限を明記する。

### 【結果：指摘】

市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務等を明確に認識することが期待できる。

したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。

I-2 民生費 [款名称]：補助金

1. 社会福祉費・災害救助費 [項名称]：補助金

(1) 補助金交付事務の概要

社会福祉費・災害救助費で執行している補助金交付事務に係る事業の一覧は、次の表のとおりである。

【令和元年度決算ベースの補助金 [社会福祉費・災害救助費] 一覧】(単位：円)

No.	款名	項名称	目名称	事業名称	所属名称	予算現額	執行額	配当予算残額	執行率
71	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	社会福祉振興費 社会福祉協議会活動促進費	健康・高齢部地域包括ケア推進課	650,000	268,639	381,361	41.32
75	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	社会福祉振興費 福祉サービス公社補助金	健康・高齢部高齢者福祉課	102,679,000	96,882,968	5,696,034	94.44
77	民生費	社会福祉費	老人福祉費	施設振興対策費 経費老人ホームサービス提供費補助金	健康・高齢部高齢者福祉課	231,932,000	230,210,000	1,722,000	99.25
78	民生費	社会福祉費	老人福祉費	施設振興対策費 民間老人福祉施設職員設置費補助金	健康・高齢部高齢者福祉課	29,568,000	28,759,447	808,553	97.27
79	民生費	社会福祉費	老人福祉費	施設振興対策費 老人福祉施設整備費等補助金	健康・高齢部高齢者福祉課	497,000,000	10,000,000	0	2.01
80	民生費	社会福祉費	老人福祉費	施設振興対策費 老人福祉施設整備費等補助金	健康・高齢部高齢者福祉課	1,375,000	1,375,000	0	100
81	民生費	社会福祉費	老人福祉費	施設振興対策費 地域若者型施設等開設準備支援事業補助金	健康・高齢部高齢者福祉課	79,831,000	79,831,000	0	100
82	民生費	社会福祉費	老人福祉費	施設振興対策費 老人福祉施設整備事業資金償還元金補助金	健康・高齢部高齢者福祉課	4,500,000	4,500,000	0	100
83	民生費	社会福祉費	老人福祉費	施設振興対策費 老人福祉施設整備事業資金利子補給金	健康・高齢部高齢者福祉課	487,000	486,587	433	99.91
84	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅老人介護対策費 ひとり暮らし老人支援費	健康・高齢部高齢者福祉課	737,440	580,111	157,329	78.66
85	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅老人介護対策費 ひとり暮らし老人支援費	健康・高齢部高齢者福祉課	12,059,000	9,978,393	2,080,617	82.74
86	民生費	社会福祉費	老人福祉費	老人生きがい対策費 老人クラブ活動促進費	健康・高齢部高齢者福祉課	21,584,000	20,644,876	919,126	95.73
87	民生費	社会福祉費	老人福祉費	老人生きがい対策費 老人クラブ活動促進費	健康・高齢部高齢者福祉課	6,350,000	6,350,000	0	100
88	民生費	社会福祉費	老人福祉費	老人生きがい対策費 老人クラブ活動促進費	健康・高齢部高齢者福祉課	3,089,000	1,780,875	1,318,126	57.46
89	民生費	社会福祉費	老人福祉費	老人生きがい対策費 いきがい対策事業費	健康・高齢部高齢者福祉課	900,000	874,000	26,000	97.11
91	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護支援事業費 介護支援事業費	健康・高齢部介護保険課	30,000	0	30,000	0
92	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護支援事業費 介護支援事業費	健康・高齢部介護保険課	11,134,500	11,134,500	0	100
93	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護支援事業費 介護人材確保対策事業費	健康・高齢部介護保険課	1,787,883	740,000	1,047,883	41.38
94	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護支援事業費 介護人材確保対策事業費	健康・高齢部介護保険課	16,874,336	16,874,336	0	100
95	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護支援事業費 介護人材確保対策事業費	健康・高齢部介護保険課	318,164	0	318,164	0
115	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	社会福祉振興費 社会福祉協議会活動促進費	福祉サービス部地域福祉課	101,689,000	92,988,515	8,700,485	91.44
116	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	社会福祉振興費 社会福祉協議会活動促進費	福祉サービス部地域福祉課	10,539,000	10,457,981	81,119	99.23
117	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	社会福祉振興費 社会福祉協議会活動促進費	福祉サービス部地域福祉課	6,299,000	4,879,828	1,419,172	77.46
118	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	社会福祉振興費 社会福祉団体補助金	福祉サービス部地域福祉課	700,000	651,800	48,400	93.08
119	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	社会福祉振興費 地域福祉活動助成交付金	福祉サービス部地域福祉課	5,000,000	1,439,000	3,561,000	28.78
121	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	プレミアム付商品券事業費 プレミアム付商品券事業費	福祉サービス部地域福祉課	440,000,000	167,537,200	193,765,000	35.8
122	民生費	災害救助費	災害救助費	災害復旧費 災害復旧資金利子補給金	福祉サービス部地域福祉課	731,000	505,823	225,377	69.16
123	民生費	災害救助費	災害救助費	災害復旧費 被災者生活再建支援事業費	福祉サービス部地域福祉課	2,108,739	0	2,108,739	0
124	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者自立支援給付費 介護給付費	福祉サービス部障害福祉課	76,240,000	63,951,567	12,288,433	83.88
125	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者自立支援給付費 障害者就労支援事業費	福祉サービス部障害福祉課	4,712,000	4,712,000	0	100
129	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	地域生活支援事業費 障害者日常生活用具給付等事業費	福祉サービス部障害福祉課	120,000	40,900	79,100	34.08
130	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	地域生活支援事業費 地域活動支援センター事業費	福祉サービス部障害福祉課	79,013,000	70,740,000	8,273,000	89.52
131	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	地域生活支援事業費 社会参加促進等事業費	福祉サービス部障害福祉課	500,000	200,000	300,000	40
132	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	施設振興対策費 障害者支援施設等整備費補助金	福祉サービス部障害福祉課	189,552,000	144,485,000	3,150,000	76.22
133	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	施設振興対策費 障害者支援施設等整備費補助金	福祉サービス部障害福祉課	2,898,000	2,898,000	0	100
134	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	施設振興対策費 心身障害者支援施設整備事業資金償還元金補助金	福祉サービス部障害福祉課	58,671,000	58,671,000	0	100
135	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	施設振興対策費 心身障害者支援施設整備事業資金利子補給金	福祉サービス部障害福祉課	9,280,000	9,189,729	90,271	99.02
136	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	施設振興対策費 心身障害者支援施設運営費補助金	福祉サービス部障害福祉課	53,604,000	40,493,422	13,110,578	75.54
137	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	施設振興対策費 心身障害者支援施設運営費補助金	福祉サービス部障害福祉課	8,055,000	4,988,000	1,057,000	82.54
138	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	施設振興対策費 心身障害者支援施設運営費補助金	福祉サービス部障害福祉課	5,952,000	5,418,000	538,000	90.99
139	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	施設振興対策費 心身障害者支援施設運営費補助金	福祉サービス部障害福祉課	7,427,000	6,131,070	1,295,930	82.55
140	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	施設振興対策費 心身障害者支援施設運営費補助金	福祉サービス部障害福祉課	1,050,000	299,000	751,000	28.47
142	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者支援対策費 障害者福祉団体補助金	福祉サービス部障害福祉課	1,972,000	1,441,000	531,000	73.07
143	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者支援対策費 障害者各種支援費	福祉サービス部障害福祉課	700,000	0	700,000	0
144	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者支援対策費 障害者各種支援費	福祉サービス部障害福祉課	6,000	4,915	1,085	81.91
160	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	社会福祉振興費 社会福祉団体補助金	子育て支援部児童家庭課	300,000	214,500	85,500	71.5
合 計						2,086,673,062	1,202,396,449	266,651,813	57.62%

注：表中の「予算現額」、「執行額」及び「配当予算残額」の計算差異は翌年度繰越額である。

補助金交付事務に係る事業数は 46 件、それらの事業所管課は 6 課、予算現額の合計は 20 億 8,667 万円、執行額の合計は 12 億 240 万円、それらの合計ベースの執

行率は 57.62%であった。

## (2) 監査手続

補助金交付事務の財務監査及び 3E の監査を効果的、効率的に実施するため、検証すべき監査要点を設定し、次に示す監査手続を実施した。

### ① 過去の見直し経緯等の把握

補助金交付事務に係る過年度の見直し経緯等を精査し、現在の補助金交付の状況を把握した。

### ② 財務監査実施の監査手続

船橋市補助金等交付規則及び補助金交付要綱並びに補助金見直し方針及び特定団体補助金交付基準等の財務事務処理ルールを必要な範囲で確認し、補助金交付事務（交付申請、審査、交付決定、実績報告、交付請求、精算等に係る会計処理等）について、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、規則、要綱等のルールに基づき、その事務処理がなされているか等の視点から、合规性の検証を行う監査を実施した。

### ③ 3E 監査要点検証のための監査手続

補助金交付事務の実施プロセスにおける P（計画・仕組み構築）・D（補助実施）・C（実績把握・検証及び効果測定等）・A（見直し等）サイクルが整備され、効果的に運用されているか等に関して、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、補助金交付事務に係る経済性・効率性及び有効性等の検証を行う監査を実施した。

### ④ 過去の外部監査結果に対する措置等の確認

該当する監査対象に関して、過去の外部監査等の実施結果に係る措置の状況を把握し、現状において措置が完了しているか等について、確認を行った。

### ⑤ その他の監査手続

その他外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、所管課等別・目（予算科目）別に各事業に係る指摘事項及び意見を述べることとする。

I-2-1-1:【所管課等・目名称】高齢者福祉課・社会福祉総務費

① 運営費補助に該当する補助金の経費削減等の努力の仕組みについて(意見:1件)  
[アンケート項目「16」関連]

【現状・問題点】

補助金交付対象が個別の「事業」ではなく、「事務」(船橋市補助金等交付規則第11条)である場合、当該補助事業者の間接経費等の事務局経費に対する、いわゆる「赤字補助」となっている場合が把握される。

次に示す補助金については、「公益財団法人船橋市福祉サービス公社が、地域福祉の促進を図り、多様な福祉ニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供するために行う、総合的な福祉事業に要する経費に対して補助金を交付する」旨が規定されている。しかし、一部の自主事業に対する個別の事業に対する補助もあるが、補助金の大部分を占めるのが財団運営管理費の補助であり、間接経費等の事務局経費に対する赤字補助となっている。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
75	福祉サービス公社補助金	102,579,000	96,882,966

注:執行額の内訳は以下のとおりである。

(単位:円)

No	補助対象事業	予算額	執行額
75-1	財団運営管理費	86,471,000	80,882,081
75-2	公社自主事業	16,108,000	16,000,885

当該補助金は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社(以下「福祉サービス公社」という。)の管理費のうち、以下の対象経費について、法人会計の収入として計上される基本財産運用益や一部の雑収益を除いた額が補助されることになっている。

【福祉サービス公社補助金交付要綱に規定する補助金の額】

第3条 公社に対して交付する補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とし、別表に掲げるとおりとする。

別表

補助対象事業	会計区分	補助金の額及び補助対象経費
財団運営管理費	法人会計 (管理費)	経常費用の管理費(補助対象外経費を除く。)から収入(補助対象外経費充当分を除く。)を除いた額 (対象経費) 報酬、給料、手当、賃金、退職給付費用、福利厚生費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、賃借料、支払手数料、保険料、諸謝金、租税公課、支払負担金、委託費、理事会議費、その他会議費
公社自主事業 (収入のない自主事業で人件費を計上している事業) ①シニアピア・傾聴ボランティア事業 ②相談・支援サービス事業 ③人材育成・研修事業	公益目的事業会計 (事業費)	公社自主事業に要した人件費 (対象経費) 給料、手当、賃金、退職給付費用、福利厚生費

出典：公益財団法人船橋市福祉サービス公社補助金交付要綱

当該補助金交付要綱には、補助金の金額について「予算の範囲内で市長が定める額」と規定されているが、補助金の限度額が設定されていない。その上、対象経費は福祉サービス公社で発生する管理費の費目を網羅している。そのため、当該補助金は、基本財産運用収益等で充当するものを除けば、福祉サービス公社の運営費の概ね全額を補助する仕組みになっており、福祉サービス公社は自己負担なしで法人運営を行うことができる状況にある。

しかし、このような補助のあり方は、福祉サービス公社に法人運営の効率性・経済性を追求するインセンティブを与えることができず、福祉サービス公社の管理費の増大と、それに伴う補助金の増大に歯止めを効かせることが非常に困難であると



いう点で問題があると考え。事実、次の表に示すとおり、過去5年間の福祉サービス公社の管理費は増加傾向にあり、それに伴って補助金の金額も増加している。

**【福祉サービス公社の過去5年間の管理費及び補助金の推移】** (単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
経常収益	604,041	612,916	645,850	652,479	666,750
うち補助金 <sup>注</sup>	74,209	79,496	93,435	90,871	96,882
事業費	554,919	570,780	563,192	569,600	590,235
管理費	56,999	64,905	76,761	77,224	82,712
管理費率	9.3%	10.2%	12.0%	11.9%	12.3%

出典：船橋市福祉サービス公社の決算書に基づき、外部監査人が作成した。

注：補助金には管理費のほか、福祉サービス公社で実施している自主事業（収入のない自主事業で人件費を計上している事業）に要した人件費の補助も含まれている。

市所管課によると、この間、市が福祉サービス公社に派遣していた職員を引き上げており、この埋め合わせとして福祉サービス公社が職員を採用しなければいけないため、その分人件費が増えているという実態があるということである。

しかし、補助金の上限を設定し、限られた財源の中で福祉サービス公社の管理運営をしなければならないという環境下に置かれれば、福祉サービス公社の職員は効率的な法人運営のための意識改革をせざるを得なくなり、結果として現場から様々な効率化の知恵や創意工夫が生まれてくることを期待できると考えられる。

また、コロナ禍で市の財源が今後より一層厳しくなってくることが予測されている現状のもとでは、補助金の上限を設定した上で、上限を超過した運営経費については、一定の負担を福祉サービス公社に求めるべきであると考え。なお、福祉サービス公社には、次の表に示すとおり、令和2年3月末現在で5億円近くの正味財産が蓄積されており、仮に補助金の上限額を設定した場合に、補助上限を超える運営経費を、正味財産を取り崩して支出することは十分可能である。

**【福祉サービス公社の正味財産の残高】** (単位：千円)

科 目	令和元年度
指定正味財産	300,000
一般正味財産	195,179
正味財産合計	495,179

出典：船橋市福祉サービス公社決算書に基づき、外部監査人が作成した。

**【結 果：意見】**

現在の補助金額の設定方法では、福祉サービス公社に法人運営の効率性・経済性

を追求するインセンティブを与えることができず、補助金の増大を抑制することが非常に困難であるという点で問題があるため、補助金交付要綱において補助金額の上限額を設定するよう要望する。

② 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について（意見：2件）

〔アンケート項目「6」・「20」・「21」・「24」・「31～34」関連〕

【現状・問題点】

補助金申請時にその補助対象事業に期待される「公益性」を審査する際、また、実績報告に対して市所管課が評価等を実施する場合には、より効果的な実施のためには、次のような視点が重要であると考えられる。

- ア. 補助金交付申請時に申請事業者が提出する申請書類で「公益性」がより具体的な基準で評価されているか。
- イ. その申請された事業の実施により発現すると期待される効果が測定され、評価されているか。
- ウ. 交付決定された事業の実施中に現場視察や進捗管理など、何らかのモニタリングが実施され、その効果が把握されているか。
- エ. 実績報告の内容を審査し評価する際に必要であると考えられる評価マニュアル等が整備され活用されているか。
- オ. 実績報告の評価に必要と市所管課が判断した場合は現場視察を実施しているか。
- カ. 実績報告書の提出時には、主要な補助対象科目に直接関連する領収書・支払明細書や請求書等を徴取し、サンプル的にでも検証することでその報告書の信頼性を担保しているか。
- キ. 実績報告書の提出時には、補助対象事業の実施時期、参加人員等の実績データを明記させているか など。

以上のような視点で、補助対象事業の業務プロセスごとに、より客観的な評価等を実施することが求められているものと考えられる。各補助金交付事務の実施状況をアンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金交付事務の実施状況が検出された。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
75	福祉サービス公社補助金	102,579,000	96,882,966

#### ア～オ. に係る問題事例

アンケート調査の回答によると、上記の補助金は、補助事業に係る「公益性」が具体的な基準で評価されていないということである。また、十分な効果が測定され、評価できるものとしながらも効果に関して具体的な審査をしていないということである。

当該補助金は、政策的に補助金で赤字を補助して運営を行うことが前提となっており、最初から補助金による赤字補填ありきという意識が市所管課にも福祉サービス公社にも浸透してしまっており、市所管課において公益性の審査や補助金の効果の測定を実施する必要性についての認識が乏しいのではないかという問題が懸念される。

福祉サービス公社は、福祉サービスという公益性の高い事業を行う団体であることは理解するが、本来、団体自体の公益性と団体が実施する事業の公益性は必ずしもイコールであるとは限らない。市から支出された補助金を使用した事業等が公益性の高いものであるかどうかということや、具体的な効果が出ているかどうかということについて、市所管課が定期的に評価すべきである。また、客観的な評価を行うためには定量的な指標の設定が望ましいと考えられるため、補助事業の効果を図るための定量的な指標を設けることを検討すべきである。

#### カ. に係る問題事例

補助事業に係る収支実績の根拠資料として収支決算書が福祉サービス公社から提出されているが、市所管課としては当該収支決算書の適正性について口頭で聞き取りを行っているのみであり、直接関連する会計帳簿等の現物を確認していないということである。

福祉サービス公社の決算については、監事による会計監査が行われており、決算書の適正性を確認する場合には、当該監査の結果に依拠することが考えられる。しかし、そのような場合であっても、監事が実施した監査手続の内容が補助事業の収支の適正性の確認という目的に照らして十分かつ適切なものであるか検討した結果、補助事業の収支の詳細が監査手続において十分に検証されていない場合には、市所管課としても、補助事業の収支に直接関連する会計帳簿や証憑書類を徴取し、サンプル的にも検証することで、補助事業に係る収支実績の適正性について確認

することが重要である。

なお、以上で列挙した問題点と具体的な補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

**【結果：意見1】**

補助金交付の効果の測定・評価のためには、客観的に評価できる指標が設定されていることが望ましい。評価指標の設定は難しい面はあるが、補助金交付の目的に対してどの程度進捗しているのかを把握するためには指標の設定は不可欠であると考え。補助金交付の効果測定のために評価指標の設定を要望する。

**【結果：意見2】**

福祉サービス公社の決算書について監事が実施した監査手続の内容及び結果が、補助事業の収支の適正性の確認という市所管課の目的に照らして十分かつ適切なものであるか検討するよう要望する。また、監事監査において補助事業に係る収支の詳細が十分に検証されていないような場合には、市所管課で、補助事業に係る収支に直接関連する会計帳簿や証憑書類を徴取し、サンプル的に検証するよう要望する。

**③ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）**

**【アンケート項目「40」・「41」関連】**

**【現状・問題点】**

船橋市補助金等交付規則第18条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかし、下記の補助金に係る補助金交付要綱等には、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限について明記されていない。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
75	福祉サービス公社補助金	102,579,000	96,882,966

船橋市補助金等交付規則第18条は、補助金交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、補助金交付要綱等に、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限について明記したほうが、補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であると考えられる。

その理由としては、船橋市補助金等交付規則に規定されているだけでは、補助事

業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面があるためである。ここで、同規則第 18 条の趣旨としては、一般的な経費（經常経費や資産取得経費）に関して、補助金申請に係る不正行為の発生に際して証拠書類の保全や不正の根拠等の特定などに当該書類が必要になることが挙げられる。

補助金交付要綱にも規則の規定を直接言及し、当該書類の整備について規定することで、補助事業者が船橋市補助金等交付規則の趣旨に則って関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できるものとする。

また、整備した書類の保存年限を明示する場合には、経費の性質により適切な期間を明示する必要がある。例えば、補助対象事業が經常経費で実施されるものであれば、商事債権の消滅時効の期間である 5 年間や船橋市文書管理規則で指定した期間に該当する保存年限を具体的に明記することが考えられる。

#### 【結果：指摘】

市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記されたい。

### I-2-1-2：【所管課等・目名称】 高齢者福祉課・老人福祉費

#### ① 補助事業等により取得した財産の処分制限について（指摘：1 件、意見：2 件） 【アンケート項目「11」・「12」関連】

#### 【現状・問題点】

補助金は、市民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであるため、補助金の交付対象となる事業は、直接または間接的に市の施策目的に合致したものに限られ、補助事業等により取得した財産の使用については、法令及び予算の定めるところにより、公正かつ効率的に使用されるよう努める必要がある。そのため、施設整備に係る補助事業については、補助事業により取得した財産については、耐用年数を経過するまで市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない旨を規定しているのが一般的である。

このような補助事業により取得した財産の処分制限について、市所管課が審査等をより効果的に実施するためには、次のような視点が重要であるとする。

ア．関係書類の保存年限について、交付要綱等に規定されているか

イ．財産処分の対象資産が、網羅的に確認されているか

以上のような視点で、補助事業等の業務プロセスごとに、より客観的な審査等を実施することが求められているものとする。各補助金の実施状況について、アン

ケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

比較検討の対象とした補助金は次に示すとおりである。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
79	老人福祉施設整備費等補助金	497,000,000	10,000,000
80	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金	1,375,000	1,375,000
81	地域密着型施設等開設準備支援事業補助金	79,831,000	79,831,000

注：No. 79「老人福祉施設整備費等補助金」の内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

No	補助対象事業	予算額	執行額
79-1	高齢者福祉施設整備費補助金	487,000,000	0
79-2	老人福祉施設大規模修繕事業補助金	10,000,000	10,000,000

注：No. 79-1「高齢者福祉施設整備費補助金」については、特別養護老人ホーム1棟（定員110名）の施設整備を目的とした補助事業分であり、令和元年度着工の施設整備が開発協議等に時間を要したことにより、竣工が令和2年度となるため、繰越明許費とし、令和元年度内の執行はなかった。

#### ア．に係る問題事例

補助金交付要綱等における補助事業等により取得した財産がある場合の関係書類の整備の取扱い（対象と保存年限等）の比較は、次の表に示すとおりである。

【関係書類の整備に関する比較表】

	高齢者福祉施設整備費補助金 (No. 79-1)	老人福祉施設大規模修繕事業補助金 (No. 79-2)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金 (No. 80)	地域密着型施設等開設準備支援事業補助金 (No. 81)
処分制限の対象	事業により取得し、または効用の増加し	事業により取得し、または効用の増加し	補助事業により取得し、または効用の増	補助対象事業により取得し、または効

	た不動産及びその従物並びに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具	た不動産	加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、または効用の増加した単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産	用の増加した不動産及びその従物並びに価格が 30 万円以上の機械及び器具
処分制限の期間	厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで	厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで	厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで	減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定めている耐用年数を経過するまで
関係書類の保存年限	事業完了後 5 年間	規定なし	補助事業により取得し、または効用の増加した単価 30 万円以上の財産がある場合は、5 年経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで	事業完了年度後 5 年間

出典：交付要綱に基づき外部監査人が作成した。

表に示すとおり、老人福祉施設大規模修繕事業補助金 (No. 79-2) については、関係書類の保存年限について補助金交付要綱に規定されていない。また、高齢者福祉

施設整備費補助金 (No. 79-1) 及び地域密着型施設等開設準備支援事業補助金 (No. 81) については、耐用年数を経過するまで補助事業者に対して財産処分の制限を課しているにもかかわらず、関係書類の保存年限は事業完了年度後 5 年間となっている。

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産については、補助事業の完了後においても一定期間は財産処分の制限を課されていることから、当該財産の処分が完了する日または耐用年数を経過する日のいずれか遅い日までは、関係書類の保管を規定していない現在の補助金交付要綱等では、補助金の目的に反した使用や、制限期間内の不正な財産処分につながる可能性があり、補助金交付事務の適正性を欠くことが懸念される。

#### イ. に係る問題事例

補助事業者が交付を受ける補助金により固定資産を取得する場合には、補助金交付要綱等において、当該固定資産の処分時期に関しては、原則としてその耐用年数の期間内での処分は制限されていること等が規定されている。他方、補助事業者は補助金交付要綱等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助事業の実施により取得した財産については、当該補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって継続的に管理するとともにその効率的な運用を図ることが求められている。

市所管課では、補助対象事業に係る施設の休止・廃止の有無については網羅的に把握していることから、施設の廃止に伴う財産の処分については適時に把握していると考えられる。しかし、稼働中の施設については、財産の処分制限の対象となる具体的な資産とその処分制限期間を網羅的に把握していない。そのため、稼働中の施設について、補助金の目的に反した使用や、制限期間内の不正な財産処分が行われていたとしても適時に発見できない可能性があり、補助金交付事務の適正性を欠くことが懸念される。

そこで、補助金により取得した財産が、処分制限の対象財産に該当する場合は、市所管課は補助事業者に対して、補助事業者が備え管理するための「取得財産等管理台帳」と、実績報告時等に提出するための「取得財産等管理明細表」を作成するよう求めることが必要であり、以下の様式を参考に規定の整備等を検討することが必要であると考えられる。



【取得財産等管理台帳・取得財産等管理明細表の様式例】

(様式例)

財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が本交付要綱第○条第○項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載し、単価が異なる場合は分割して記載する。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は、検収年月日を記載する。

出典：外部監査人作成

なお、ここで示した補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

【結果：指摘】

補助事業により取得した財産に係る関係書類の保存年限について補助金交付要綱等に規定がない事業については、補助事業により取得した財産に係る関係書類の保存年限について補助金交付要綱等に具体的に規定されたい。

【結果：意見1】

補助事業により取得した財産の処分制限の期間と関係書類の保存年限が整合していない事業については、補助事業者に対して、補助事業完了後5年を経過した後の期間においても、当該財産の処分が完了する日または処分制限の期間を経過する日のいずれか遅い日までは、補助事業に係る関係書類を保管しなければならないことを補助金交付要綱等に規定するよう要望する。

【結果：意見2】

補助事業者は取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない旨、及び、補助事業者は実績報告書に取得財産等管理明細表を添付しなければならない旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱等に規定するよう要望する。

② 運営費補助に該当する補助金の経費削減等の努力の仕組みについて(意見:1件)  
 [アンケート項目「16」関連]

【現状・問題点】

補助金交付対象が個別の「事業」ではなく、「事務」(船橋市補助金等交付規則第11条)である場合、当該補助事業者の間接経費等の事務局経費に対する、いわゆる「赤字補助」となっている場合が把握される。このような場合は、事業者側に経費削減のモチベーションが生じにくいという点で問題があると考えられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
87	老人クラブ連合会補助金	6,350,000	6,350,000

当該補助金は、船橋市老人クラブ連合会(以下「老人クラブ連合会」という。)が実施する補助対象事業を実施するために要する経費について、予算の範囲内で補助されることになっている。

【船橋市老人クラブ連合会補助金交付要綱に規定する補助金の額】

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げるとおりとする。  
 第5条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
(1)老人クラブ等活動促進事業 (2)健康づくり・介護予防支援事業 (3)地域支え合い事業 (4)若手高齢者組織化・活動支援事業 (5)その他市長が高齢者の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする等老人クラブ連合会が行う事業として 適当と認めた事業	報償費 賃金 旅費 需用費(食糧費を除く) 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金	補助対象経費の 100%以内とする。 ただし、負担金については50%以内とする。

出典:船橋市老人クラブ連合会補助金交付要綱

しかし、令和元年度の老人クラブ連合会の収支決算書を閲覧したところ、事業に直接要する経費である事業活動費の金額は 291 万円であり、補助金の半分以上は、事務局職員の人件費や県の老人クラブ連合会への負担金など、事業に直接要する経費ではない間接的な事務局運営経費の補助に回されているのが実態であることがわかる。市所管課によると、当該補助金の金額については、平成 25 年度以降見直しが行われておらず、635 万円の定額支給が毎年度継続しているということである。

【老人クラブ連合会の令和元年度収支決算書】

(単位：円)

科 目	決算額	摘 要
収入の部		
補助金	6,490,000	市補助金 6,350,000、社協補助金 120,000、 県老助成金 20,000
会費	1,199,400	会員数 11,994 人×100 円
雑収入	487,657	広告料収入等
収入合計	8,177,057	A
支出の部		
会議費	218,420	理事会会費等
旅費	272,480	役員・職員交通費
事務費	520,493	電話代、コピー使用料・リース料等
人件費	2,459,570	職員給与
負担金	1,518,000	県老連会費 1,500,000 等
事業活動費	2,909,725	
備品購入費	120,750	
雑支出	66,000	慶弔金、交際費等
支出合計	8,085,438	B
収支差額	91,619	C=A-B
前年度繰越金	2,467,969	D
次年度繰越金	2,559,588	E=C+D

出典：令和元年度船橋市老人クラブ連合会収支決算書に基づき外部監査人が作成した。

老人クラブについては、会員数も減少していることから、事業活動も縮小傾向にあることが推察されるが、市所管課としては事業の公益性の審査や補助金の効果についての検証を行っておらず、毎年度定額の補助金を支出することの必要性について合理的な根拠を見出せていないものと考えられる。

今後は、会員数の減少に伴う事業活動の縮小もさることながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、高齢者が1つの場所に集まってイベントを行うという形式の事業の減少が見込まれる。また、コロナ禍の影響で市の財源状況も今後厳しくなってくることを勘案すると、従来行ってきた事実上の定額補助を継続することは改めるよう検討すべきであると考ええる。

**【結果：意見】**

市所管課として定額補助ありきの姿勢は改め、事業者から補助対象事業の実施に必要な経費金額を積算させ、市所管課としてはその必要性を厳格に査定するよう要望する。

**③ 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について（意見：2件）**

〔アンケート項目「6」・「20」・「21」・「24」・「31～34」関連〕

**【現状・問題点】**

補助金申請時にその補助対象事業に期待される「公益性」を審査する際、また、実績報告に対して市所管課が評価等を実施する場合に、より効果的な実施のためには、次のような視点が重要であると考えられる。

- ア. 補助金交付申請時に申請事業者が提出する申請書類で「公益性」がより具体的な基準で評価されているか。
- イ. その申請された事業の実施により発現すると期待される効果が測定され、評価されているか。
- ウ. 交付決定された事業の実施中に現場視察や進捗管理など、何らかのモニタリングが実施され、その効果が把握されているか。
- エ. 実績報告の内容を審査し評価する際に必要であると考えられる評価マニュアル等が整備され活用されているか。
- オ. 実績報告の評価に必要と市所管課が判断した場合は現場視察を実施しているか。
- カ. 実績報告書の提出時には、主要な補助対象科目に直接関連する領収書・支払明細書や請求書等を徴取し、サンプル的にでも検証することでその報告書の信頼性を担保しているか。
- キ. 実績報告書の提出時には、補助対象事業の実施時期、参加人員等の実績データを明記させているか など。

以上のような視点で、補助対象事業の業務プロセスごとに、より客観的な評価等

を実施することが求められているものと考えられる。各補助金交付事務の実施状況をアンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金交付事務の実施状況が検出された。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
77	軽費老人ホームサービス提供費補助金	231,932,000	230,210,000
78	民間老人福祉施設職員設置費補助金	29,566,000	28,759,447
79	老人福祉施設整備費等補助金	497,000,000	10,000,000
80	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金	1,375,000	1,375,000
81	地域密着型施設等開設準備支援事業補助金	79,831,000	79,831,000
85	ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金	12,059,000	9,978,383
87	老人クラブ連合会補助金	6,350,000	6,350,000

#### ア～エ.に係る問題事例

アンケート調査の結果によると、上記の補助金は、補助事業に係る「公益性」が具体的な基準で評価されていないということである。また、十分な効果が測定され、評価できるものとしながらも効果に関して具体的な審査をしていないということである。

上記の補助金の支給対象事業者の大半が社会福祉法人等の高齢者福祉関連の団体であり、福祉サービスという公益性の高い事業を行う団体であることは理解するが、本来、団体自体の公益性と、団体が実施する事業の公益性は必ずしもイコールであるとは限らない。市から支出された補助金を使用した事業等が公益性の高いものであるかどうかということや、具体的な効果が出ているかどうかということについて、市所管課が定期的に評価すべきである。特に、「老人クラブ連合会補助金」については、長期間継続して定額の補助が行われており、事実上の運営費補助が含まれている事業である(82～84頁参照)。このような事業については補助金が十分な効果を発現しているかどうかについて特に慎重な検証が必要であり、補助金交付の具体的な効果が測定できないようであれば、補助事業の見直しを検討すべきであると考えられる。

また、客観的な評価を行うためには定量的な指標の設定が望ましいと考えられるため、公益性の効果を図るための定量的な指標を設けることを検討すべきである。

#### オ～カ. に係る問題事例

軽費老人ホームサービス提供費補助金（No. 77）については、補助金交付要綱に規定されている所与の単価に毎月初日の入所者数を乗じて補助金額を算定する仕組みになっている。また、民間老人福祉施設職員設置費補助金（No. 78）については、補助金交付要綱に規定されている所与の単価に補助対象となる職員の雇用月数を乗じて補助金を算定する仕組みになっている。

【軽費老人ホームサービス提供費補助金に係る補助基準額の算定方法】				
所与の単価	×	変数		
船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用の額及び生活費の上限額を定める規則（平成20年船橋市規則第87号以下「上限額を定める規則」という。）第3条に定める額に、軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成20年5月30日老発第0530003号）に定める各種加算額等を加えた額		毎月初日の入所者数		
【民間老人福祉施設職員設置費補助金に係る補助基準額の算定方法】				
所与の単価	×	変数①	×	変数②
認定職員1名について、「一般職の職員の給与に関する条例」第10条第1項第1号ア行政職給料表（1）1級19号給の給料月額		認定職員の雇用月数		認定職員の数

出典：船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第2条及び船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱第6条の規定に基づき外部監査人が作成した。

したがって、これらの補助金についてはそれぞれ入所者及び対象職員の実在性が非常に重要となる。しかし、市所管課は軽費老人ホームサービス提供費補助金の実績報告書に記載された入所者数について、根拠資料の確認を行っておらず、現場視察による実態確認については、軽費老人ホームサービス提供費補助金に係る入所者数のほか、民間老人福祉施設職員設置費補助金の実績報告書に記載された対象職員の人数及び雇用月数についても行っていないということであった。

実績報告書において入所者の人数を水増しして報告したり、架空の職員を報告し

たりする方法により補助金を不正に請求される危険性があることから、実績報告書の記載を裏付ける証拠書類については実績報告書提出の度に徴取する必要があると考える。また、証拠書類についても改ざんされる危険性があることから、補助対象となっている事業所については、不定期で無通告の現場視察を実施することが必要であると考えます。

なお、以上で列挙した問題点と具体的な補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

#### 【結果：意見1】

補助金交付の効果の測定・評価のためには、客観的に評価できる指標が設定されていることが望ましい。評価指標の設定は難しい面はあるが、補助金交付の目的に対してどの程度進捗しているのかを把握するためには指標の設定は不可欠であると考えます。補助金交付の効果測定のために評価指標の設定を要望する。

#### 【結果：意見2】

軽費老人ホームサービス提供費補助金に係る実績報告書については、補助金の不正請求を防止または適時に発見する観点から実績報告書の記載を裏付ける証拠書類を必ず徴取するよう要望する。

また、軽費老人ホームサービス提供費補助金及び民間老人福祉施設職員設置費補助金については、必要に応じて補助対象となっている事業所について、無通告の現場視察を実施するよう要望する。

### ④ 補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還について（指摘：1件、意見：1件）

#### 〔アンケート項目「39」関連〕

#### 【現状・問題点】

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、その制度上、各取引段階において二重、三重に消費税が課されないよう税の累積を排除するために、事業者の納付税額の計算に当たっては、その段階で課された消費税額を控除する制度、すなわち仕入税額控除の制度が設けられている。各事業者が申告・納付する消費税額は、原則として、その課税期間中の課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算する。また、課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上に係る消費税額を上回る場合には、控除不足額が還付される。この際、補助金の充当を受けた経費の消費税についても、課税仕入れに対して支払った消費税として控除することができるため、補助金の充当を受けた経費に係る消費税（以下「補助金に係る消費税額」という。）が事業者の手元に貯まることになる。しかし、事業者の手元に貯まる補助金に係る消費税額が、そのまま事業者の利益になることは、補助

金制度の趣旨からして適当ではなく、市への返還が必要となる。

他方、補助金に係る消費税額の報告及び返還については、補助事業の精算時期と確定申告の時期の相違等から、市への報告及び返還が漏れる危険性が存在するため、市所管課が審査等をより効果的に実施するためには、次のような視点が重要であると考え。

- ア. 補助金に係る消費税額の報告について、交付要綱等に規定されているか
- イ. 報告の様式が定められているか

以上のような視点で、補助事業等の業務プロセスごとに、より客観的な審査等を実施することが求められているものと考え。各補助金の実施状況をアンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

なお、重要性の観点から、補助金に係る消費税額の検討については、次に示す施設整備に係る補助事業に限定している。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
79	老人福祉施設整備費等補助金	497,000,000	10,000,000
80	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金	1,375,000	1,375,000
81	地域密着型施設等開設準備支援事業補助金	79,831,000	79,831,000

注：No. 79「老人福祉施設整備費等補助金」の内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

No	補助対象事業	予算額	執行額
79-1	高齢者福祉施設整備費補助金	487,000,000	0
79-2	老人福祉施設大規模修繕事業補助金	10,000,000	10,000,000

#### ア. に係る問題事例

各補助金交付要綱等における、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合の報告の取り扱いの比較は、次の表に示すとおりである。



【仕入税額控除に関する比較表】

	高齢者福祉施設整備費補助金 (No. 79-1)	老人福祉施設大規模修繕事業補助金 (No. 79-2)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金 (No. 80)	地域密着型施設等開設準備支援事業補助金 (No. 81)
報告の対象	消費税等の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、市長に報告しなければならない。	規定なし	消費税等の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。	消費税等の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。

出典：交付要綱に基づき外部監査人が作成した。

ここで、老人福祉施設大規模修繕事業補助金（No. 79-2）について、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合の報告の取り扱いについて補助金交付要綱に規定されていない理由を市所管課に確認したところ、当該補助事業は市の単独事業であり、市は国や県と異なり、消費税等を徴収する立場にないことから、仕入控除税額の報告及び返還を求めるという認識がなかったということであった。

しかし、事業者が納付すべき消費税額の計算の仕組み上、補助金に係る消費税額は納付されずに事業者に貯まることになり、それがそのまま事業者の利益になることは、補助金制度の趣旨からして適当ではないということは、市の単独事業であっても同様である。そのため、市の単独事業であることを理由に、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合の報告の取り扱いを補助金交付要綱等に

規定しないのは適当ではない。

#### イ. に係る問題事例

補助金交付要綱等では、消費税等の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、報告することを義務付けているが、現在の補助金交付要綱等では、消費税仕入控除税額の報告様式について規定していない。なお、市所管課に確認したところ、実務的に使用されている報告様式があるが、様式のあり方や事業者に求めるべき添付資料の規定について課題を認識しているということであった。そのため、以下のような様式例を参考に様式のあり方を検討し、補助金交付要綱等に規定する必要があると考える。

#### 【消費税仕入控除税額報告書の様式例】

(様式例)	
消費税仕入控除税額報告書	
	年 月 日
船橋市長 あて	
	所在地
	名称
	代表者氏名
年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定のあった	補助金に係る消費税
仕入控除税額について、次のとおり報告します。	
1 補助金の額の確定額	金 円
2 消費税の申告の有無（どちらかを選択）	有 ・ 無
(2で「無」を選択の場合は以下不要)	
3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）	一般課税 ・ 簡易課税
(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)	
4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金 円
5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金 円
6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額）	金 円
(注) 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。	
(添付資料)	
確定申告書の写し	
課税売上割合等が把握できる資料	
要返還相当額計算書等の積算の内訳が分かる資料	

出典：外部監査人作成

## 【消費税仕入税額控除不適用申出書の様式例】

(様式例)	
消費税仕入税額控除不適用申出書	
	年 月 日
船橋市長 あて	
	所在地
	名称
	代表者氏名
<p>下記事業について、当法人は、消費税法の規定による消費税の仕入税額控除を受けておりませんので、その旨を申し出ます</p>	
1 事業名	
2 事業実施年度	
3 補助金名	
4 仕入税額控除を受けない理由（どれかを選択）	
① 消費税法第5条の規定により納税義務者とならないため (添付資料等) 納税義務者でないことが分かる資料	
② 消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除されるため (添付資料) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の写し	
③ 消費税法第37条第1項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用されるため (添付資料) 消費税簡易課税制度選択届出書の写し	
④ 消費税法第60条第4項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用されるため (添付資料) 特定収入割合を証明する計算書類の写し	
⑤ 消費税法第60条第6項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用されるため (添付資料) 国、地方公共団体の一般会計に係る補助事業であることが分かる資料	
⑥ その他 (添付資料) その事実が分かる資料	

出典：外部監査人作成

なお、ここで示した補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

【結果：指摘】

市所管課は、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額の報告及び返還の趣旨を正しく理解し、その取扱いについて補助金交付要綱等に規定されていない補助事業については、補助金交付要綱等を改正されたい。

【結果：意見】

消費税等仕入税額控除の報告様式について検討し、補助金交付要綱等に規定するよう要望する。

⑤ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）

〔アンケート項目「40」・「41」関連〕

【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第18条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかし、次に示す補助金に係る補助金交付要綱には、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限について明記されていない。なお、市所管課としては、「船橋市補助金等交付規則第18条に規定されていることであり、具体的な整備方法、保存年限については補助事業者が決定することである」という認識であった。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
78	民間老人福祉施設職員設置費補助金	29,566,000	28,759,447
79	老人福祉施設整備費等補助金	497,000,000	10,000,000
85	ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金	12,059,000	9,978,383
87	老人クラブ連合会補助金	6,350,000	6,350,000

船橋市補助金等交付規則第18条は、補助金交付要綱に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、補助金交付要綱に、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限について明記したほうが、補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であると考えられる。

その理由としては、規則だけに規定されているだけでは、補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面があるためである。

ここで、同規則第18条の趣旨としては、次のような点が考えられる。

ア 一般的な経費（経常経費や資産取得経費）に関して、補助金申請に係る不正行為の発生に際して証拠書類の保全や不正の根拠等の特定などに当該書類が必要になること。

イ 施設整備等の資産取得に対する補助金の場合は、当該資産（建物）の耐用年数にわたって補助金の効果が発現することを考慮するとその収支や減価償却等に係る書類や台帳類を整備することは必要不可欠であること。

補助金交付要綱等にも規則の規定に直接言及し、当該書類の整備について規定することで補助事業者が規則の趣旨に則って関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できるものとする。

また、整備した書類の保存年限を明示する場合には、経費の性質により適切な期間を明示する必要がある。例えば、補助対象事業が経常経費で実施されるものであれば、商事債権の消滅時効の期間である5年間や船橋市文書管理規則で指定した期間に該当する保存年限を具体的に明記することが考えられる。一方で、施設整備等の資産取得に対する補助金であれば、その補助対象資産の効用が及ぶ期間の範囲としての耐用年数を、関係書類の保存年限として明記することが考えられる。

**【結果：指摘】**

市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記されたい。

**I-2-1-3：【所管課等・目名称】 介護保険課・老人福祉費**

**① 補助対象経費等の明示要件について（意見：1件）**

【アンケート項目「10」・「15」関連】

**【現状・問題点】**

補助金交付要綱等の中には、補助対象経費を特定して、その補助対象経費に対して適切な補助率での補助を行う旨が明記されている要綱があり、そのような場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、補助金交付要綱等に明記されている補助対象経費の範囲については、補助事業の目的とのバランスを考慮する必要がある。つまり、補助対象経費の範囲を広くしすぎると冗費の支出につながりかねないが、逆に、補助対象経費の範囲を狭くしすぎると補助事業の目的を達成することが困難になってしまうことが考えられる。

次に示す補助金は、補助対象経費の範囲について再考すべきと考えられる事例である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
94	船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金	15,674,336	15,674,336

船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金（No. 94）については、介護保険サービスに係る雇用確保及び従業者の資質の向上並びに介護保険サービスの安定供給に資することを目的とするものであり、船橋市内の介護保険サービス事業を行う事業所に継続して就業している職員を対象として、介護員養成研修事業者等が実施する介護職員初任者研修及び実務者研修の受講に直接要する経費を補助するものである。そして、補助金交付要綱には、補助対象経費について、「研修に係る受講料及び教材費」と明記されている。

ここで、市所管課が保管している令和元年度の船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付申請書及び添付書類の綴りを閲覧したところ、以下のような傾向が確認された。

- ア. 受講者が利用している介護員養成研修事業者等はA社とB社の2社が多い。
- イ. A社の領収書はシステムから出力されたものであり、講座受講料の内訳が記載されており、そこには、「受講料」「入学金」「その他」の3項目が記載されている。なお、A社の入学金は5,000円である。
- ウ. B社の領収書は手書きの領収書であり、但し書きには「介護職員初任者研修（又は実務者研修）受講料として」と手書きで記載されている。

受講者にとっては、入学金という名目で事業者を支払っている費用についても、研修を受講するのに必要な経費であるという点で受講料と何ら変わらない。また、研修事業者としても、領収書に入学金と明記するか否かは任意であり、仮に領収書に入学金と明記していないとしても、実質的に入学金見合いの金額を受講料に上乗せして利潤を得ているものと考えられる。このような状況の中で、領収書に入学金の記載がある場合には、入学金が補助の対象とならず、領収書に入学金の記載がない場合には、（補助限度額の範囲内で）領収書金額の満額が補助対象となるというのは、公平性の点で問題があると考ええる。

市所管課によると、本補助事業を設計する際に、近隣の研修事業者に聞き取りを行い、資格取得にかかる費用について、受講料及び教材費の全額を補助できるようなスキームにしたということである。したがって、研修受講にあたって受講者の経済的負担を取り除くことが本補助事業の目的であるならば、研修を受講するにあたって入学金が必要とされる場合には、これを補助の対象とすることを検討すべきであると考ええる。

なお、ここで示した補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

**【結 果：意見】**

研修受講に必須の経費については、その名目に関わらず、補助事業の目的を逸脱しない範囲内において広く補助の対象にすることを検討するよう要望する。

**② 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について（意見：1件）**

[アンケート項目「6」・「20」・「21」・「24」・「31～34」関連]

**【現状・問題点】**

補助金申請時にその補助対象事業に期待される「公益性」を審査する際、また、実績報告に対して市所管課が評価等を実施する場合には、より効果的な実施のためには、次のような視点が重要であると考えられる。

- ア. 補助金交付申請時に申請事業者が提出する申請書類で「公益性」がより具体的な基準で評価されているか。
- イ. その申請された事業の実施により発現すると期待される効果が測定され、評価されているか。
- ウ. 交付決定された事業の実施中に現場視察や進捗管理など、何らかのモニタリングが実施され、その効果が把握されているか。
- エ. 実績報告の内容を審査し評価する際に必要であると考えられる評価マニュアル等が整備され活用されているか。
- オ. 実績報告の評価に必要と市所管課が判断した場合は現場視察を実施しているか。
- カ. 実績報告書の提出時には、主要な補助対象科目に直接関連する領収書・支払明細書や請求書等を徴取し、サンプル的にでも検証することでその報告書の信頼性を担保しているか。
- キ. 実績報告書の提出時には、補助対象事業の実施時期、参加人員等の実績データを明記させているか など。

以上のような視点で、補助対象事業の業務プロセスごとに、より客観的な評価等を実施することが求められているものと考えられる。各補助金交付事務の実施状況をアンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金交付事務の実施状況が検出された。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
92	船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金	11,134,500	11,134,500
94	船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金	15,674,336	15,674,336

#### ア～エ.に係る問題事例

アンケート調査の回答によると、上記の補助金は、補助事業に係る「公益性」が具体的な基準で評価されていないということであった。また、十分な効果が測定され、評価できるものとしながらも効果に関して具体的な審査をしていないということであった。

上記の補助金はいずれも、介護保険サービスの安定供給に資することを目的としており、補助事業の公益性についてイメージとして理解することはできるが、市から支出された補助金を使用した事業が、具体的にどのような公益的な効果を発揮しているかということについては、市所管課が定期的に評価すべきである。また、客観的な評価を行うためには定量的な指標の設定が望ましいと考えられる。

しかし、その後の市所管課との詳細なヒヤリングの結果、市所管課は船橋市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において、定量的な目標が設定され、毎年定期的に進捗管理を行い、3年に1度の計画改定に合わせた目標値の見直しも実施していることを確認した。

その中で、市所管課は船橋市内の介護保険サービス事業を行う事業所に継続して就業している職員を対象として、介護員養成研修事業者等が実施する介護職員初任者研修等の受講料及び教材費の助成を行っているが（船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金（No. 94））、その助成対象者に対して、アンケート調査を実施している。そのアンケート調査の質問項目の中では、助成制度に関する質問が複数含まれており、当該補助金の効果に関する評価が回答結果という実績データにより行われていることが分かった。その評価の中で、介護職員の継続的な就業に関する確認項目があり、前年度に当該研修を受講した介護職員がアンケート調査時点（翌年夏）でも就業証明書に記載された事業所（施設）で働いているかに関して質問している。介護職員の就業定着について、高い関心を持っている市所管課としては、その質問は補助金交付の効果に係る評価の上でも重要な質問項目であるとしている。その回答結果としては、肯定的な回答件数が93件で全体の83%であったことから、この補助金交付の効果は、数値上では高い効果が上がっているものと評価している。



更に詳細に評価を行うためには、アンケート調査の対象者や質問項目等を細分化する必要性が高いことが、外部監査のヒヤリングの過程から浮かび上がった。すなわち、アンケート調査の対象として収集したデータの中から、介護職員初任者研修修了者と実務者研修修了者の回答結果を細分化して集計し分析することによって、合計ベースでの現在の分析結果とは異なる結果としての含意が見出すことができ、補助金の効果をより精緻に評価することができ、より適切な対応策を市所管課として実施することにもつながるものと考えられる。

なお、以上で列挙した問題点と具体的な補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

**【結果：意見】**

補助金交付の効果の測定・評価のためには、より客観的に評価できる指標が設定されていることが望ましい。評価指標の設定は難しい面はあるが、補助金交付の目的に対してどの程度進捗しているのかを把握するためには指標の設定は不可欠であると考え。補助金交付の効果測定のためには、現在実施しているアンケート調査の結果を更に細分化することにより、客観的な事業の課題を把握することが可能となる。その結果、より効果的な対応策を市所管課として展開することができるようになることから、市所管課が現在実施しているアンケート調査等の更なる分析等を進めていき、その結果を課内で共有して、補助事業の更なる改善等に努めていただくことを要望する。

**③ 補助金に係る必要な証憑の確認について（指摘：1件）**

**【現状・問題点】**

補助金の申請にあたっては、補助対象経費の支出であることを証明するために領収書、請求書等の証憑書類を添付することが求められている。補助金支給事務の適正化の観点からは、事業者に対して、補助対象経費に該当することが客観的かつ明確に判別できるような記載がある証憑書類を申請書に添付することを求める必要がある。

しかし、次に示す補助金については、補助対象経費の支出であることを証明する根拠に乏しい証憑が添付されている事例が検出された。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
92	船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金	11,134,500	11,134,500

当該補助金は、訪問看護職員の雇用確保及び介護保険サービスの安定供給に資することを目的として、看護職員の賃金改善に充当するための経費及び看護職員の募集に係る宣伝広告を実施するための経費が補助金の対象経費として規定されている。そして、市所管課に確認したところ、宣伝広告を実施するための経費については、あくまで広告媒体に人材採用広告を掲載するための費用を補助するものであり、例えば人材会社に支払う紹介料は補助の対象としていないということであった。しかし、補助金交付申請書及び添付の証憑書類を確認したところ、人材紹介料と考えられる経費について補助金を支給していると受け取られかねない事例が発見された。

**【人材紹介料を含んでいると考えられる申請事例】**

○宣伝広告分			
宣伝広告実施時期	宣伝広告経費(A)	上限額(B)	補助金額(AとBのうち低い額の1/2)
2020年2月4日	1,254,000円	42,000円	21,000円

※申請書に添付されている請求書には摘要として「人事コンサルティング料 ●●●様」と記載されている。なお、当該人事コンサルティング料は1件1,254,000円（税込）であり、内訳明細は添付されていなかった。

出典：船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付申請書より一部抜粋して外部監査人が作成した。

市所管課の担当者が事業者を確認したところ、「人事コンサルティング料」には人材紹介料のほかに採用媒体への広告掲載料も含まれており、事業者から採用媒体の画面コピーを入手し確認したということである。ただし、事業者が支出した金額に広告掲載料がいくら含まれているかは、市所管課が事業者から入手した資料からは具体的に確認することができない。したがって、今後は、交付申請書及び必要書類を、具体的かつ明確に規定して確認することができるよう、交付要綱等の改正を含めた対応が必要である。

**【結果：指摘】**

事業者に対して、補助対象経費に該当することが客観的かつ明確に判別できるような記載がある証憑書類を申請書に添付することを求めるよう徹底されたい。

#### I-2-1-4：【所管課等・目名称】 地域福祉課・社会福祉総務費

- ① 高い緊急性・必要性和極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：2件）  
[アンケート項目「4」・「5」関連]

##### 【現状・問題点】

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうかを評価することとなるが、増税や災害、感染症対策等の社会的な影響に対応するための補助金等に関しては、市所管課がその交付に関して緊急性と必要性が高いと判断する補助金も見受けられる。

一方では、上記のように緊急性と必要性が高いと判断している補助金でも、予算に対する執行率が高くないものが見受けられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
121	船橋市ふなばしプレミアム付商品券 換金業務補助金	440,000,000	157,537,200

注：執行額には、令和2年度に繰越された、令和元年度実績の一部である補助金支出額（23,378,500円）が含まれていない。この繰越分を含めた実質的な執行額は、「180,915,700円」であり、その執行率は、41.1%であった。

当該補助事業については、令和元年度における消費税率の引き上げに伴う低所得者及び子育て世帯への影響緩和を図る目的があり、令和元年度において十分な予算を確保して実施する必要性の高い事業であったことは理解できる。しかし、執行率が非常に低く、当初予算段階での事業規模の見積り方法に問題があったと考えられる。

具体的には、当該補助事業の予算策定にあたって、過年度に実施した臨時福祉給付金の実績をもとに商品券の発行枚数を見積もったが、次のような理由により、執行額は予算を大きく下回ることとなった。すなわち、臨時福祉給付金は、申請すれば給付を受けられたが、プレミアム付商品券は、商品券の購入にあたり、元手（1冊あたり4,000円）が必要であったため、非課税世帯の利用が想定を大きく下回ったことが原因と考えられる。当初予算段階での見積りではこのような事態が想定できていなかったため、見積りが過大となってしまったと考えられる。

### 【予算額と執行額の差異原因】

<当初見込>

○対象者：88,000人

※非課税世帯 90,000人×80%（対象者×臨時福祉給付金実績）  
+子育て世帯 16,000人

○発行部数：440,000冊（4,400,000枚）

1冊あたり500円×10枚の商品券を5冊まで購入可能  
（20,000円で25,000円分の商品券）

<実績>

○換金枚数：1,809,157枚

※当初見込の発行部数（4,400,000枚）の41.1%

※非課税世帯の申請率42.5%（申請者数36,711人／対象者数86,284人）

<当初見込より実績が伸びなかった理由>

臨時福祉給付金は、申請すれば給付を受けられたが、プレミアム付商品券は、商品券の購入にあたり、元手（1冊あたり4,000円）が必要であったため。

出典：地域福祉課作成資料

当該補助金の執行率は35.8%（繰越明許分を含めると41.1%）、不用額は282,462千円（繰越明許分を含めると259,084千円）であった。このような低執行率の補助金の不用額に鑑みると、当初予算の段階で適正な予算配分がなされていなかったとも考えられる。市が交付する補助金のうち、緊急性と必要性がともに高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もる必要がある。

また、補正予算での調整上、減額補正を行わない現状では、不用額が最終的に発生してしまうという問題が認識される。

なお、ここで示した補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

### 【結果：意見1】

今後同様の事業を実施する際には、当初予算段階での必要額の見積りにあたって、現実的なシミュレーションを実施し、見積の精度を高めることに努めるよう要望する。

【結果：意見2】

緊急性と必要性がともに高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため、最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。

② 補助対象経費等の明示要件について（意見：2件）

【アンケート項目「10」・「15」関連】

【現状・問題点】

補助金交付要綱等の中には、補助対象経費を具体的に特定して、その補助対象経費に対して適切な補助率での補助を行う旨が明記されている要綱があり、その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。一方で、補助対象事業の要件の記載が曖昧であったり、より具体的に補助対象となる支出科目を特定していなかったりする補助金交付要綱等もある。また、補助事業を実施するにあたって必要がないと考えられる費用を補助対象経費として明記している補助金交付要綱等もある。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
116	安心登録カード事業補助金	10,539,000	10,457,881

当該補助金は、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び市社協の支部組織である地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が、災害時・緊急時に支援が必要な者のために行っている「安心登録カード事業」に要する経費の一部を補助金として交付するものであり、以下の対象経費について、予算の範囲内で補助されることになっている。

【安心登録カード事業補助金交付要綱に規定する対象経費及び補助金額】

第2条 前条に規定する補助金の交付対象は事業の電子システム、再同意（ただし市長が必要と認めた年度に限る）及び市長が必要と認めた安心登録カードの推進に係る費用とし、対象経費及び補助金額は次のとおりとする。

対象経費	対象経費内訳	補助金額
人件費	報酬、各種手当（但し、時間外勤務手当を除く）、各種社会保険料	予算の範囲内で毎年度必要に応じ市長が認めた額とする
通信運搬費	市社協、地区社協で接続する専用回線利用料、切手代	

役務費	専用パソコンに係る保守費用、専用ソフトウェアに係る保守費用	る。
委託費	専用ソフトウェアの改修に係る委託費用	
運営費	各地区における事業運営費	
物品購入費	消耗品費	

出典：安心登録カード事業補助金交付要綱

ここで、補助対象となる対象経費のうち、「運営費」については、「各地区における事業運営費」と記載されているが、経費の科目が補助金交付要綱において具体的に定義されておらず、補助対象経費の範囲が曖昧である。市所管課によると、具体的な補助対象経費の範囲については、明文化した規定等はないものの、「運営費」を補助対象とした際に市社協と認識を統一しており、精算時には市社協が各地区社協における費目ごとの金額を確認しており、市所管課はその内部的な確認行為を市社協からの報告により把握しているということであった。しかし、補助事業の透明性確保や補助金交付事務の適正化、効率化の観点からは、補助対象となる費目を要綱において具体的に規定する必要があると考える。

また、補助対象となる経費に「人件費」が規定されているが、令和元年度の実績報告書を閲覧したところ、人件費は発生していなかった。市所管課によると、以前は当該補助事業において人件費が発生することがあったものの、近年は人件費が発生しておらず、また、今後も人件費が発生する予定はないということである。補助事業において特に必要性がなく、今後の発生が見込まれない経費については、補助金交付要綱の補助対象経費から削除すべきであると考えます。

なお、ここで示した補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

**【結果：意見1】**

市が交付する補助金の補助対象科目に関しては、補助金交付事務の透明性の確保のためにも、具体的な対象科目を列挙して明らかにする必要がある。補助対象科目を補助金交付要綱に明記するよう、要綱の改正を検討するよう要望する。

**【結果：意見2】**

補助金交付要綱は定期的に見直しを行うこととし、その時々々の補助事業の実態に照らして、必要性の乏しい経費については補助対象から除外する等の要綱の改正を検討するよう要望する。

③ 運営費補助に該当する補助金の経費削減等の努力の仕組みについて(意見:1件)  
[アンケート項目「16」関連]

【現状・問題点】

補助金交付対象が個別の「事業」ではなく、「事務」(船橋市補助金等交付規則第11条)である場合、当該補助事業者の間接経費等の事務局経費に対する、いわゆる「赤字補助」となっている場合が把握される。このような場合は、事業者側に経費削減のモチベーションが生じにくいという点で問題があると考えられる。

次に示す補助金については、運営費補助に該当する補助金ではないものの、実態として事業に要する経費の全額が支給されており、経費削減等の努力の仕組みが備わっていないという点で運営費補助の場合と同様の問題を抱えている補助金の事例である。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
116	安心登録カード事業補助金	10,539,000	10,457,881

当該補助金については、前述した補助金交付要綱の記載のとおり(101~102頁参照)、補助金額の算定方法が「予算の範囲内で毎年度必要に応じ市長が認めた額とする」としか規定されていない。市所管課によると、年度によって金額が変動するため具体的な金額・算定方法を規定することが難しいということであるが、基本的に予算の100%を補助しているのが実態である。しかし、このような実態のもとでは、事業者に経費削減のインセンティブは働かず、限られた財源のもとで効率的に補助事業を実施することを担保するのは困難である。

コロナ禍の影響で市の財政状況も今後より一層厳しくなってくることが予測されている現状のもとでは、経費の削減について事業者である市社協の創意工夫を求めべきであり、過年度の補助実績額を参考にして補助金額の上限を設定した上で、上限を超える支出については市社協に負担を求めべきである。

なお、ここで示した補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

【結果:意見】

現在の補助金の設定方法では、市社協に対して補助事業の効率性・経済性を追求するインセンティブを与えることができず、補助金を抑制することが難しいという点で問題があるため、補助金交付要綱において補助金額の上限額を設定するよう要望する。

④ 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について（指摘：1件、意見：2件）

[アンケート項目「6」・「20」・「21」・「24」・「31～34」関連]

【現状・問題点】

補助金申請時にその補助対象事業に期待される「公益性」を審査する際、また、実績報告に対して市所管課が評価等を実施する場合に、より効果的な実施のためには、次のような視点が重要であると考えられる。

- ア. 補助金交付申請時に申請事業者が提出する申請書類で「公益性」がより具体的な基準で評価されているか。
- イ. その申請された事業の実施により発現すると期待される効果が測定され、評価されているか。
- ウ. 交付決定された事業の実施中に現場視察や進捗管理など、何らかのモニタリングが実施され、その効果が把握されているか。
- エ. 実績報告の内容を審査し評価する際に必要であると考えられる評価マニュアル等が整備され活用されているか。
- オ. 実績報告の評価に必要と市所管課が判断した場合は現場視察を実施しているか。
- カ. 実績報告書の提出時には、主要な補助対象科目に直接関連する領収書・支払明細書や請求書等を徴取し、サンプル的にも検証することでその報告書の信頼性を担保しているか。
- キ. 実績報告書の提出時には、補助対象事業の実施時期、参加人員等の実績データを明記させているか など。

以上のような視点で、補助対象事業の業務プロセスごとに、より客観的な評価等を実施することが求められているものと考えられる。各補助金交付事務の実施状況をアンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金交付事務の実施状況が検出された。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
115	船橋市社会福祉協議会活動促進事業 補助金	101,669,000	92,968,515
116	安心登録カード事業補助金	10,539,000	10,457,881



なお、船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金（No. 115）については、13の細事業によって構成されており、執行額の内訳は次のとおりである。

（単位：円）

No	細事業名	執行額
115-1	ボランティア育成事業	1,962,029
115-2	ミニデイサービス事業	17,198,733
115-3	ふれあい・いきいきサロン事業	2,058,050
115-4	子育てサロン事業	1,988,648
115-5	地域福祉まつり事業	3,877,770
115-6	地区社会福祉協議会事務局員等研修費補助金	107,009
115-7	地区社協広報事業	3,558,767
115-8	船橋市福祉読本配布事業	911,502
115-9	地区社会福祉協議会自主事業補助金（宮本、高根台地区）	200,000
115-10	船橋市社会福祉協議会福祉バス運営費補助金	2,912,700
115-11	地区社協支援事業（運営費、人件費、福祉相談）	57,194,857
115-12	地区社会福祉協議会自主事業補助金（薬円台、八木が谷、松が丘地区）	257,320
115-13	地区社会福祉協議会自主事業補助金（湊町、法典、夏見、高根・金杉、前原、習志野台、二和、坪井地区）	741,130
	合計	92,968,515

#### ア～エ．に係る問題事例

アンケート調査の回答によると、上記の補助金は、補助事業に係る「公益性」については、市民の参加機会が確保されているか等により審査しており、また、補助金交付の効果については、事業への参加者数等を確認することで実施しているということであった。

しかし、これらの指標では補助事業の公益性や実施の効果を審査・評価するものとしては十分とは言えない。すなわち、「公益性」の審査においては、市民の参加機会を確認すること以外にも、参加する市民に補助事業が与えると補助事業者が想定する便益の内容に関して一定の評価を行うことも重要であり、また、補助金交付の効果についても、参加者数等の確認と共に同じくどのような便益をどの程度与えたのか、補助事業者の実績や評価に基づいた検証を市所管課としても実施することが重要であると考えられる。

上記の補助金の支給対象事業者はいずれも、市社協であり、福祉サービスという

公益性の高い事業を行う団体であることは理解するが、本来、団体自体の公益性と、団体が実施する事業の公益性は必ずしもイコールであるとは限らない。市から支出された補助金を使用した事業等が公益性の高いものであるかどうかということや、具体的な効果が出ているかどうかということについて、市所管課が定期的に評価すべきである。また、客観的な評価を行うためには定量的な指標の設定が望ましいと考えられるため、補助事業の効果を図るための定量的な指標を設けることを検討すべきである。

#### カ．に係る問題事例

船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金（No. 115）の各事業については、地区社協で発生する経費が補助対象となっており、市所管課は市社協に対して、地区社協で発生した経費を地区社協ごとに費目別に集計した資料を実績報告書に添付して報告させている。しかし、報告された地区社協の経費支出額の適正性を領収書・支払明細書や請求書等を徴取して確認するということはしていないということである。

ここで、これらの補助金に係る実績報告書の添付資料を閲覧したところ、補助対象経費の発生額が補助限度額の金額に完全一致しており、経費実績額について真実の報告をしていないと考えられる地区社協が見られた。

【経費実績額について真実の報告をしていないと考えられる事例】

A地区・・・通常の事例

B地区・・・不実の申告が疑われる事例

令和元年度ふれあい・いきいきサロン事業

補助限度額 100,000円/地区

地区社協名	補助対象経費					補助額 (円)
	消耗品費	印刷製本費	諸謝金	通信運搬費	合計	
A地区	32,376	0	63,119	6,804	102,299	100,000
B地区	58,486	28,514	5,000	8,000	100,000	100,000

完全一致

令和元年度子育てサロン事業

補助限度額 100,000円/地区

地区社協名	補助対象経費					補助額 (円)
	消耗品費	印刷製本費	諸謝金	通信運搬費	合計	
A地区	65,774	0	35,997	0	101,771	100,000
B地区	36,919	28,341	30,000	4,740	100,000	100,000

完全一致

令和元年度地域福祉まつり事業

補助限度額 170,000円/地区

地区社協名	補助対象経費					補助額 (円)
	消耗品費 器具什器費	印刷製本費	諸謝金	通信運搬費	合計	
A地区	84,245	9,042	159,541	17,519	270,347	170,000
B地区	82,994	26,976	50,000	10,030	170,000	170,000

完全一致

令和元年度地区社協広報事業

補助限度額 100,000円/地区 なお、対象経費が100,000円を超える額については50%を乗じた金額

地区社協名	補助対象経費						補助額 (円)
	消耗品費	印刷製本費	諸謝金	通信運搬費	手数料	合計	
A地区	0	353,000	13,320	12,632	0	378,952	239,476
B地区	7,636	71,364	0	21,000	0	100,000	100,000

完全一致

出典：各補助事業に係る実績報告書添付資料に基づき外部監査人が作成した。

市所管課に確認したところ、補助対象経費の発生額が補助限度額の金額に完全に一致している地区については、報告された金額の適正性について市社協への聞き取りを行い、記載どおりの金額で間違いがないという回答を受けたため、市所管課においては領収書等の証拠書類の確認はしていないということであった。

しかし、このような聞き取りのみで当該金額の適正性を確認したとは言えず、当該補助金に関連する証拠書類を確認しなければ、その申請が不実である可能性を排除できない。

実際に要した経費支出額を正しく申告させることは、補助金の支給額の適正な算定のみならず、より効果的かつ効率的な補助のあり方を検討するという補助金政策の検討・立案・実施のためにも資することであると考えられる。そのため、仮に補助対象経費の発生額が補助限度額以上であったとしても、正確な金額を報告させなくていいということには当然ならない。また、一部の申請者の不実の申告について申請者に訂正させずに許容してしまうことは、補助金申請者間の公平性の点でも問

題である。

経費支出額については真実の報告をすることを補助金受給の要件とし、真実の報告をしていないことが判明し、かつ、補助金申請者が修正指導に応じない場合には、補助金の返還を求めることができるように要綱を改訂することも検討すべきであるとする。

なお、以上で列挙した問題点と具体的な補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

#### 【結果：指摘】

実績報告書の一部に、補助限度額と補助対象経費の発生額とが完全に一致する事例のような不自然な金額表記があった場合、補助金を交付する市所管課としての正当な注意義務を踏まえて、不実の記載ではないかどうか、補助限度額を超過しない経費発生額であった場合は返還を求めるなどの措置が必要であるかどうかなどを、証拠資料など事実に基づいて把握し、その結果、不実な記載であった場合は、補助事業者に対して必ず訂正を求めるなどの指導を徹底されたい。

#### 【結果：意見1】

経費支出額については補助金申請者が真実の報告をすることを補助金受給の要件とし、補助金申請者が真実の報告をしていないことが判明し、かつ、補助金申請者が市所管課の修正指導に応じない場合には、補助金の返還を求めることができるように要綱を改訂することを検討するよう要望する。

#### 【結果：意見2】

補助金交付の効果の測定・評価のためには、客観的に評価できる指標が設定されていることが望ましい。評価指標の設定は難しい面はあるが、補助金交付の目的に対してどの程度進捗しているのかを把握するためには指標の設定は不可欠であるとする。補助金交付の効果測定のために評価指標の設定を要望する。

### ⑤ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）

〔アンケート項目「40」・「41」関連〕

#### 【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第18条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかし、下記の補助金に係る補助金交付要綱には、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限について明記されていない。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
115	船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金	101,669,000	92,968,515
116	安心登録カード事業補助金	10,539,000	10,457,881
117	避難行動要支援者見守り活動支援事業補助金	6,299,000	4,879,828

船橋市補助金等交付規則第 18 条は、補助金交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、補助金交付要綱等に、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限について明記したほうが、補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であると考えられる。

その理由としては、規則だけに規定されているだけでは、補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面があるためである。ここで、同規則第 18 条の趣旨としては、一般的な経費（経常経費や資産取得経費）に関して、補助金申請に係る不正行為の発生に際して証拠書類の保全や不正の根拠等の特定などに当該書類が必要になることが挙げられる。

補助金交付要綱等にも規則の規定を直接言及し、当該書類の整備について規定することで、補助事業者が規則の趣旨に則って関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できるものとする。

また、整備した書類の保存年限を明示する場合には、経費の性質により適切な期間を明示する必要がある。例えば、補助対象事業が経常経費で実施されるものであれば、商事債権の消滅時効の期間である 5 年間や船橋市文書管理規則で指定した期間に該当する保存年限を具体的に明記することが考えられる。

#### 【結果：指摘】

市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記されたい。

#### ⑥ やむを得ない事由による例外的な対応について（指摘：1 件、意見：1 件）

#### 【現状・問題点】

補助金交付事務を適正にかつ効率的に実施するためには、補助金交付要綱等において、補助対象経費及び補助金の額が客観的に判別できるよう明確に規定されている必要がある。そして、補助金交付要綱等に規定されていない経費や、補助金交付

要綱等に規定されている限度額を超える補助金の支給は、理由の如何を問わず、原則として認められないと考えるべきである。

しかし、次の補助金の一部については、市所管課の判断により、補助金交付要綱に規定されている補助限度額を超える補助金を支出している事実が確認された。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
115	船橋市社会福祉協議会活動促進事業 補助金	101,669,000	92,968,515

なお、当該補助事業は13の細事業によって構成されており、執行額の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

No	細事業名	執行額
115-1	ボランティア育成事業	1,962,029
115-2	ミニデイサービス事業	17,198,733
115-3	ふれあい・いきいきサロン事業	2,058,050
115-4	子育てサロン事業	1,988,648
115-5	地域福祉まつり事業	3,877,770
115-6	地区社会福祉協議会事務局員等研修費補助金	107,009
115-7	地区社協広報事業	3,558,767
115-8	船橋市福祉読本配布事業	911,502
115-9	地区社会福祉協議会自主事業補助金(宮本、高根台地区)	200,000
115-10	船橋市社会福祉協議会福祉バス運営費補助金	2,912,700
115-11	地区社協支援事業(運営費、人件費、福祉相談)	57,194,857
115-12	地区社会福祉協議会自主事業補助金(薬円台、八木が谷、松が丘地区)	257,320
115-13	地区社会福祉協議会自主事業補助金(湊町、法典、夏見、高根・金杉、前原、習志野台、二和、坪井地区)	741,130
	合計	92,968,515

上記の細事業のうち、ミニデイサービス事業、ふれあい・いきいきサロン事業、子育てサロン事業及び地域福祉まつり事業については、補助金交付要綱の記載から、地区社協において所定の回数のイベント開催が補助金の支給要件となっていることが確認できる。

【所定の回数のイベント開催が補助金の支給要件となっている事業の事例】

細事業名	補助金限度額
ミニデイサービス事業	当該事業を年間 12 回以上実施する地区における参加者数×650 円
ふれあい・いきいきサロン事業	当該事業を年間 12 回以上実施する地区の総数×100,000 円
子育てサロン事業	当該事業を年間 12 回以上実施する地区の総数×100,000 円
地域福祉まつり事業	当該事業を(1 回以上)実施する地区の総数×170,000 円

出典：船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金交付要綱（下線部は外部監査人追記）

しかし、実績報告書の添付資料を確認したところ、所定の回数に達しておらず補助金の支給要件を満たさない地区社協についても補助金を支給している事例が次のとおり発見された。

【補助金交付要綱の規定に合致しない補助金支給の事例】

細事業名	実態
ミニデイサービス事業	年間開催回数が 12 回未満の地区が 3 地区あるが、これらの地区社協にも補助金が支給されている。
ふれあい・いきいきサロン事業	年間開催回数が 12 回未満の地区が 8 地区あるが、これらの地区社協にも補助金が支給されている。
子育てサロン事業	年間開催回数が 12 回未満の地区が 10 地区あるが、このうち 9 地区の地区社協に補助金が支給されている。なお、1 地区は当初より 12 回開催する予定がなかったため補助対象外となっている。
地域福祉まつり事業	開催回数 0 回の 1 地区についても補助金が支給されている。

出典：各補助事業に係る実績報告書添付資料に基づき外部監査人が作成した。

ミニデイサービス事業、ふれあい・いきいきサロン事業及び子育てサロン事業について、年間開催回数が 12 回未満であるにも関わらず補助金が支給されている地区に共通しているのは、年度当初は 12 回以上の開催を予定していたものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、市所管課が地区社協に 2 月 20 日以降のイベントの開催中止を要請したことによるものである。

ただし、補助金交付要綱には、感染症拡大防止のようにやむを得ない事由による中止のために年間開催回数の要件を満たさなかった場合に補助金を支給する根拠

は明確にされておらず、今回の補助金支給については市所管課の課長決裁により対応したということである。

また、地域福祉まつり事業については1回でも開催すれば1地区当たり170,000円が支給されるが、1回も開催していないにも関わらず補助金が支給されている地区が1地区あった。これは、大型台風（台風19号）の接近に伴い住民の安全確保のために、地区社協が事業実施の責任主体として、直前に開催の中止を判断したようである。

ただし、補助金交付要綱には、大型台風の接近のようにやむを得ない事由による中止のために年間開催回数の要件を満たさなかった場合に補助金を支給する根拠は明確にされていない上に、今回の補助金支給については市所管課において正式な決裁手続は経ていないということであった。

ここで、やむを得ない事業中止事由として挙げた感染症や大型台風の接近については、今回だけの単発的な事由とは言えず、今後も継続的に発生することを市所管課としても事業者としても想定しておかなければならないことであると考えられる。したがって、これらやむを得ない事由により、当初予定していた事業の開催を中止せざるを得ない場合には、当初から開催を予定していた回については、補助限度額算定上は開催回数に含める等の例外的な取扱いについて、補助金交付要綱に明記しておくべきであると考えられる。

なお、ここで列挙した補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、**【結果】**で記載している改善措置を実施することが必要である。

#### **【結果：指摘】**

補助金交付要綱等に記載のない例外的な対応が必要な場合、補助金支出に至った判断や責任関係を明確にするために、市所管課において正式な決裁手続を取られたい。

#### **【結果：意見】**

大型台風の接近や感染症拡大予防等のようなやむを得ない事由により、当初予定していた事業を中止せざるを得ない場合には、予定していた事業については開催回数に含める等の例外的な取扱いについて、補助金交付要綱に明記することを検討するよう要望する。



I-2-1-5：【所管課等・目名称】 障害福祉課・障害者福祉費

① 補助対象経費の特定及び実績報告書による確定について（指摘：2件）

〔アンケート項目「6」・「10」・「15」・「27」・「33」関連〕

【現状・問題点】

補助金交付要綱等では事業費を特定して、その補助対象事業費の合計に対して適切な補助率での補助を行う旨が明記されている要綱があり、その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、中には補助対象事業の要件の記載が曖昧であったり、より具体的に補助対象となる支出科目を特定していなかったりする補助金交付要綱等がある。

また、船橋市補助金等交付規則第12条第1項では、補助事業等が完了したときには、一定の日までに補助事業等実績報告書（第5号様式）等を市長に提出しなければならないと規定している。その例外として、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金等については、補助事業等実績報告は要しないものと同規則同条第2項で規定している。しかし、同規則同条第2項（補助事業等実績報告は要しないもの）に該当しない場合で、補助事業等実績報告書の提出について補助金交付要綱等に規定しておらず、補助事業等実績報告書の提出を受けていない補助金が存在する。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
138	船橋市知的障害者生活ホーム運営費補助金	5,952,000	5,416,000

ア．補助対象経費の特定について

この補助金は、平成15年4月1日に船橋市が中核市になった際に「千葉県生活ホーム運営事業等補助金交付要綱」の補助対象市町村から除外されたことに伴い、船橋市が、市内生活ホームを運営する者に対して補助金を交付する事業として制定した補助金である。船橋市が制定した規則は、「船橋市知的障害者生活ホーム運営費補助金の交付等に関する規則」であり、その中で補助金の額を千葉県の要綱に規定されている補助基準額と同額にしている。

同規則において生活ホームの業務が定められ、補助対象事業は特定されているが、補助対象経費が明記されていない。生活ホームの業務及び補助金の額に関する規定は次のとおりである。

(生活ホームの業務)

第 3 条 運営者は、知的障害者の日常生活及び社会適応に必要な援助を行うため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 自炊のできない入居者に対し、食事等の提供を行うこと。
- (2) 入居者が疾病等により日常生活の困難が生じた場合、医療機関、家族、関係機関等に速やかに連絡をとる等適切な措置を行うこと。
- (3) 入居者を地域社会の構成員として尊重し、地域社会の行事等への積極的な参加指導を行うこと。
- (4) 入居者の社会的状況に応じ、就労、職業訓練及び福祉施設等への通所指導を行うこと。
- (5) その他入居者の自立と社会参加に必要な援助を行うこと。

(補助金の額等)

第 7 条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、入居日数が 1 月に満たない月があるときは、当該月については、日割計算（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

別表

補助金の額	
生活ホームの定員	入居者 1 人当たり月額
2 人	83,000 円
3 人	78,000 円
4 人	73,000 円

出典：船橋市知的障害者生活ホーム運営費補助金の交付等に関する規則に基づき外部監査人が作成した。

上記の別表に示すとおり、補助金の額は入居者一人当たり月額が規定され、入居者の人数に応じた額が交付されている。しかし、補助率が 100%であるとしても、補助の対象は補助事業者が実施する特定事業の実施のために必要な経費であって、交付先の事業実施のための必要経費全てが補助対象とするものではないため、補助対象事業の特定及び補助対象経費は厳密・明確に規定して、執行する必要がある。前記の視点から、補助対象経費と補助対象外経費の区分を検討して、補助対象経費を明確にすべきである。そして、入居者一人当たり月額については基準額とし、補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額を交付額とすべきである。

この点について、「千葉県生活ホーム運営事業等補助金交付要綱」における交付額の算定方法に関する定めは以下のとおりであり、当該補助金交付要綱を参考に規定の改正等を検討することが必要である。

(交付額の算定方法)

第2条 千葉県生活ホーム運営事業等補助金の交付額は、次により算出する。

(1) 生活ホーム運営事業補助については、次により算出された額を交付額とする。

別表の第2欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と別表の第3欄に定める基準額とを、比較して少ない方の額に1/2を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

別表 (第2条)

1 補助事業区分	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 補助率	5 申請者
生活ホーム運営事業補助	生活ホームの運営に要する経費（入居者の負担する飲食費、光熱水費及び共益費等を除く。）	入居者一人当たり月額は次のとおりとする。 （一か月に満たない場合は当該月の日割計算をする。） 定員2名 83,000円 定員3名 78,000円 定員4名 73,000円 定員5名 68,000円 定員6名以上 63,000円	2分の1 ただし、居住地を有しないか又は明らかでない障害者等の場合は、10分の10	市町村

出典：千葉県生活ホーム運営事業等補助金交付要綱に基づき外部監査人が作成した。

イ. 補助事業等実績報告書による補助対象経費の確定について

補助金は、補助事業者から交付申請を受けて交付決定を行い、実績報告書の提出を受けて補助金額の確定及び交付を行うものである。当該補助金において、補助事業者は、毎月の補助金交付申請時に入居者全員の氏名を記載した補助金交付申請書を提出し、市所管課は当該入居者数を基に交付額を決定している。しかし、同規則には補助事業等実績報告書の提出に関する規定はなく、補助事業者は補助事業等実績報告書を提出していない。補助事業等実績報告を要しない例外として船橋市補助金等交付規則第12条第2項に定めるのは、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合と限定的であり、当該補助金においては、補助事業者は入居者数の実績のみを申請時に報告しているのみで、補助対象事業である知的障害者生活ホームの運営の実績は報告しておらず、原則どおり補助事業者は補助事業等実績報告書に必要書類を添えて報告しなければならないと考える。

なお、補助事業等実績報告書においては、補助対象経費と補助対象外経費を区別して記載することで補助対象経費の実支出額が明確となり、補助金の適正な執行が

可能になると考える。

この点について、「千葉県生活ホーム運営事業等補助金交付要綱」における実績報告に関する定めは以下のとおりであり、当該補助金交付要綱を参考に規定の改正等を検討することが必要である。

(実績報告)

第 6 条 市町村又は生活ホーム設置者は、規則第 12 条の規定により実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から 1 か月以内、又は当該年度の翌年度の 4 月 20 日までのいずれか早い日までに生活ホーム運営事業等実績報告書（別記第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

出典：千葉県生活ホーム運営事業等補助金交付要綱に基づき外部監査人が作成した。

**【結 果：指摘 1】**

補助金交付事務の透明性及び適正性を確保するために、i) 市が交付する補助金の補助対象となる経費に関しては、生活ホームの運営に要する経費である旨を補助金交付規則に明記すること、ii) 補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額を交付額とすることについて、補助金交付規則の改正も含めて対応を徹底されたい。

**【結 果：指摘 2】**

補助金の適正な執行を確保するために、原則として補助事業者は補助事業等実績報告書を提出することを補助金交付規則に記載して、関係者に周知することを徹底されたい。

**② 交付申請書に添付する書類の範囲について（指摘：1 件、意見：1 件）**

**[アンケート項目「7」関連]**

**【現状・問題点】**

船橋市補助金等交付規則第 3 条第 1 項では、補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（第 1 号様式）及び一定の添付書類を市長に提出しなければならないと規定している。

現在の補助金交付要綱等では、添付書類を具体的に明記している補助金交付要綱等と明記していない補助金交付要綱等が混在している。また、添付書類の提出に際しては、補助事業者に原本証明の記載を求める書類があるが、補助金交付要綱等には明記されておらず、その要否についての明確性に欠けるものと考えられる。このような現状に対して、真に必要な、最小限の添付書類が何かを具体的に明記されていないことから、実務的には補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているも

のと考えられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
134	心身障害者援護施設整備事業資金償還元金補助金	58,671,000	58,671,000
135	心身障害者援護施設整備事業資金利子補給金	9,280,000	9,189,729

#### ア. 補助金交付規則における添付書類の具体的な明記について

心身障害者援護施設整備事業資金償還元金補助金 (No. 134) としての補助金交付の問題点としては、補助事業者は交付の申請には船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金交付申請書 (第 1 号様式) に必要書類を添えて申請しなければならないとあるが (船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金の交付に関する規則第 6 条)、当該必要書類が具体的に明記されていない。心身障害者援護施設整備事業資金利子補給金 (No. 135) としての補助金交付の問題点としては、補助事業者は交付の申請には船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給申請書 (第 1 号様式) に必要書類を添えて申請しなければならないとあるが (船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給規則第 6 条)、当該必要書類が具体的に明記されていない。そして申請の際には、担当者職員用として申請書類チェックリストが存在するが、毎年度、金銭消費貸借契約証書の写しを元金補助金の交付及び利子補給に関する補助金の交付に関しても提出させる等、過剰な書類の提出を前提として、過剰なチェック項目を設定しているものと考えられる。補助金交付決定の際の書類として必要性が極めて低いものと考えられる書類は次のとおりである。

- i 金銭消費貸借契約証書
- ii 収支予算書抄本

必要以上の書類の提出を補助事業者に求めることは、補助事業者に対して無用な時間的、物理的コストを強いることとなるため、そのような慣行は抜本的に見直すことが求められているものとする。

行政手続の効率化の観点から、当初の年度に一度、金銭消費貸借契約証書を提出しているのであれば、継続案件として、毎年度、当該契約証書を提出することは省略することとし、償還計画表に沿って元金と利子の支払が行われていることが確認できる、償還約定表、償還金払込書の必要最小限度の証拠書類の提出で証拠として十分であると考えられる。

#### イ. 原本証明について

提出書類のうち収支予算書抄本、償還約定表、償還金払込書、金銭消費貸借契約証書は、法人代表者の原本証明のある写しを補助事業者に求めている。書類の審査を行う場合には、原本を確認することが厳密な審査をする上で最も重要なことである。他方、補助金交付事務の実務上、原本の提出ではなく、写しに補助事業者が原本と相違ないことを証明する記述をなし、証明日及び記名押印する原本証明の方法をとっていると考えられる。ただし、市所管課が補助事業者の原本証明がなされている写しのみを受領し、原本と写しが相違ないことの確認を省略している場合には、証拠能力としては低いと考えられる。そして、その原本証明についても、補助金交付要綱等に明記されておらず、その要否が明確でないという問題が懸念される。

なお、ここで列挙した補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

#### 【結果：指摘】

補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、交付申請書に添える必要書類について、補助事業者に過剰な提出書類を求めているか見直し、具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付規則の改正も含めた対応を徹底されたい。

#### 【結果：意見】

補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法について、具体的な判断基準を作成することを要望する。

### ③ 実績報告書が不要な場合の交付規則における規定について（意見：1件）

#### 〔アンケート項目「27」関連〕

#### 【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第12条第1項には補助事業等が完了したときには、一定の日までに補助事業等実績報告書（第5号様式）等を市長に提出しなければならないとされている。一方、同規則同条第2項では、前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金等につき、補助事業等実績報告は要しないものとしている。補助金交付要綱等では具体的に明記されていない場合もある。

同規則同条第2項（補助事業等実績報告は要しないもの）に該当する事例はどのような補助金等であるのかに関して、明確性に欠けるものと考えられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
134	心身障害者援護施設整備事業資金償還元金補助金	58,671,000	58,671,000
135	心身障害者援護施設整備事業資金利子補給金	9,280,000	9,189,729

心身障害者援護施設整備事業資金償還元金補助金 (No. 134) 及び心身障害者援護施設整備事業資金利子補給金 (No. 135) は、補助事業者は契約により確定した借入金元金及び利子の額で補助金交付申請を行い、その額で交付決定がなされることから、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金と考えられ、補助事業等実績報告は要しないものとして運用されているが、補助金交付要綱等では具体的に明記されていない。補助金交付要綱等で「補助事業等実績報告書は不要である旨」を明記していない場合、補助事業者に対して説明上丁寧さを欠いているのではないかと懸念される。

これに関しては、船橋市補助金等交付規則第 12 条第 1 項には原則として「補助事業等実績報告書の提出」が規定されていることから、その例外としての同条第 2 項 (補助事業等実績報告は要しないもの) に該当する場合は、その補助金交付要綱等に明記することが、補助事業者の理解のためにも必要であると考えられる。

なお、ここで列挙した補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

#### 【結果：意見】

船橋市補助金等交付規則第 12 条第 2 項に定める補助事業等実績報告は要しないものに該当する場合は、その補助金交付要綱等に明記することが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であるため、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

#### ④ 補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還について (意見：2 件)

[アンケート項目「39」関連]

#### 【現状・問題点】

消費税等は、その制度上、各取引段階において二重、三重に消費税が課されないよう税の累積を排除するために、事業者の納付税額の計算に当たっては、その段階で課された消費税額を控除する制度が設けられている。各事業者が申告・納付する消費税額は、原則として、その課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算する。また、課税仕入れ等に係る消費税額

が課税売上げに係る消費税額を上回る場合には、控除不足額が還付される。この際、補助金の充当を受けた経費の消費税についても、課税仕入に対して支払った消費税として控除することができるため、補助金に係る消費税が事業者の手元に貯まることとなる。しかし、事業者に貯まる補助金に係る消費税額が、そのまま事業者の利益になることは、補助金制度の趣旨からして適当ではなく、市への返還が必要となる。

この点において、現在の補助金交付要綱等では、補助金に係る消費税額の報告及び返還に係る規定が具体的に明記されている補助金交付要綱等と明記されていない補助金交付要綱等が混在している。

このような問題を有する補助金は、次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
132	障害者援護施設等整備費補助金	189,552,000	144,485,000

この補助金は、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づく補助事業であり、要綱で中核市の負担割合が定められているものである。当該交付要綱において補助金に係る消費税額の報告及び返還に係る規定が明記されているが、船橋市の補助金交付規則である「船橋市社会福祉施設整備費補助金の交付に関する規則」においては具体的に明記されていない。そのため、補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面がある。

また、補助金に係る消費税額が確定した場合の報告の取り扱いについては、補助事業完了後に補助事業者に送付している消費税仕入控除税額報告書の提出についての依頼において、提出期限を「該当の施設に関する消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定から2か月以内を目安」として、確定した期日が明記されていない補助金がある。更に、提出期限を相当日数経過しても補助事業者から報告がない場合に、補助事業者に報告を求めることについての規定やマニュアルが存在せず、報告をうけないままになっているため、市へ返還されるべき補助金に係る消費税等が返還されていない可能性が存在する。このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
124-2	共同生活援助等支援事業費 ②スプリンクラー設置補助	12,400,000	3,828,000

平成29年度船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除については、令和元年度に報告を受けるべ



きであるが、補助事業者 3 法人全てから報告を受けていない状態が継続していた。本件については、令和 2 年 11 月 19 日付で「平成 29 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」を補助事業者 3 法人全てから入手し、消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額はいずれも 0 円とする回答を得ている。

**【結 果：意見 1】**

市が交付する補助金の補助の対象となる経費に消費税が含まれる場合には、補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還に係る規定内容を、その補助金交付要綱等に具体的に明記することが補助事業者に対する周知徹底の面により丁寧な対応であるため、補助金交付規則の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

**【結 果：意見 2】**

補助事業者に対して補助金に係る消費税額の報告についての周知、指導等の対策を徹底する必要があるため、補助事業者の報告書の提出期限を明記するとともに、一定の期間を経過しても報告書を提出していない補助事業者については、個別に確認を行い、時期を定めて報告を求めること等について、補助金交付規則の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

**⑤ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1 件）**

**【アンケート項目「40」・「41」関連】**

**【現状・問題点】**

船橋市補助金等交付規則第 18 条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかし、補助事業者に対して、当該補助事業等に係る書類の整備、保管に関する規定を設けていない補助金交付要綱等がある。このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
132	障害者援護施設等整備費補助金	189,552,000	144,485,000
136-1	心身障害者援護施設運営費補助金①強度行動障害加算事業補助金	31,094,131	22,009,560
136-2	心身障害者援護施設運営費補助金②短期入所特別支援（強度行動障害）加算事業補助金	10,209,360	10,539,760
136-5	心身障害者援護施設運営費補助金⑤船橋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支	3,305,668	2,687,102

	援等事業費補助金		
137	船橋市中心身障害者福祉作業所運営費補助金	6,055,000	4,998,000
140	障害福祉人材確保対策事業費補助金	1,050,000	299,000
142	障害者福祉団体補助金	1,972,000	1,441,000

船橋市補助金等交付規則第 18 条は、補助金交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、同規則に規定されているだけでは補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面がある。

また、補助事業者に対して、関係書類の保存年限を補助金交付要綱等に規定する場合には、経費の性質により適切な期間を定める必要がある。市の保有する公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理等を定めた船橋市文書管理規則第 10 条では、公文書の類型に基づき、行政運営上の必要性を考慮した上で、公文書ごとに保存年限を設定するものとされており、金銭の出納に関する文書の保存年限は 5 年とされている。したがって、補助事業者においても、補助事業等に係る関係書類については、補助金の額の確定日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならないものとする。

なお、ここで列挙した補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

**【結果：指摘】**

補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、補助事業等に係る書類の整備及び保存年限に関して、その補助金交付要綱等に具体的かつ明確に規定することが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であるため、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。

## I-2-1-6：【所管課等・目名称】 児童家庭課・社会福祉総務費

### ① 多額の繰越金を有する団体への補助金交付について（意見：1件）

[アンケート項目「13」関連]

#### 【現状・問題点】

補助事業者がその決算上で多額の繰越金を有しており、その繰越金の原資が当該補助金であることが論理的に推察することができる場合は、補助金の交付審査等に当たって、公益性は認められても、その補助金の交付に係る緊急性や必要性に対する判断に関して疑義が生じる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
160	社会福祉団体補助金	300,000	214,500

令和元年度の補助金額 214,500 円に対し繰越金は 237,805 円、平成 30 年度においては補助金額 226,300 円に対し繰越金は 338,016 円となっている。この補助金は、船橋市ひとり親家庭等福祉会補助金交付要綱において補助対象経費を定めているが、仮に参加者負担金収入がある場合、事業によっては剰余金が発生することになる。その場合、当該参加者負担金を補助対象経費の総額から控除して、補助金申請額を算定する仕組みにはなっていない。

また、補助事業者は社会福祉協議会からの助成金も受け取っており、令和元年度の助成金額は 210,000 円であった。これらの要因により、繰越金が発生していると考えられ、補助金交付の必要性に対する判断が適切に行われていない危険性が存在する。この点において、長年にわたり特定の団体に交付され続けている補助金は、必要性の見直しが適切になされず既得権益化されやすいという問題が懸念される。

#### 【結果：意見】

補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保し、適正な交付により補助金が効果的かつ効率的に運用されるため、補助金の交付先の団体が交付要件である必要性を満たしているか慎重に検討するよう要望する。

## ② 補助金申請時の「公益性」の審査について（意見：1件）

[アンケート項目「20」関連]

### 【現状・問題点】

補助金申請時にその補助対象事業に期待される「公益性」を審査する際、より効果的な実施のためには、補助金交付申請時に申請事業者が提出する申請書類で「公益性」がより具体的な基準で評価されているかというような視点が重要であると考えられる。この視点で問題を有する補助金は、次に示すとおりである。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
160	社会福祉団体補助金	300,000	214,500

交付事業において交付先として特定されている団体等(以下「特定団体」という。)への補助金は、特定団体補助金交付基準に定められた基準規定等に基づき、適正な交付がなされ、効果的かつ効率的に運用されることが求められる。特定団体補助金交付基準では、交付要件として、「公益性」「公平性」「効果性」「必要性」「交付事業の的確性」「特定団体の適格性」が挙げられている。

「公益性」とは「対象活動の効果が広く市民に行き渡り、特定の者の利益に終わらないこと」と規定されている。同補助金は、船橋市ひとり親家庭等福祉会に交付されており、船橋市ひとり親家庭等福祉会補助金交付要綱において「ひとり親家庭等の生活の向上及び福祉の増進に資することを目的とする。」としているが、アンケート調査では補助金交付申請時に公益性を具体的な基準で評価していないとの回答を得た。

また、ひとり親家庭手当等を受給している世帯が、平成30年8月に実施された「船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査」対象時においては3,821件(出典：船橋市ひとり親家庭等自立促進計画(第4次：令和2年度～令和6年度))であるのに対し、当該団体の会員数は41人と少人数である上にかつて母子家庭の母であった寡婦の会員が多く、今現在20歳未満の児童を扶養している母子家庭や父子家庭の会員が少ない。そして、ひとり親家庭への呼びかけとして行っている親子のふれあい事業は年2回行われているが、令和元年度の会員外の参加者はそれぞれ6名と19名であり、当該目的を達成するために十分な活動とは考えられない。このように、特定団体の会員数が少なく、事業への会員外の参加者も少ない現状について、対象活動の効果が広く市民に行き渡っているかどうかという問題が懸念される。

**【結 果：意見】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金交付事業等の対象活動の効果が広く市民に行き渡り、特定の者の利益に終わらないために、特定団体の会員数を増加させるような取組みや、より多くの会員外のひとり親家庭等が参加するような事業となるよう、要望する。

**③ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）**

**【アンケート項目「40」・「41」関連】**

**【現状・問題点】**

船橋市補助金等交付規則第 18 条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかし、補助事業者に対して、当該補助事業等に係る書類の整備、保管に関する規定を設けていない補助金交付要綱等がある。このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
160	社会福祉団体補助金	300,000	214,500

船橋市補助金等交付規則第 18 条は、補助金交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、同規則に規定されているだけでは補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面がある。

また、補助事業者に対して、関係書類の保存年限を補助金交付要綱等に規定する場合には、経費の性質により適切な期間を定める必要がある。市の保有する公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理等を定めた船橋市文書管理規則第 10 条では、公文書の類型に基づき、行政運営上の必要性を考慮した上で、公文書ごとに保存年限を設定するものとされており、金銭の出納に関する文書の保存年限は 5 年とされている。したがって、補助事業者においても、補助事業等に係る関係書類については、補助金の額の確定日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならないものとする。

なお、ここで列举した補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、**【結果】**で記載している改善措置を実施することが必要である。

**【結 果：指摘】**

補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果

的かつ効率的に運用されるために、補助事業等に係る書類の整備及び保存年限に関して、その補助金交付要綱等に具体的かつ明確に規定することが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であるため、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。

2. 児童福祉費 [項名称] : 補助金

(1) 補助金交付事務の概要

児童福祉費で執行している補助金交付事務に係る事業の一覧は、次の表のとおりである。

【令和元年度決算ベースの補助金 [児童福祉費] 一覧】 (単位: 円)

No.	款名	項名	目名称	事業名称	所属名称	予算現額	執行額	配当予算額	執行率
149	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	認定こども園費 認定こども園運営費補助金	子育て支援部子ども政策課	862,000	862,000	0	100
150	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	認定こども園費 認定こども園施設整備事業資金償還元金補助金	子育て支援部子ども政策課	11,490,000	9,180,000	2,310,000	79.89
151	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	認定こども園費 認定こども園施設整備事業資金利子補給金	子育て支援部子ども政策課	3,828,000	3,128,000	700,000	81.71
152	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	小規模保育事業費 小規模保育事業費	子育て支援部子ども政策課	25,987,000	0	25,987,000	0
153	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	小規模保育事業費 小規模保育事業費	子育て支援部子ども政策課	2,300,000	2,300,000	0	100
154	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	一時預かり事業費 一時預かり事業費	子育て支援部子ども政策課	16,500,000	16,318,000	182,000	98.89
155	民生費	児童福祉費	保育所費	私立保育所費 保育所運営費補助金	子育て支援部子ども政策課	37,579,000	37,561,000	18,000	99.95
156	民生費	児童福祉費	保育所費	私立保育所費 保育所運営費補助金	子育て支援部子ども政策課	215,562,000	181,028,000	34,534,000	83.87
157	民生費	児童福祉費	保育所費	私立保育所費 保育所施設整備補助金	子育て支援部子ども政策課	252,960,000	246,210,000	6,750,000	97.33
158	民生費	児童福祉費	保育所費	私立保育所費 保育所施設整備事業資金償還元金補助金	子育て支援部子ども政策課	150,467,000	146,782,631	3,704,369	97.53
159	民生費	児童福祉費	保育所費	私立保育所費 保育所施設整備事業資金利子補給金	子育て支援部子ども政策課	24,874,000	24,061,000	813,000	96.73
161	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉施設振興対策費 母子生活支援施設整備事業資金償還元金補助金	子育て支援部児童家庭課	6,500,000	6,500,000	0	100
162	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉施設振興対策費 母子生活支援施設整備事業資金利子補給金	子育て支援部児童家庭課	2,657,000	2,657,000	0	100
164	民生費	児童福祉費	母子福祉費	本県の児童扶養手当児童養育臨時・特別給付金給付事業費 本県の児童扶養手当児童養育臨時・特別給付金給付事業費	子育て支援部児童家庭課	7,053,000	3,635,000	3,518,000	50.12
167	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	病児・病後児保育事業費 病児・病後児保育事業費	子育て支援部保育認定課	80,905,400	43,241,000	37,664,400	53.44
168	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	認可外保育施設事業費 認可外保育施設事業費	子育て支援部保育認定課	76,444,000	65,671,592	12,772,408	83.71
169	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	認可外保育施設事業費 認可外保育施設事業費	子育て支援部保育認定課	294,000	126,119	167,881	42.89
170	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	認可外保育施設事業費 認可外保育施設事業費	子育て支援部保育認定課	2,400,600	2,395,600	5,000	99.79
171	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	認定保育所事業費 認定保育所事業費	子育て支援部保育認定課	100,519,194	81,367,000	39,162,194	61.04
172	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	認定保育所事業費 認定保育所事業費	子育て支援部保育認定課	42,420,000	27,031,400	15,388,600	63.72
175	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	認定こども園費 認定こども園運営費補助金	子育て支援部保育認定課	169,965,657	169,965,657	0	100
179	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	家庭的保育事業費 家庭的保育事業費	子育て支援部保育認定課	519,000	519,000	0	100
182	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	小規模保育事業費 小規模保育事業費	子育て支援部保育認定課	201,183,936	201,183,936	0	100
185	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	一時預かり事業費 一時預かり事業費	子育て支援部保育認定課	305,532,737	282,387,555	23,145,182	92.42
186	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育士確保事業費 保育士確保事業費	子育て支援部保育認定課	157,490	157,490	0	100
188	民生費	児童福祉費	保育所費	私立保育所費 保育所運営費補助金	子育て支援部保育認定課	3,358,393,998	3,349,943,700	8,450,298	99.74
189	民生費	児童福祉費	保育所費	私立保育所費 保育所運営費補助金	子育て支援部保育認定課	3,500,000	3,500,000	0	100
180	民生費	児童福祉費	保育所費	私立保育所費 保育所運営費補助金	子育て支援部保育認定課	338,000	0	338,000	0
196	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	放課後児童クラブ事業費 放課後児童クラブ事業費	子育て支援部地域子育て支援課	2,955,000	2,955,000	0	100
204	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉施設振興対策費 心身障害児授産施設整備事業資金償還元金補助金	子育て支援部療育支援課	92,647,280	73,776,708	18,870,572	79.83
205	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉施設振興対策費 心身障害児授産施設整備事業資金償還元金補助金	子育て支援部療育支援課	8,480,000	8,480,000	0	100
206	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉施設振興対策費 心身障害児授産施設整備事業資金利子補給金	子育て支援部療育支援課	913,000	913,000	0	100
合 計						5,208,186,292	4,973,707,388	234,478,904	95.50%

補助金交付事務に係る事業数は 32 件、それらの事業所管課は 5 課、予算現額の合計は 52 億 819 万円、執行額の合計は 49 億 7,371 万円、それらの合計ベースの執行率は 95.50%であった。

(2) 監査手続

補助金交付事務の財務監査及び 3E の監査を効果的、効率的に実施するため、検証すべき監査要点を設定し、次に示す監査手続を実施した。

① 過去の見直し経緯等の把握

補助金交付事務に係る過年度の見直し経緯等を精査し、現在の補助金交付の状況を把握した。

② 財務監査実施の監査手続

船橋市補助金等交付規則及び補助金交付要綱並びに補助金見直し方針及び特定団体補助金交付基準等の財務事務処理ルールを必要な範囲で確認し、補助金交付事務（交付申請、審査、交付決定、実績報告、交付請求、精算等に係る会計処理等）について、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、規則、要綱等のルールに基づき、その事務処理がなされているか等の視点から、合規性の検証を行う監査を実施した。

### ③ 3E 監査要点検証のための監査手続

補助金交付事務の実施プロセスにおける P（計画・仕組み構築）・D（補助実施）・C（実績把握・検証及び効果測定等）・A（見直し等）サイクルが整備され、効果的に運用されているか等に関して、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、補助金交付事務に係る経済性・効率性及び有効性等の検証を行う監査を実施した。

### ④ 過去の外部監査結果に対する措置等の確認

該当する監査対象に関して、過去の外部監査等の実施結果に係る措置の状況を把握し、現状において措置が完了しているか等について、確認を行った。

### ⑤ その他の監査手続

その他外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

## （3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、所管課等別・目（予算科目）別に各事業に係る指摘事項及び意見を述べることとする。

### I-2-2-1：【所管課等・目名称】 子ども政策課・児童福祉総務費、保育所費

#### ① 補助対象経費等の明示要件について（意見：1件）

【アンケート項目「10」・「15」関連】

#### 【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第13条では、実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならないとされている。このため、市所管課では、補助金の交付に当たり、いかなる事業が補助金の交付対象となり得るか（補助事業等の範囲）、いかなる者が補助金の



交付客体となり得るか（資格要件）、補助金の額はいかに算定されるのか（算定基準）等の補助要件等を補助金交付要綱に定め、それに従って審査等を行うこととしている。

補助金交付要綱の中には、例えば、船橋市民間保育所建物賃借料補助金（No. 156）のように、補助の対象となる経費に共益費及び管理費が含まれることを明記した上で、共益費及び管理費を含めて補助金の額を確定している補助金交付要綱があり、その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、例えば、船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金（No. 153）のように、補助金交付要綱に補助の対象となる経費に共益費及び管理費が含まれることを明記していないにもかかわらず、共益費及び管理費を含めて補助金の額を確定しているもの等、具体的に補助の対象となる支出科目を特定していない補助金交付要綱がある。

なお、交付要綱における共益費及び管理費の取扱いの比較は、次の表に示すとおりである。

【共益費及び管理費の取扱比較表】

	船橋市民間保育所 建物賃借料補助金（No. 156）	船橋市小規模保育事業 建物賃借料補助金（No. 153）
補助の対象となる経費	建物を借り上げて保育所等を設置し、保育を実施する場合に貸主に対して支払う建物賃借料（保育所等を開所した日以降に支払われるもので、 <u>共益費及び管理費を含み</u> 、礼金及び更新料並びに敷金及び保証金を除く。）とする（第4条）。	建物を借り上げて小規模保育事業所を設置し、保育を実施する場合に貸主に対して支払う建物賃借料（開所前の改修等期間の賃借料及び礼金を含み、敷金及び保証金は除く。）にかかる経費とする（第4条）。

出典：交付要綱に基づき外部監査人が作成した。（下線は外部監査人による。）

新型コロナウイルス感染症対策として、売上の減少に直面する事業者の地代・家賃の負担を軽減することを目的とした家賃支援給付金においても、共益費及び管理費が賃料について規定された契約書と同じ契約書に規定されている場合には、給付額算定の基礎には含まれていることから、建物賃借料に共益費及び管理費を含むことには一定の合理性が認められる。他方、補助金交付要綱において建物賃借料に共益費及び管理費が含まれるのか否かが明確にされていない場合には、共益費及び管理費が補助の対象となる経費に含まれる場合と含まれない場合が発生する可能性があり、補助金の額はいかに算定されるのかという算定基準において公正性に欠けるという問題が懸念される。

このような問題を有する補助金は、次に示す補助金である。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
153	船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金	2,300,000	2,300,000

**【結 果：意見】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市が交付する補助金の補助の対象となる経費に関しては、対象科目を列挙する等、補助の対象となる経費に係る規定内容を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

**② 補助事業等により取得した財産の処分制限について（意見：4件）**

**〔アンケート項目「11」・「12」関連〕**

**【現状・問題点】**

補助金は、市民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであるため、補助金の交付対象となる事業は、直接または間接的に市の施策目的に合致したものに限られ、補助財産の使用については、法令及び予算の定めるところにより、公正かつ効率的に使用されるよう努める必要がある。そのため、例えば、船橋市小規模保育事業所整備補助金（No. 152-1）では、補助財産については、補助金等適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊しまたは廃棄してはならないとされている（船橋市小規模保育事業所整備補助金交付要綱第8条）。

補助財産の処分制限について、市所管課が審査等をより効果的に実施するためには、次のような視点が重要である。

- ア. 補助財産の処分制限期間と関係書類の保存年限が整合しているか
- イ. 処分制限の対象と関係書類の保存対象が整合しているか
- ウ. 処分制限対象を、網羅的に把握しているか
- エ. 抵当権の設定について、明確に通知しているか

以上のような視点で、補助事業等の業務プロセスごとに、より客観的な審査等を実施することが求められているものとする。各補助金の実施状況について、アンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

比較検討の対象とした補助金は、次に示すとおりである。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
152-1	船橋市小規模保育事業所整備補助金	0	0
152-2	船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金	25,987,000	0
154	船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金	16,500,000	16,318,000
157-1	船橋市私立保育所整備補助金	43,710,000	43,710,000
157-2	船橋市民間保育所建物改修費等補助金	209,250,000	202,500,000

## ア. に係る問題事例

補助金交付要綱における補助財産がある場合の関係書類の整備の取扱いの比較は、次の表に示すとおりである。

【関係書類の整備に関する比較表】

	船橋市小規模保育事業所整備補助金 (No. 152-1)	船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金 (No. 152-2)	船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金 (No. 154)	船橋市私立保育所整備補助金 (No. 157-1)	船橋市民間保育所建物改修費等補助金 (No. 157-2)
処分制限の対象	i) 補助事業により取得した不動産、 ii) 補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具及びその他財産	i) 補助事業により取得した不動産、 ii) 補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具及びその他財産	i) 改修等により取得した不動産、 ii) 補助事業により取得した価格が 50 万円以上の機械及び器具	i) 補助事業により取得した不動産、 ii) 補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具及びその他財産	i) 補助事業により取得した不動産、 ii) 補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具及びその他財産
処分制限の期間	厚生労働大臣が別に定める期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで	減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで	厚生労働大臣が別に定める期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで

関係書類の 保存年限	<u>補助事業に より取得し た財産があ る場合は、5 年経過後、当 該財産の処 分が完了す る日または 厚生労働大 臣が別に定 める期間を 経過する日 のいずれか 遅い日まで</u>	<u>補助事業に より取得し た価格が単 価 30 万円以 上の財産が ある場合は、 5 年経過後、 当該財産の 処分が完了 する日また は省令に定 める期間を 経過する日 のいずれか 遅い日まで</u>	<u>改修等の完 了の日の属 する年度の 終了後 5 年 間</u>	<u>補助事業に より取得し た財産があ る場合は、5 年経過後、当 該財産の処 分が完了す る日または 厚生労働大 臣が別に定 める期間を 経過する日 のいずれか 遅い日まで</u>	<u>補助事業に より取得し た価格が単 価 30 万円以 上の財産が ある場合は、 5 年経過後、 当該財産の 処分が完了 する日また は省令に定 める期間を 経過する日 のいずれか 遅い日まで</u>
---------------	--	--	--	--	--

出典：交付要綱に基づき外部監査人が作成した。(下線は外部監査人)

この表に示すとおり、船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金 (No. 154) では、補助財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、補助事業者に対して処分制限が課されているにもかかわらず、関係書類の保存年限は5年間とされている。処分制限期間よりも関係書類の保存年限が短い現在の補助金交付要綱では、補助金の目的に反した使用や、制限期間内の不正な財産処分に繋がる可能性があり、補助金交付事務の適正性を欠くことが懸念される。

#### イ. に係る問題事例

表に示すとおり、例えば、船橋市小規模保育事業所整備補助金 (No. 152-1) では、処分制限の対象は i) 補助事業により取得した不動産、ii) 補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の財産等と規定しているにもかかわらず、関係書類の保存対象は全ての補助財産としている。このような現状に対して、補助事業等に係る関係書類の保存対象について、実務的には補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものと考えられる。

このような問題を有する補助金は、次に示す補助金である。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
152-1	船橋市小規模保育事業所整備補助金	0	0
154	船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金	16,500,000	16,318,000
157-1	船橋市私立保育所整備補助金	43,710,000	43,710,000

#### ウ. に係る問題事例

補助事業者が交付を受ける補助金により固定資産を取得する場合には、一定の期間内での処分は制限されている。他方、補助事業者は、補助事業等の実施により取得した財産については、当該補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって継続的に管理するとともにその効率的な運用を図ることが求められている。市所管課では、補助事業者に対して補助財産の処分制限を課しているが、i) 処分制限の対象、ii) 処分制限の期間を網羅的に把握していないため、補助金の目的に反した使用や、制限期間内の不正な財産処分に繋がる可能性があり、補助金等交付事務の適正性を欠くことが懸念される。

このような問題を有する補助金は、次に示す補助金である。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
152-1	船橋市小規模保育事業所整備補助金	0	0
152-2	船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金	25,987,000	0
154	船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金	16,500,000	16,318,000
157-1	船橋市私立保育所整備補助金	43,710,000	43,710,000
157-2	船橋市民間保育所建物改修費等補助金	209,250,000	202,500,000

なお、補助財産が、処分制限の対象に該当する場合は、補助事業者は、補助事業者が備え管理するための「取得財産等管理台帳」と、実績報告時に提出が必要な「取得財産等管理明細表」を作成することが必要であると考えられるが、以下の様式を参考に規定の整備等を検討することが必要である。

【取得財産等管理台帳・取得財産等管理明細表の様式例】

(様式例)

財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が本交付要綱第○条第○項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載し、単価が異なる場合は分割して記載する。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は、検収年月日を記載する。

出典：外部監査人が作成

エ.に係る問題事例

船橋市私立保育所整備補助金 (No. 157-1) では、補助事業により取得した不動産及びその他財産等は、処分制限期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、転用・譲渡・交換・貸付・抵当権設定・取壊・廃棄等の処分をすることができずとされており、補助事業等の経過年数が処分制限期間を満たしていなければ、補助財産を処分する場合には市長の事前承認が必要である。

しかし、平成 29 年度の同補助金の補助事業等において、抵当権設定の承認について明確に通知していないものがあつた。市所管課においては、抵当権設定前に、各種計画との整合性、事業者の適格性、事業の必要性等を審査し、抵当権設定後の登記簿謄本を入手する等、実務的には、抵当権設定の承認は行われているものと考えられる。しかし、このような現状に対して、抵当権設定の承認について明確に通知しなくても良いのかどうかという問題が生じているものと考えられる。

このような問題を有する補助金は、次に示すとおりである。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
157-1	船橋市私立保育所整備補助金	43,710,000	43,710,000

一般的には、抵当権の設定は、補助財産を取得するために行われる場合が考えられるが、補助金の交付申請書にその旨を記載することにより、交付決定を通知する際に抵当権の設定の承認を行うことが可能と考えられるため、以下の様式を参考に規定の整備等を検討することが必要である。

(様式例)

船橋市私立保育所整備補助金交付可否決定通知書及び財産処分承認通知書

船橋市 指 令 第 号

年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった船橋市私立保育所整備補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、同日同号で申請のあった に係る財産処分（抵当権設定）について、船橋市私立保育所整備補助金交付要綱第 8 条の規定により付した条件に基づき、承認したので通知します。

記

1 交付する。

(1) 交付決定額 金 円

(2) 交付の条件

船橋市私立保育所整備補助金交付要綱第 8 条による。

2 交付しない。

理由

出典：外部監査人が作成

### 【結 果：意見 1】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助財産の処分制限期間と、補助事業等に係る関係書類の保存年限との整合性を図る必要があるため、補助事業者に対して、補助財産の処分が完了する日または処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日までは、補助事業等に係る関係書類を保存しなければならない旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

### 【結 果：意見 2】

補助事業者に過度な負担とならないように、補助金の効率的な執行を確保する観点から、補助財産の処分制限の対象と、補助事業等に係る関係書類の保存対象との整合性を図ることが望ましいため、補助事業者に対して補助事業等に係る関係書類の保存対象を処分制限の対象となる一定の財産に限定することについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を検討することを要望する。

### 【結 果：意見 3】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観

点から、補助財産の処分制限期間等を、市所管課と補助事業者の間で認識を一つにする必要があるため、i) 補助事業者は取得財産等管理台帳を備え管理しなければならないこと、ii) 補助事業者は、実績報告書に取得財産等管理明細表を添付しなければならない旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

**【結 果：意見 4】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、抵当権設定の承認手続を明確にする必要があるため、交付可否決定通知書に抵当権設定を承認する旨を明確に記載することについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

**③ 実績報告書等に添付する書類の範囲について（指摘：1件、意見：3件）**

**〔アンケート項目「27」関連〕**

**【現状・問題点】**

船橋市補助金等交付規則第12条では、補助事業者は、補助事業等が完了したときは、一定の日までに補助事業等実績報告書(第5号様式)に一定の書類を添えて、市長に報告しなければならないとされている。また、同規則第13条では、実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならないとされている。

実績報告に対して市所管課が審査等をより効果的に実施するためには、次のような視点が重要である。

- ア. 添付書類が補助金交付要綱に具体的かつ明確に規定されているか
- イ. 添付書類の提出に際し、同じ情報を何度も求めていないか
- ウ. 添付書類の提出に際し、原本証明の要否が明確にされているか
- エ. 調査または報告を求めることが補助金交付要綱に規定されているか

以上のような視点で、補助事業等の業務プロセスごとに、より客観的な審査等を実施することが求められているものとする。各補助金の実施状況について、アンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

**ア. に係る問題事例**

補助金交付要綱等の中には、例えば、船橋市認定こども園土地賃借料補助金



(No. 149) のように、実績報告書（第 4 号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない（船橋市認定こども園土地賃借料補助金交付要綱第 10 条）とされ、第 4 号様式に補助の対象となる経費の支払を確認できる書類を添付書類とするとされている補助金交付要綱があり、その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、例えば、船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金（No. 150）のように、補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない（船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金の交付に関する規則第 6 条）とされているだけで、様式にも具体的な添付書類が明記されていないもの等、現在の補助金交付要綱等では、添付書類が具体的に規定されている補助金交付要綱等と規定されていない補助金交付要綱等が混在している。このような現状に対して、添付書類を具体的に規定しなくても良いのかどうかについて、実務的には補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものと考え。

例えば、実績報告書に添付する書類としては、補助の対象となる経費の支払を確認できる書類が該当するが、補助金交付要綱等には、領収書等や申請額の内容のわかる書類等のように、できるだけ具体的に記載することが必要である。

このような問題を有する補助金は、次に示す補助金である。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
150	船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金	11,490,000	9,180,000
151	船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給	3,828,000	3,128,000
158	船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金	150,467,000	146,762,631
159	船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給	24,874,000	24,061,000

なお、市所管課においては、交付申請書には独立行政法人福祉医療機構の償還約定表を添付し、交付請求書には独立行政法人福祉医療機構へ支払ったことが分かる書類を添付して提出することを口頭により指導しており、実務的には、実績報告書等の書類の審査における添付書類の不足は生じていないものと考え。

#### イ. に係る問題事例

補助金交付要綱の中には、例えば、船橋市民間保育所建物賃借料補助金（No. 156）のように、毎年度の交付申請書に、i) 建物の賃貸借契約書の写し、ii) 建物の登記事項証明書、iii) 保育所を経営する法人と所有者または貸主が特別の関係のある者でないことを誓約する書類を添付して市長に提出しなければならないとされて

いる補助金交付要綱がある。補助事業者においては、申請時における申請書類に毎年度、同じ契約書の写しを添付して提出する等の時間的・物理的コストが発生している。他方、市所管課においては、補助事業者の作業負担に留意しつつも、市費の使途を厳格に確認すること等を目的として、毎年度の交付申請書に契約書の写しの添付を求めている。しかし、このような現状に対して、補助金の交付申請及び実績報告に係る行政手続コストの削減と行政手続の効率化という観点からは、実務的には、補助事業者に対して無用な時間的、物理的コストの負担を強いている可能性があるため、このような慣行は抜本的に見直すことが求められているものとする。

例えば、同補助金での補助対象期間は、保育所等の開所から10年と長期に渡っていることから、当初の年度に一度、建物の賃貸借契約書の写しを提出しているのであれば、継続案件として、毎年度同じ契約書の写しを提出することは省略することとし、2回目以降の交付申請時には、当初の交付申請時に添付したのちから変更があった場合のみ、変更後の契約書の写しを添付して提出することを求める等、必要最小限度の証拠書類の提出で十分であるとする。

#### ウ．に係る問題事例

補助事業者が、実績報告書を提出するときは、補助の対象となる経費の支払を確認できる書類を添付書類とすることが求められる。しかし、添付書類の中には、原本証明がなされている書類となされていない書類が混在している。例えば、船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金（No. 150）では、交付請求書に独立行政法人福祉医療機構へ支払ったことが分かる書類として預金通帳の写しを添付させているが、補助事業者から提出された預金通帳の写しになされた原本証明には、日付の記述がないものが含まれていた。市所管課においては、領収書等の添付書類に、原本証明をなすことが必要か否かの区別については、過去からの慣例等に基づいて行っており、原本証明の要否についての具体的な判断基準がない。

補助の対象となる経費の支払を確認できる書類の審査を行う場合には、原本を閲読することによりなされるものであり、原本を確認することが厳密な審査をする上で最も重要なことである。他方、市所管課への書類申請の際、原本を提出してしまうと補助事業者の手元に原本がなくなってしまうこと等から、写しに原本と相違ないことを証明する記述をなし、証明日、住所、記名、押印する原本証明の方法をとる場合も少なくない。ただし、原本証明付きの書類を提出する場合には、原本も窓口を持参し、確かに原本と相違ないことを市所管課の担当者が確認した後、原本を返却することで、書類の真正性が担保される。しかし、補助金交付事務の業務プロセスにおいては、コピーの普及とその高性能化により、原本と寸分違わない写しを容易に作成できることもあり、市所管課は原本証明がなされている写しのみを受領

し、原本と写しが相違ないことの確認を省略している場合も少なくない。この場合には、支払証拠書類の写しには原本であることを証する文言が記述されていたとしても、市所管課が原本と写しが相違ないことを確認していないため、証拠能力としては極めて低い書類を提出させているものとする。

このような現状に対して、添付書類に原本証明の記述が必要かどうかについて、実務的には補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものとする。

このような問題を有する補助金は、次に示す補助金である。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
150	船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金	11,490,000	9,180,000
151	船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給	3,828,000	3,128,000
158	船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金	150,467,000	146,762,631
159	船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給	24,874,000	24,061,000

補助事業者においては、補助金の交付申請及び実績報告時における書類を作成・提出する等の時間的・物理的コストが生じている。他方、市所管課においては、補助事業者の作業負担に留意しつつも、市費の使途を厳格に確認すること等を目的として、原本証明の記述を求めてきたものと考えられる。しかし、現在、市においては、市民や団体等から提出される申請書等の外部向け様式について、法令等で義務付けている手続以外は、基本的に押印等の義務付け見直しを進めていくことを検討している。市所管課においても、予算の適正な執行を前提としつつ、補助事業者の負担を考慮した上で、補助金の交付申請及び実績報告等に関する行政手続コストの削減に努める必要がある。法令や補助金交付要綱に根拠がないが原本証明を求めているものについては、慣習的なものではあるが、真正性の担保が必要なものが含まれている可能性もあり、手続の統一的運用の観点から、全庁統一的な対応が必要である。

なお、原本証明の記述を不要とした添付書類については、提出後に記載内容の誤り等が明らかとなった場合には、電子メール送付による補正が可能となる等、作業コストがほぼゼロの方法による補正を認める等の効果が考えられる。

## エ. に係る問題事例

行政手続コストの削減については、将来的には、電子化が必要である行政手続については、添付書類も含め、段階的に電子化への移行が図られるものと考えられる。他方、コピーの高性能化は、コピーを利用した偽造を容易にすることから、原本確認をしなかったばかりに、大きな過信につながる危険性がある。そのため、市所管

課においても、原本証明の記述を不要とする添付書類等については、文書の原本の偽造・改ざんの有無について、外形的・物理的な不自然さの有無や内容的な矛盾等の実質的証拠力の有無をより慎重に検討することが必要になる。

補助金等適正化法第 23 条では、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとされていること等から、これらを参考に規定の整備等を検討することが必要である。

**【結 果：指摘】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助事業者の負担等を考慮し、実績報告書等に添えて提出を求めている書類を具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を検討されたい。

**【結 果：意見 1】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、同じ情報は一度だけの原則を徹底し、補助事業者が一度提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない等、提出書類の合理化と簡素化へ取り組むことを要望する。

**【結 果：意見 2】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課の措置だけではなく、実績報告書に添えて提出する書類について、i) 原本の提出を要するのか、ii) 原本証明をなした写しの提出を要するのか、iii) 写しの提出で足りるのか、といった全庁統一的な判断基準を作成し、全庁的に提出書類の合理化と簡素化へ取り組むことを要望する。

**【結 果：意見 3】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課においては、必要があるときは、補助事業者の同意を得て、添付書類の原本を含む関係書類を閲覧しまたは提出を求め、運営状況を調査しまたは検査に立ち合わせ、職員にその事務所等に立ち入らせ帳簿書類等を検査させ、関係者に質問させることがある旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

#### ④ 補助金の返還を命じた場合の加算金及び延滞金について（意見：1件）

〔アンケート項目「37」・「38」関連〕

##### 【現状・問題点】

補助金は、交付対象が交付目的を完了し、補助事業者が補助事業等を完了すれば満了となるが、何らかの取消原因が生じた場合には補助金の交付決定の取消しになり、必要に応じて補助金の返還という事態に至る。船橋市補助金等交付規則第16条では、交付決定の取消等の規定として、偽りその他不正の手段等により補助金等の交付決定を受けた補助事業者については、補助金等の交付決定を取消し、既に交付した補助金等の全部または一部を返還させるものとされている。市所管課では、直近3年間で補助金の交付決定を取消した事案はないが、今後、補助金の交付決定を取消した場合には、補助事業等の取消しに係る部分に関してすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

補助金交付要綱の中には、例えば、船橋市小規模保育事業所整備補助金（No. 152-1）のように、補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたときは、所定の期間に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を納付しなければならないとされており、これを納期日までに納付しなかったときは、所定の日数に応じその未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならないとされている補助金交付要綱があり、その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、現在の補助金交付要綱では、加算金及び延滞金の取扱いについて規定されている補助金交付要綱と規定されていない補助金交付要綱が混在している。

他方、補助金等適正化法第19条では、補助事業者は、補助金等の返還が命ぜられたときは、所定の日数に応じて加算金を納付しなければならないとされており、これを納期日までに納付しなかったときは、所定の日数に応じて延滞金を納付しなければならないとされている。しかし、補助金等適正化法は地方自治体が実施する補助金等の交付には直接適用がなく、国が行う補助金の交付決定は、補助金等適正化法に基づく行政処分とされている一方で、地方公共団体が行う補助金の交付決定の法的性質は、いわゆる行政処分ではなく、契約（このような条件を守る場合には、この金額を補助するという負担付贈与契約）の申込み（交付申請）に対する承諾と考えられていること等から、補助金等適正化法の規定が地方公共団体にも当てはまるかには議論があり、返還金等に対する滞納処分の可否については地方自治法等にも規定がない。また、地方公共団体が行う補助金に係る事務は、補助金交付規則や個別の補助金交付要綱のほか、関係法令等が複雑に絡む場合がある。しかし、地方公共団体自身も国とほぼ同様の補助金行政を行っていること等から、補助目的を達成するため、補助事業者に対して加算金及び延滞金を徴収する必要があるときは、

補助金交付要綱において、加算金及び延滞金を納付すべき旨の条件を付す必要があると考える。

なお、補助金等適正化法第 19 条第 1 項に規定されている加算金の利率は年 10.95%と高くなっており、加算金相当額には、原状回復に伴う利息返還債務だけでなく、補助事業者に対する制裁的賦課金を含むものと解されるが、加算金及び延滞金を納付すべき旨の条件を付す場合には、補助事業者に過度な負担とならないように留意が必要である。

#### 【結 果：意見】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金が不正の手段により交付決定された事案が発生した場合には、補助金の返還等厳格かつ適正な対応措置をとることが必要であることから、補助事業者に対して、補助金の返還が命ぜられた場合の加算金及び延滞金を納付すべき旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

### ⑤ 補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還について（指摘：1 件、意見：2 件）

#### 〔アンケート項目「39」関連〕

#### 【現状・問題点】

消費税等は、その制度上、各取引段階において二重、三重に消費税が課されないよう税の累積を排除するために、事業者の納付税額の計算に当たっては、その段階で課された消費税額を控除する制度が設けられている。各事業者が申告・納付する消費税額は、原則として、その課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算する。また、課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回る場合には、控除不足額が還付される。この際、補助金の充当を受けた経費の消費税についても、課税仕入に対して支払った消費税として控除することができるため、補助金に係る消費税額が事業者に貯まることとなる。しかし、事業者に貯まる補助金に係る消費税額が、そのまま事業者の利益になることは、補助金制度の趣旨からして適当ではなく、市への返還が必要となる。

他方、補助金に係る消費税額の報告及び返還については、補助事業の精算時期と確定申告の時期の相違等から、市への報告及び返還が漏れる危険性が存在するため、市所管課が審査等をより効果的に実施するためには、次のような視点が重要である。

- ア．補助金に係る消費税額の報告対象について、現在の規定で足りているか
- イ．報告の様式が定められているか
- ウ．報告及び返還が失念されていないか

以上のような視点で、補助事業等の業務プロセスごとに、より客観的な審査等を実施することが求められているものとする。各補助金の実施状況について、アンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

比較検討の対象とした補助金は、次に示すとおりである。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
152-1	船橋市小規模保育事業所整備補助金	0	0
152-2	船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金	25,987,000	0
154	船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金	16,500,000	16,318,000
157-1	船橋市私立保育所整備補助金	43,710,000	43,710,000
157-2	船橋市民間保育所建物改修費等補助金	209,250,000	202,500,000

#### ア. に係る問題事例

補助金交付要綱における補助金に係る消費税額が確定した場合の報告の取扱いの比較は、次の表に示すとおりである。

【仕入控除税額に関する比較表】

	船橋市小規模保育事業所整備補助金(No. 152-1)	船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金(No. 152-2)	船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金(No. 154)	船橋市私立保育所整備補助金(No. 157-1)	船橋市民間保育所建物改修費等補助金(No. 157-2)
報告の対象	消費税等の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書(第11号様式)に	消費税等の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、 <u>消費税額が0円の場合を含む。</u> は、一定	消費税等の申告により助成金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、報告	消費税等の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書(第11号様式)に	消費税等の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、 <u>消費税額が0円の場合を含む。</u> は、一定

	より報告	の日までに 報告		より報告	の日までに 報告
--	------	-------------	--	------	-------------

出典：交付要綱に基づき外部監査人が作成した。（下線は外部監査人による。）

表に示すとおり、船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金(No. 152-2)のように、仕入控除税額が0円の場合も含め、報告を義務付けている補助金交付要綱があり、その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、船橋市小規模保育事業所整備補助金(No. 152-1)のように、消費税等の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合にのみ報告を義務付けている補助金交付要綱があり、補助金交付要綱によって、補助金に係る消費税額の報告の範囲が異なっている。市所管課においては、補助金交付要綱において補助事業者が速やかに報告しなければならないものと規定しており、申請受付時に補助金交付要綱を配布することで周知を図っていることから、補助事業者の自主的な報告を待つという姿勢である。しかし、このような取扱いでは、報告及び返還されるべき補助金に係る消費税額が報告及び返還されていない可能性も考えられ、公正性・透明性が求められる補助金交付事務の業務プロセスに対する市民の信頼を損なうことにつながりかねないという危険性が存在する。また、仕入控除税額が0円の場合も報告を義務付けることは言うまでもなく、全ての補助事業者に対して報告を義務付けていない現状においては、補助事業者が免税事業者等であるかどうかの確認を含め、報告書が提出されていない理由を網羅的に把握していないという問題が懸念される。

#### イ. に係る問題事例

補助金交付要綱の中には、例えば、船橋市小規模保育事業所整備補助金(No. 152-1)のように、仕入控除税額の報告書の様式が規定されている補助金交付要綱があり、その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、現在の補助金交付要綱では、消費税仕入控除税額の報告書の様式について規定されている補助金交付要綱と規定されていない補助金交付要綱が混在している。このような現状に対して、報告等に係る行政手続コストの削減と行政手続の効率化という観点からは、報告書の様式を規定しなくても良いのかどうかについて、実務的には、補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものとする。

このような問題を有する主な補助金は、次に示すとおりである。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
152-2	船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金	25,987,000	0
154	船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金	16,500,000	16,318,000



157-2	船橋市民間保育所建物改修費等補助金	209,250,000	202,500,000
-------	-------------------	-------------	-------------

なお、消費税仕入控除税額の報告においては、「消費税仕入控除税額報告書」と「消費税仕入税額控除不適用申出書」等を作成することが必要であると考えられるが、以下の様式を参考に規定の整備等を検討することが必要である。

【消費税仕入控除税額報告書の様式例】

(様式例)	
消費税仕入控除税額報告書	
	年 月 日
船橋市長 あて	所在地 名称 代表者氏名
年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定のあった	補助金に係る消費税
仕入控除税額について、次のとおり報告します。	
1 補助金の額の確定額	金 円
2 消費税の申告の有無（どちらかを選択）	有 ・ 無
(2で「無」を選択の場合は以下不要)	
3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）	一般課税 ・ 簡易課税
(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)	
4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金 円
5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金 円
6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額）	金 円
(注) 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。	
(添付資料)	
確定申告書の写し	
課税売上割合等が把握できる資料	
要返還相当額計算書等の積算の内訳が分かる資料	

出典：外部監査人が作成

## 【消費税仕入税額控除不適用申出書の様式例】

(様式例)	
消費税仕入税額控除不適用申出書	
	年 月 日
船橋市長 あて	
	所在地
	名称
	代表者氏名
<p>下記事業について、当法人は、消費税法の規定による消費税の仕入税額控除を受けておりませんので、その旨を申し出ます</p>	
1 事業名	
2 事業実施年度	
3 補助金名	
4 仕入税額控除を受けない理由（どれかを選択）	
① 消費税法第5条の規定により納税義務者とならないため (添付資料等) 納税義務者でないことが分かる資料	
② 消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除されるため (添付資料) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の写し	
③ 消費税法第37条第1項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用されるため (添付資料) 消費税簡易課税制度選択届出書の写し	
④ 消費税法第60条第4項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用されるため (添付資料) 特定収入割合を証明する計算書類の写し	
⑤ 消費税法第60条第6項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用されるため (添付資料) 国、地方公共団体の一般会計に係る補助事業であることが分かる資料	
⑥ その他 (添付資料) その事実が分かる資料	

出典：外部監査人が作成

### ウ. に係る問題事例

市所管課においては、過去3事業年度において、補助金に係る消費税額が返還された補助事業等はない。また、補助事業者からの消費税仕入控除税額の報告は、千

葉県健康福祉部子育て支援課からの調査依頼に基づいた船橋市私立保育所整備補助金（No. 157-1）の平成 29・30 年度執行分の 4 件である。その他の補助事業者においては、補助事業者が免税事業者等であるかどうかの確認を含め、報告書が提出されていない理由を把握していないため、平成 29 年度から令和元年度に執行された整備補助金及び建物改修費補助金を対象として、消費税仕入控除税額の報告及び返還状況について調査を依頼した。

今回の調査の対象とした補助金と調査結果は、次に示すとおりである。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
152-2	船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金	25,987,000	0
154	船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金	16,500,000	16,318,000
157-1	船橋市私立保育所整備補助金	43,710,000	43,710,000
157-2	船橋市民間保育所建物改修費等補助金	209,250,000	202,500,000

【補助金に係る消費税仕入控除税額の調査結果】

（単位：円）

No	補助金 No	整備年度	交付確定額	申告有無	計算方法	報告義務	報告有無	返還相当額
1	152-2	平 29	19,844,000	無	免税事業者	無	-	-
2		平 30	24,000,000	有	一般課税	有	無	無
3	154	平 30	9,528,000	有	簡易課税	無	-	-
4		令 01	16,318,000	有	簡易課税	無	-	-
5	157-1	平 29	101,716,000	無	免税事業者	無	有	-
6			75,809,000	無	免税事業者	無	有	-
7		平 30	65,721,000	無	免税事業者	無	有	-
8			39,690,000	無	免税事業者	無	有	-
9			令 01	43,710,000	無	免税事業者	無	-
10	157-2	平 29	24,000,000	無	免税事業者	無	-	-
11			47,250,000	有	一般課税	有	無	有
12			54,711,000	有	一般課税	有	無	無
13			47,250,000	有	一般課税	有	無	有
14		平 30	44,765,000	有	一般課税	有	無	有
15			47,250,000	有	一般課税	有	無	有
16			60,750,000	有	一般課税	有	無	有
17			60,519,000	有	一般課税	有	無	有
18			54,000,000	無	免税事業者	無	-	-

19		令 01	54,000,000	有	一般課税	有	無	無
20			47,250,000	無	免税事業者	無	-	-
21			54,000,000	有	一般課税	有	無	無
22			47,250,000	有	一般課税	有	無	有

出典：市所管課作成資料に基づき外部監査人が作成した。（網掛けは外部監査人による。）

表に示すとおり、調査の結果、消費税等の申告により補助金に係る消費税額が確定しているにもかかわらず、消費税仕入控除税額の報告を失念していた補助事業等が11件、そのうち、補助金返還相当額が発生していると見込まれる補助事業等が7件あり、補助金返還相当額の合計は約800万円と見積もられた。なお、補助金返還相当額は補助事業者自らの見積もりによる概算額であり、返還相当額の積算過程に差異があること等から、今後の市所管課の審査等により変更される場合がある。

補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還がなされていない原因としては、i) 補助事業者において、補助金交付要綱における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、ii) 実績報告書の提出から最長では1年余り経過した後に消費税の確定申告を行うこととなるため、確定申告により仕入控除税額が確定した場合に仕入控除税額に係る報告書を提出することを失念してしまうこと、iii) 市所管課において、補助事業における消費税の取扱いについての周知、指導、審査等の実施が十分でなかったこと、iv) 補助事業者から報告書の提出がない場合に、該当がないのか報告を失念しているのか等についての確認が十分行われていないこと等が考えられる。

#### 【結 果：意見1】

補助事業者が補助金交付要綱の規定を遵守することは当然ではあるが、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課においても規定の整備を図った上で、補助事業者に対して補助金に係る消費税等の報告についての周知、指導等の対策を徹底する必要があるため、i) 報告の対象は、全ての補助事業者とすること、ii) 個々の補助事業者の報告書の提出期限は、消費税等の確定申告後1ヶ月以内とすること、iii) 報告漏れを防ぐため、毎年一定の時期に報告を求める依頼文を送付すること、iv) 一定の期間を経過しても報告書を提出していない補助事業者については、個別に確認を行い、時期を定めて報告を求めること等について、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

#### 【結 果：意見2】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助事業者に対する事務負担等を軽減する必要があると考えられるため、

i) 報告に必要な項目を様式として規定すること、ii) 詳細な記載例を作成し、補助事業者が記載すべき情報を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

**【結果：指摘】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還手続が行われていない補助事業等については、早急に補助金に係る消費税額を確定した上で、報告及び返還等の厳格かつ適正な対応措置をとるよう徹底されたい。

なお、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、適正な返還相当額を計算した上で、補助金に係る消費税額の返還を命ずることが望まれるが、新たに返還相当額の計算ルールを整備することによる遡及的な不利益等を補助事業者に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、新たに整備する返還相当額の計算ルールに基づいて計算された要返還額と、補助事業者自らの見積もった要返還額との差額については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

**⑥ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）**

**【アンケート項目「40」・「41」関連】**

**【現状・問題点】**

船橋市補助金等交付規則第18条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しておかなければならないとされている。

補助金交付要綱の中には、例えば、船橋市小規模保育事業所整備補助金（No. 152-1）のように、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならないとされている補助金交付要綱があり、その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、アンケート調査の質問項目「40」にみられるように、一部の補助金では、補助事業者に対して、当該補助事業に係る関係書類の整備、保存に関して具体的に規定していない補助金交付要綱がある。

このような問題を有する補助金は、次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
149	船橋市認定こども園土地賃借料補助金	862,000	862,000
150	船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金	11,490,000	9,180,000

151	船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給	3,828,000	3,128,000
155	船橋市民間保育所土地賃借料補助金	37,579,000	37,561,000
158	船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金	150,467,000	146,762,631
159	船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給	24,874,000	24,061,000

船橋市補助金等交付規則第 18 条の趣旨としては、一般的な経常経費に関して、補助金申請に係る不正行為が発生した場合の証拠書類の保全や不正の根拠の特定等に当該書類が必要になることや、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした帳簿は、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるために必要になること等が挙げられる。また、同規則第 18 条に対応する規定については、補助金交付要綱に同様の内容が規定されていなくても補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、同規則に規定されているだけでは補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面がある。また、同規則第 16 条は、交付決定の取消し等の規定として、偽りその他不正の手段等により補助金等の交付決定を受けた補助事業者については、補助金等の交付決定を取消し、既に交付した補助金等の全部または一部を返還させるものとされている。偽りその他不正の手段等により補助金の交付決定を受けた補助事業者に対して、過去の調査ができるように関係書類の保存年限を規定することで、不正経理の再発防止に向けた効果が期待できる。

なお、補助事業者に対して、関係書類の保存年限を補助金交付要綱に規定する場合には、経費の性質により適切な期間を定める必要がある。市の保有する公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準等を定めた船橋市文書管理規則第 10 条では、公文書の類型に基づき、行政運営上の必要性を考慮した上で、公文書ごとに保存年限を設定するものとされており、金銭の出納に関する文書の保存年限は 5 年とされている。したがって、補助事業者においても、補助事業等に係る関係書類については、補助金の額の確定日の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならないものとする。ただし、商事債権の消滅時効の期間である 5 年を超えるものについては、権利関係の立証のため、時効が完成するまでの間、証拠として保存することが万全であることから、それぞれの時効期間とすることが必要である。

#### 【結 果：指摘】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関して規定したほうが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できるため、関係書類の整備及び保存年限に関して具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹

底されたい。

⑦ 補助対象期間が終了した以降の資金計画等の策定について（意見：1件）

【現状・問題点】

補助金交付要綱等の中には、例えば、船橋市認定こども園土地賃借料補助金（No. 149）のように、補助金の交付を受けたものは、補助対象期間が終了した以降の認定こども園の運営について、資金計画等の策定等、施設の運営に支障のないよう事前に方策を講じておかなければならないとされている補助金交付要綱等がある。市所管課では、保育所では運営に充てる運営費に用途の制限があること等から、平成 28 年度以降の保育所（用途の制限がない認定こども園や小規模保育事業を除く。）の整備事業のうち、借入金を有する補助事業者からは、施設整備費借入金償還計画表【建物賃借料補助】の提出を求めている。なお、令和元年度からは、様式の名称と様式を施設整備費借入金償還及び建物賃借料支出計算表に改め、償還額と賃借料支出額の推移を長期的に把握するとともに、借入金の有無によらず、同様式の提出を求める運用としている。

しかし、施設整備費借入金償還及び建物賃借料支出計算表は、市が民間認可保育所設置運営事業者を募集する際に、認可保育所として、安定的かつ継続的に健全な運営を行う観点から、応募者の財務状況と合わせて評価するための資金計画であり、委託費の目的外使用となる運営開始後の借入金償還及び賃借料の支払が、年間運営費に比して過大となっていないか審査することを目的に提出を受けているものであることから、施設の運営に支障のないよう方策が講じられているかどうかを確認する資金計画としては情報が不足していること等が懸念される。

このような問題を有する補助金は、次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
149	船橋市認定こども園土地賃借料補助金	862,000	862,000
152-2	船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金	25,987,000	0
153	船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金	2,300,000	2,300,000
155	船橋市民間保育所土地賃借料補助金	37,579,000	37,561,000
156	船橋市民間保育所建物賃借料補助金	212,562,000	181,028,000

例えば、船橋市民間保育所建物賃借料補助金（No. 156）では、原則として、補助の対象となる期間は、保育所等の開所から 10 年を経過するまで（船橋市民間保育所建物賃借料補助金交付要綱第 6 条）とされており、補助金等の交付決定の時点で、補助対象期間以降の施設の資金計画を策定することは補助事業者にとって過度な負担を

強いるという側面もある。他方、補助対象経費の総額が補助基準額に達した場合や保育所等の開所から10年を経過した場合には、段階的に補助金の額が大幅に減額となることから、将来的な資金繰りの悪化につながらないように、資金計画や運営費の弾力的な運用による賃借料の支払等について、あらかじめ補助事業者に対して指導等の対策を徹底する必要がある。

**【結果：意見】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助対象期間が終了した以降の施設の運営に支障のないような方策について確認するために必要な項目を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

**⑧ 補助事業等による施設整備等に係る契約手続について（意見：1件）**

**【現状・問題点】**

船橋市契約規則では、市が行う契約については、一般競争入札、指名競争入札または随意契約の3種類の契約方式が定められており、これら契約方式の中では、一般競争入札方式の採用が原則とされている。補助事業等に係る契約についても、補助金交付要綱等の趣旨、目的に沿って、公正かつ最適な価格によって行われることが重要であり、契約の適正性、効率性及び透明性の確保を図るためには、競争原理の導入による契約の相手方及び契約金額の決定が重要である。

補助金交付要綱等の中には、例えば、船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金（No. 152-2）のように、事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないとされている補助金交付要綱等があり、その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、例えば、船橋市小規模保育事業所整備補助金（No. 152-1）のように、補助事業に係る契約手続について規定されていない補助金交付要綱等がある。このように、現在の補助金交付要綱等では、補助事業等に係る契約手続の取扱いについて規定されているものと規定されていないものが混在している。

交付要綱における補助事業に係る契約手続の取扱いの比較は、次の表に示すとおりである。



【契約手続に関する比較表】

	船橋市小規模保育事業所整備補助金 (No. 152-1)	船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金 (No. 152-2)	船橋市一時預かり事業建物改修費等補助金 (No. 154)	船橋市私立保育所整備補助金 (No. 157-1)	船橋市民間保育所建物改修費等補助金 (No. 157-2)
事業を行うために締結する契約の条件	-	事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならない	改修等を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならない	-	事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならない

出典：交付要綱に基づき外部監査人が作成した。

市所管課においては、施設整備等に係る契約手続については、補助金交付要綱等に規定されていない船橋市小規模保育事業所整備補助金 (No. 152-1) 等を含む全ての契約手続において、「補助事業による施設整備等に係る契約手続」に従って契約手続を適正に執行するように補助事業者に指導しており、入札参加業者等と入札結果の届け出を義務付け、入札には市所管課担当者が立ち会う等、実務的には、施設整備等に係る契約手続は適正に行われているものとする。しかし、このような現状に対して、補助金交付要綱等にも、補助事業に係る契約手続の取扱いを具体的に規定しなくても良いのかどうかという問題が生じているものとする。

このような問題を有する補助金は、次に示す補助金である。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
152-1	船橋市小規模保育事業所整備補助金	0	0
157-1	船橋市私立保育所整備補助金	43,710,000	43,710,000

【結 果：意見】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観

点から、全ての補助事業による施設整備等に係る契約手続について、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない旨を明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めて対応することを要望する。

#### I-2-2-2：【所管課等・目名称】 児童家庭課・児童福祉総務費

##### ① 交付申請書に添付する書類の範囲について（指摘：1件、意見：1件）

〔アンケート項目「27」関連〕

##### 【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第3条第1項では、補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）及び一定の添付書類を市長に提出しなければならないと規定している。

現在の補助金交付要綱等では、添付書類を具体的に明記している補助金交付要綱等と明記していない補助金交付要綱等が混在している。また、添付書類の提出に際しては、補助事業者には原本証明の記載を求める書類があるが、補助金交付要綱等には明記されておらず、その要否についての明確性に欠けるものと考えられる。このような現状に対して、真に必要な、最小限の添付書類が何かを具体的に明記されていないことから、実務的には補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものと考えられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
161	母子生活支援施設整備事業資金償還元金補助金	6,500,000	6,500,000
162	母子生活支援施設整備事業資金利子補給金	2,657,000	2,657,000

##### ア. 補助金交付要綱等における添付書類の具体的な明記について

母子生活支援施設整備事業資金償還元金補助金（No. 161）としての補助金交付の問題点としては、補助事業者は交付の申請には船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて申請しなければならないとあるが（船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金の交付に関する規則第6条）、当該必要書類が具体的に明記されていない。母子生活支援施設整備事業資金利子補給金（No. 162）としての補助金交付の問題点としては、補助事業者は交付の申請には船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給申請書（第1号様式）に必要書類を添えて申請しなければならないとあるが（船橋市社会福祉施設整備事業資金利

子補給規則第 6 条)、当該必要書類が具体的に明記されていない。この申請書に添えて提出する必要書類に関しては、実際には補助事業者に対して個別に説明をしているようであるが、当初の年度に一度、金銭消費貸借契約書を提出するものとし、以降は、償還計画表に沿って元金と利子の支払が行われていることが確認できる、償還約定表、償還金払込書等の証拠書類を添付書類として明記することが、補助事業者の事務処理手続きの明確化のために必要であると考ええる。

#### イ. 原本証明について

提出書類のうち、償還金額を確かめるために提出させている通帳の写しには、法人代表者の原本証明のあるものを補助事業者に求めている。

書類の審査を行う場合には、原本を確認することが厳密な審査をする上で最も重要なことである。他方、補助金交付事務の実務上、原本の提出ではなく、写しに補助事業者が原本と相違ないことを証明する記述をなし、証明日及び記名押印する原本証明の方法をとっていると考えられる。ただし、市所管課が補助事業者の原本証明がなされている写しのみを受領し、原本と写しが相違ないことの確認を省略している場合には、証拠能力としては低いと考えられる。そして、その原本証明についても、補助金交付要綱等に明記されておらず、その要否が明確でないという問題が懸念される。

なお、ここで列挙した補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、**【結果】**で記載している改善措置を実施することが必要である。

#### **【結果：指摘】**

補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、交付申請書に添える必要書類を補助事業者が明確に認識できるよう、具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。

#### **【結果：意見】**

補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法について、具体的な判断基準を作成することを要望する。

## ② 実績報告書が不要な場合の交付要綱等上の明記について（意見：1件）

[アンケート項目「27」関連]

### 【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第12条第1項には補助事業等が完了したときには、一定の日までに補助事業等実績報告書（第5号様式）等を市長に提出しなければならないとされている。一方、同規則同条第2項では、前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金等につき、補助事業等実績報告は要しないものとしている。補助金交付要綱等では具体的に明記されていない場合もある。

同規則同条第2項（補助事業等実績報告は要しないもの）に該当する事例はどのような補助金等であるのかに関して、明確性に欠けるものと考えられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
161	母子生活支援施設整備事業資金償還元金補助金	6,500,000	6,500,000
162	母子生活支援施設整備事業資金利子補給金	2,657,000	2,657,000

母子生活支援施設整備事業資金償還元金補助金（No. 161）及び母子生活支援施設整備事業資金利子補給金（No. 162）は、補助事業者は契約により確定した借入金元金及び利子の額で補助金交付申請を行い、その額で交付決定がなされることから、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金と考えられ、補助事業等実績報告は要しないものとして運用されているが、補助金交付要綱等では具体的に明記されていない。補助金交付要綱等で「補助事業等実績報告書は不要である旨」を明記していない場合、実際には補助事業者に対して個別に説明をしていると考えられるが、補助金交付要綱等にも明記することがより丁寧である。

これに関しては、船橋市補助金等交付規則第12条第1項には原則として「補助事業等実績報告書の提出」が規定されていることから、その例外としての同条第2項（補助事業等実績報告は要しないもの）に該当する場合は、その補助金交付要綱等に明記することが、補助事業者の理解のためにも必要であると考えられる。

### 【結果：意見】

船橋市補助金等交付規則第12条第2項に定める補助事業等実績報告は要しないものに該当する場合は、その補助金交付要綱等に明記することが補助事業者に対す

る周知徹底の面でより丁寧な対応であるため、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

### I-2-2-3：【所管課等・目名称】 保育認定課・児童福祉総務費、保育所費

#### ① 補助事業等により取得した財産の処分制限について（意見：2件）

【アンケート項目「11」・「12」関連】

##### 【現状・問題点】

補助金は、市民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであるため、補助金の交付対象となる事業は、直接または間接的に市の施策目的に合致したものに限られ、補助事業等により取得した財産の使用については、法令及び予算の定めるところにより、公正かつ効率的に使用されるよう努める必要がある。そのため、例えば、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金（No. 170-2 他）では、補助財産については、補助金等適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないとされている（船橋市保育所等安全対策推進事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項）。

補助財産の処分制限について、市所管課が審査等をより効果的に実施するためには、次のような視点が重要である。

ア． 補助財産の処分制限期間と関係書類の保存年限が整合しているか

イ． 処分制限対象を、網羅的に把握しているか

以上のような視点で、補助事業等の業務プロセスごとに、より客観的な審査等を実施することが求められているものとする。各補助金の実施状況について、アンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

比較検討の対象とした補助金は、次に示すとおりである。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
167-3	船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金	13,000	13,000
170-2	船橋市保育所等安全対策推進事業補助金	1,961,000	1,956,000
170-3	船橋市保育所等事故防止推進事業補助金	382,000	0
171-2	船橋市認証保育所整備費補助金	1,000,000	0
175-2	船橋市保育所等安全対策推進事業補助金	242,000	242,000

175-3	船橋市保育所等事故防止推進事業補助金	226,000	0
179	船橋市保育所等安全対策推進事業補助金	519,000	519,000
182-2	船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金	2,250,000	424,000
182-3	船橋市保育所等安全対策推進事業補助金	1,109,000	1,109,000
182-4	船橋市保育所等事故防止推進事業補助金	1,368,000	0
185-6	船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金	7,764,000	7,764,000
188-2	船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金	6,750,000	3,060,000
188-4	船橋市保育所等安全対策推進事業補助金	11,035,000	11,035,000
188-5	船橋市保育所等事故防止推進事業補助金	16,996,000	4,103,000

ア. に係る問題事例

補助金交付要綱等における補助財産がある場合の関係書類の整備の取扱いの比較は、次の表に示すとおりである。

【関係書類の整備に関する比較表】

	船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金 (No. 167-3 他)	船橋市保育所等安全対策推進事業補助金 (No. 170-2 他)	船橋市保育所等事故防止推進事業補助金 (No. 170-3 他)	船橋市認証保育所整備費補助金 (No. 171-2)	船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金 (No. 182-2 他)
処分制限の対象	補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産	補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産	補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産	i) 補助事業により取得した不動産、 ii) 補助事業により取得した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具	i) 補助事業により取得した不動産、 ii) 補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産
処分制限の期間	厚生労働大臣が別に定める期間を経過するま	厚生労働大臣が別に定める期間を経過するま	厚生労働大臣が別に定める期間を経過するま	減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定	厚生労働大臣が別に定める期間を経過するま

	で	で	で	める耐用年数を経過するまで	で
関係書類の保存年限	補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の財産については、5 年経過後、当該財産の処分が完了する日又は厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで	補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の財産については、5 年経過後、当該財産の処分が完了する日又は厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで	補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の財産については、5 年経過後、当該財産の処分が完了する日又は厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで	<u>事業完了後、5 年間</u>	補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の財産については、5 年経過後、当該財産の処分が完了する日又は厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで

出典：交付要綱に基づき外部監査人が作成した。（下線は外部監査人による。）

この表に示すとおり、船橋市認証保育所整備費補助金（No. 171-2）では、補助財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、処分制限が課されているにもかかわらず、関係書類の保存年限は 5 年間とされている。処分制限期間よりも関係書類の保存年限が短い現在の補助金交付要綱等では、補助金の目的に反した使用や、制限期間内の不正な財産処分に繋がる可能性があり、補助金交付事務の適正性を欠くことが懸念される。

#### イ．に係る問題事例

補助事業者が交付を受ける補助金により固定資産を取得する場合には、一定の期間内での処分は制限されている。他方、補助事業者は、補助事業等の実施により取得した財産については、当該補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって継続的に管理するとともにその効率的な運用を図ることが求められている。市所管課では、補助事業者に対して補助財産の処分制限を課しているが、処分制限の対象及び処分制限の期間を網羅的に把握していない。市所管課においては、

船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金（No. 167-3 他）等では、主に消耗品を対象とした補助事業等となっていることから財産の処分制限の対象となる資産の有無を把握しておらず、船橋市保育所等事故防止推進事業補助金（No. 170-3 他）等では、指導監査時の提出資料や実地調査を通じて確認を図っているが、例えば、船橋市認証保育所整備費補助金（No. 171-2）では、認証基準を満たすための建築物の改修に要する費用として、平成 30 年度に 744,000 円の補助金を交付しており、処分制限の対象となる財産の取得事例がある。しかし、現在の補助金交付事務の業務プロセスにおいては、処分制限の対象となる資産の明細を網羅的に把握していないため、補助金の目的に反した使用や、制限期間内の不正な財産処分に繋がる可能性があり、補助金等交付事務の適正性を欠くことが懸念される。

なお、補助財産が処分制限の対象に該当する場合は、補助事業者は、補助事業者が備え管理するための「取得財産等管理台帳」と、実績報告時に提出が必要な「取得財産等管理明細表」を作成することが必要であると考えられるが、以下の様式を参考に規定の整備等を検討することが必要である。

**【取得財産等管理台帳・取得財産等管理明細表の様式例】**

(様式例)

財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第○条第○項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載し、単価が異なる場合は分割して記載する。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は、検収年月日を記載する。

出典：外部監査人が作成

**【結果：意見 1】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助財産の処分制限期間と、補助事業に係る関係書類の保存年限との整合性を図る必要があるため、補助事業者に対して、補助財産の処分が完了する日または処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日までは、補助事業等に係る関係書類を保存しなければならない旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。



## 【結果：意見2】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助財産の処分制限期間等を、市所管課と補助事業者の間で認識を一つにする必要があるため、i) 補助事業者は、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならないこと、ii) 補助事業者は、実績報告書に取得財産等管理明細表を添付しなければならない旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

## ② 実績報告書等に添付する書類の範囲について（指摘：1件、意見：2件）

### 〔アンケート項目「27」関連〕

#### 【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第12条では、補助事業者は、補助事業等が完了したときは、一定の日までに補助事業等実績報告書(第5号様式)に一定の書類を添えて、市長に報告しなければならないとされている。また、同規則第13条では、実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならないとされている。

実績報告に対して市所管課が審査等をより効果的に実施するためには、次のような視点が重要である。

- ア. 添付書類が補助金交付要綱等に具体的かつ明確に規定されているか
- イ. 添付書類の提出に際し、原本証明の要否が明確にされているか
- ウ. 調査または報告を求めることが補助金交付要綱等に規定されているか

以上のような視点で、補助事業等の業務プロセスごとに、より客観的な審査等を実施することが求められているものとする。各補助金の実施状況について、アンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

#### ア. に係る問題事例

補助金交付要綱等の中には、例えば、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金(No. 170-2 他)のように、交付を受けようとする補助事業者は、i) 船橋市保育所等安全対策推進事業補助金交付申請書(第1号様式)、ii) 領収書等、iii) 申請額の内訳のわかる書類、iv) その他市長が必要と認める書類を添えて、一定の期間中に、市長に申請しなければならない(船橋市保育所等安全対策推進事業補助金交付

要綱第6条)とされている補助金交付要綱があり、その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、例えば、船橋市体調不良児対応型事業補助金(No.167-2)のように、補助金の交付申請は、船橋市体調不良児対応型事業補助金交付申請書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない(船橋市体調不良時対応型事業補助金交付要綱第5条)とされているだけで、様式にも具体的な添付書類が明記されていないもの等、現在の補助金交付要綱等では、添付書類が具体的に規定されている補助金交付要綱等と規定されていない補助金交付要綱等が混在している。このような現状に対して、添付書類を具体的に規定しなくても良いのかどうかについて、実務的には補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものとする。

例えば、実績報告書に添付する書類としては、補助の対象となる経費の支払を確認できる書類が該当するが、補助金交付要綱等には、領収書等や申請額の内容のわかる書類等のように、できるだけ具体的に記載することが必要である。

このような問題を有する補助金は、次に示す補助金である。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
167-1	船橋市体調不良児対応型事業補助金	80,885,400	43,226,000
167-2	船橋市病児保育事業補助金	20,000	2,000

なお、市所管課においては、船橋市体調不良児対応型事業補助金の交付申請時には、配置看護師の賃金台帳を添付して提出することを口頭により指導しており、実務的には、交付決定の審査における添付書類の不足は生じていないものとする。

#### イ.に係る問題事例

補助事業者が、実績報告書を提出するときは、補助の対象となる経費の支払を確認できる書類を添付書類とすることが求められる。しかし、添付書類の中には、原本証明がなされている書類となされていない書類が混在している。

補助金交付要綱等の中には、船橋市保育所等事故防止推進事業補助金(No.170-3他)のように、領収書等には、i)事業者の名称、ii)支払者名、iii)領収額、iv)領収日、v)領収印が掲載されていることに加え、法人代表者等による原本証明をなすことが必要とされている補助金交付要綱等がある。しかし、領収書等の添付書類に、原本証明をなすことが必要か否かの区別については、過去からの慣例等に基づいて行っており、原本証明の要否についての具体的な判断基準がない。

補助の対象となる経費の支払を確認できる書類の審査を行う場合には、原本を閲読することによりなされるものであり、原本を確認することが厳密な審査をする上

で最も重要なことである。他方、市所管課への書類申請の際、原本を提出してしまうと補助事業者の手元に原本がなくなってしまうこと等から、写しに原本と相違ないことを証明する記述をなし、証明日、住所、記名、押印する原本証明の方法をとる場合も少なくない。ただし、原本証明付きの書類を提出する場合には、原本も窓口を持参し、確かに原本と相違ないことを市所管課の担当者が確認した後、原本を返却することで、書類の真正性が担保される。しかし、補助金交付事務の業務プロセスにおいては、コピーの普及とその高性能化により、原本と寸分違わない写しを容易に作成できることもあり、市所管課は原本証明がなされている写しのみを受領し、原本と写しが相違ないことの確認を省略している場合も少なくない。この場合には、支払証拠書類の写しには原本であることを証する文言が記述されていたとしても、市所管課が原本と写しが相違ないことを確認していないため、証拠能力としては極めて低い書類を提出させているものと考ええる。

このような現状に対して、添付書類に原本証明の記述が必要かどうかについて、実務的には補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものと考ええる。

補助事業者においては、補助金の交付申請及び実績報告時における書類を作成・提出する等の時間的・物理的コストが生じている。他方、市所管課においては、補助事業者の作業負担に留意しつつも、市費の使途を厳格に確認すること等を目的として、原本証明の記述を求めてきたものと考えられる。しかし、現在、市においては、市民や団体等から提出される申請書等の外部向け様式について、法令等で義務付けている手続以外は、基本的に押印等の義務付け見直しを進めていくことを検討している。市所管課においても、予算の適正な執行を前提としつつ、補助事業者の負担を考慮した上で、補助金の交付申請及び実績報告等に関する行政手続コストの削減に努める必要がある。法令や補助金交付要綱等に根拠がないが原本証明を求めているものについては、慣習的なものではあるが、真正性の担保が必要なものが含まれている可能性もあり、手続の統一的運用の観点から、全庁統一的な対応が必要である。

なお、原本証明の記述を不要とした添付書類については、提出後に記載内容の誤り等が明らかとなった場合には、電子メール送付による補正が可能となる等、作業コストがほぼゼロの方法による補正を認める等の効果が考えられる。

#### ウ．に係る問題事例

行政手続コストの削減については、将来的には、電子化が必要である行政手続については、添付書類も含め、段階的に電子化への移行が図られるものと考えられる。他方、コピーの高性能化は、コピーを利用した偽造を容易にすることから、原本確認をしなかったばかりに、大きな過信につながる危険性がある。そのため、市所管

課においても、原本証明の記述を不要とする添付書類等については、文書の原本の偽造・改ざんの有無について、外形的・物理的な不自然さの有無や内容的な矛盾等の実質的証拠力の有無をより慎重に検討することが必要になる。

補助金交付要綱等の中には、船橋市産休等代替職員費補助金(No. 190)のように、補助対象事業の遂行の状況について必要に応じて調査し、または報告させることができるようにされている補助金交付要綱等がある。また、補助金等適正化法第23条では、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるようにされていること等から、これらを参考に規定の整備等を検討することが必要である。

**【結果：指摘】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、実績報告書に添えて提出を求めている書類を具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。

**【結果：意見1】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課の措置だけではなく、実績報告書に添えて提出する書類について、i) 原本の提出を要するのか、ii) 原本証明をなした写しの提出を要するのか、iii) 写しの提出で足りるのか、といった全庁統一的な判断基準を作成し、全庁的に提出書類の合理化と簡素化へ取り組むことを要望する。

**【結果：意見2】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課においては、必要があるときは、補助事業者の同意を得て、添付書類の原本を含む関係書類を閲覧しまたは提出を求め、運営状況を調査しまたは検査に立ち合わせ、職員にその事務所等に立ち入らせ帳簿書類等を検査させ、関係者に質問させることがある旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

**③ 実績報告に対する評価等の効果的な実施について（指摘：1件、意見：4件）**

**[アンケート項目「6」・「14」・「20」・「21」・「33」関連]**

**【現状・問題点】**

実績報告に対して市所管課が評価等を実施する場合に、より効果的に実施するためには、次のような視点が重要である。

ア. 補助事業者が提出する申請書類で「公益性」がより具体的な基準で評価され

ているか（アンケート項目「20」）

イ．補助対象事業等の実施により発現すると期待される効果が測定され、評価されているか（アンケート項目「6」、「21」）

ウ．実績報告書の提出時には、主要な補助対象科目に直接関連する領収書等を徴取し、サンプル的にでも検証することでその報告書の信頼性を担保しているか（アンケート項目「33」）

エ．交付先の団体等の適格性が評価されているか

オ．補助対象事業等の経費から補助金申請団体の独自収入を差し引いて補助金申請額を算定しているか（アンケート項目「14」）

以上のような視点で、補助対象事業の業務プロセスごとに、より客観的な評価等を実施することが求められているものと考えられる。各補助金の実施状況をアンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

このような問題を有する補助金は、次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
189	船橋市保育協議会補助金	3,500,000	3,500,000

#### ア．に係る問題事例

特定団体への補助金（以下「対象限定補助金」という。）の交付にあたっては、公平性の観点から問題が生じやすいこと等から、公平性、公正性及び透明性が求められるとともに、不特定多数の市民の利益に配慮する必要がある。

船橋市保育協議会補助金交付要綱第3条では、補助金の交付を受けることができる者は、市内の協議会であって、補助事業等を実施するものとされており、同交付要綱第1条では、保育協議会に対し、船橋市保育協議会補助金を交付することとされていることから、船橋市保育協議会補助金は、対象限定補助金に該当するものと考えられる。また、市が団体及び法人を特定して補助金を交付する事業を実施する場合は、特定団体補助金交付基準に定められた交付基準等に基づき適正な執行を図ることが求められる。特定団体補助金交付基準では、特定団体への補助金の交付に関する要件として、「公益性」「公平性」「必要性」「交付事業の的確性」「特定団体の適格性」を挙げている。

公益性とは、対象活動の効果が広く市民に行き渡り、特定の者の利益に終わらないこととされている。同補助金の目的の一つは、保育所等に勤務する職員の資質の向上等に資するための研修事業であり、保育協議会では、令和元年度に職員研修大

会等の研修事業を8回実施している。8回の研修事業への会員外の参加人数は、12名（給食研修2名、発達支援児研修10名）であり、研修事業への参加者の98%以上は会員の運営する施設に勤務する職員が占めている。このような会員外の参加者が少ない現状について、不特定多数の市民の利益になっているかどうかという問題が懸念される。

なお、市所管課においては、市全体の施設を対象とした研修を行うことで、市全体の保育の質の向上につながるものと考えており、その結果として、施設を利用する児童がより上質な保育を受けられるという点において、不特定多数の市民の利益につながるものと考えている。

#### イ．に係る問題事例

特定団体への補助金の交付に関する要件の一つとして挙げられている効果性とは、補助金の交付による明らかな効果または成果が期待できることとされている。

船橋市保育協議会補助金のもう一つの目的は保育士確保事業であり、保育協議会では、令和元年度に相談会等の事業を5回実施している。市所管課においては、補助金を活用して行われる保育士確保事業の実施如何を問わず各施設は採用活動を実施することから、各種事業の参加者数や活動件数自体は把握しているものの、その効果として事業実施により確保できた保育士数を定量的に把握することは難しいとしていることから、保育士確保事業の実施により発現すると期待される効果の測定・評価を行っていないという問題が懸念される。

#### ウ．に係る問題事例

特定団体への補助金の交付に関する要件の一つとして挙げられている交付事業の的確性とは、交付事業において、的確な経費等の必要な要件を具備していることとされている。補助事業の経理処理にあたっては、補助金の交付の対象となる経費を明確に区別して処理する必要がある、補助事業者においては、補助金交付要綱等により事業開始の段階から、想定される経費が補助対象経費として認められるかどうか十分に確認することが必要である。また、補助対象経費は、原則として、事業期間内に発生したもので、事業期間中に終了し、支払が完了したものが対象になるため、実績報告書の提出時には、主要な補助対象科目に直接関連する領収書等を徴取し、サンプル的にでも検証することでその報告書の信頼性を担保することが必要である。

市所管課においては、保育協議会の収支決算書及び補助対象経費に係る費用の確認のための内訳書により確認しており、主要な補助対象科目に直接関連する領収書

等を徴取し、検証することを実施しておらず、報告書類の信頼性が担保されていないという問題が懸念される。

#### エ. に係る問題事例

特定団体への補助金の交付に関する要件の一つとして挙げられている特定団体の適格性とは、設置の目的、組織、活動内容及び財務状況等において、補助金の交付先としての適性が認められることとされている。

船橋市保育協議会補助金は昭和 45 年度から開始され、交付先である保育協議会は平成 27 年 4 月 1 日に一般社団法人化しており、平成 27 年 4 月当時は、私立保育所・認定こども園 50 施設中 49 施設が加盟し、加盟率は 98%であった。一方、令和元年度末現在、保育協議会の会員施設数は 53 施設 3 分園と伸び悩む一方で、私立保育園・認定こども園は 103 施設と増加しており、加盟率は 54%まで落ち込んでいる。今後、保育協議会へ加盟していない施設がさらに増加し、保育協議会への加盟率が私立保育園・認定こども園の半数以下という事態に陥った場合には、補助金の交付先としての保育協議会の適格性に疑義が生じる場合があるという問題が懸念される。

#### オ. に係る問題事例

船橋市保育協議会補助金では、参加者等より費用を徴収した場合は、その額を補助対象経費の総額から控除することとされている（船橋市保育協議会補助金交付要綱別表 1）。

保育協議会が作成した収支決算書には、研修臨時会議等の参加費として 1,989,000 円、出展料・研修参加費・利息等の収入として 567,216 円の収入が計上されているにもかかわらず、補助対象経費の総額から研修参加費等の参加者等より徴収した額を控除していない。市所管課においては、保育協議会の収支決算書等の挙証資料の確認が漏れていたが、補助対象となる研修事業にかかる費用の徴収額を控除しても補助金の額に影響はないとしているが、実績報告書等の書類の審査が適正に行われていないという問題が懸念される。

#### 【結 果：意見 1】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助事業等の対象活動の効果が広く市民に行き渡り、特定の者の利益に終わらないことが必要であるため、保育協議会が補助事業等として実施する研修事業において、会員内外を問わずより多くの保育所等に勤務する職員が参加し、保育所

等の勤務する職員の資質の向上が図られる研修となるよう要望する。

**【結 果：意見 2】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金の交付により明らかな効果または成果が期待できることが必要であることから、保育協議会が補助事業等として実施する保育士確保事業において、その効果として事業実施により確保できた保育士数を定量的に把握するよう要望する。

**【結 果：意見 3】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、交付事業において、適格な経費等の必要な要件を具備していることが必要であることから、実績報告書の提出時には、補助の対象となる経費の支払を確認できる書類を徴取し、サンプル的にでも検証することでその報告書の信頼性を担保するよう要望する。

**【結 果：意見 4】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、交付先団体等の設置の目的、組織、活動内容及び財務状況等において、補助金の交付先としての適格性が認められることが必要であることから、今後、保育協議会へ加盟しない施設がさらに増加し、保育協議会への加盟率が私立保育園・認定こども園の半数以下という事態に陥った場合には、補助金の交付先団体等としての適格性について慎重に検討するよう要望する。

**【結 果：指摘】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、交付要綱に従って補助対象経費の総額から参加者等より徴収した額を控除することが必要であることから、補助金の額に影響しない場合であっても、補助金交付要綱等に従って補助対象経費の総額を算定するよう徹底されたい。

**④ 補助金の返還を命じた場合の加算金及び延滞金について（意見：1件）**

**【アンケート項目「37」・「38」関連】**

**【現状・問題点】**

補助金は、交付対象が交付目的を完了し、補助事業者が補助事業等を完了すれば満了となるが、何らかの取消原因が生じた場合には補助金の交付決定の取消しになり、必要に応じて補助金の返還という事態に至る。船橋市補助金等交付規則第 16 条では、交付決定の取消等の規定として、偽りその他不正の手段等により補助金等の交付決定を受けた補助事業者については、補助金等の交付決定を取消し、既に交付した補助金等の全部または一部を返還させるものとされている。市所管課では、



直近3年間で補助金の交付決定を取消した事案はないが、今後、補助金の交付決定を取消した場合には、補助事業等の取消しに係る部分に関してすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

他方、補助金等適正化法第19条では、補助事業者は、補助金等の返還が命ぜられたときは、所定の期間に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を納付しなければならないとされており、これを納期日までに納付しなかったときは、所定の日数に応じその未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならないとされている。しかし、現在の補助金交付要綱等では、加算金及び延滞金の取扱いについて規定されていない。

補助金等適正化法は地方自治体を実施する補助金等の交付には直接適用がなく、国が行う補助金の交付決定は、補助金等適正化法に基づく行政処分とされている一方で、地方公共団体が行う補助金の交付決定の法的性質は、いわゆる行政処分ではなく、契約（このような条件を守る場合には、この金額を補助するという負担付贈与契約）の申込み（交付申請）に対する承諾と考えられていること等から、補助金等適正化法の規定が地方公共団体にも当てはまるかには議論があり、返還金等に対する滞納処分の可否については地方自治法等にも規定がない。また、地方公共団体が行う補助金に係る事務は、補助金交付規則や個別の補助金交付要綱のほか、関係法令等が複雑に絡む場合がある。しかし、地方公共団体自身も国とほぼ同様の補助金行政を行っていること等から、補助目的を達成するため、補助事業者に対して加算金及び延滞金を徴収する必要があるときは、補助金交付要綱等において、加算金及び延滞金を納付すべき旨の条件を付す必要があると考える。

なお、補助金等適正化法第19条第1項に規定されている加算金の利率は年10.95%と高くなっており、加算金相当額には、原状回復に伴う利息返還債務だけでなく、補助事業者に対する制裁的賦課金を含むものと解されるが、加算金及び延滞金を納付すべき旨の条件を付す場合には、補助事業者に過度な負担とならないように留意が必要である。

#### 【結果：意見】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金が不正の手段により交付決定された事案が発生した場合には、補助金の返還等厳格かつ適正な対応措置をとることが必要であることから、補助事業者に対して、補助金の返還が命ぜられた場合の加算金及び延滞金を納付すべき旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

⑤ 補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還について（意見：3件）

[アンケート項目「39」関連]

【現状・問題点】

消費税等は、その制度上、各取引段階において二重、三重に消費税が課されないよう税の累積を排除するために、事業者の納付税額の計算に当たっては、その段階で課された消費税額を控除する制度が設けられている。各事業者が申告・納付する消費税額は、原則として、その課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算する。また、課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回る場合には、控除不足額が還付される。この際、補助金の充当を受けた経費の消費税についても、課税仕入に対して支払った消費税として控除することができるため、補助金に係る消費税額が事業者に貯まることとなる。しかし、事業者に貯まる補助金に係る消費税額が、そのまま事業者の利益になることは、補助金制度の趣旨からして適当ではなく、市への返還が必要となる。

他方、補助金に係る消費税額の報告及び返還については、補助事業の精算時期と確定申告の時期の相違等から、市への報告及び返還が漏れる危険性が存在するため、市所管課が審査等をより効果的に実施するためには、次のような視点が重要である。

- ア. 補助金に係る消費税額の報告等について、補助金交付要綱等に規定されているか
- イ. 補助金に係る消費税額の報告対象について、現在の規定で足りているか
- ウ. 報告の様式が定められているか

以上のような視点で、補助事業等の業務プロセスごとに、より客観的な審査等を実施することが求められているものとする。各補助金の実施状況について、アンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

ア. に係る問題事例

補助金交付要綱等の中には、例えば、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金（No. 170-2 他）のように、補助事業完了後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならず、報告があった場合には、仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることができるとされている補助金交付要綱等があり、その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、例えば、船橋市認証保育所整備費補助金（No. 171-2）のように、補助金の交付の対象となる経費を、認証保育所を整備し事業を実施する場合に必要な

な経費としているにもかかわらず、補助金に係る消費税額の報告及び返還について規定されていない補助金交付要綱等があり、現在の補助金交付要綱等では、補助金に係る消費税額の報告及び返還について規定されている補助金交付要綱等と規定されていない補助金交付要綱等が混在している。このような現状に対して、市へ報告及び返還されるべき補助金に係る消費税等が報告及び返還されていない可能性が存在する。

このような問題を有する補助金は、次に示す補助金である。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
171-2	船橋市認証保育所整備費補助金	1,000,000	0
185-5	船橋市一時預かり事業(幼稚園型)環境整備補助金	200,000	0
189	船橋市保育協議会補助金	3,500,000	3,500,000

#### イ. に係る問題事例

補助金交付要綱等における補助金に係る消費税額が確定した場合の報告の取扱いについては、例えば、船橋市保育所等事故防止推進事業補助金(No. 170-3 他)では、補助事業完了後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税額が確定した場合にのみ、報告を義務付けている。市所管課においては、補助金交付要綱等において補助事業者が速やかに報告しなければならないものと規定しており、申請受付時に交付要綱を配布することで周知を図っていることから、補助事業者の自主的な報告を待つという姿勢である。しかし、このような取扱いでは、報告及び返還されるべき補助金に係る消費税額が報告及び返還されていない可能性も考えられ、公正性・透明性が求められる補助金交付事務の業務プロセスに対する市民の信頼を損なうことにつながりかねないという危険性が存在する。また、全ての補助事業者に対して報告を義務付けていない現状においては、補助事業者が免税事業者等であるかどうかの確認を含め、報告書が提出されていない理由を網羅的に把握していないという問題が懸念される。

例えば、令和元年度における船橋市保育所等事故防止推進事業補助金(No. 188-5)の交付先は、次に示すとおりである。

#### 【補助金(No. 188-5)の交付先の一覧】

(単位:円)

No.	交付決定額	法人の種類等	No.	交付決定額	法人の種類等
1	181,000	社会福祉法人 A	7	375,000	株式会社 D
2	375,000	社会福祉法人 B	8	375,000	社会福祉法人 E
3	366,000	社会福祉法人 C	9	375,000	株式会社 F

4	375,000	株式会社 D	10	375,000	株式会社 F
5	375,000	株式会社 D	11	375,000	株式会社 F
6	375,000	株式会社 D	12	181,000	社会福祉法人 G

出典：交付申請書に基づき外部監査人が作成した。

補助事業者において、補助金交付要綱等における消費税の取扱いについての理解が十分でないことや、実績報告書の提出から最長では1年余り経過した後に消費税の確定申告を行うこととなるため、確定申告により仕入控除税額が確定した場合に仕入控除税額に係る報告書を提出することを失念してしまうという問題が懸念される。

#### ウ．に係る問題事例

補助金交付要綱では、消費税仕入控除税額の報告書の様式について規定されていない。市所管課においては、補助事業者からの申し出があった場合、任意様式により報告を求める運用としているが、このような現状に対して、報告等に係る行政手続コストの削減と行政手続の効率化という観点からは、報告書の様式を規定しなくても良いのかどうかについて、実務的には、補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものと考ええる。

なお、消費税仕入控除税額の報告においては、「消費税仕入控除税額報告書」と「消費税仕入税額控除不適用申出書」等を作成することが必要であると考えられるが、以下の様式を参考に規定の整備等を検討することが必要である。

#### 【消費税仕入控除税額報告書の様式例】

(様式例)	
消費税仕入控除税額報告書	
	年 月 日
船橋市長 あて	所在地 名称 代表者氏名
年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定のあった	補助金に係る消費税
仕入控除税額について、次のとおり報告します。	
1 補助金の額の確定額	金 円
2 消費税の申告の有無（どちらかを選択）	有 ・ 無

(2で「無」を選択の場合は以下不要)

3 仕入控除税額の計算方法 (どちらかを選択) 一般課税 ・ 簡易課税

(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

6 補助金返還相当額 (5から4の額を差し引いた額) 金 円

(注) 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

(添付資料)

確定申告書の写し

課税売上割合等が把握できる資料

要返還相当額計算書等の積算の内訳が分かる資料

出典：外部監査人が作成

### 【消費税仕入税額控除不適用申出書の様式例】

(様式例)

#### 消費税仕入税額控除不適用申出書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

下記事業について、当法人は、消費税法の規定による消費税の仕入税額控除を受けておりませんので、その旨を申し出ます

1 事業名

2 事業実施年度

3 補助金名

4 仕入税額控除を受けない理由 (どれかを選択)

① 消費税法第5条の規定により納税義務者とならないため

(添付資料等) 納税義務者でないことが分かる資料

② 消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除されるため

(添付資料) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の写し

③ 消費税法第37条第1項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用されるため

(添付資料) 消費税簡易課税制度選択届出書の写し

④ 消費税法第60条第4項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用されるため

<p>(添付資料) 特定収入割合を証明する計算書類の写し</p> <p>⑤ 消費税法第 60 条第 6 項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用されるため</p> <p>(添付資料) 国、地方公共団体の一般会計に係る補助事業であることが分かる資料</p> <p>⑥ その他</p> <p>(添付資料) その事実が分かる資料</p>
--

出典：外部監査人が作成

**【結 果：意見 1】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市が交付する補助金の補助の対象となる経費に消費税が含まれる場合には、消費税等の申告により補助金に係る消費税額が確定した後、一定の期間内に報告し、報告があった場合には仕入控除税額を市に返還させる等、補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還に係る規定内容を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

**【結 果：意見 2】**

補助事業者が補助金交付要綱等の規定を遵守することは当然ではあるが、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課においても規定の整備を図った上で、補助事業者に対して補助金に係る消費税額の報告についての周知、指導等の対策を徹底する必要があるため、i) 報告の対象は、全ての補助事業者とすること、ii) 個々の補助事業者の報告書の提出期限は、消費税等の確定申告後 1 ヶ月以内とすること、iii) 報告漏れを防ぐため、毎年一定の時期に報告を求める依頼文を送付すること、iv) 一定の期間を経過しても報告書を提出していない補助事業者については、個別に確認を行い、時期を定めて報告を求めること等について、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

**【結 果：意見 3】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助事業者に対する事務負担等を軽減する必要があると考えられるため、i) 報告に必要な項目を様式として規定すること、ii) 詳細な記載例を作成し、補助事業者が記載すべき情報を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

⑥ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）

〔アンケート項目「40」・「41」関連〕

【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第18条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しておかなければならないとされている。

補助金交付要綱等の中には、例えば、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金（No. 170-2 他）のように、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助金の額の決定日の属する年度の終了後、5年間保存しておかなければならないとされている補助金交付要綱等があり、その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、アンケート項目「40」にみられるように、一部の補助金では、補助事業者に対して、当該補助事業に係る関係書類の整備、保存に関して具体的に規定していない補助金交付要綱等がある。

このような問題を有する補助金は、次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
167-1	船橋市体調不良児対応型事業補助金	80,885,400	43,226,000
167-2	船橋市病児保育事業補助金	20,000	2,000
175-1	船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金他	185,246,000	169,723,657
182-1	船橋市小規模保育事業運営費補助金	205,434,000	199,650,936
185-1	船橋市私立保育所運営費補助金	136,620,010	126,992,541
185-2	船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金	14,722,755	13,935,240
185-3	船橋市一時預かり事業補助金	58,118,271	44,937,424
185-4	船橋市一時預かり事業(幼稚園型)補助金	95,871,701	88,758,350
185-5	船橋市一時預かり事業(幼稚園型)環境整備補助金	200,000	0
188-1	船橋市私立保育所運営費補助金	3,338,188,030	3,256,466,930
188-3	船橋市私立保育所等定員増員協力補助金	78,840,970	77,278,770
189	船橋市保育協議会補助金	3,500,000	3,500,000

船橋市補助金等交付規則第18条の趣旨としては、一般的な経常経費に関して、補助金申請に係る不正行為が発生した場合の証拠書類の保全や不正の根拠の特定等に当該書類が必要になることや、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした帳簿は、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるために必要になること等が挙げられる。また、同規則第18条に対応する規定については、補助金交付要綱等に同様の

内容が規定されていなくても補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、同規則に規定されているだけでは補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面がある。また、同規則第 16 条では、交付決定の取消し等の規定として、偽りその他不正の手段等により補助金等の交付決定を受けた補助事業者については、補助金等の交付決定を取消し、既に交付した補助金等の全部または一部を返還させるものとされている。偽りその他不正の手段等により補助金の交付決定を受けた補助事業者に対して、過去の調査ができるように関係書類の保存年限を規定することで、不正経理の再発防止に向けた効果が期待できる。

なお、補助事業者に対して、関係書類の保存年限を補助金交付要綱等に規定する場合には、経費の性質により適切な期間を定める必要がある。市の保有する公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準等を定めた船橋市文書管理規則第 10 条では、公文書の類型に基づき、行政運営上の必要性を考慮した上で、公文書ごとに保存年限を設定するものとされており、金銭の出納に関する文書の保存年限は 5 年とされている。したがって、補助事業者においても、補助事業等に係る関係書類については、補助金の額の確定日の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならないものとする。ただし、商事債権の消滅時効の期間である 5 年を超えるものについては、権利関係の立証のため、時効が完成するまでの間、証拠として保存することが万全であることから、それぞれの時効期間とすることが必要である。

#### 【結 果：指摘】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関して規定したほうが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できるため、関係書類の整備及び保存年限に関して具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。

#### ⑦ 補助の対象となる経費の審査について（指摘：1 件、意見：1 件）

##### 【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第 13 条では、実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならないとされている。このため、市所管課では、補助金の交付に当たり、いかなる事業が補助金の交付対象となり得るか（補助事業等の範囲）、いかなる者が補助金の交付客体となり得るか（資格要件）、補助金の額はいかに算定されるのか（算定基



準)等の補助要件等を補助金交付要綱等に定め、それに従って審査等を行うこととしている。

例えば、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金(No.170-2他)では、補助金の交付の対象となる経費は、保育所等が購入する補助対象備品等の購入費または新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から保育所等が施設の消毒等を委託により実施した場合の委託料(令和2年1月16日から令和2年3月31日の間に契約、実施、支払を完了したものに限る。)及びその消費税のうち、市長が適当と認める経費とされている(船橋市保育所等安全対策推進事業補助金交付要綱第4条)。したがって、実績報告書の提出時には、補助対象経費に直接関連する領収書等を徴取し、検証することで補助要件等を充足しているかを審査することが必要である。

これらの補助対象経費について、市所管課が審査等をより効果的に実施するためには、次のような視点が重要である。

- ア. 補助対象経費の額は、消費税の額を含めて集計されているか
- イ. 備品等の購入・納品が、補助事業期間内に完了しているか
- ウ. 補助対象経費の支払が、補助事業期間内に完了しているか
- エ. クレジットカードを使った場合は、補助事業期間の中でクレジットカード会社からの引落しまで完了しているか
- オ. 個人のクレジットカードを使用して立替払をした場合は、補助事業期間の中で立て替えた個人に対して精算し、立て替えた個人のクレジットカード会社からの引落としまでを完了しているか

以上のような視点で、補助事業等の業務プロセスごとに、より客観的な審査等を実施することが求められているものとする。各補助金の実施状況について、アンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。検討の対象とした補助金は、次に示すとおりである。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
167-3	船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金	13,000	13,000
170-2	船橋市保育所等安全対策推進事業補助金	1,961,000	1,956,000
175-2	船橋市保育所等安全対策推進事業補助金	242,000	242,000
179	船橋市保育所等安全対策推進事業補助金	519,000	519,000
182-3	船橋市保育所等安全対策推進事業補助金	1,109,000	1,109,000
185-6	船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金	7,764,000	7,764,000
188-4	船橋市保育所等安全対策推進事業補助金	11,035,000	11,035,000

#### ア. に係る問題事例

補助対象経費の額は、消費税の額を含めて集計されているかどうかを検証したところ、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金（No. 188-4）において、消費税を含めた額（19,224円）を支払額とすべきであるが、消費税を含めない額（17,800円）を支払額としているものがあり、その結果、本来交付申請される51,000円より低い50,000円で交付申請しているものがあった。申請書類等は、補助事業者自らが作成するものであるが、申請書類等の確認及び検認の過程で記入誤り等を訂正することができる機会がある場合には、補助事業者へ再提出を求めることが丁寧な対応である。

（単位：円）

消毒液の種類等	数量	支払金額(税抜)	支払金額(税込)	差額
エタノール1斗缶	1個	17,800	19,224	1,424

出典：交付申請書及び添付書類に基づき外部監査人が作成した。

#### イ. に係る問題事例

備品等の購入・納品が、補助事業期間内に完了しているかどうかを検証したところ、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金（No. 175-2）において、補助事業期間より前に納品された経費を含めているものがあった。

（単位：円）

備品の種類等	数量	実際の納品日	支払金額(税込)
液体せっけん(40)	3本	令和2年1月8日	7,935

出典：交付申請書及び添付書類に基づき外部監査人が作成した。

#### ウ. に係る問題事例

補助対象経費の支払が、補助事業期間内に完了しているかどうかを検証したところ、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金（No. 188-4）において、補助事業者がAmazonビジネスを利用し、後払い（請求書払い）で商品を購入できる支払方法を選択しているものがあり、その結果、補助事業期間内に支払が完了していない経費を含めているものがあった。なお、請求書は令和2年4月1日に発行され、支払期日は令和2年4月30日と記載されていた。

(単位：円)

備品の種類等	申請明細書の支払日	実際の支払日	支払金額(税込)
ペーパータオル	令和2年3月31日	令和2年4月以降	12,546

出典：交付申請書及び添付書類に基づき外部監査人が作成した。

## エ. に係る問題事例

クレジットカードを使った場合は、補助事業期間内にクレジットカード会社からの銀行引落としまでを完了しているかどうかを検証したところ、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金 (No. 182-4) において、クレジットカード会社からの銀行引き落としが完了していない経費を含めているものがあつた。

(単位：円)

備品の種類等	申請明細書の支払日	実際の支払日	支払金額(税込)
空気清浄機	令和2年3月29日	令和2年4月以降	46,800
空気清浄機	令和2年3月29日	令和2年4月以降	81,255

出典：交付申請書及び添付書類に基づき外部監査人が作成した。

## オ. に係る問題事例

個人のクレジットカードを使用して立替払をした場合は、補助事業期間の中で立て替えた個人に対して精算し、補助事業期間内に立て替えた個人のクレジットカード会社からの銀行引落としまでを完了しているかどうかを検証したところ、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金 (No. 170-2) において、立て替えた個人のクレジットカード会社からの銀行引落としが完了していない経費を含めているものがあつた。

(単位：円)

備品の種類等	申請明細書の支払日	実際の支払日	支払金額(税込)
非接触型体温計	令和2年3月29日	令和2年4月以降	4,010

出典：交付申請書及び添付書類に基づき外部監査人が作成した。

補助の対象となる経費は、補助事業期間内に契約、実施、支払を完了したものに限られる。しかし、例外として、支払が補助事業期間外であっても、補助事業期間中に発生し、かつ当該経費の額（支出義務額）が確定しているものであって、事業の進捗上、補助事業期間内に経費が発生したが、経理処理の都合上、事業期間中の支払が困難なもの等のように、補助事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるものについては、支払が完了した時点で速やかに市所管課への報告及び確認を受けることを条件として、補助対象経費として認められる場合も

あるものとする。

また、クレジットカードを使った場合は、補助事業期間の中でクレジットカード会社からの銀行引落しまでを完了していることが必要であり、i) カード会社発行の利用明細、ii) 領収書、iii) 利用代金が引き落とされた通帳等の証拠書類の提出を求め、補助事業期間内に支払が完了していることを確認することが必要と考える。同様に、業務上やむを得ず個人のクレジットカードを使用して立て替払いをした場合は、補助事業期間内に、補助事業者が立て替えた個人に対して精算することに加え、補助事業期間の中に立て替払いをした個人のクレジットカード会社からの銀行引落しまでを完了していることが必要と考える。

他方、公金の納付においては、クレジットカードによる歳入の納付をすることができることが規定（地方自治法第231条の2第7項）されており、クレジットカードの提示等が現金による納付があったことと同様の効果をもたらすように所要の規定の整備が図られている。ショッピングや飲食等の一般的なクレジットカード決済の利用形態としては、クレジットカード利用時に商店等に対して支払があったものとして取り扱われており、市において、商店等における一般的な利用形態と異なる利用の仕方を求めることとするのは、補助事業者に混乱をもたらすことが懸念されるため、補助事業者が一般的なクレジットカード決済の利用をしたときと同様の効果をもたらされるように配慮すること等にも留意しながら、規定の整備等を検討することが必要である。

#### 【結果：指摘】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、交付すべき補助金の額を決定する際の審査において、補助対象経費が適正に計上されているかについての確認を徹底されたい。

なお、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、領収書や申請額の内容のわかる書類を再審査する等、適正な補助金の額を計算した上で、補助金の過不足額を精算することが望まれるが、補助金の精算の遡及については、行政事務の費用対効果、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急的な措置であること等を考慮すると、過去に確定した補助金の額については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

#### 【結果：意見】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助の対象となる経費に関して、交付要綱に従う必要があるが、例外として、支払が補助事業期間外であっても、補助事業期間中に発生し、かつ当該経費の額（支出義務額）が確定しているものであって、補助事業期間中に支払われていな

いことに相当な事由があると認められるものや、補助事業期間内にクレジットカード決済が完了しているもの等、補助対象経費として認められることが相当であると考えられるケースもあることから、補助の対象となる経費の支払に係る規定内容を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

#### I-2-2-4：【所管課等・目名称】地域子育て支援課・児童福祉総務費

##### ① 実績報告書等に添付する書類の範囲について（指摘：1件、意見：1件）

〔アンケート項目「27」関連〕

##### 【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第12条では、補助事業者は、補助事業等が完了したときは、一定の日までに補助事業等実績報告書（第5号様式）に一定の書類を添えて、市長に報告しなければならないとされている。また、同規則第13条では、実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならないとされている。

実績報告に対して市所管課が審査等をより効果的に実施するためには、次のような視点が重要である。

ア. 添付書類が補助金交付要綱等に具体的かつ明確に規定されているか

イ. 添付書類の提出に際し、原本証明の要否が明確にされているか

以上のような視点で、補助事業等の業務プロセスごとに、より客観的な審査等を実施することが求められているものとする。各補助金の実施状況について、アンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

なお、問題が検出された補助金は、次に示すとおりである。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
196	船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金	2,955,000	2,955,000

##### ア. に係る問題事例

船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金

(No. 196) では、実績報告を行うときは、一定の日までに船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金実績報告書（第 6 号様式）に事業実績報告書（第 7 号様式）と収支決算書（第 8 号様式）を添えて提出しなければならない（船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金交付要綱第 8 条）と規定されているだけで、具体的な添付書類が明確に規定されていない。このような現状に対して、添付書類を具体的に規定しなくても良いのかどうかについて、実務的には補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものとする。

例えば、実績報告書に添付する書類としては、補助の対象となる経費の支払を確認できる書類が該当するが、補助金交付要綱等には、領収書等や申請額の内容のわかる書類等のように、できるだけ具体的に記載することが必要である。

なお、市所管課においては、実績報告書には領収書や申請額の内容のわかる書類等の補助の対象となる経費の支払を確認できる書類を添付して提出することを口頭により指導しており、実務的には、実績報告の審査における添付書類の不足は生じていないものとする。

#### イ．に係る問題事例

補助事業者が、実績報告書を提出するときは、補助の対象となる経費の支払を確認できる書類を添付書類とすることが求められる。しかし、領収書等の添付書類に、原本証明をなすことが必要か否かの区別については、過去からの慣例等に基づいて行っており、原本証明の要否についての具体的な判断基準がない。

補助の対象となる経費の支払を確認できる書類の審査を行う場合には、原本を閲読することによりなされるものであり、原本を確認することが厳密な審査をする上で最も重要なことである。他方、市所管課への書類申請の際、原本を提出してしまうと補助事業者の手元に原本がなくなってしまうこと等から、写しに原本と相違ないことを証明する記述をなし、証明日、住所、記名、押印する原本証明の方法をとる場合も少なくない。ただし、原本証明付きの書類を提出する場合は、原本も窓口に持参し、確かに原本と相違ないことを市所管課の担当者が確認した後、原本を返却することで、書類の真正性が担保される。しかし、補助金交付事務の業務プロセスにおいては、コピーの普及とその高性能化により、原本と寸分違わない写しを容易に作成できることもあり、市所管課は原本証明がなされている写しのみを受領し、原本と写しが相違ないことの確認を省略している場合も少なくない。この場合には、支払証拠書類の写しには原本であることを証する文言が記述されていたとしても、市所管課が原本と写しが相違ないことを確認していないため、証拠能力としては極めて低い書類を提出させているものとする。

このような現状に対して、添付書類に原本証明の記述が必要かどうかについて、実務的には補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものと考えられる。

補助事業者においては、補助金の交付申請及び実績報告時における書類を作成・提出する等の時間的・物理的コストが生じている。他方、市所管課においては、補助事業者の作業負担に留意しつつも、市費の使途を厳格に確認すること等を目的として、原本証明の記述を求めてきたものと考えられる。しかし、現在、市においては、市民や団体等から提出される申請書等の外部向け様式について、法令等で義務付けている手続以外は、基本的に押印等の義務付け見直しを進めていくことを検討している。市所管課においても、予算の適正な執行を前提としつつ、補助事業者の負担を考慮した上で、補助金の交付申請及び実績報告等に関する行政手続コストの削減に努める必要がある。法令や補助金交付要綱等に根拠がないが原本証明を求めているものについては、慣習的なものではあるが、真正性の担保が必要なものが含まれている可能性もあり、手続の統一的運用の観点から、全庁統一的な対応が必要である。

なお、原本証明の記述を不要とした添付書類については、提出後に記載内容の誤り等が明らかとなった場合には、電子メール送付による補正が可能となる等、作業コストがほぼゼロの方法による補正を認める等の効果が考えられる。

#### 【結 果：指摘】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、実績報告書に添えて提出を求めている書類を具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。

#### 【結 果：意見】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市所管課の措置だけではなく、実績報告書に添えて提出する書類について、i) 原本の提出を要するのか、ii) 原本証明をなした写しの提出を要するのか、iii) 写しの提出で足りるのか、といった全庁統一的な判断基準を作成し、全庁的に提出書類の合理化と簡素化へ取り組むことを要望する。

## ② 補助金の返還を命じた場合の加算金及び延滞金について（意見：1件）

〔アンケート項目「37」・「38」関連〕

#### 【現状・問題点】

補助金は、交付対象が交付目的を完了し、補助事業者が補助事業等を完了すれば満了となるが、何らかの取消原因が生じた場合には補助金の交付決定の取消しになり、必要に応じて補助金の返還という事態に至る。船橋市補助金等交付規則第 16

条では、交付決定の取消等の規定として、偽りその他不正の手段等により補助金等の交付決定を受けた補助事業者については、補助金等の交付決定を取消し、既に交付した補助金等の全部または一部を返還させるものとされている。市所管課では、直近3年間で補助金の交付決定を取消した事案はないが、今後、補助金の交付決定を取消した場合には、補助事業等の取消しに係る部分に関してすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

他方、補助金等適正化法第19条では、補助事業者は、補助金等の返還が命ぜられたときは、所定の期間に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を納付しなければならないとされており、これを納期日までに納付しなかったときは、所定の日数に応じその未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならないとされている。しかし、現在の補助金交付要綱等では、加算金及び延滞金の取扱いについて規定されていない。

補助金等適正化法は地方自治体が実施する補助金等の交付には直接適用がなく、国が行う補助金の交付決定は、補助金等適正化法に基づく行政処分とされている一方で、地方公共団体が行う補助金の交付決定の法的性質は、いわゆる行政処分ではなく、契約（このような条件を守る場合には、この金額を補助するという負担付贈与契約）の申込み（交付申請）に対する承諾と考えられていること等から、補助金等適正化法の規定が地方公共団体にも当てはまるかには議論があり、返還金等に対する滞納処分の可否については地方自治法等にも規定がない。また、地方公共団体が行う補助金に係る事務は、補助金交付規則や個別の補助金交付要綱のほか、関係法令等が複雑に絡む場合がある。しかし、地方公共団体自身も国とほぼ同様の補助金行政を行っていること等から、補助目的を達成するため、補助事業者に対して加算金及び延滞金を徴収する必要があるときは、補助金交付要綱等において、加算金及び延滞金を納付すべき旨の条件を付す必要があると考える。

なお、補助金等適正化法第19条第1項に規定されている加算金の利率は年10.95%と高くなっており、加算金相当額には、原状回復に伴う利息返還債務だけでなく、補助事業者に対する制裁的賦課金を含むものと解されるが、加算金及び延滞金を納付すべき旨の条件を付す場合には、補助事業者に過度な負担とならないように留意が必要である。

#### 【結 果：意見】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金が不正の手段により交付決定された事案が発生した場合には、補助金の返還等厳格かつ適正な対応措置をとることが必要であることから、補助事業者に対して、補助金の返還が命ぜられた場合の加算金及び延滞金を納付すべき旨の条件を付すことについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを



要望する。

③ 補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還について（意見：2件）

[アンケート項目「39」関連]

【現状・問題点】

消費税等は、その制度上、各取引段階において二重、三重に消費税が課されないよう税の累積を排除するために、事業者の納付税額の計算に当たっては、その段階で課された消費税額を控除する制度が設けられている。各事業者が申告・納付する消費税額は、原則として、その課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算する。また、課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回る場合には、控除不足額が還付される。この際、補助金の充当を受けた経費の消費税についても、課税仕入に対して支払った消費税として控除することができるため、補助金に係る消費税額が事業者に貯まることとなる。しかし、事業者に貯まる補助金に係る消費税額が、そのまま事業者の利益になることは、補助金制度の趣旨からして適当ではなく、市への返還が必要となる。

他方、補助金に係る消費税額の報告及び返還については、補助事業の精算時期と確定申告の時期の相違等から、市への報告及び返還が漏れる危険性が存在するため、市所管課が審査等をより効果的に実施するためには、次のような視点が重要である。

ア. 補助金に係る消費税額の報告について、補助金交付要綱等に規定されているか

イ. 報告の様式が定められているか

以上のような視点で、補助事業等の業務プロセスごとに、より客観的な審査等を実施することが求められているものとする。各補助金の実施状況について、アンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

なお、問題が検出された補助金は、次に示すとおりである。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
196	船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金	2,955,000	2,955,000

## ア．に係る問題事例

船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金（No. 196）では、補助金の交付の対象となる経費を、新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援・人材確保事業の実施に必要な経費としているにもかかわらず、補助金に係る消費税額の報告及び返還について交付要綱に規定されていない。このような現状に対して、市へ報告及び返還されるべき補助金に係る消費税額が報告及び返還されていない可能性が存在する。

補助事業者において、補助金交付要綱等における消費税の取扱いについての理解が十分でないことや、実績報告書の提出から最長では1年余り経過した後に消費税の確定申告を行うこととなるため、確定申告により仕入控除税額が確定した場合に仕入控除税額に係る報告書を提出することを失念してしまう可能性がある。補助事業者が補助金交付要綱等の規定を遵守することは当然ではあるが、市所管課においては、規定の整備を図った上で、補助事業者に対して補助金に係る消費税額の報告についての周知、指導等の対策を徹底する必要がある。

なお、規定の整備を図る場合には、i) 報告の対象は、全ての補助事業者とすること、ii) 個々の補助事業者の報告書の提出期限は、消費税等の確定申告後1ヶ月以内とすること、iii) 報告漏れを防ぐため、毎年一定の時期に報告を求める依頼文を送付すること、iv) 一定の期間を経過しても報告書を提出していない補助事業者については、個別に確認を行い、時期を定めて報告を求めること等の要否について、検討することが必要である。

## イ．に係る問題事例

補助金交付要綱等では、消費税仕入控除税額の報告書の様式について規定されていない場合が多い。このような現状に対して、報告等に係る行政手続コストの削減と行政手続の効率化という観点からは、報告書の様式を規定しなくても良いのかどうかについて、実務的には、補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものとする。

なお、消費税仕入控除税額の報告においては、「消費税仕入控除税額報告書」と「消費税仕入税額控除不適用申出書」等を作成することが必要であると考えられるが、以下の様式を参考に規定の整備等を検討することが必要である。

【消費税仕入控除税額報告書の様式例】

(様式例)	
消費税仕入控除税額報告書	
	年 月 日
船橋市長 あて	
	所在地 名称 代表者氏名
<p>年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定のあった 補助金に係る消費税 仕入控除税額について、次のとおり報告します。</p>	
1 補助金の額の確定額	金 円
2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） （2で「無」を選択の場合は以下不要）	有 ・ 無
3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）	一般課税 ・ 簡易課税
4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金 円
5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金 円
6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額）	金 円
(注) 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。	
(添付資料)	
確定申告書の写し	
課税売上割合等が把握できる資料	
要返還相当額計算書等の積算の内訳が分かる資料	

出典：外部監査人が作成

【消費税仕入税額控除不適用申出書の様式例】

(様式例)	
消費税仕入税額控除不適用申出書	
	年 月 日
船橋市長 あて	
	所在地 名称 代表者氏名
<p>下記事業について、当法人は、消費税法の規定による消費税の仕入税額控除を受けて おりませんので、その旨を申し出ます</p>	

1 事業名
2 事業実施年度
3 補助金名
4 仕入税額控除を受けない理由（どれかを選択）
① 消費税法第5条の規定により納税義務者とならないため （添付資料等）納税義務者でないことが分かる資料
② 消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除されるため （添付資料）消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の写し
③ 消費税法第37条第1項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用されるため （添付資料）消費税簡易課税制度選択届出書の写し
④ 消費税法第60条第4項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用されるため （添付資料）特定収入割合を証明する計算書類の写し
⑤ 消費税法第60条第6項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用されるため （添付資料）国、地方公共団体の一般会計に係る補助事業であることが分かる資料
⑥ その他 （添付資料）その事実が分かる資料

出典：外部監査人が作成

**【結果：意見1】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、市が交付する補助金の補助の対象となる経費に消費税等が含まれる場合には、消費税等の申告により補助金に係る消費税額が確定した後、一定の期間内に報告し、報告があった場合には仕入控除税額を市に返還させる等、補助金に係る仕入控除税額の報告及び返還に係る規定内容を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

**【結果：意見2】**

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助事業者に対する事務負担等を軽減する必要があると考えられるため、i) 報告に必要な項目を様式として規定すること、ii) 詳細な記載例を作成し、補助事業者が記載すべき情報を具体的かつ明確にすることについて、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

#### ④ 補助の対象となる経費の審査について（指摘：1件）

##### 【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第13条では、実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならないとされている。このため、市所管課では、補助金の交付に当たり、いかなる事業が補助金の交付対象となり得るか（補助事業等の範囲）、いかなる者が補助金の交付客体となり得るか（資格要件）、補助金の額はいかに算定されるのか（算定基準）等の補助要件等を補助金交付要綱に定め、それに従って審査等を行うこととしている。

船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金（No. 196）では、補助金の交付の対象となる経費は新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援・人材確保事業の実施に必要な経費とされており、具体的には、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、令和2年3月2日から令和2年3月25日までの平日において午前中から開所し、運営するための経費とされている（船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金交付要綱別表）。したがって、実績報告書の提出時には、補助対象経費に直接関連する領収書等を徴取し、検証することで補助要件等を充足しているかを審査することが必要である。

これらの補助対象経費について、市所管課が審査等をより効果的に実施するためには、次のような視点が重要である。

- ア. 実績報告書の提出時に、補助対象経費に直接関連する領収書等を徴取して検証することでその報告書の信頼性を担保しているか
- イ. 収支計算書の支出額は、領収書等の額と整合しているか
- ウ. 補助対象経費は、運営するための経費となっているか
- エ. 補助対象経費に、金券類等の換金性の高い経費が含まれていないか

以上のような視点で、補助事業等の業務プロセスごとに、より客観的な審査等を実施することが求められているものと考えられる。各補助金の実施状況について、アンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

なお、問題が検出された補助金は、次に示すとおりである。

(単位:円)

No	補助金名称	予算額	執行額
196	船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金	2,955,000	2,955,000

#### ア. に係る問題事例

実績報告書の提出時に補助対象経費に直接関連する領収書等を徴取して検証することでその報告書の信頼性を担保しているかどうかを検証したところ、一部の補助対象経費において、千円単位の推移表によってのみ確認しており、領収書等を徴取して検証することを実施していないものがあった。

(単位:円)

大項目	中項目	支出額(税込)	説明
管理運営費	光熱水費	64,000	—
管理運営費	消耗品費	15,000	—

出典：収支決算書等に基づき外部監査人が作成した。

なお、市所管課においては、外部監査の実施期間中に、補助事業者へ領収書や申請額の内容のわかる書類等の補助の対象となる経費の支払を確認できる書類の提出を求め、事後的に実績報告書等の信頼性を確認しており、補助金の額には誤りはないものとする。

#### イ. に係る問題事例

収支計算書の支出額が領収書等の額と整合しているかどうかを検証したところ、一部の補助対象経費において、収支計算書の支出額と領収書等の合計額が一致していないにもかかわらず、交付申請額が実績額未済のため、補助金の交付を決定しているものがあった。

(単位:円)

大項目	中項目	支出額(税込)	領収書等の合計額	差額
管理運営費	光熱水費	23,000	25,498	2,498
管理運営費	通信費	7,000	8,124	1,124

出典：収支決算書等に基づき外部監査人が作成した。

なお、差額の発生原因は、光熱水費・通信費の使用料が翌月支払であるため、補助金の交付申請期日までに補助対象経費の金額が確定せず、概算請求となっていたことによるものである。市所管課においては、補助事業完了後に、電気・ガスの使

用量のお知らせや預金通帳の写し等の交付申請額の裏付けとなる証拠書類の合計額が収支計算書の支出額を超過していることを確認しており、補助金の額には誤りはないものとする。

#### ウ. に係る問題事例

補助対象経費は、運営するための経費となっているかどうかを検証したところ、児童を送迎するための車両の整備（22,525円）を補助対象経費に含めているものがあった。一般的には、補助対象経費には、運営するための経常経費は対象に含まれるが、非経常経費は対象には含まれないものとする。車両整備代については、毎月定額で発生するような経費であれば対象に含め、数年に1回等の非経常的に発生する経費であれば対象から除外することも考えられるため、経常経費と非経常経費の取扱いについて、規定内容を具体的かつ明確にすることが必要とする。

(単位：円)

大項目	中項目	支出額(税込)	説明
管理運営費	消耗品費	135,493	車両整備等を含む

出典：収支決算書等に基づき外部監査人が作成した。

#### エ. に係る問題事例

補助対象経費に、金券類等の換金性の高い経費が含まれていないかどうかを検証したところ、補助事業者において、日常的に宿題やテキストを頑張った児童に対して500円の図書カードを渡していることから、補助事業期間内に購入した図書カード代（4,000円）を補助対象経費に含めているものがあった。図書カードは現金と同じ扱いの金券であることから、不適切とする。また、補助事業期間が終了した以降も図書カードを児童に渡さずに残っている場合には、補助金の未使用残金とみなされる。

(単位：円)

大項目	中項目	支出額(税込)	説明
管理運営費	消耗品費	135,493	図書カードを含む

出典：収支決算書等に基づき外部監査人が作成した。

なお、市所管課においては、外部監査の実施期間中に、図書カードを児童へ渡したことのわかる書類等の提出を求め、事後的に実績報告書等の信頼性を確認しており、補助金の額には誤りはないものとする。

【結果：指摘】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、交付すべき補助金の額を決定する際の審査において、補助対象経費が適正に計上されているかについての確認を徹底されたい。

I-2-2-5：【所管課等・目名称】療育支援課・児童福祉総務費

① 交付申請書に添付する書類の範囲について（指摘：1件、意見：1件）

〔アンケート項目「27」関連〕

【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第3条第1項では、補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）及び一定の添付書類を市長に提出しなければならないと規定している。

現在の補助金交付要綱等では、添付書類を具体的に明記している補助金交付要綱等と明記していない補助金交付要綱等が混在している。また、添付書類の提出に際しては、補助事業者には原本証明の記載を求める書類があるが、補助金交付要綱等には明記されておらず、その要否についての明確性に欠けるものと考えられる。このような現状に対して、真に必要な、最小限の添付書類が何かを具体的に明記されていないことから、実務的には補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものと考えられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
205	船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金	8,480,000	8,480,000
206	船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給	913,000	913,000

ア. 補助金交付要綱等における添付書類の具体的な明記について

船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金（No. 205）としての補助金交付の問題点としては、補助事業者は交付の申請には船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて申請しなければならないとあるが（船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金の交付に関する規則第6条）、当該必要書類が具体的に明記されていない。船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給（No. 206）としての補助金交付の問題点としては、補助事業者は交付の申請には船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給申請書（第1号様式）に必要書



類を添えて申請しなければならないとあるが（船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給規則第6条）、当該必要書類が具体的に明記されていない。そして申請の際には、毎年度、金銭消費貸借契約証書の写しを元金補助金の交付に関して提出させる等、過剰な書類の提出が求められているものと考えられる。補助金交付決定の際の書類は2度目以降の提出に関して、その必要性が極めて低いものと考えられる書類は次のとおりである。

- i 金銭消費貸借契約証書
- ii 収支予算書

必要以上の書類の提出を補助事業者に求めることは、補助事業者に対して無用な時間的、物理的コストを強いることとなるため、そのような慣行は抜本的に見直すことが求められているものとする。

行政手続の効率化の観点から、当初の年度に一度、金銭消費貸借契約証書を提出しているのであれば、継続案件として、毎年度、当該契約証書を提出することは省略することとし、償還計画表に沿って元金と利子の支払が行われていることが確認できる、償還約定表、償還金払込書の必要最小限度の証拠書類の提出で証拠として十分であると考えられる。

#### イ. 原本証明について

提出書類のうち収支予算書、償還約定表、償還金払込書、金銭消費貸借契約証書は、法人代表者の原本証明のある写しを補助事業者に求めている。書類の審査を行う場合には、原本を確認することが厳密な審査をする上で最も重要なことである。他方、補助金交付事務の実務上、原本の提出ではなく、写しに補助事業者が原本と相違ないことを証明する記述を行い、証明日及び記名押印する原本証明の方法をとっていると考えられる。ただし、市所管課が補助事業者の原本証明が付されている写しのみを受領し、原本と写しが相違ないことの確認を省略している場合には、証拠能力としては低いと考えられる。そして、その原本証明についても、補助金交付要綱等に明記されておらず、その要否が明確でないという問題が懸念される。

なお、ここで列挙した補助金以外にも同様の問題を有する補助金がある場合は、**【結果】**で記載している改善措置を実施することが必要である。

#### **【結果：指摘】**

補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、交付申請書に添える必要書類について、補助事業者に過剰な提出書類を求めているか見直し、具体的かつ明確に規定することについて、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。

【結果：意見】

補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、提出書類の原本証明の要否及び原本の確認方法について、具体的な判断基準を作成することを要望する。

② 実績報告書が不要な場合の交付要綱等上の明記について（意見：1件）

〔アンケート項目「27」関連〕

【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第12条第1項には、補助事業等が完了したときには、一定の日までに補助事業等実績報告書（第5号様式）等を市長に提出しなければならないと規定されている。一方、同規則同条第2項では、前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金等につき、補助事業等実績報告は要しないものとしている。このことについて補助金交付要綱等では具体的に明記されていない場合もある。

同規則同条第2項（補助事業等実績報告は要しないもの）に該当する事例はどのような補助金等であるのかに関して、明確性に欠けるものと考えられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
205	船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金	8,480,000	8,480,000
206	船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給	913,000	913,000

船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金（No. 205）及び船橋市社会福祉施設整備事業資金利子補給（No. 206）は、補助事業者は契約により確定した借入金元金及び利子の額で補助金交付申請を行い、その額で交付決定がなされることから、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金と考えられ、補助事業等実績報告は要しないものとして運用されているが、補助金交付要綱等では具体的に明記されていない。補助金交付要綱等で「補助事業等実績報告書は不要である旨」を明記していない場合、補助事業者に対して説明上丁寧さを欠いているのではないかと懸念される。

これに関しては、船橋市補助金等交付規則第12条第1項には原則として「補助事業等実績報告書の提出」が規定されていることから、その例外としての同条第2項（補助事業等実績報告は要しないもの）に該当する場合は、その補助金交付要綱等に明記することが、補助事業者の理解のためにも必要であると考えられる。

**【結 果：意見】**

船橋市補助金等交付規則第 12 条第 2 項に定める補助事業等実績報告は要しないものに該当する場合は、その補助金交付要綱等に明記することが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であるため、補助金交付要綱等の改正を含めた規定の整備を図ることを要望する。

**③ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1 件）**

**【アンケート項目「40」・「41」関連】**

**【現状・問題点】**

船橋市補助金等交付規則第 18 条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかし、補助事業者に対して、当該補助事業等に係る書類の整備、保管に関する規定を設けていない交付要綱等がある。このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
204-1	船橋市障害児通所施設運営費補助金	88,975,467	71,371,904
204-3	船橋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金	315,326	276,804

船橋市補助金等交付規則第 18 条は、交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、同規則に規定されているだけでは補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面がある。

この点において、船橋市障害児通所施設運営費補助金 (No. 204-1) のように補助事業者が社会福祉法人に限定されている場合は、社会福祉法第 45 条の 24 で会計帳簿の作成及び保存について規定されていることから、補助金交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても遵守しているものとは考えられる。これに対して、船橋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金 (No. 204-3) は、補助事業者が社会福祉法人に限定されていない。これらの 2 つの補助金はそれぞれに異なる性格の補助事業者を対象としているが、補助金交付要綱等に具体的かつ明確に規定することが補助事業者に対する情報提供としてより丁寧な対応であると考えられる。

また、補助事業者に対して、関係書類の保存年限を補助金交付要綱等に規定する場合には、経費の性質により適切な期間を定める必要がある。市の保有する公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理等を定めた船橋市

文書管理規則第 10 条では、公文書の類型に基づき、行政運営上の必要性を考慮したうえで、公文書ごとに保存年限を設定するものとされており、金銭の出納に関する文書の保存年限は 5 年とされている。したがって、補助事業者においても、補助事業等に係る関係書類については、補助金の額の確定日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならないものとする。

**【結 果：指摘】**

補助金交付事務の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、補助金が効果的かつ効率的に運用されるために、補助事業等に係る書類の整備及び保存年限に関して、その補助金交付要綱等に具体的かつ明確に規定することが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であるため、補助金交付要綱等の改正も含めた対応を徹底されたい。

## I-3 衛生費 [款名称]：補助金

### 1. 保健衛生費・清掃費 [項名称]：補助金

#### (1) 補助金交付事務の概要

保健衛生費・清掃費で執行している補助金交付事務に係る事業の一覧は、次の表のとおりである。

【令和元年度決算ベースの補助金 [保健衛生費・清掃費] 一覧】 (単位：円)

No.	款名	項名	目名称	事業名称	所屬名称	予算現額	執行額	配当予算額	執行率
88	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	上水道管及費 上水道管及費	健康・高齢部健康政策課	10,000	0	10,000	0
89	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	各種団体補助金 各種団体補助金	健康・高齢部健康政策課	7,500,000	7,500,000	0	100
99	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	骨髄移植ドナー支援事業費 骨髄移植ドナー支援事業費	保健所保健総務課	840,000	700,000	140,000	83.33
100	衛生費	保健衛生費	予防費	保健所結核感染症予防費 保健所結核予防費	保健所保健総務課	3,236,000	3,106,332	129,668	95.99
110	衛生費	保健衛生費	環境衛生費	公衆浴場確保対策費 公衆浴場確保対策費	保健所衛生指導課	2,835,000	2,589,015	235,985	91.67
111	衛生費	保健衛生費	環境衛生費	公衆浴場確保対策費 公衆浴場確保対策費	保健所衛生指導課	1,800,000	1,276,000	524,000	70.88
112	衛生費	保健衛生費	環境衛生費	公衆浴場確保対策費 公衆浴場確保対策費	保健所衛生指導課	2,000,000	1,500,000	500,000	75
211	衛生費	保健衛生費	公害防止対策費	環境保全推進費 地球温暖化対策費	環境部環境政策課	19,400,000	19,400,000	0	100
225	衛生費	清掃費	し尿処理費	し尿処理費 合併処理浄化槽普及費	環境部廃棄物指導課	3,815,000	3,658,000	157,000	95.88
227	衛生費	清掃費	塵芥収集費	リサイクル促進費 有価物・資源ごみ回収費	環境部クリーン推進課	129,000,000	129,000,000	0	100
228	衛生費	清掃費	塵芥処理費	塵芥処理費 塵芥処理経費	環境部クリーン推進課	180,000	68,400	111,600	38
合 計						170,616,000	168,807,747	1,808,253	98.94%

補助金交付事務に係る事業数は 11 件、それらの事業所管課は 6 課、予算現額の合計は 1 億 7,062 万円、執行額の合計は 1 億 6,881 万円、それらの合計ベースの執行率は 98.94%であった。

#### (2) 監査手続

補助金交付事務の財務監査及び 3E の監査を効果的、効率的に実施するため、検証すべき監査要点を設定し、次に示す監査手続を実施した。

##### ① 過去の見直し経緯等の把握

補助金交付事務に係る過年度の見直し経緯等を精査し、現在の補助金交付の状況を把握した。

##### ② 財務監査実施の監査手続

船橋市補助金等交付規則及び補助金交付要綱等並びに補助金見直し方針及び特定団体補助金交付基準等の財務事務処理ルールを必要な範囲で確認し、補助金交付事務（交付申請、審査、交付決定、実績報告、交付請求、精算等に係る会計処理等）について、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、規則、要綱等のルールに基づき、その事務処理がなされているか等の視点から、合规性の検証を行う監査を実施した。

### ③ 3E 監査要点検証のための監査手続

補助金交付事務の実施プロセスにおけるP（計画・仕組み構築）・D（補助実施）・C（実績把握・検証及び効果測定等）・A（見直し等）サイクルが整備され、効果的に運用されているか等に関して、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、補助金交付事務に係る経済性・効率性及び有効性等の検証を行う監査を実施した。

### ④ 過去の外部監査結果に対する措置等の確認

該当する監査対象に関して、過去の外部監査等の実施結果に係る措置の状況を把握し、現状において措置が完了しているか等について、確認を行った。

### ⑤ その他の監査手続

その他外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、所管課等別・目（予算科目）別に各事業に係る指摘事項及び意見を述べることとする。

### I-3-1-1：【所管課等・目名称】健康政策課・保健衛生総務費

#### ① 高い緊急性・必要性和極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：1件） [アンケート項目「4」・「5」関連]

##### 【現状・問題点】

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうかを評価することとなるが、新型コロナウイルス感染症の社会的な影響に対応するための補助金等に関しては、市所管課がその交付に関して緊急性と必要性が高いと判断する補助金も見受けられる。また、当該補助金の交付が、市民と行政の役割分担のうえで、自助のみに委ねられるものではなく（共助・公助の範疇にあるもの）、社会経済的なニーズにも十分に対応していると判断している補助金も見受けられる。

一方では、上記のように緊急性と必要性が高いと判断している補助金あるいは社会経済的なニーズにも十分に対応していると判断している補助金でも、予算に対する執行率が高くないものが見受けられる。また年度によって、執行率が大きく変動している場合も見受けられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
68	上水道配水管布設費助成金	10,000	0

上水道配水管布設費助成金 (No. 68) は平成 23 年度以降の申請が無いため、執行率 0%が続いている。他方で、過去 3 年間は毎年 1 万円が予算配分されている。仮に当該補助金の申請があった場合には、組合員一人当たりの限度額が区分に応じて 60 万円または 20 万円と定められているため、原則として予算の範囲内での支出は困難であり、他の予算を流用するほかない。

当該補助金については、存続させる必要性は認められるものの、申請の頻度は高くなく、かつ、現在の予算額 1 万円の積算根拠も乏しく、合理性に欠けており、当初予算の段階で適正な予算配分がなされていなかったとも考えられる。また、補正予算での調整上、減額補正を行わない現状では、予算額は多額ではないものの、不用額が最終的に発生してしまうという状態が継続しているため、上水道配水管布設費助成金については必要性が認められるものの、予算段階では最小単位の 1,000 円と見直すことが考えられる。

#### 【結 果：意見】

市が交付する補助金のうち、市民と行政の役割分担のうえで、自助のみに委ねられるものではなく（共助・公助の範疇にあるもの）、社会経済的なニーズにも十分に対応していると判断している補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。

### ② 運営費補助に該当する補助金の経費削減等の努力の仕組みについて(意見:1件)

#### 【アンケート項目「16」関連】

#### 【現状・問題点】

補助金交付対象が個別の「事業」ではなく、「事務」（船橋市補助金等交付規則第 11 条）である場合、当該補助事業者の間接経費等の事務局経費に対する、いわゆる「赤字補助」となっている場合が把握される。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
69	各種団体補助金	7,500,000	7,500,000

各種団体補助金 (No. 69) は、具体的な「事業」ではなく「事務」として間接経費

等への補助であるため、直接の公益性が発現しているわけではない。公益財団法人船橋市医療公社の間接経費等への補助であるため、公社の自立性等を阻害することも懸念される。

また、特定団体補助金交付基準の「9」では、「3年以内」や「5年以内」の基準によって、その効果の検証を実施するものとしている。その点でも、間接経費等への補助金の交付に関しては、「事業」への補助にもまして、その効果の評価等のモニタリングが必要であるものと考えられる。

各種団体補助金については、平成30年度に補助金上限額の見直しを実施し、従前の500万円から750万円に増額されている。見直しの理由は、平成30年度から、船橋市からの受託事業の胃がん検診事業（集団X線検査）からの撤退に伴い健康診断事業を廃止したことにより、公社の収益事業が無くなり、夜間休日急病診療所の指定管理のみとなったことから、公社の事業運営の安定を図るためとされており、250万円の増額分は主に公社の人件費に充てられている。

他方で、公社は事業収益として、夜間休日急病診療事業収益の他に同事業について市から指定管理委託料を受け取っている。当該指定管理委託料の積算上、間接経費が適切に積算されない場合、指定管理委託料で受け取っている間接費と補助金の一部が、積算上重複するという懸念があり、適正な間接経費等の管理が必要である。

また、公社は正味財産を約1億6,000万円保有しており、1,000万円の基本財産及び5,000万円の有価証券による運用を除いても、財産に約1億円の余裕がある。市所管課としては、当然に補助金の交付先の余裕財産も考慮する必要があると考える。

#### 【結果：意見】

市が交付する補助金に関しては原則として、業務委託の積算上の間接費と運営費補助としての補助金が重複しないよう委託料を適正に積算し、更には、補助金の交付先の余裕財産を考慮して、補助金の予算配分を決定するよう要望する。

### I-3-1-2：【所管課等・目名称】衛生指導課・環境衛生費

- ① 高い緊急性・必要性和極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：1件）  
[アンケート項目「4」・「5」関連]

#### 【現状・問題点】

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうかを評価することとなるが、新型コロナウイルス感染症の社会的な影響に対応するための補助金等に関しては、市所管課がその交付に関して緊急性と必要性が高いと



判断する補助金も見受けられる。また、当該補助金の交付が、市民と行政の役割分担のうえで、自助にのみに委ねられるものではなく（共助・公助の範疇にあるもの）、社会経済的なニーズにも十分に対応していると判断している補助金も見受けられる。

一方では、上記のように緊急性と必要性が高いと判断している補助金あるいは社会経済的なニーズにも十分に対応していると判断している補助金でも、予算に対する執行率が高くないものが見受けられる。また年度によって、執行率が大きく変動している場合も見受けられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
110	公衆浴場設備改善事業費補助金	2,835,000	2,599,015
111	公衆浴場組合事業補助金	1,800,000	1,276,000
112	公衆浴場経営基盤安定化補助金	2,000,000	1,500,000

公衆浴場設備改善事業費補助金（No. 110）は、令和元年度の執行率は91.7%であるものの、平成29年度の執行率は44.9%、平成30年度の執行率は32.4%にとどまっている。

また、公衆浴場組合事業補助金（No. 111）及び公衆浴場経営基盤安定化補助金（No. 112）は、毎年度予算額が減額されているにも関わらず、過去三年間の執行率がいずれも70%程度で推移し、毎年度50万円以上の不用額が生じている。

市所管課に確認したところ、経営の安定を図るための各補助金は、一年間通常に営業等が行われることを見込み積算している。そのため、予算積算後の廃業による未交付、資金不足による補助対象事業の未実施、施設老朽化による緊急的な修繕が必要となり、計画していた補助対象事業の未実施、収支実績が増益の施設への未交付等により、執行率等に変動が生じているということであった。これらの要因は予算積算時には合理的に推測することが難しいという認識であった。

これらの補助金の予算額と執行額との比較をすると、予算額は一年間通常に営業等が行われることを見込み積算されている一方で、毎年、廃業や資金不足等の理由により、一年間通常に営業等が行われることなく、さらには、黒字により補助対象から外れる公衆浴場もあることで、結果として予算と執行額とに乖離が生じることとなる。

そもそも、これらの補助金は、物価統制令の適用を受ける公衆浴場の減少傾向に歯止めをかけるため、国や地方公共団体が銭湯の経営の安定を図る等、必要な措置をとることを定めた「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づき、補助金として予算が確保されている。しかし、公衆浴場は、営業者の高齢化、設備

の老朽化及び家庭風呂の普及等による利用者の減少等により経営環境が厳しくなっている。このような中で、船橋市においても、平成9年に26施設の公衆浴場が存在していたが、平成20年には17施設となり、令和元年は7施設となっている。

公衆浴場の安定的な経営の一助のために、これらの補助金は極めて重要なものであると考えられる。そのため、補助金交付事業に関して、市所管課としては、予算編成段階で、提出を受けている事業予測や改修計画などの精査と実現可能性に関する評価を十分に実施することが重要であると考え。また、そのためには現地視察やヒヤリング等により、補助金交付の実効性や事業の継続性に対する補助金交付の寄与度などを現場感覚で把握することも必要になるものと考えられる。

そこで、公衆浴場設備改善事業費補助金（No. 110）については、改修によって公衆浴場の機能的な付加価値の増加などが見込まれるかについても考慮することが必要であると考え。同補助金は船橋市公衆浴場設備改善事業費補助金交付規則に基づき交付されるものである。この規則第1条によると、当該補助金の目的は「公衆浴場の設備の改善を容易にし、もって公衆衛生の向上に資すること」とされており、設備の改修によって公衆浴場の機能的な付加価値が増加することで公衆衛生の向上に資することにも繋がるものと考えられる。

また、公衆浴場組合事業補助金（No. 111）については補助金の交付によって利用者の増加につながるものであるかどうかを検討することも必要であると考え。一方、公衆浴場経営基盤安定化補助金（No. 112）については、過去3年連続黒字施設についても予算に毎年含めるなど、事業予測の把握の面からも見直すべき点があるものと考え。

したがって、これらの補助金は、公衆浴場の経営環境が厳しさを増している社会経済情勢を背景としていることから、真に事業継続に寄与する補助金であるためには、市所管課としては、公衆浴場の経営の方向性にも踏み込むことが必要であり、事業の実施状況とその経営の質なども把握し、必要な助言などを行う仕組みも併せて検討することが必要になるものと考えられる。

#### 【結 果：意見】

予算編成段階で、事業者から提出を受けている事業予測や改修計画などの精査と実現可能性に関する評価を十分に実施し、現地視察やヒヤリング等も必要に応じて実施することにより、補助金交付の実効性や事業の継続性に対する寄与度などを把握し、当初予算の段階でその必要額を合理的に見積もるよう要望する。

### I-3-1-3：【所管課等・目名称】環境政策課・公害防止対策費

#### ① 補助金交付決定の取消と補助金の返還事例について（意見：1件）

〔アンケート項目「37」・「38」関連〕

##### 【現状・問題点】

直近3年間で補助金の交付決定を取り消した事例として次の補助金が把握された。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
211	船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金	19,400,000	19,400,000

船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金 (No. 211) について、市が、平成29年2月28日付け太陽光発電システムの設置に係る補助金の申請に対し、同年3月15日付で補助金交付決定を行った事案で、後日、申請書記載の電力受給開始日が事実と異なり補助金交付の要件を充足していないことが判明したため、同年12月26日付で補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めたものが1件存在した。

補助金交付決定時の要綱において、補助金交付申請の際に電力受給契約の内容が確認できる書類の写しの提出が必要であり、当該書類により補助金交付の要件である申請年度の2月28日までの電力受給開始を確認する仕組みになっていた。

しかしながら、当時は、電力受給契約の時期によっては当該書類の発行が翌月になる場合があり、その結果、補助金交付申請時に当該書類が提出できないときには、電力受給開始の日付は、申請者本人が電力会社に確認して申請書類へ記載することで認定し、補助金交付の手続を先行させて、後日、電力受給開始日が確認できる書類を提出させる運用が行われていた。

その結果、後日、実際の電力受給開始の日付が誤っていたことが判明した時には、既に補助金の交付が実行されていたため、補助金交付決定を取り消して補助金の返還を求める手続が必要となった。

本来、交付申請時に必要な書類の提出がない場合には、申請を受け付けることは許されず、更には、補助金の交付決定についても要件を満たさないため許されない。現在では、電力受給契約の内容が確認できる書類が申請時には存在するため、以前のような誤った運用がなされる危険性はなくなったものの、要綱に定められた要件を満たさずに実際に補助金を交付することはあってはならないことである。

更に、上記の件では、平成29年4月の時点では既に電力受給契約の内容を書類

で確認できる状況であったため、同時期には交付決定の取消事由を把握し、遅くとも翌月には交付決定の取消しが可能であったと考えられる。一方、市所管課では、実際には、6月に交付決定の取消事由を把握していたが、実際の交付決定の取消しは12月であった。6月以降も申請者に電力受給開始日が確認できる書類の提出を求めていることを考慮しても、交付決定の取消時期が適切であったとは言い難い。

**【結 果：意見】**

補助金交付事務の業務プロセスでは、要綱に則った運用を厳守し、交付決定の取り消し事由を把握した場合には、速やかに交付決定を取り消すよう、要望する。

**I-3-1-4：【所管課等・目名称】クリーン推進課・塵芥収集費**

**① 年度途中に予算額が不足した補助金について（意見：1件）**

**【現状・問題点】**

直近3年間で年度途中に予算額が不足した事例として次の補助金が把握された。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
227	船橋市有価物回収助成金	129,000,000	129,000,000

船橋市有価物回収助成金（No.227）は、令和元年度には執行率100%である。しかし、古紙等有価物の価格の暴落により補助金対象業者である有価物回収業者の売上額が減少し、毎月、助成限度額の補助金交付が継続した結果、当初の予算額1億1,352万円では不足することとなり、年度途中で予算額を増額することで対応したものである。

一方で、市は、有価物回収業者の有価物の回収に先立ち、有価物のごみ収集ステーションにおける分別排出に協力したPTA等の31の協力団体に対して、協力を報償金として支給している。報償金については、回収重量1kg当たり3円であり、回収重量1kg当たり2円から増額された平成10年以降変更されていない。令和元年度の報償金の総額は5,193万円であり、平成30年度は5,069万円、平成29年度は4,947万円である。

当該補助金については平成29年度（1億118万円）及び平成30年度（1億658万円）と比較しても、毎年執行額が増加しており、他方で、報償金については平成10年以降見直しが行われていない。当該補助金及び報償金は、いずれも一般廃棄物の減量運動という目的を達成する制度の中に位置付けられており、予算配分の段階で相互に関連するものと考えられる。

市所管課によると、今後の有価物の価格の上昇は見込まれないと認識されており、有価物回収業者の売上額の増加も期待できない。他方で、報償金の支給基準の見直しは具体的に進んでいない。昭和 53 年に導入された報償金（回収重量 1 kg 当たり 2 円）の導入目的である一般廃棄物の減量運動についても、当時とは社会情勢や一般廃棄物に対する市民の意識も異なっていると考えられており、報償金による目的の達成度の検証も含め、適正な予算配分が必要である。

**【結果：意見】**

有価物回収助成金（No. 227）の予算について、関連する報償金の支給基準の見直しを含めて、有価物回収業者の経営基盤の安定を図り、有価物回収に支障をきたさぬよう、適正に見積もるよう要望する。

**② 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：1 件）  
[アンケート項目「4」・「5」関連]**

**【現状・問題点】**

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうかを評価することとなるが、新型コロナウイルス感染症の社会的な影響に対応するための補助金等に関しては、市所管課がその交付に関して緊急性と必要性が高いと判断する補助金も見受けられる。また、当該補助金の交付が、市民と行政の役割分担のうえで、自助にのみに委ねられるものではなく（共助・公助の範疇にあるもの）、社会経済的なニーズにも十分に対応していると判断している補助金も見受けられる。

一方では、市において、必要性が高いと判断しているものの、社会経済的なニーズにも十分に対応していないと判断している補助金があり、予算に対する執行率が高くないものが見受けられる。また年度によって、執行率が大きく変動している場合も見受けられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
228	船橋市生ごみ処理容器購入費助成金	180,000	68,400

船橋市生ごみ処理容器購入費助成金（No. 228）は、令和元年度の執行率は 38.0% であるが、平成 29 年度の執行率は 50.5%、平成 30 年度の執行率は 37.2% であった。

当該補助金の執行率が必ずしも高くないにも拘らず、直近 3 年間で毎年 18 万円

が予算配分されており、当初予算の段階で適正な予算配分がなされていなかったとも考えられる。また、補正予算での調整上、減額補正を行わない現状では、不用額が最終的に発生してしまうという問題が認識される。

市所管課では、家庭から排出される生ごみを減量するために、平成 8 年度から、生ごみを減量化・堆肥化する容器を購入した者に、購入額の 2 分の 1 (3,000 円/基を限度) を助成金として交付している。この予算額 (18 万円) の積算根拠は 3,000 円/基 (上限額) × 60 基とされている。

この点、市所管課によると、平成 29 年度は 39 基分、平成 30 年度は 53 基分、令和元年度は 34 基分の助成を行っているということであり、積算根拠となっている基数の 50% を超える基数に助成している。他方で、予算額の執行率は上記のとおりであり、1 基あたりの実際の助成金が助成金額の上限額となることが少ないため、現在の要綱に定められた助成金の上限額 (3,000 円) の見直しを検討する必要があると考える。また、助成制度の周知不足も考えられ併せて検討する必要があると考える。

#### 【結 果：意見】

社会経済的なニーズにも十分に対応しているとは言い難いと判断している補助金については、積算根拠の合理性も含め、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。

## I-4 商工費 [款名称] : 補助金

### 1. 商工費 [項名称] : 補助金

#### (1) 補助金交付事務の概要

商工費で執行している補助金交付事務に係る事業の一覧は、次の表のとおりである。

【令和元年度決算ベースの補助金 [商工費] 一覧】 (単位：円)

№	款名	項名	目名称	事業名称	所属名称	予算現額	執行額	配当予算残	執行率
232	商工費	商工費	商工総務費	地方卸売市場事業会計補助金 地方卸売市場事業会計補助金	経済部商工課	180,000,000	110,000,000	50,000,000	68.75
235	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 商業環境施設費補助金	経済部商工課	4,934,000	3,640,000	1,294,000	73.77
236	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 商業環境施設費補助金	経済部商工課	11,910,000	10,181,000	1,729,000	85.48
237	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 商業活性化事業費	経済部商工課	29,356,000	22,763,000	6,593,000	77.54
238	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 商業活性化事業費	経済部商工課	862,000	862,000	0	100
240	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 商業活性化事業費	経済部商工課	300,000	300,000	0	100
241	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 商業活性化事業費	経済部商工課	2,000,000	2,000,000	0	100
242	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 商業団体等補助金	経済部商工課	4,500,000	4,500,000	0	100
243	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 商業団体等補助金	経済部商工課	7,200,000	7,200,000	0	100
249	商工費	商工費	商工業振興費	工業振興費 工業活性化事業費	経済部商工課	1,500,000	1,500,000	0	100
250	商工費	商工費	商工業振興費	工業振興費 工業団体補助金	経済部商工課	320,000	233,320	86,680	72.91
251	商工費	商工費	商工業振興費	工業振興費 工業団体補助金	経済部商工課	240,000	240,000	0	100
252	商工費	商工費	商工業振興費	工業振興費 工業振興推進費	経済部商工課	1,000,000	1,000,000	0	100
253	商工費	商工費	商工業振興費	工業振興費 工業振興推進費	経済部商工課	1,698,300	412,400	1,285,900	24.28
254	商工費	商工費	商工業振興費	工業振興費 工業振興推進費	経済部商工課	185,127,000	183,658,300	1,468,700	99.2
255	商工費	商工費	商工業振興費	工業振興費 新事業創出型事業推進費	経済部商工課	10,106,400	9,706,800	399,600	96.04
257	商工費	商工費	商工業振興費	地域産業振興費 地域産業振興費	経済部商工課	18,500,000	18,143,710	356,290	98.07
258	商工費	商工費	商工業振興費	地域産業振興費 地域産業振興費	経済部商工課	530,000	501,000	29,000	84.52
259	商工費	商工費	商工業振興費	中小企業金融対策費 中小企業融資利子補給金	経済部商工課	149,957,700	107,767,488	42,190,212	71.86
260	商工費	商工費	商工業振興費	中小企業金融対策費 中小企業融資信用保証料補給金	経済部商工課	3,156,000	2,057,997	1,098,003	65.2
261	商工費	商工費	商工業振興費	創業支援推進費 創業支援推進費	経済部商工課	600,000	0	600,000	0
262	商工費	商工費	観光費	観光振興費 観光団体補助金	経済部商工課	15,022,000	14,802,018	219,982	98.53
合 計						608,819,400	501,469,033	107,350,367	82.37%

補助金交付事務に係る事業数は 22 件、それらの事業所管課は 1 課、予算現額の合計は 6 億 882 万円、執行額の合計は 5 億 147 万円、それらの合計ベースの執行率は 82.37%であった。

#### (2) 監査手続

補助金交付事務の財務監査及び 3E の監査を効果的、効率的に実施するため、検証すべき監査要点を設定し、次に示す監査手続を実施した。

##### ① 過去の見直し経緯等の把握

補助金交付事務に係る過年度の見直し経緯等を精査し、現在の補助金交付の状況を把握した。

##### ② 財務監査実施の監査手続

船橋市補助金等交付規則及び補助金交付要綱並びに補助金見直し方針及び特定団体補助金交付基準等の財務事務処理ルールを必要な範囲で確認し、補助金交付事

務（交付申請、審査、交付決定、実績報告、交付請求、精算等に係る会計処理等）について、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、規則、要綱等のルールに基づき、その事務処理がなされているか等の視点から、合规性の検証を行う監査を実施した。

### ③ 3E 監査要点検証のための監査手続

補助金交付事務の実施プロセスにおける P（計画・仕組み構築）・D（補助実施）・C（実績把握・検証及び効果測定等）・A（見直し等）サイクルが整備され、効果的に運用されているか等に関して、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、補助金交付事務に係る経済性・効率性及び有効性等の検証を行う監査を実施した。

### ④ 過去の外部監査結果に対する措置等の確認

該当する監査対象に関して、過去の外部監査等の実施結果に係る措置の状況を把握し、現状において措置が完了しているか等について、確認を行った。

### ⑤ その他の監査手続

その他外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

## （3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、所管課等別・目（予算科目）別に各事業に係る指摘事項及び意見を述べることとする。

### I-4-1-1：【所管課等・目名称】商工振興課・商工総務費

#### ① 多額の繰越金を有する団体への補助金交付について（意見：2件）

【アンケート項目「13」関連】

##### 【現状・問題点】

補助事業者がその決算上で多額の繰越金を有しており、その繰越金の原資が当該補助金であることが論理的に推察することができる場合は、補助金の交付審査等に当たって、公益性は認められても、その補助金の交付に係る緊急性や必要性に対する判断に関して疑義が生じる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。



(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
232	地方卸売市場事業会計補助金	160,000,000	110,000,000

現状として、不用額が多額である理由は、最終的に補正予算で減額補正をしていないこともあるが、毎年度繰出基準に基づく算定額（1億6,000万円）をすべて支出しているわけではなく、決算の状況を見て、経営成績としての損益計算の状況が良ければ、予算額よりも低く支出しているために不用額が発生するようになった。

問題点として、不用額が発生する理由は明確になったが、上記の手法により、繰出金の予算額を算定する際に、予算上の損益予測の精度が低いことが懸念され、予算の適正な配分の観点からは、過大計上であるという問題がある。

また、年度末までの損益予測に基づき、実際の支出額を予算よりも削減した場合、その差異に重要性があると判断される場合は、最終的には市議会においてその不用額の規模に応じて減額補正を行う必要があるが、5,000万円の不用額がそのまま決算上確定している。

なお、繰出金という名称の補助金を地方公営企業である地方卸売市場に交付しているが、この繰出金の充当先は職員給与であるとされている。

#### 【結果：意見1】

繰出金に係る予算を算定する際には、予算の原資である一般財源（主として税収入）を行政需要に最適に配分するためにも、より正確性の高い見込みに基づく見積りを行うよう要望する。例えば、令和元年度の予算は少なくとも5千万円程度削減することができたものと考えられる。

#### 【結果：意見2】

実際の支出額を確定したときに、多額の不用額が発生する見込みがある場合は、予算の補正を行い、不必要な不用額が決算上発生しないよう、議会に諮ることを要望する。

### I-4-1-2：【所管課等・目名称】商工振興課・商工業振興費

#### ① 補助金交付決定通知書の教示文言について（指摘：1件）

#### 【現状・問題点】

地方公共団体のする補助金の支給（地方自治法232条の2）は、本来私法上の贈与の性質を有するため、補助金の交付決定は行政処分ではないと解されている（大

阪高判平 18. 11. 8、札幌地判平 25. 3. 29)。他方で、市の補助金の中には、交付決定通知書の様式に以下のような教示文言が記載されたものが見受けられる。当該教示文言は、行政事件訴訟法 46 条第 1 項に定める内容と同じであり、交付決定が行政処分であることを前提とするものであり、交付決定の法的性質とは異なる前提の記載であるが、交付対象者にも無用な誤解や混乱を生じさせるおそれがある。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

なお、中小企業融資利子補給金 (No. 259) については、監査期間中ではあるが、「船橋市中小企業融資資金利子補給規則」を改正 (令和 2 年 12 月 28 日施行) し、教示文言を削除されていることを確認した。

また、市所管課によると、商業環境施設整備事業費補助金 (No. 235)、商業環境施設維持管理補助金 (No. 236) についても、「船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則」を改正し、教示文言を削除する方向で事務を進めているという回答を得た。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
235	商業環境施設整備事業費補助金	4,934,000	3,640,000
236	商業環境施設維持管理補助金	11,910,000	10,181,000
259	中小企業融資利子補給金	149,957,700	107,767,488

(交付決定通知書記載の文言)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として (訴訟において市を代表する者は、市長となります。) 提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴え、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

(行政事件訴訟法 46 条第 1 項)

行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分または裁決をする場合には、当該処分または裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

- 一 当該処分または裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
- 二 当該処分または裁決に係る取消訴訟の出訴期間
- 三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

【結果：指摘】

市の補助金交付決定は行政処分ではないと解されるため、行政処分を前提とする教示文言を削除されたい。

② 補助事業等着手・完了届の提出について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第11条は、「補助事業者は、補助事業等に着手したとき及び当該補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等着手・完了届(第4号様式)により市長に届出なければならない。ただし、補助金等の交付の対象が事務である場合については、この限りでない。」と規定している。

一方で、市所管課に確認したところ、補助金の中には、「補助対象者への聞き取り等により、事業スケジュールを把握しており、事務負担軽減を図るため、交付規則(または要綱)では提出を求めないこととしている。」ことや「着手や完了の確認は他の書類で行っている。」ことを理由に、上記船橋市補助金等交付規則の定める補助事業等着手・完了届の提出を受けていない補助金が見受けられる。

提出を受けない理由として挙げられている「交付規則(または要綱)では提出を求めないこととしている」との理由については、対象の補助金の交付規則や要綱を確認したところ、船橋市補助金等交付規則第11条を除外する文言は存在しておらず、補助事業等着手・完了届の提出を求める規定が存在しないだけであった。

船橋市補助金等交付規則第11条の適用を明確に除外する規定が存在しない限り、補助事業等着手・完了届の提出を受けないことは、同規則に明らかに反している。他方で、事務負担の軽減の観点や、補助事業等着手・完了届の提出を求める趣旨である着手及び完了を市が補助事業等着手・完了届以外で確認できるのであれば、船橋市補助金等交付規則第11条が定める様式の提出のみに限る合理性も乏しい。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
236	商業環境施設維持管理補助金	11,910,000	10,181,000
237-1	商店街活性化支援事業補助金(商業活性化事業補助金)	7,565,000	5,127,000
237-2	商店街活性化支援事業補助金(空き店舗対策事業補助金)	18,441,000	14,286,000
237-3	商店街活性化支援事業補助金(生鮮三品販売力向上支援事業補助金)	1,850,000	1,850,000

237-4	商店街活性化支援事業補助金（商業活性化協議会事業費補助金）	1,850,000	1,500,000
238	個店の魅力向上事業費	862,000	862,000
240	商店街まちづくり・賑わい推進モデル事業補助金	300,000	300,000
241	移動販売支援事業費	2,000,000	2,000,000
242	船橋商工会議所商工業振興事業費補助金	4,500,000	4,500,000
243	商店会連合会補助金	7,200,000	7,200,000
249	工業活性化事業費補助金	1,500,000	1,500,000
250	地域工業団体連合会補助金	320,000	233,320
251	船橋市貿易振興会補助金	240,000	240,000
252	船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金	1,000,000	1,000,000
253	工業振興支援事業補助金	1,698,300	412,400
254	立地等企業促進事業補助金	185,127,000	183,658,300
255	ベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金	10,106,400	9,706,800
257	共同ビジネスマッチング事業費補助金	18,500,000	18,143,710
258	船橋市海外展開支援事業補助金	530,000	501,000
259	中小企業融資利子補給金	149,957,700	107,767,488
260	中小企業融資信用保証料補給金	3,156,000	2,057,997

**【結 果：指摘】**

船橋市補助金等交付規則第 11 条は、補助事業等着手・完了届を提出しなければならないと規定しており、様式まで定めている以上、同様式による提出を求めている上記の運用は、明確に船橋市補助金等交付規則に違反している。

したがって、船橋市補助金等交付規則の改正や個別の補助金交付規則で例外を明記しない限り、船橋市補助金等交付規則第 11 条が定める補助事業等着手・完了届の提出を補助事業者から受けられたい。

**【結 果：意見】**

補助金によっては、船橋市補助金等交付規則第 11 条に定める補助事業等着手・完了届によらなくとも補助事業の着手及び確認が可能なものもあり、一律に同規則の様式の提出を求めることは事務の負担になることもあり得るため、補助金ごとに

着手及び完了を確認する方法を柔軟に定められるよう、船橋市補助金等交付規則第11条の改正や個別の交付規則の改正を検討するよう要望する。

③ 交付実績が無く、社会経済的ニーズに対応しているとは言えない補助金について  
(意見：1件)

[アンケート項目「5」関連]

【現状・問題点】

補助金交付の中には、執行率が極端に低く、市所管課においても社会的ニーズに対応しているとは言えないと判断している補助金がある。

限られた財源の中で補助金を適正に交付するためには、必要性に乏しい補助金については、速やかに廃止を含めた抜本的な見直しが必要であるが、見直しが進まないまま毎年予算額が配分されることで、予算配分の適正性を欠くことが懸念される。このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
261	創業支援推進事業費	600,000	0

当該補助金は、平成29年度に導入されたものの、過去3年間で一度も交付実績が無い。なお、予算額は平成29年度が72万円、平成30年度が124万円である。申請者の要件が「船橋創業実践塾を受講し、卒業した者」に限られており、受講者数は平成28年度が7名、平成29年度が6名、平成30年度が6名であった。申請者の要件を満たすものが一定数存在するにも関わらず、導入以降一度も交付実績がないため、当該補助金の必要性は疑問がある。

【結果：意見】

補助金導入後、一定期間、補助金の交付実績が乏しい場合には、当該補助金の廃止も含め、速やかに改善に向けた検討を実施し、不用額を生じさせないように要望する。

④ 補助金交付の効果の検証について (意見：1件)

【現状・問題点】

商工費の補助金の中には、「商業の活性化」等を目的に商店街等の補助事業対象者へ交付されているものがある。このような補助金については、「活性化」や「賑わい」といった抽象的な目的の下に支出されており、実際の効果について指標を定め

て検証しなければ、補助金の効果に裏付けが無いまま交付が行われる結果となる。  
 このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
237-1	商店街活性化支援事業補助金（商業活性化事業補助金）	7,565,000	5,127,000
237-2	商店街活性化支援事業補助金（空き店舗対策事業補助金）	18,441,000	14,286,000
257	共同ビジネスマッチング事業費補助金	18,500,000	18,143,710

商店街活性化支援事業補助金（商業活性化事業補助金）（237-1）は、商店会が実施する事業に対し、補助金を交付することにより、商業活性化を図るための補助金であり、令和元年度の交付例の1つとして、「商店街の前に位置する駐車場を借りて、商店街の駐車場として、お客様の利便性を上げ、来街者数を上げる」ことを目的に、駐車場賃借料の一部として交付されていた。

なお、市所管課によると、この補助金は令和2年度途中をもって対象となる商店会がなくなったことから、令和3年1月1日付けで補助メニューから削除する要綱改正を行っている。

商店街活性化支援事業補助金（空き店舗対策事業補助金）（237-2）は、「商店街に所在する空き店舗に出店する者に対し、補助金を交付することにより、商業集積及び賑わいの創出を図る」ための補助金であり、賃借料等の一部として交付されていた。市所管課によると、この補助金の交付申請時と事業完了時に、来店者数の目標と実績を報告してもらい、賑わいを図る指標としているということであった。

共同ビジネスマッチング事業費補助金（257）は、船橋商工会議所が市内事業者の販路開拓に資するものとして実施する共同ビジネスマッチング事業の円滑な推進及び市経済の総合的な発展と改善を図るため、船橋商工会議所に対し、補助金を交付するもので、専任コーディネーターの人件費等に充てられていた。

上記の補助金のうち、商店街活性化支援事業補助金（空き店舗対策事業補助金）（237-2）を除く2つの補助金に関しては、補助金の交付による効果の具体的な指標は有しておらず、次年度の予算額に反映する仕組みは構築されていなかった。

#### 【結果：意見】

補助金の交付目的が「活性化」や「賑わい」等の抽象的なものである場合、交付の段階で一定の効果の指標を策定し、商店街の来街者数の目標や販路開拓数の目標を定めるなどして、実際に補助金の交付による効果を測定し、次年度以降の予算配分に反映できるような仕組みを構築することを要望する。

### I-4-1-3：【所管課等・目名称】商工振興課・観光費

#### ① 補助事業等着手・完了届の提出について（指摘：1件、意見：1件）

##### 【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第 11 条は、「補助事業者は、補助事業等に着手したとき及び当該補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等着手・完了届(第 4 号様式)により市長に届出なければならない。ただし、補助金等の交付の対象が事務である場合については、この限りでない。」と規定している。

船橋市補助金等交付規則第 11 条の適用を明確に除外する規定が存在しない限り、補助事業等着手・完了届の提出を受けないことは、船橋市補助金等交付規則に明らかに反している。他方で、事務負担の軽減の観点や、補助事業等着手・完了届の提出を求める趣旨である着手及び完了を市所管課が補助事業等着手・完了届以外で確認できるのであれば、船橋市補助金等交付規則第 11 条が定める様式の提出のみに限る合理性も乏しい。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
262	観光協会補助金	15,022,000	14,802,018

市所管課に確認したところ、観光協会補助金については、「状況を把握している」ため、補助事業等着手・完了届の提出を求めている。

##### 【結果：指摘】

船橋市補助金等交付規則第 11 条は、補助事業等着手・完了届を提出しなければならないと規定しており、様式まで定めている以上、同様式による提出を求めている上記の運用は、明確に船橋市補助金等交付規則に違反している。

したがって、船橋市補助金等交付規則の改正や個別の補助金交付規則で例外を明記しない限り、船橋市補助金等交付規則第 11 条が定める補助事業等着手・完了届の提出を補助事業者から受けられたい。

##### 【結果：意見】

補助金によっては、船橋市補助金等交付規則第 11 条に定める補助事業等着手・完了届によらなくとも補助事業の着手及び確認が可能なものもあり、一律に船橋市補助金等交付規則の様式の提出を求めることは事務の負担になることもあり得るため、観光協会補助金についても、着手及び完了を確認する方法を柔軟に定められ

るよう、船橋市補助金等交付規則第 11 条の改正や個別の交付規則の改正を検討するよう要望する。

## ② 補助金交付の効果の検証について（意見：1 件）

### 【現状・問題点】

商工費の補助金の中には、「経済の活性化」等を目的に補助事業対象者へ交付されているものがある。このような補助金については、「活性化」や「賑わい」といった抽象的な目的の下に支出されており、実際の効果について指標を定めて検証しなければ、補助金の効果に裏付けが無いまま交付が行われる結果となる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
262	観光協会補助金	15,022,000	14,802,018

観光協会補助金は、市の産業、技術や文化、歴史等の魅力を有する資源を活用し、市における観光の振興を図り、もって市の産業及び経済を活性化させるため、一般社団法人船橋市観光協会に交付する補助金であり、観光プロモーションの費用等に充てられている。

他方で、現段階では、補助金の交付による効果の具体的な指標は有しておらず、次年度の予算額に反映する仕組みは構築されていなかった。

### 【結果：意見】

補助金の交付目的が「活性化」や「賑わい」等の抽象的なものである場合、交付の段階で一定の効果の指標を策定し、観光プロモーションによる観光客数等の目標を定めるなどして、実際に補助金の交付による効果を測定し、次年度以降の予算配分に反映できるような仕組みを構築することを要望する。



## I-5 土木費 [款名称] : 補助金

### 1. 都市計画費・道路橋りょう費・河川費 [項名称] : 補助金

#### (1) 補助金交付事務の概要

都市計画費・道路橋りょう費・河川費で執行している補助金交付事務に係る事業の一覧は、次の表のとおりである。

#### 【令和元年度決算ベースの補助金 [都市計画費・道路橋りょう費・河川費] 一覧】

(単位：円)

No.	款名	項名称	目名称	事業名称	所屬名称	予算現額	執行額	配当予算残	執行率
272	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市政策費 まちづくり支援事業費	都市計画部都市計画課	500,000	130,000	370,000	26
280	土木費	都市計画費	公園緑地費	公園緑地管理費 ふなばし三香瀬海浜公園管理費	都市整備部公園緑地課	100,000	0	100,000	0
281	土木費	都市計画費	公園緑地費	公園緑地整備費 緑化推進費	都市整備部公園緑地課	22,642,000	20,459,010	2,182,990	90.35
282	土木費	都市計画費	公園緑地費	公園緑地整備費 緑化推進費	都市整備部公園緑地課	2,300,000	1,873,370	826,630	72.75
289	土木費	道路橋りょう費	交通安全対策費	交通安全施設整備費 公共交通施設整備費	道路部道路計画課	10,000,000	6,243,000	1,367,000	62.43
290	土木費	道路橋りょう費	交通安全対策費	交通安全施設整備費 公共交通施設整備費	道路部道路計画課	109,133,000	103,852,000	5,281,000	95.16
294	土木費	都市計画費	都市計画総務費	総合交通対策費 バス利用促進等総合対策事業費	道路部道路計画課	2,000,000	0	1,640,000	0
295	土木費	都市計画費	都市計画総務費	総合交通対策費 交通不便地域支援事業費	道路部道路計画課	24,082,000	24,082,000	0	100
307	土木費	都市計画費	公共下水道費	下水道事業会計繰出金 下水道事業会計補助金	下水道部下水道総務課	1,305,905,612	1,305,905,612	0	100
314	土木費	河川費	河川管理費	雨水流出抑制対策費 雨水流出抑制対策費	下水道部下水道河川管理課	2,500,000	272,600	2,227,400	10.9
316	土木費	河川費	河川管理費	環境整備費 環境整備費	下水道部河川整備課	6,331,815	6,163,685	168,130	97.34
合 計						1,485,494,427	1,468,761,277	13,953,150	98.87%

注：表中の「予算現額」、「執行額」及び「配当予算残額」の計算差異は翌年度繰越額である。

補助金交付事務に係る事業数は 11 件、それらの事業所管課は 6 課、予算現額の合計は 14 億 8,549 万円、執行額の合計は 14 億 6,878 万円、それらの合計ベースの執行率は 98.87%であった。

#### (2) 監査手続

補助金交付事務の財務監査及び 3E の監査を効果的、効率的に実施するため、検証すべき監査要点を設定し、次に示す監査手続を実施した。

##### ① 過去の見直し経緯等の把握

補助金交付事務に係る過年度の見直し経緯等を精査し、現在の補助金交付の状況を把握した。

##### ② 財務監査実施の監査手続

船橋市補助金等交付規則及び補助金交付要綱並びに補助金見直し方針及び特定団体補助金交付基準等の財務事務処理ルールを必要な範囲で確認し、補助金交付事務（交付申請、審査、交付決定、実績報告、交付請求、精算等に係る会計処理等）について、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、規

則、要綱等のルールに基づき、その事務処理がなされているか等の視点から、合规性の検証を行う監査を実施した。

### ③ 3E 監査要点検証のための監査手続

補助金交付事務の実施プロセスにおける P（計画・仕組み構築）・D（補助実施）・C（実績把握・検証及び効果測定等）・A（見直し等）サイクルが整備され、効果的に運用されているか等に関して、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、補助金交付事務に係る経済性・効率性及び有効性等の検証を行う監査を実施した。

### ④ 過去の外部監査結果に対する措置等の確認

該当する監査対象に関して、過去の外部監査等の実施結果に係る措置の状況を把握し、現状において措置が完了しているか等について、確認を行った。

### ⑤ その他の監査手続

その他外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

## （3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、所管課等別・目（予算科目）別に各事業に係る指摘事項及び意見を述べることとする。

### I-5-1-1：【所管課等・目名称】都市計画課・都市計画総務費

#### ① 高い緊急性・必要性和極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：2件） [アンケート項目「4」・「5」関連]

##### 【現状・問題点】

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうかを評価することとなるが、市所管課がその交付に関して緊急性はないが必要性は相応にあり、共助・公助の範疇にあるもので、社会経済的なニーズにも極めて高く対応していると判断する補助金も見受けられる。

一方では、上記のように判断している補助金でも、予算に対する執行率が高くないものが見受けられる。また年度によって、執行率が大きく変動している場合も見受けられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
272	船橋市地域まちづくり活動助成金	500,000	130,000

この補助金の3か年の予算額、執行額、執行率は次のとおりである。

(単位：円)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算 額	500,000	320,000	500,000
執 行 額	24,000	0	130,000
執 行 率	4.8%	0.0%	26.0%

この補助金の予算額と執行額との比較をすると、執行率が低い。このような低執行率の補助金の不用額に鑑みると、当初予算の段階で適正な予算配分がなされていなかったとも考えられる。また、補正予算での調整上、減額補正を行わない現状では、不用額が最終的に発生してしまうという問題が認識される。

執行率が低い理由として、市所管課は「本交付金では、1団体への交付額の上限を25万円/年度としています。例年1~2団体の交付がありますが、2団体から求められた交付金が上限額でなかったため、執行率としては低くなっている」ということであった。このことから、執行率の問題というよりは、予算額を2団体の上限額である50万円で積算していることが問題であると考えられる。

**【結 果：意見1】**

市が交付する補助金のうち、公益性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。

**【結 果：意見2】**

補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため、最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。

**I-5-1-2：【所管課等・目名称】公園緑地課・公園緑地費**

- ① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：2件）  
[アンケート項目「4」・「5」関連]

**【現状・問題点】**

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうか

かを評価することとなるが、市所管課がその交付に関して緊急性はないが必要性は相応にあり、共助・公助の範疇にあるもので、社会経済的なニーズにも極めて高く対応していると判断する補助金も見受けられる。

一方では、上記のように判断している補助金でも、予算に対する執行率が高くないものが見受けられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
280	ふなばし三番瀬海浜公園管理費	100,000	0

この補助金の3か年の予算額、執行額、執行率は次のとおりである。

(単位：円)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算 額	1,200,000	500,000	100,000
執 行 額	0	0	0
執 行 率	0%	0%	0%

この補助金の平成 28 年度以前の執行について市所管課に確認したところ、平成 27 年度及び平成 28 年度の補助金交付実績はないということであった。年々当初予算額を減額はしているが、このような執行のない補助金の不用額に鑑みると、当初予算の段階で適正な予算配分がなされていなかったとも考えられる。また、補正予算での調整上、減額補正を行わない現状では、不用額が最終的に発生してしまうという問題が認識される。

この補助金は、船橋市ふなばし三番瀬海浜公園ほか潮見町地区への交通の利便性を確保するため、臨港線を丸善から海浜公園へ延長して営業する京成バスシステム株式会社に対し、臨港線延長部分の輸送により生じた営業損失の額を予算の範囲内で補助しようとするものである。

平成 24 年 4 月 1 日に海浜公園来場者輸送対策に関する協定書が船橋市と京成バスシステム株式会社との間で締結され、この協定書に基づく補助金となっている。

#### 【結 果：意見 1】

市が交付する補助金のうち、公益性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。

#### 【結 果：意見 2】

この補助金については、5 年間補助金交付実績がないのであるから、廃止も含め

てその必要性について抜本的に検証するよう要望する。

② 補助金申請時の「公益性」の審査及び実績報告に対する評価等の効果的な実施について（意見：1件）

[アンケート項目「6」・「20」・「21」・「24」・「31～34」関連]

【現状・問題点】

補助金申請時にその補助対象事業に期待される「公益性」を審査する際、また、実績報告に対して市所管課が評価等を実施する場合に、より効果的な実施のためには、次のような視点が重要であると考えられる。

ア. 実績報告の評価に必要と市所管課が判断した場合は現場視察を実施しているか（問32）。

以上のような視点で、補助対象事業の業務プロセスごとに、より客観的な評価等を実施することが求められているものと考えられる。各補助金の実施状況をアンケート調査の回答状況、その結果を踏まえての質問や追加資料入手による閲覧・分析等により把握した結果、具体的に上記の視点から見て問題となる補助金の実施状況が検出された。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

ア. に係る問題事例

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
282	船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金	2,300,000	1,673,370

この補助金は、船橋市内において明るく潤いのある花いっぱいまちづくりを目的とし、街かどに草花の植栽事業を施工する町会・自治会等に対して交付するものである。助成対象経費は、草花の苗・種、鉢・プランター、花壇用ブロック・レンガ・外柵、客土・肥料の購入費である。

補助対象事業者は、船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金交付要綱第12条の規定により、事業完了後に領収書またはレシート及び施工後の写真を添付した実績報告書を市長に提出することになっている。

市長は、同交付要綱第13条の規定により、実績報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により調査することとなっている。

市所管課の回答では、施工前後の写真により確認ができるため、現地調査に関しては、今までに一部については実施しているが、全ての箇所について実施したことはないということである。

**【結 果：意見】**

補助事業の完了確認は施工前後の写真で十分な場合が多いとも考えられるが、この補助金の目的は花を植えるというだけではなく、明るく潤いのあるまちづくりであると考えられる。したがって、まち全体の景観にも配慮する必要があると考えられるため、事務負担も考慮しつつ、このような視点から重要であると考えられる補助金交付案件に関しては、現地調査を実施することを要望する。

**③ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）**

**【アンケート項目「40」・「41」関連】**

**【現状・問題点】**

船橋市補助金等交付規則第18条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかしながら、下記補助金の交付要綱には明記されていない。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
282	船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金	2,300,000	1,673,370

船橋市補助金等交付規則第18条は、補助金交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、補助金交付要綱等に「経費収支に係る書類の整備」を明記したほうが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であると考えられる。

その理由としては、規則だけに規定されているだけでは、補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面があるためである。つまり、補助金交付要綱等にも規則の規定を直接言及し、当該書類の整備を規定することで、補助事業者がその整備義務を明確に認識することが期待できる。

また、同規則第18条の趣旨としては、一般的な経費（経常経費や資産取得経費）に関して、補助金申請に係る不正行為の発生に際して証拠書類の保全や不正の根拠等の特定などに当該書類が必要になることが挙げられる。

例えば、補助対象事業が経常経費で実施されるものであれば、商事債権の消滅時効の期間である5年間や船橋市文書管理規則で指定した期間に該当する保存年限を明記する。

**【結 果：指摘】**

市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務等を明確に認識することが期待できる。

したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。

**④ 補助金交付請求書について（指摘：1件）**

**【現状・問題点】**

船橋市補助金等交付規則では、補助金等の交付を受けようとする者は補助金等交付申請書を市長に提出し、その申請が適正であると認めたときは、補助金等の交付決定をする。その後実際に補助金等の交付を受けるためには、補助金等交付請求書により市長に請求しなければならない。

しかし、補助金等交付請求書の提出を待たずに補助金等を交付しているものは次の補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
281	緑地保全助成金	22,642,000	20,459,010

船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則では、以下のとおりとなっている。

(助成金の申請手続)

第7条 指定樹木等の所有者は、緑の保全助成金交付申請書により助成金の交付を申請することができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、指定樹木等の指定の有無及び現地の状況を調査のうえ、助成金を交付する。

その後、補助金等交付請求書の規定がなく、補助金等が支払われている。

地方自治体が行う補助金の交付決定の法的性質は、契約の申込み（交付申請）に対する承諾と考えられているので、このやり取りだけでは具体的な請求権は発生していないものと考えられる。

**【結 果：指摘】**

補助金等の交付決定は、原則として補助金等交付申請の承諾と考えられるもので

あり、実際の補助金等の交付を受けるためには、補助金等交付請求書が必要であるものとする。

助成金の申請者の事務手続が煩雑にはなるが、船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則に交付請求書の規定を明記するよう徹底されたい。

### I-5-1-3：【所管課等・目名称】道路計画課・交通安全対策費、都市計画総務費

#### ① 実績報告書の提出期限について（意見：1件）

【アンケート項目「28」・「29」関連】

##### 【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第12条第1項には補助事業等が完了したときには、一定の日までに補助事業等実績報告書（第5号様式）等を市長に提出しなければならないとされている。ここで一定の日とは、「（補助事業等の）完了の日から起算して20日を経過する日または補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日まで」とされている。

しかし、補助金交付要綱等の中には、「速やかに」報告しなければならないと規定しているものがある。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
294	船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金	2,000,000	0

船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱第10条では、補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は速やかに船橋市バス利用促進等総合対策事業報告書（第4号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない、と規定し、実績報告書の提出期限を明示していない。よって補助事業者はいつまでに実績報告書を提出するのかわからず、市所管課にとっても、事務処理上支障をきたす可能性がある。

##### 【結果：意見】

実績報告書の提出は、船橋市補助金等交付規則の規定の「（補助事業等の）完了の日から起算して20日を経過する日または補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日まで」と明記されているのであるから、船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱を改正し明記するよう要望する。



② 消費税の課税対象支出で、特定収入に係る仕入税額控除について（意見：2件）  
 [アンケート項目「39」関連]

【現状・問題点】

補助事業として交付した補助金は、補助事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当する。一方、補助事業者が、補助金の交付を受けて補助事業を実施するに当たり、課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除をした場合、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このことから、実績報告書の提出後に確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合、市長に報告する必要がある。

そこで、補助金の交付に対応する支出のうち、消費税等の課税対象支出で、特定収入に係る仕入控除税額が消費税等の申告に際して確定した場合、市へ「報告」したり、「返還」したりすることを周知しているかどうかを確認した。

その結果、船橋市補助金等交付規則には明記されていないが、一部の補助金交付要綱等にはその趣旨に沿った周知文が記載されていた。

また、実際に該当した補助金に関して、「報告」や「返還」がなされている事例は把握できなかった。

このような事例に該当する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
289	船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金	10,000,000	6,243,000
290	船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金	109,133,000	103,852,000
294	船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金	2,000,000	0
295	船橋市公共交通不便地域解消事業補助金	24,082,000	24,082,000

これらの補助金を次の視点で検証した。

ア. 補助金に係る消費税等相当額に係る仕入控除税額が確定した場合の報告について、交付要綱に明記されているか。

イ. 報告書類の様式が定められているか。

ア. に係る問題

要綱に明記されている補助金は、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金と船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金の二つであり、他の二つの補助金には明記されていない。

また、明記されている二つの補助金の交付要綱も規定の仕方が異なる。

No	補助金名称	規定の仕方
289	船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金	規定なし
290	船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金	<p>(申請手続)</p> <p>第4条第2項 補助対象事業者は、前項の規定による申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>(交付決定の通知等)</p> <p>第5条第2項 市長は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第9条第3項 補助対象事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。</p> <p>(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返</p>

		<p>還) 第 13 条 補助対象事業者は、第 4 条第 2 項ただし書により交付申請を行った場合において、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金の返還報告書(第 14 号様式)により市長に報告しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命じることとする。</p>
294	船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金	<p>(補助対象経費)</p> <p>第 5 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費の額とする。なお、バス事業者が納める消費税相当額は、補助対象経費から除外するものとする。</p>
295	船橋市公共交通不便地域解消事業補助金	規定なし

以上で見たとおり、規定の仕方は大きく異なっている。

このことについて、例えば、鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱の規定が詳細に規定されているのは、国や千葉県との協調補助となっており、交付要綱も同様の規定となっているからであると考えられる。

なお、鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金も国、千葉県との協調補助であったと思われるが、交付要綱は独自のものとなっており、仕入控除の対象となる消費税等相当分は補助対象としないとの規定が入っていない。しかし規定はされていないが、実際の運用としてバス利用促進等総合対策事業補助金と同様消費税等を抜いた金額で補助金交付決定を行っている。

他の補助金と異なるのは、船橋市公共交通不便地域解消事業補助金である。この補助金は交付要綱上も、実際の取扱いも消費税等を控除した交付申請としてはいないので、消費税等を返還すること自体問題とならないが、補助対象事業者が他の補助金と同じバス事業者であるので、消費税等の取扱いについて、補助対象経費に消費税等を含むのか含まないのかを明記する必要があるものとする。

## イ．に係る問題

報告書類の様式が定められているのは、鉄道施設耐震対策事業費補助金だけであるが、実績報告書で補助対象経費に消費税等が含まれていないことを確認しているので、実際の報告は求めているということである。

船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定する場合等を考えると、消費税仕入控除税額報告書を規定に定める必要があるものとする。

船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金及び船橋市公共交通不便地域解消事業補助金は、消費税等を補助対象としないこと及び消費税仕入控除税額報告書などを要綱等に明記する必要があるものとする。

### 【結果：意見1】

補助金等の適正かつ効率的な執行を確保するために、補助事業者に対して、交付要綱等に定められた消費税等の取扱いの内容の周知を確実に行う必要がある。要綱等に補助対象経費は消費税等を含まない金額であることを明記するとともに仕入控除税額に係る報告書を徴取し、補助金の返還の要否を確実に確認できるよう要望する。

### 【結果：意見2】

道路計画課所管の補助金の交付要綱の規定の仕方が統一されていない。補助金によって規定の仕方が異なるものがあるのは理解できるが、交付要綱は船橋市補助金等交付規則に則り規定する必要がある。規定の仕方を統一するよう要望する。特に消費税の扱いについては、各補助金で同様の規定になるよう要綱改正するよう要望する。

## I-5-1-4：【所管課等・目名称】 下水道総務課・公共下水道費

### ① 補助金交付要綱の未整備について（意見：1件）

[アンケート項目「1」関連]

#### 【現状・問題点】

法令や国等の補助金交付要綱等に直接根拠を有する補助金は、市独自の補助金交付要綱等を有していない場合が多い。このような補助金とは異なり、法令に直接根拠を有する補助金でもなく、また、国等の補助金交付要綱等による補助金でもない、市が交付する補助金であっても、市が独自に補助金交付要綱等を整備しておらず、年度の予算に基づき交付する補助金が存在する。

このような不備を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
307	船橋市下水道事業会計補助金	1,305,905,612	1,305,905,612

船橋市下水道事業会計補助金は、補助金交付要綱によらず毎年度の予算編成の中で予算額が算定されている。令和元年度の当初予算は8億4,684万2,000円であったが、最終予算は船橋市下水道事業会計負担金が4億5,906万3,612円減少した分補助金支出が増額され、上記の予算額となっている。

補助金の内訳は、毎年度総務副大臣が通知する地方公営企業繰出金に該当しないもので、下水道使用料で賄えない部分、生活保護世帯の下水道使用料減免分などである。

補助金の交付先が他会計であるので、他市の状況を見ても、補助金交付要綱等を制定している自治体は少ないようであり、最終的には予算編成の中で決定するものとも考えられる。しかし、補助金で交付するからには、船橋市補助金等交付規則の適用を受けるものとも考えられる。そうであるならば、下水道事業会計補助金交付要綱を制定すべきであるし、補助金等の額の算定について透明性の確保を図ることができ、効果の測定についても検討する必要があるものと考えられる。

#### 【結果：意見】

下水道事業補助金について、その必要性や効果について検証し、交付要綱の制定について検討するよう要望する。

#### I-5-1-5：【所管課等・目名称】下水道河川管理課・河川管理費

- ① 高い緊急性・必要性和極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：3件）  
[アンケート項目「4」・「5」関連]

#### 【現状・問題点】

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうかを評価することとなるが、市所管課がその交付に関して緊急性はないが必要性は相応にあり、共助・公助の範疇にあるもので、社会経済的なニーズにも極めて高く対応していると判断する補助金も見受けられる。

一方では、上記のように判断している補助金でも、予算に対する執行率が高くないものが見受けられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
314	船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金	2,500,000	272,600

この補助金の3か年の予算額、執行額、執行率は次のとおりである。

(単位：円)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算 額	3,500,000	2,500,000	2,500,000
執 行 額	853,000	1,035,630	272,600
執 行 率	24.4%	41.4%	10.9%

当初予算額を減額はしているが、このような執行率の低い補助金の不用額に鑑みると、当初予算の段階で適正な予算配分がなされていなかったとも考えられる。また、補正予算での調整上、減額補正を行わない現状では、不用額が最終的に発生してしまうという問題が認識される。

この補助金は、雨水の流出抑制と健全な水循環の再生を図るため、船橋市内で住宅等の敷地に雨水貯留浸透施設等の設置または工事等を行う者に対し補助金を交付するものである。

市所管課の説明は、近年の大雨の状況を鑑み、大雨対策に対してより効果のある浸透ますの設置を促せるように、平成30年度に行政指導と補助制度を変更した。それにより補助申請が増加すると見込んだが、設置意欲をあげるまでには至らなかった、ということであり、利用者の増加に向けて取り組んでいることも伺われる。

#### 【結 果：意見1】

市が交付する補助金のうち、公益性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。

#### 【結 果：意見2】

必要性が高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため可能な範囲で最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。

#### 【結 果：意見3】

この補助金は、近年のゲリラ豪雨等の状況から必要性が高いものと考えられる。利用者が増えない理由は何かなど、その原因を分析し、利用率向上を図るよう要望する。

② 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）

〔アンケート項目「40」・「41」関連〕

【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第18条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかしながら、下記補助金の交付要綱には明記されていない。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
314	船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金	2,500,000	272,600

船橋市補助金等交付規則第18条は、補助金交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、補助金交付要綱等に「経費収支に係る書類の整備」を明記したほうが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であると考えられる。

その理由としては、規則だけに規定されているだけでは、補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面があるためである。つまり、補助金交付要綱等にも規則の規定を直接言及し、当該書類の整備を規定することで、補助事業者がその整備義務を明確に認識することが期待できる。

また、同規則第18条の趣旨としては、一般的な経費（経常経費や資産取得経費）に関して、補助金申請に係る不正行為の発生に際して証拠書類の保全や不正の根拠等の特定などに当該書類が必要になることが挙げられる。

この補助金は、補助金の交付を受けた者に、定期的な点検・清掃等を行う等雨水浸透ます等施設機能の維持のため適切な維持管理また当該施設を10年以上存続させるなどの努力義務を課している。書類等の整備規定を設けることで努力義務を一層認識することができると思う。

【結果：指摘】

市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できる。

したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。

I-5-1-6：【所管課等・目名称】河川整備課・河川管理費

① 実績報告書等に添付する書類の範囲について（指摘：1件）

〔アンケート項目「27」関連〕

【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第12条第1項では、補助事業等が完了したときには、一定の日までに補助事業等実績報告書（第5号様式）及び一定の添付書類を市長に提出しなければならないと規定している。

現在の補助金交付要綱等では、添付書類を明記している要綱等と明記していない要綱等が混在している。このような現状に対して、真に必要な、最小限の添付書類が何かを具体的に明記されていないことから、実務的には補助事業者に対する事務負担等の問題が生じているものと考えられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
316	船橋市環境整備事業補助金	6,331,815	6,163,685

この補助金は、道路整備工事等により地域の生活環境の整備を図る事業を実施する団体（主に町会・自治会等）に対し、健全な市街地の整備に資することを目的として交付するものであり、船橋市環境整備事業の補助等に関する規則で定められている。

同規則第12条第1項は次のように規定されている。

（実績報告等）

第12条 補助事業者は、工事が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに環境整備事業実績報告書（第6号様式）に当該工事が終了したことを証する書類を添えて、市長に報告しなければならない。

この規定では、「工事が終了したことを証する書類」とされ、具体的に明記されていないが、実際提出させている書類は、検査報告書、竣工届、出来形数量総括表、位置図、施工前後の写真などであった。

【結果：指摘】

実績報告書に添付する書類については、規則または様式に明記するなどの対応を徹底されたい。



② 実績報告書の提出期限について（意見：1件）

[アンケート項目「28」・「29」関連]

【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第12条第1項には補助事業等が完了したときには、一定の日までに補助事業等実績報告書（第5号様式）等を市長に提出しなければならないとされている。ここで一定の日とは、「（補助事業等の）完了の日から起算して20日を経過する日または補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日まで」とされている。

しかし、補助金交付要綱等の中には、「速やかに」報告しなければならないと規定しているものがある。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
316	船橋市環境整備事業補助金	6,331,815	6,163,685

船橋市環境整備事業の補助等に関する規則第12条では、速やかに市長に報告しなければならない、と規定し、実績報告書の提出期限を明示していない。よって補助事業者はいつまでに実績報告書を提出するのかわからず、市所管課にとっても、事務処理上支障をきたす可能性がある。

【結果：意見】

実績報告書の提出は、船橋市補助金等交付規則第12条で「（補助事業等の）完了した日から起算して20日を経過する日または補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日まで」と明記されているのであるから、船橋市環境整備事業の補助等に関する規則を改正し明記するよう要望する。

③ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）

[アンケート項目「40」・「41」関連]

【現状・問題点】

船橋市補助金等交付規則第18条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかしながら、下記補助金に係る船橋市環境整備事業の補助等に関する規則には明記されていない。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
316	船橋市環境整備事業補助金	6,331,815	6,163,685

船橋市補助金等交付規則第 18 条は、補助金交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、補助金交付要綱等に「経費収支に係る書類の整備」を明記したほうが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であると考えられる。

その理由としては、規則だけに規定されているだけでは、補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面があるためである。つまり、補助金交付要綱等にも規則の規定を直接言及し、当該書類の整備を規定することで、補助事業者がその整備義務を明確に認識することが期待できる。

また、同規則第 18 条の趣旨としては、一般的な経費（経常経費や資産取得経費）に関して、補助金申請に係る不正行為の発生に際して証拠書類の保全や不正の根拠等の特定などに当該書類が必要になることが挙げられる。

#### 【結果：指摘】

市が交付する補助金に関しては原則として、交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できる。

したがって、関係書類の整備及び保存年限に関する規定を船橋市環境整備事業の補助等に関する規則に明記するよう徹底されたい。

## 2. 住宅費 [項名称] : 補助金

### (1) 補助金交付事務の概要

住宅費で執行している補助金交付事務に係る事業の一覧は、次の表のとおりである。

【令和元年度決算ベースの補助金 [住宅費] 一覧】 (単位：円)

No.	款名	項名称	目名称	事業名称	所属名称	予算現額	執行額	配当予算額	執行率
318	土木費	住宅費	住宅管理費	耐震改修等助成事業費 耐震改修等助成事業費	建築部建築指導課	9,536,000	5,562,000	3,974,000	58.32
319	土木費	住宅費	住宅管理費	耐震改修等助成事業費 耐震改修等助成事業費	建築部建築指導課	14,000,000	5,033,000	8,967,000	35.95
320	土木費	住宅費	住宅管理費	既存建築物収付けアスベスト対策助成事業費 既存建築物収付けアスベスト対策助成事業費	建築部建築指導課	1,400,000	85,000	1,315,000	6.07
321	土木費	住宅費	住宅管理費	危険コンクリートブロック等耐震主助成事業費 危険コンクリートブロック等耐震主助成事業費	建築部建築指導課	2,400,000	2,283,800	136,200	94.32
324	土木費	住宅費	住宅管理費	がけ地整備事業費補助金 がけ地整備事業費補助金	建築部宅地課	1,000,000	0	1,000,000	0
325	土木費	住宅費	住宅管理費	民間賃貸住宅入居支援事業費 民間賃貸住宅入居支援事業費	建築部住宅政策課	75,000	55,750	19,250	74.33
327	土木費	住宅費	住宅管理費	住宅整備推進費 住宅整備推進費	建築部住宅政策課	8,164,000	8,164,000	0	100
328	土木費	住宅費	住宅管理費	住宅政策費 住宅政策費	建築部住宅政策課	10,300,000	9,450,000	850,000	91.74
329	土木費	住宅費	住宅管理費	住宅政策費 住宅政策費	建築部住宅政策課	1,500,000	1,358,000	144,000	90.4
330	土木費	住宅費	住宅管理費	住宅政策費 住宅政策費	建築部住宅政策課	1,350,000	440,000	910,000	32.59
331	土木費	住宅費	住宅管理費	被災者住宅補修等助成事業費 被災者住宅補修等助成事業費	建築部住宅政策課	58,904,000	56,828,000	76,000	99.86
合 計						106,629,000	89,237,550	17,391,450	83.69%

補助金交付事務に係る事業数は 11 件、それらの事業所管課は 3 課、予算現額の合計は 1 億 663 万円、執行額の合計は 8,924 万円、それらの合計ベースの執行率は 83.69%であった。

### (2) 監査手続

補助金交付事務の財務監査及び 3E の監査を効果的、効率的に実施するため、検証すべき監査要点を設定し、次に示す監査手続を実施した。

#### ① 過去の見直し経緯等の把握

補助金交付事務に係る過年度の見直し経緯等を精査し、現在の補助金交付の状況を把握した。

#### ② 財務監査実施の監査手続

船橋市補助金等交付規則及び補助金交付要綱並びに補助金見直し方針及び特定団体補助金交付基準等の財務事務処理ルールを必要な範囲で確認し、補助金交付事務（交付申請、審査、交付決定、実績報告、交付請求、精算等に係る会計処理等）について、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、規則、要綱等のルールに基づき、その事務処理がなされているか等の視点から、合规性の検証を行う監査を実施した。

#### ③ 3E 監査要点検証のための監査手続

補助金交付事務の実施プロセスにおける P（計画・仕組み構築）・D（補助実施）・

C（実績把握・検証及び効果測定等）・A（見直し等）サイクルが整備され、効果的に運用されているか等に関して、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、補助金交付事務に係る経済性・効率性及び有効性等の検証を行う監査を実施した。

④ 過去の外部監査結果に対する措置等の確認

該当する監査対象に関して、過去の外部監査等の実施結果に係る措置の状況を把握し、現状において措置が完了しているか等について、確認を行った。

⑤ その他の監査手続

その他外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、所管課等別・目（予算科目）別に各事業に係る指摘事項及び意見を述べることとする。

I-5-2-1：【所管課等・目名称】 建築指導課・住宅管理費

① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：3件）  
 [アンケート項目「4」・「5」関連]

【現状・問題点】

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうかを評価することとなるが、市所管課がその交付に関して、緊急性・必要性は高くはないが、共助・公助の範疇にあるもので、社会経済的なニーズに極めて高く対応していると判断する補助金も見受けられる。

一方では、上記のように判断している補助金でも、予算に対する執行率が高くないものが見受けられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
318	船橋市耐震改修等助成事業（耐震診断）	9,536,000	5,562,000
319	船橋市耐震改修等助成事業（耐震改修）	14,000,000	5,033,000
320	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金	1,400,000	85,000

これらの補助金の3か年の予算額、執行額、執行率は次のとおりである。

(単位：円)

No	年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
318	予 算 額	11,036,000	11,036,000	9,536,000
	執 行 額	8,596,000	1,080,000	5,562,000
	執 行 率	77.9%	9.8%	58.3%
319	予 算 額	21,000,000	16,079,200	14,000,000
	執 行 額	7,000,000	5,481,000	5,033,000
	執 行 率	33.3%	34.1%	36.0%
320	予 算 額	49,920,000	1,400,000	1,400,000
	執 行 額	37,981,264	215,000	85,000
	執 行 率	76.1%	15.4%	6.1%

予算額を減額はしているが、このような執行率の低い補助金の不用額に鑑みると、当初予算の段階で適正な予算配分がなされていなかったとも考えられる。また、補正予算での調整上、減額補正を行わない現状では、不用額が最終的に発生してしまうという問題が認識される。

耐震改修等助成事業は、市所管課としても緊急性や必要性が高いという認識を有しているとおおり、今後、発生する可能性の高い首都直下地震等を考えると、極めて必要性の高い補助金であると考えられる。

また、既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金も健康障害の予防のためにも必要性の高い補助金であると考えられる。

**【結 果：意見 1】**

市が交付する補助金のうち、公益性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。

**【結 果：意見 2】**

必要性が高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため可能な範囲で最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。

**【結 果：意見 3】**

これらの補助金のうち耐震改修等助成金は、特に必要性が高いものと考えられる。利用率向上を図るよう要望する。

## ② 補助対象経費等の明示要件について（意見：1件）

[アンケート項目「10」・「15」関連]

### 【現状・問題点】

補助金交付要綱等の中には事業費を特定して、その補助対象事業費の合計に対して適切な補助率での補助を行う旨が明記されている要綱があり、その場合は透明性が高い内容であると評価することができる。しかし、中には補助対象事業の要件の記載が曖昧であったり、より具体的に補助対象となる支出科目を特定していなかったりする補助金交付要綱等がある。

また、補助対象事業等を特定していても交付申請等の段階では補助金の額が確定しない補助金交付要綱等がある。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
319	船橋市耐震改修等助成事業（耐震改修）	14,000,000	5,033,000

船橋市耐震改修等助成事業には船橋市木造住宅耐震改修助成金と船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金の二つがあり、問題となるのは、船橋市木造住宅耐震改修助成金である。船橋市木造住宅耐震改修費助成要綱第4条で助成金の額が規定されている。

(助成金の額)

第4条 市長は、予算の範囲内において、前条に規定する木造住宅の所有者に対し、当該木造住宅（居住の用に供する部分に限る。）の耐震改修に要する経費の一部について助成金を交付するものとする。

2 前項に規定する助成金の額は、次に掲げる額の総額とする。

(1) 耐震改修の設計、工事及び工事監理に要する費用（以下「助成対象費用」という。）に3分の1を乗じ、千円未満の端数を切り捨てて得た額（「助成基本額」という。）または70万円のいずれか低い額。

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。

3 助成金の交付に当たっては、前項に規定する助成金の額からあらかじめ同項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

補助対象金額も助成金の額の算定方法も具体的に記載されているのであるが、第4条第3項であらかじめ差引くとされている所得税の特別控除の額が問題である。租税特別措置法第41条の19の2の規定は、住宅耐震改修特別控除と言われている

るもので、個人が、一定の住宅の耐震改修をした場合には、その年分の所得税額が最高 25 万円の控除額を控除することができるものである。しかし、その金額は確定申告をしなければ確定しない。

要綱では、あらかじめ控除額を差し引いて交付するとあるが、要綱上どこにも確定申告書の写しの提出は求められていないので、要綱を見る限りどの段階で助成額が確定するのかわかりしない。また、修正申告等により特別控除額が変更になる可能性もあるが、要綱の規定からはその取扱いが不明である。しかも、確定申告においては、特別控除額は補助金額等を控除した金額の 10%相当額とされているため、非常に複雑な計算となっている。

例えば、助成金額が 70 万円で特別控除額が 25 万円の場合、助成金額は差引きの 45 万円となるが、その後確定申告をする場合、工事の標準的な費用の額が 295 万円以上でないと、特別控除額が 25 万円を下回ってしまい、改めて助成金の追加交付が必要になる可能性がある。

さらに、住宅耐震改修に要した費用の額に消費税等が含まれていない場合には、特別控除額の限度額が 25 万円ではなく、20 万円となっている。

#### 【結 果：意見】

市が交付する助成金の助成対象事業または対象科目に関しては、助成金交付事務の透明性の確保のためにも、助成事業者が要綱から理解できるものでなければならぬ。住宅耐震改修特別控除額の取扱いについて、補助対象経費に消費税等を含むのか含まないのかの規定についても、要綱上明記するよう要望する。

### ③ 補助金の返還を命じた場合の加算金及び延滞金について（意見：1件）

【アンケート項目「37」・「38」関連】

#### 【現状・問題点】

建築指導課が所管する補助事業は全て要綱に補助金の返還についての規定があるが、そのうち、違約加算金及び延滞金の規定を設けている補助金は一つだけであった。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
320	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金	1,400,000	85,000

この補助金は、交付要綱第 18 条で違約加算金及び延滞金について、補助金等適正化法第 19 条の規定と同様の規定とし、年 10.95%の割合で計算した違約加算金

及び延滞金（要綱上は延滞加算金となっているが、第 18 条の見出し及び同条第 3 項の規定から延滞金の誤りと考えられる。）の納付が義務付けられている。

国が行う補助金の交付決定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく行政処分とされる一方で、地方自治体が行う補助金の交付決定の法的性質は、原則として、行政処分ではなく、契約の申込み（交付申請）に対する承諾と考えられていること等から、この法律の規定が地方自治体に当てはまるかについては議論があり、補助金等適正化法は地方自治体を実施する補助金等の交付には直接適用がない。

特に、年率の 10.95%は、地方税の延滞金の年率 8.9%（最初の 1 月は 2.6%）と比べて高くなっており、補助事業者に対する制裁的賦課金を含むものと解されるため、加算金及び延滞金の条件を付すに際しては、補助事業者に過度な負担とならないよう留意する必要がある。

#### 【結 果：意見】

補助金等の返還が命ぜられたときの加算金及び延滞金の取扱いについて、所管する他の交付要綱等についても規定の整備を図る等、交付要綱等の改正も含めて対応するよう、要望する。

#### ④ 消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還について（指摘：1 件）

##### 〔アンケート項目「39」関連〕

#### 【現状・問題点】

補助金の交付に対応する支出のうち、消費税等の課税対象支出に係る仕入控除税額が消費税等の申告に際して確定した場合、市へ「報告」したり、「返還」したりすることを周知しているかどうかを確認した。

その結果、船橋市補助金等交付規則には明記されていないが、一部の補助金交付要綱等にはその趣旨に沿った周知文が記載されていた。

また、実際に該当した補助金に関して、「報告」や「返還」がなされている事例は把握できなかった。

建築指導課所管の補助金交付要綱で消費税等の取扱いを規定しているのは、船橋市マンション耐震診断助成事業要綱、船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断（改修等）助成事業要綱である。

これらの補助金等は、助成金額は消費税仕入控除税額を含まない金額とし、交付申請の際に、消費税仕入控除税額不適用確認書を提出してもらうことになっている。また、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額が変更になったときは、消費税仕入控除税額報告書の報告及び返還を義務付けている。



なお、市所管課に確認したところ、消費税仕入控除税額報告書の報告は受けたことがないということである。

**【結果：指摘】**

船橋市マンション耐震診断助成事業について、組合員以外の者に対する駐車場の貸付けは消費税の課税対象となり、納税義務のあるマンション管理組合が増えつつある現状から、消費税仕入控除税額不適用確認書の確認を徹底し、納税義務のある助成事業者には消費税仕入控除税額報告書の提出を徹底されたい。

**⑤ 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）**

**〔アンケート項目「40」・「41」関連〕**

**【現状・問題点】**

船橋市補助金等交付規則第18条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかし、下記補助金の交付要綱には明記されていない。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
321	船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去事業補助金	2,400,000	2,263,800

船橋市補助金等交付規則第18条は、補助金交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、補助金交付要綱等に「経費収支に係る書類の整備」を明記したほうが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であると考えられる。

その理由としては、規則だけに規定されているだけでは、補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面があるためである。つまり、補助金交付要綱等にも規則の規定を直接言及し、当該書類の整備を規定することで、補助事業者がその整備義務を明確に認識することが期待できる。

また、同規則第18条の趣旨としては、一般的な経費（経常経費や資産取得経費）に関して、補助金申請に係る不正行為の発生に際して証拠書類の保全や不正の根拠等の特定などに当該書類が必要になることが挙げられる。

**【結果：指摘】**

市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対

応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できる。

したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。

#### I-5-2-2：【所管課等・目名称】 宅地課・住宅管理費

##### ① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：3件） 〔アンケート項目「4」・「5」関連〕

###### 【現状・問題点】

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうかを評価することとなるが、市所管課がその交付に関して緊急性はないが必要性は相応にあり、共助・公助の範疇にあるもので、社会経済的なニーズにも極めて高く対応していると判断する補助金も見受けられる。

一方では、上記のように判断している補助金でも、予算に対する執行率が高くないものが見受けられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

（単位：円）

No	補助金名称	予算額	執行額
324	船橋市がけ地整備事業補助金	1,000,000	0

この補助金の3か年の予算額、執行額、執行率は次のとおりである。

（単位：円）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算 額	6,000,000	1,000,000	1,000,000
執 行 額	0	0	0
執 行 率	0%	0%	0%

当初予算額を減額はしているが、このような執行のない補助金の不用額に鑑みると、当初予算の段階で適正な予算配分がなされていなかったとも考えられる。また、補正予算での調整上、減額補正を行わない現状では、不用額が最終的に発生してしまうという問題が認識される。

この補助金は、市内におけるがけ地の崩壊による災害を防止し、安全で住み良い住環境を確保するため、がけ地整備を行う者に対し補助金を交付するものである。

市所管課の説明は、補助対象を自然がけに限定していることや整備費用について関係者同士の調整が困難であることなどにより利用が進まないということであり、

制度に関する問い合わせに十分な説明を行っており、補助金交付申請に至るまでに個別具体的に関係者と市所管課との間で十分な協議も行っているということである。

**【結果：意見1】**

市が交付する補助金のうち、公益性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。

**【結果：意見2】**

必要性が高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため可能な範囲で最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。

**【結果：意見3】**

この補助金は、近年のゲリラ豪雨等の状況から必要性が高いものと考えられる。市所管課においてもこの補助金を利用してもらうよう取り組まれているが、危険度に応じて補助率を設定するなど利用率向上に向けて取り組まれるよう要望する。

**② 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）**

**【アンケート項目「40」・「41」関連】**

**【現状・問題点】**

船橋市補助金等交付規則第18条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかしながら、下記補助金の交付要綱には明記されていない。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
324	船橋市がけ地整備事業補助金	1,000,000	0

船橋市補助金等交付規則第18条は、補助金交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、補助金交付要綱等に「経費収支に係る書類の整備」を明記したほうが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であると考えられる。

その理由としては、規則だけに規定されているだけでは、補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面があるためである。つまり、補助金交付要綱等にも規則の規定を直接言及し、当該書類の整備を規定することで、補助事業者がその整備義務を明確に認識することが期待できる。

また、同規則第 18 条の趣旨としては、一般的な経費（経常経費や資産取得経費）に関して、補助金申請に係る不正行為の発生に際して証拠書類の保全や不正の根拠等の特定などに当該書類が必要になることが挙げられる。

**【結果：指摘】**

市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できる。

したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。

**I-5-2-3：【所管課等・目名称】住宅政策課・住宅管理費**

**① 高い緊急性・必要性と極めて高い「共助・公助」の要素について（意見：3 件）  
[アンケート項目「4」・「5」関連]**

**【現状・問題点】**

補助金交付に当たり、公益性を審査する際に、その緊急性と必要性が高いかどうかを評価することとなるが、市所管課がその交付に関して緊急性はないが必要性は相応にあり、共助・公助の範疇にあるもので、社会経済的なニーズにも極めて高く対応していると判断する補助金も見受けられる。

一方では、上記のように判断している補助金でも、予算に対する執行率が高くないものが見受けられる。

このような問題を有する補助金は次に示す補助金である。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
330	船橋市住宅セーフティネット家賃等低廉化事業	1,350,000	440,000

このような執行率の低い補助金の不用額に鑑みると、当初予算の段階で適正な予算配分がなされていなかったとも考えられる。また、補正予算での調整上、減額補正を行わない現状では、不用額が最終的に発生してしまうという問題が認識される。

この補助金は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、住宅確保要配慮者の住生活の安定及び向上を図ることを目的に交付するものである。

市所管課の説明では、家賃低廉化住宅としての登録は 14 戸あったものの、立地の悪い物件が多かったことから成約したのが 4 件（予算計上は 10 戸。）だったため

ということである。

**【結 果：意見 1】**

市が交付する補助金のうち、公益性が高いと判断される補助金であっても、希少な財源を最適に配分する観点から、当初予算の段階でその必要額を適正に見積もるよう要望する。

**【結 果：意見 2】**

必要性が高いと判断される補助金について、最終的に多額の不用額が発生することを避ける必要があるため可能な範囲で最終の補正予算までに減額補正を行うよう要望する。

**【結 果：意見 3】**

この補助金は、現下の新型コロナウイルスの状況からますます必要性が高くなっていくものと考えられる。市所管課においてもこの補助金を利用してもらうよう取り組まれているが、家賃低廉化住宅の登録を増やすなど利用率向上に向けて取り組まれるよう要望する。

**② 経常収支に係る書類の整備・保存年限の明記について（指摘：1件）**

**【アンケート項目「40」・「41」関連】**

**【現状・問題点】**

船橋市補助金等交付規則第 18 条では、補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならないとされている。

しかし、下記補助金の交付要綱には明記されていない。

(単位：円)

No	補助金名称	予算額	執行額
325	船橋市家賃債務保証支援事業	75,000	55,750
327	船橋市住宅バリアフリー化等支援事業、船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業	8,164,000	8,164,000
328	船橋市親・子世帯近居同居支援事業	10,300,000	9,450,000
329	船橋市高齢者住み替え支援事業	1,500,000	1,356,000
331	船橋市被災住宅修繕支援事業補助金	56,904,000	56,828,000

船橋市補助金等交付規則第 18 条は、補助金交付要綱等に同様の内容が規定されていなくても、補助事業者に対しては規範性があるものと考えられるが、補助金交付要綱等に「経費収支に係る書類の整備」を明記したほうが補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であると考えられる。

その理由としては、規則だけに規定されているだけでは、補助事業者に対する情報提供としては丁寧さを欠く面があるためである。つまり、補助金交付要綱等にも規則の規定を直接言及し、当該書類の整備を規定することで、補助事業者がその整備義務を明確に認識することが期待できる。

また、同規則第 18 条の趣旨としては、一般的な経費（經常経費や資産取得経費）に関して、補助金申請に係る不正行為の発生に際して証拠書類の保全や不正の根拠等の特定などに当該書類が必要になることが挙げられる。

#### 【結 果：指摘】

市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対する周知徹底の面でより丁寧な対応であり、補助事業者が関係書類の整備義務を明確に認識することが期待できる。

したがって、補助金交付要綱等に関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう徹底されたい。

### ③ 同一部内で要綱等の規定の違いについて（意見：1 件）

#### 【現状・問題点】

建築部住宅政策課が制定している要綱等には、補助対象者から暴力団員を除外しているが、同じ部の建築指導課ではそのような規定をしていない。

例えば、船橋市住宅バリアフリー化等支援事業実施要綱では、対象者として当該者及びその同居する者の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないこととしている。

一方、船橋市木造住宅耐震改修費助成要綱ではこのような規定がない。

また、木造住宅耐震改修費助成要綱では、所得税の耐震改修特別税額控除を規定しているが、住宅バリアフリー化等支援事業実施要綱では、バリアフリー改修工事を実施した場合の特定住宅改修特別税額控除については言及されていない。

これらの特別税額控除は、いずれも改修工事の費用に関し補助金等の交付を受けられる場合には、その補助金等の額を控除することとされている。また、消費税等を含む場合とそうでない場合での取扱いが異なるため、補助対象経費に消費税等を含むのかどうかに係る規定が必要になるものと考えられる。

#### 【結 果：意見】

各補助金交付要綱等の制定の時期や参考とする要綱等により規定の仕方が異なるのは仕方がない面もあるが、新しく要綱等を制定する際には以前制定した要綱等

の見直しを行い、必要な規定の改正等をするよう要望する。

## Ⅱ 負担金支出事務の監査結果

### 1. 負担金支出事務の概要

#### (1) 負担金の類型分析

負担金とは次のタイプの区分でも示すとおり、その支出原因などからも極めて多様な性格を有するものであり、包括して定義することは難しい。

しかし、市が何らかの便益を享受することができることから、その経費に対応するものを金銭で負担する場合の予算科目であるということもできる。その中には、市自らの意思決定で参加する団体の負担金である場合もあれば、法令により定められた費用負担であるものもある。典型的に多いのは、国や地方公共団体、民間団体等の公共的な情報をタイムリーに共有し、様々な連携を前提として会費的に支出する負担金である。それらの負担金は、比較的少額で長年継続して支出しており、その効果を数値的に把握することは難しいが、市所管課は、行政目的の遂行上、その共有することができる情報を事務事業の執行等に活かしていると認識しているという特徴を有する負担金である。したがって、一般的には緊急性は高くないが、必要性は認められるものと市所管課において認識しているものが多い。

今回の外部監査において、船橋市の負担金支出の状況をつぶさに分析した結果、次のとおり、負担金の類型を9つに分けることができるものと考えられる。

なお、このような負担金の分類は、必ずしも確定した、理論的な類型であると主張しているわけではなく、監査対象課にこのような類型を認証するよう主張しているものでもない。今回の外部監査の結果報告書を作成するに当たり、結果として、指摘事項や意見という形式ではなく、改善を促すために提案するための便宜的な類型であると認識している。

- A : 情報共有・連携型
- B : 研修参加・知識習得型
- C : 研修参加・資格取得型
- D : 任意団体参加・事務局代行型
- E : 一部事務組合参加・事業共同実施型（他市等との共同）
- F : 地方公営企業繰出基準負担型
- G : 他団体事業参加型
- H : 実費負担型
- I : 施設給付型



これらの類型に基づく負担金は、それぞれに支出根拠や支出効果としての便益性の発現、検証手法、該当事業の検証・評価等の方法が異なることも把握することができた。

このような負担金支出の多様性を十分に考慮して、外部監査の検証の視点（観点）や検証手法についても、的確に対応するよう工夫を施す必要があるものと考えられる。そこで、外部監査の対象となった行政目的別の負担金に関して、負担金支出事務の業務の流れに合わせて、行政活動におけるP（計画）・D（実施）・C（見直し・検証）・A（反映）のそれぞれの過程で、どのようなリスクが識別されるかなどを把握し、検証するためにアンケート調査を実施した。

そのアンケート調査の項目は、次の表のとおり、32項目の質問から構成されている。上記に示した負担金の類型の多様性により、アンケート調査の質問項目の中には、特定の類型の負担金には直接当てはまらない質問項目も存在している。

【負担金に係るアンケート調査項目】

No.	質問項目
1	当該負担金を支出する根拠として、支出先との間に基本協定書又は覚書等の合意文書を交わしていますか？
2	当該負担金の支出相手方は、法人格を有する団体ですか？
3	負担金支出に係る相手方との合意又は仕組み等を直近の5年間（平成27年度から令和元年度まで）で具体的に見直しを行いましたか？
4	当該負担金の支出にあたり、支出に対する何らかの「便益性」が得られるものと考えられますが、当該負担金の支出には、その「便益性」を得るための緊需かつ必要性が高いと考えていますか？
5	当該負担金の支出は、市長と行政の役割分担のうえで、自助のみに要ねられるものではなく（共助・公助の範囲にあるもの）、社会経済的なニーズにも十分に対応しているものと考えていますか？
6	当該負担金の支出には、何らかの「便益性」が認められますが、その「便益性」の発現については、期待どおり認められるほど十分な効果が測定され、評価できるものでしょうか？
7	負担金支出の相手方からは「補助金等交付申請書（規則第3条：第1号様式）」を入手していますか？
8	当該負担金は、事業を対象としたものであることを想定して台算されていますか？
9	負担金支出の対象事業である特定の事業とそれ以外の事業の区分を明確にするよう、支出相手方との合意書等の中で、何らかの文言により明記していますか？
10	負担金支出の対象となる事業や経費科目を特定することができる基準等は支出先と共有されていますか？
11	当該負担金の支出団体には、負担金とは別に市から補助金の支出はありますか？
12	負担金の支出時期は実績確定後の請求に基づく支出ですか？
13	負担金を実績確定前に支出されている場合、実績確定後に精算行為はありますか？
14	負担金の支出によって市にもたらされる「便益」を所管課では共通認識として共有していますか？
15	負担金の支出をした場合は、申請者に対して「補助金等交付決定通知書（規則第6条：第2号様式）」を「速やかに」交付していますか？
16	負担金支出対象事業への着手があった時には、「補助金等着手・完了届（規則第11条：第4号様式）」を入手していますか？
17	負担金支出対象事業に関して、事業実施の途中で何らかのモニタリング（現場視察や進捗管理等）を実施することはありますか？
18	直近3年間（平成29年度から令和元年度までの間）で、負担金支出対象事業の計画を変更、中止若しくは廃止した事例がある場合、「補助金等変更・中止・廃止申請書（規則第10条：第3号様式）」を入手し、市長の承認の手続きを踏んでいますか？
19	負担金支出対象事業が完了したときは、「補助金等着手・完了届（規則第11条：第4号様式）」の提出を受けていますか？
20	負担金支出対象事業が完了したときは、「補助金等実績報告書（規則第12条：第5号様式）」及び規則第12条第1項各号で示す書類の提出を受けていますか？
21	負担金支出対象事業の件名、概要、その支出額及び効果等に対する情報を実際のホームページなどで公表していますか？
22	負担金支出対象事業に係る実績報告を受けたときに、書類審査等の実施手順を示したマニュアル又は指針等は作成されていますか？
23	負担金支出対象事業に係る実績報告（令和元年度実績）を受けたときに、支出先団体等の現場調査等を実施したことはありますか？
24	負担金支出対象事業の実施者から実績報告書の提出を受けたときは、主要な支出対象科目の領収書・支払明細書や請求書等を取寄せて検証することはありますか？
25	負担金支出対象事業の実施者から実績報告書の提出を受けたときに、負担金支出対象事業の実施期間や、特定の事業がある場合はその具体的な実施時期及び参加人員等の実績を明記して提出されていますか？
26	支出すべき負担金の額が確定した場合、負担金支出対象事業の実施者に対して「補助金等確定通知書（規則第13条：第6号様式）」を作成し、速やかに実施者に通知していますか？
27	負担金の額が実績報告の審査により確定した場合等（規則第13条）に基づき、事業実施者から「補助金等交付請求書（規則第15条第2項：第7号様式）」により、速やかに請求を受けていますか？
28	負担金支出対象事業に規則第16条各号に該当した事例があった場合、補助金の全部若しくは一部の返還を「補助金等返還命令書（規則第16条：第8号様式）」により命じていますか？
29	直近3年間（平成29年度から令和元年度までの間）で、負担金の支出決定を取り消したことや是正措置命令を行ったことはありますか？
30	負担金支出対象事業で行われた支出のうち、消費税等の課税対象支出で、特定収入に係る仕入控除税額が消費税等の申告に際して確定した場合、市へ「報告」したり、「返還」したりすることを周知していますか？
31	負担金支出対象事業の実施者には当該事業に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備し、保存しておくための具体的な規定を協定書等に明記していますか？
32	負担金支出対象事業の実施者には当該事業に係る経費の収支を明らかにした書類の保存年限を協定書等に明記していますか？

(2) 令和元年度における負担金一覧（外部監査対象分）

① 総務費負担金一覧

総務費で執行している負担金支出事務に係る事業の一覧は、次の表のとおりである。

【令和元年度決算ベースの〔総務費〕負担金一覧】 (単位：円)

No.	款名称	項名称	目名称	事業名称	所属名称	予算現額	執行額	配当予算残額	執行率
1	総務費	総務管理費	一般管理費	一般管理諸経費 一般管理諸経費	市長公室危機管理課	112,000	81,000	31,000	72.3%
2	総務費	総務管理費	防災対策費	防災費 防災推進費	市長公室危機管理課	195,000	151,700	43,300	77.8%
4	総務費	総務管理費	防災対策費	防災費 防災推進費	市長公室危機管理課	630,000	583,000	47,000	92.5%
6	総務費	総務管理費	諸費	自衛官募集費 自衛官募集費	市長公室危機管理課	9,286	9,286	0	100.0%
7	総務費	総務管理費	文書広報費	広報費 広報活動費	市長公室広報課	81,960	81,960	0	100.0%
8	総務費	総務管理費	文書広報費	公聴相談費 相談活動費	市長公室市民の声を聞く課	1,708,000	1,707,300	700	100.0%
9	総務費	総務管理費	一般管理費	一般管理諸経費 一般管理諸経費	市長公室秘書課	3,906,000	3,880,520	19,480	99.3%
10	総務費	総務管理費	一般管理費	国際交流推進費 国際化推進費	市長公室国際課	31,000	0	31,000	0.0%
11	総務費	総務管理費	企画費	企画調査費 企画調査費	企画財政部政策企画課	550,000	550,000	0	100.0%
12	総務費	総務管理費	企画費	企画調査費 企画調査費	企画財政部政策企画課	150,000	150,000	0	100.0%
13	総務費	総務管理費	企画費	企画調査費 企画調査費	企画財政部政策企画課	85,000	82,463	2,537	99.4%
15	総務費	総務管理費	財政管理費	財政運営費 財政運営費	企画財政部財政課	557,000	494,300	62,700	88.7%
16	総務費	総務管理費	一般管理費	一般管理諸経費 一般管理諸経費	企画財政部財産管理課	40,000	31,320	8,680	78.3%
17	総務費	総務管理費	財産管理費	庁舎等管理運営費 庁舎等管理運営費	企画財政部財産管理課	135,000	131,900	3,100	97.7%
18	総務費	総務管理費	財産管理費	庁舎等管理運営費 庁舎等管理運営費	企画財政部財産管理課	9,607,391	9,607,391	0	100.0%
19	総務費	総務管理費	財産管理費	庁舎等管理運営費 普通財産等管理運営費	企画財政部財産管理課	6,000	3,500	2,500	58.3%
20	総務費	総務管理費	財産管理費	自動車管理費 自動車管理費	企画財政部財産管理課	688,400	681,000	7,400	99.9%
21	総務費	総務管理費	一般管理費	一般管理諸経費 一般管理諸経費	企画財政部契約課	110,000	109,960	40	100.0%
22	総務費	総務管理費	一般管理費	一般管理諸経費 一般管理諸経費	企画財政部契約課	2,538,000	2,538,000	0	100.0%
23	総務費	総務管理費	一般管理費	一般管理諸経費 一般管理諸経費	総務部総務課	1,201,972	1,201,972	0	100.0%
24	総務費	総務管理費	一般管理費	平和都市宣言事業費 平和都市宣言事業費	総務部総務課	2,000	2,000	0	100.0%
25	総務費	統計調査費	統計調査費	各種統計調査費 各種統計調査費	総務部総務課	16,000	15,520	480	97.0%
27	総務費	総務管理費	一般管理費	一般管理諸経費 一般管理諸経費	総務部法務課	177,000	23,500	153,500	13.3%
28	総務費	総務管理費	文書広報費	文書費 情報公開費	総務部法務課	10,000	10,000	0	100.0%
29	総務費	総務管理費	一般管理費	一般管理諸経費 一般管理諸経費	総務部職員課	123,000	100,555	22,445	81.8%
30	総務費	総務管理費	人事管理費	人事管理運営費 人事管理運営費	総務部職員課	1,114,000	306,684	807,316	27.5%
31	総務費	総務管理費	人事管理費	職員厚生費 職員厚生費	総務部職員課	6,128,000	5,953,723	174,277	97.2%
32	総務費	総務管理費	人事管理費	職員厚生費 職員厚生費	総務部職員課	10,400,000	8,464,619	1,935,381	81.4%
33	総務費	総務管理費	人事管理費	職員厚生費 職員厚生費	総務部職員課	153,190	142,444	10,746	93.0%
34	総務費	総務管理費	人事管理費	職員研修費 職員研修費	総務部職員課	1,690,000	1,224,899	465,101	72.5%
36	総務費	総務管理費	電子計算費	電子計算運営費 電子計算システム運営費	総務部情報システム課	369,000	369,000	0	100.0%
37	総務費	総務管理費	電子計算費	基幹システム関連運営費 基幹システム関連運営費	総務部情報システム課	24,208,000	24,208,000	0	100.0%
38	総務費	総務管理費	電子計算費	情報システム関連運営費 情報システム関連運営費	総務部情報システム課	166,427	166,427	0	100.0%
39	総務費	徴収費	税務総務費	税務管理諸経費 税務管理諸経費	税務部税務課	101,000	64,600	36,400	64.0%
40	総務費	徴収費	税務総務費	税務管理諸経費 税務管理諸経費	税務部市民税課	1,029,000	999,936	29,064	97.2%
41	総務費	徴収費	賦課徴収管理費	賦課徴収管理費 課税徴収費	税務部市民税課	852,000	407,565	444,435	47.8%
42	総務費	徴収費	賦課徴収管理費	課税徴収管理費 課税徴収費	税務部市民税課	14,191,000	14,029,287	161,713	98.9%
43	総務費	徴収費	税務総務費	税務管理諸経費 税務管理諸経費	税務部資産税課	254,000	251,320	2,680	98.9%
44	総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理費 戸籍住民基本台帳管理費	市民生活部戸籍住民課	114,000	138,600	5,400	96.3%
45	総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理費 戸籍住民基本台帳管理費	市民生活部戸籍住民課	5,177,000	5,131,163	45,837	99.1%
51	総務費	総務管理費	自治振興費	自治振興諸経費 自治振興諸経費	市民生活部自治振興課	83,000	14,200	68,800	17.1%
53	総務費	総務管理費	自治振興費	市民センター管理運営費 市民センター管理運営費	市民生活部自治振興課	11,000	0	11,000	0.0%
54	総務費	総務管理費	一般管理費	市民協働推進費 市民協働推進費	市民生活部市民協働課	40,000	0	40,000	0.0%
56	総務費	総務管理費	企画費	男女共同参画に関する経費 男女共同参画センター管理運営費	市民生活部市民協働課	3,527,000	3,408,972	118,028	96.7%
57	総務費	総務管理費	企画費	男女共同参画に関する経費 男女共同参画センター管理運営費	市民生活部市民協働課	22,000	0	22,000	0.0%
58	総務費	総務管理費	自治振興費	防犯対策費 防犯対策推進費	市民生活部市民安全推進課	20,000	20,000	0	100.0%
62	総務費	総務管理費	出張所費	出張所管理運営費 出張所管理運営費	市民生活部二宮出張所	10,000	0	10,000	0.0%
63	総務費	総務管理費	出張所費	出張所管理運営費 出張所管理運営費	市民生活部二宮出張所	73,000	58,800	14,200	80.5%
64	総務費	総務管理費	出張所費	出張所管理運営費 出張所管理運営費	市民生活部二宮出張所	8,000	7,500	500	93.8%
65	総務費	総務管理費	出張所費	出張所管理運営費 出張所管理運営費	市民生活部二宮出張所	8,000	0	8,000	0.0%
66	総務費	総務管理費	財産管理費	庁舎等管理運営費 船橋駅前総合窓口センター等管理運営費	市民生活部船橋駅前総合窓口センター	62,652,000	62,399,730	252,270	99.6%
				(合計)		155,098,626	150,001,621	5,097,005	96.7%

負担金支出事務に係る事業数は51件、それらの事業所管課等は市長公室危機管理課、市長公室広報課、市長公室市民の声を聞く課、市長公室秘書課、市長公室国際交流課、企画財政部政策企画課、企画財政部財政課、企画財政部財産管理課、企画財政部契約課、総務部総務課、総務部法務課、総務部職員課、総務部情報システム課、税務部税務課、税務部市民税課、税務部資産税課、市民生活部戸籍住民課、市民生活部自治振興課、市民生活部市民協働課、市民生活部市民安全推進課、市民生活部二宮出張所及び市民生活部船橋駅前総合窓口センターであり、予算現額の合計は1億5,510万円、執行額の合計は1億5,000万円、それらの合計ベースの執行率は96.7%であった。

② 民生費負担金一覧

民生費で執行している負担金支出事務に係る事業の一覧は、次の表のとおりである。

【令和元年度決算ベースの〔民生費〕負担金一覧】 (単位：円)

No.	数名称	項名称	目名称	事業名称	所属名称	予算現額	執行額	配当予算残額	執行率
72	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	地域包括ケアシステム推進費 地域包括ケアシステム推進費	健康・高齢部地域包括ケア推進課	14,000	0	14,000	0.0%
73	民生費	社会福祉費	老人福祉費	後期高齢者医療対策費 後期高齢者医療負担金	健康・高齢部国保年金課	4,547,366,000	4,547,366,000	0	100.0%
74	民生費	社会福祉費	老人福祉費	後期高齢者医療対策費 後期高齢者医療負担金	健康・高齢部国保年金課	217,398,166	199,461,961	17,936,205	91.7%
76	民生費	社会福祉費	老人福祉費	施設介護対策費 四市複合事務組合三山園分献金	健康・高齢部高齢者福祉課	74,587,000	74,587,000	0	100.0%
90	民生費	社会福祉費	老人福祉費	老人生きがい対策費 老人憩いの客管理運営費	健康・高齢部高齢者福祉課	484,560	484,560	0	100.0%
96	民生費	社会福祉費	老人福祉費	地域包括支援センター運営費 地域包括支援センター運営費	健康・高齢部包括支援課	740,000	470,200	269,800	63.5%
120	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	社会福祉総務経費 社会福祉総務経費	福祉サービス部地域福祉課	1,788,000	1,787,128	872	100.0%
126	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者自立支援給付費 障害者就労支援事業費	福祉サービス部障害福祉課	974,000	974,000	0	100.0%
127	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	地域生活支援事業費 意思疎通支援事業費	福祉サービス部障害福祉課	1,839,000	1,777,000	62,000	96.6%
128	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	地域生活支援事業費 意思疎通支援事業費	福祉サービス部障害福祉課	337,000	268,000	69,000	79.5%
141	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者支援対策費 心身障害者扶養年金関係費	福祉サービス部障害福祉課	273,000	125,440	147,560	45.9%
145	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者福祉経費 障害者福祉経費	福祉サービス部障害福祉課	100,000	0	100,000	0.0%
146	民生費	社会福祉費	障害者福祉施設費	身体障害者福祉センター管理運営費 身体障害者福祉センター管理運営費	福祉サービス部障害福祉課	15,000	0	15,000	0.0%
147	民生費	社会福祉費	障害者福祉施設費	身体障害者福祉作業所太陽管理運営費 身体障害者福祉作業所太陽管理運営費	福祉サービス部障害福祉課	117,000	66,000	51,000	56.4%
148	民生費	生活保護費	生活保護総務費	生活保護総務経費 生活保護総務経費	福祉サービス部生活支援課	74,000	5,000	69,000	6.8%
163	民生費	児童福祉費	母子福祉費	母子保護対策費 母子保護対策経費	子育て支援部児童家庭課	22,000	13,000	9,000	59.1%
165	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉総務費 児童虐待防止対策事業費	子育て支援部家庭福祉課	70,000	64,800	5,200	92.6%
166	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉総務経費 児童福祉総務経費	子育て支援部保育認定課	17,000	17,000	0	100.0%
173	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	認定こども園費 認定こども園運営費	子育て支援部保育認定課	702,641,270	702,641,270	0	100.0%
174	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	認定こども園費 認定こども園運営費	子育て支援部保育認定課	19,298,737	19,277,068	21,669	99.9%
176	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	幼稚園費 幼稚園運営費	子育て支援部保育認定課	153,490,464	153,396,858	93,606	99.9%
177	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	幼稚園費 幼稚園運営費	子育て支援部保育認定課	32,971,723	32,971,723	0	100.0%
178	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	客席的保育事業費 客席的保育事業費	子育て支援部保育認定課	49,114,000	49,114,000	0	100.0%
180	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	家庭的保育事業費 客席的保育事業費	子育て支援部保育認定課	802,830	776,510	26,320	96.7%
181	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	小規模保育事業費 小規模保育事業費	子育て支援部保育認定課	916,181,700	916,181,700	0	100.0%
183	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	小規模保育事業費 小規模保育事業費	子育て支援部保育認定課	22,515,550	21,895,540	620,010	97.2%
184	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	事業所内保育事業費 事業所内保育事業費	子育て支援部保育認定課	4,865,910	4,865,910	0	100.0%
187	民生費	児童福祉費	保育所費	私立保育所費 保育所運営費	子育て支援部保育認定課	12,588,741	12,588,741	0	100.0%
191	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉総務経費 児童福祉総務経費	子育て支援部公立保育園管理課	56,000	8,800	47,200	15.7%
192	民生費	児童福祉費	保育所費	市立保育所費 保育所管理運営費	子育て支援部公立保育園管理課	3,222,194	3,168,189	54,005	98.3%
193	民生費	児童福祉費	保育所費	市立保育所費 保育所管理運営費	子育て支援部公立保育園管理課	481,806	481,806	0	100.0%
194	民生費	児童福祉費	保育所費	市立保育所費 保育所整備費	子育て支援部公立保育園管理課	145,000	144,100	900	99.4%
195	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉総務経費 児童福祉総務経費	子育て支援部地域子育て支援課	18,000	18,000	0	100.0%
197	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	児童ホーム管理運営費 児童ホーム管理運営費	子育て支援部地域子育て支援課	123,000	100,260	22,740	81.5%
198	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	児童ホーム管理運営費 児童ホーム管理運営費	子育て支援部地域子育て支援課	349,000	106,152	242,848	30.4%
199	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	児童ホーム管理運営費 児童ホーム管理運営費	子育て支援部地域子育て支援課	4,000	3,870	130	96.8%
200	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	児童ホーム整備費 児童ホーム整備費	子育て支援部地域子育て支援課	64,000	63,830	170	99.7%
201	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	子育て支援センター管理運営費 子育て支援センター管理運営費	子育て支援部地域子育て支援課	200,000	162,420	37,580	81.2%
202	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	放課後ルーム管理運営費 放課後ルーム管理運営費	子育て支援部地域子育て支援課	250,000	180,500	78,500	69.7%
203	民生費	児童福祉費	児童福祉総務経費	児童福祉総務経費 児童福祉総務経費	子育て支援部療育支援課	416,000	319,900	96,100	76.9%
207	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	簡易マザーズホーム管理運営費 簡易マザーズホーム管理運営費	子育て支援部療育支援課	9,000	9,000	0	100.0%
208	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	簡易マザーズホーム管理運営費 簡易マザーズホーム管理運営費	子育て支援部療育支援課	9,000	9,000	0	100.0%
209	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	こども発達相談センター管理運営費 こども発達相談センター管理運営費	子育て支援部療育支援課	15,000	13,000	2,000	86.7%
合計						6,766,057,733	6,745,965,324	20,092,409	99.7%

負担金支出事務に係る事業数は 43 件、それらの事業所管課は健康・高齢部地域包括ケア推進課、健康・高齢部国保年金課、健康・高齢部高齢者福祉課、健康・高齢部包括支援課、福祉サービス部地域福祉課、福祉サービス部障害福祉課、福祉サービス部生活支援課、子育て支援部児童家庭課、子育て支援部家庭福祉課、子育て支援部保育認定課、子育て支援部公立保育園管理課、子育て支援部地域子育て支援課及び子育て支援部療育支援課であり、予算現額の合計は 67 億 6,606 万円、執行額の合計は 67 億 4,597 万円、それらの合計ベースの執行率は 99.7%であった。

③ 衛生費負担金一覧

衛生費で執行している負担金支出事務に係る事業の一覧は、次の表のとおりである。

【令和元年度決算ベースの〔衛生費〕負担金一覧】

(単位：円)

No.	款名称	項名称	目名称	事業名称	所属名称	予算現額	執行額	配当予算残額	執行率
67	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	病院事業会計負担金 病院事業会計負担金	健康・高齢部健康政策課	2,000,000,000	2,000,000,000	0	100.0%
70	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	保健衛生総務諸経費 保健衛生総務諸経費	健康・高齢部健康政策課	50,000	8,000	42,000	16.0%
97	衛生費	保健衛生費	看護専門学校費	学校運営費 学校運営費	健康・高齢部看護専門学校	225,000	161,876	63,124	71.9%
98	衛生費	保健衛生費	看護専門学校費	学校運営費 学校運営費	健康・高齢部看護専門学校	500,000	500,000	0	100.0%
101	衛生費	保健衛生費	保健活動費	地域医療推進費 地域医療推進活動費	保健所保健総務課	45,000	0	45,000	0.0%
102	衛生費	保健衛生費	保健所総務費	保健所総務費 保健所運営費	保健所保健総務課	435,000	366,805	68,195	84.3%
103	衛生費	保健衛生費	保健所費	保健所総務費 保健所施設管理費	保健所保健総務課	8,000	7,500	500	93.8%
104	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	保健衛生総務諸経費 保健衛生総務諸経費	保健所地域保健課	246,933	197,630	49,303	80.0%
105	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	小児慢性特定疾病医療費 小児慢性特定疾病医療費	保健所地域保健課	1,000	0	1,000	0.0%
106	衛生費	保健衛生費	保健活動費	栄養改善対策費 栄養改善指導費	保健所地域保健課	34,000	30,750	3,250	90.4%
107	衛生費	保健衛生費	保健所費	保健所総務費 保健所運営費	保健所地域保健課	117,795	53,000	64,795	45.0%
108	衛生費	保健衛生費	予防費	予防接種費 予防接種費	保健所健康づくり課	640,000	639,223	777	99.9%
109	衛生費	保健衛生費	保健活動費	生活習慣病対策費 がん検診費	保健所健康づくり課	60,520,000	56,294,014	4,225,986	93.0%
113	衛生費	保健衛生費	環境衛生費	動物受産管理費 動物受産管理費	保健所衛生指導課	7,000	0	7,000	0.0%
114	衛生費	保健衛生費	保健所費	保健所総務費 保健所運営費	保健所衛生指導課	153,260	153,260	0	100.0%
210	衛生費	保健衛生費	公害防止対策費	環境保全推進費 地球温暖化対策費	環境部環境政策課	415,000	415,000	0	100.0%
212	衛生費	保健衛生費	公害防止対策費	環境保全推進費 地球温暖化対策費	環境部環境政策課	35,000	34,200	800	97.7%
213	衛生費	保健衛生費	環境衛生費	四市複合事務組合畜場分賦金 四市複合事務組合畜場分賦金	環境部環境保全課	705,006,000	705,006,000	0	100.0%
214	衛生費	保健衛生費	環境衛生費	畜園管理運営費 畜園管理運営費	環境部環境保全課	35,000	34,000	1,000	97.1%
215	衛生費	保健衛生費	環境衛生費	町の美化推進費 町の美化推進費	環境部環境保全課	6,500	6,500	0	100.0%
216	衛生費	保健衛生費	公害防止対策費	環境保全推進費 環境保全推進費	環境部環境保全課	45,000	24,000	21,000	53.3%
217	衛生費	保健衛生費	公害防止対策費	水質汚濁防止対策費 水質汚濁防止対策費	環境部環境保全課	155,000	154,500	500	99.7%
218	衛生費	清掃費	清掃総務費	清掃総務諸経費 清掃総務諸経費	環境部環境保全課	2,000	2,000	0	100.0%
219	衛生費	清掃費	清掃総務費	清掃総務諸経費 清掃総務諸経費	環境部資源循環課	784,000	777,800	6,200	99.2%
220	衛生費	清掃費	清掃総務費	清掃総務諸経費 清掃総務諸経費	環境部資源循環課	1,000	420	580	42.0%
221	衛生費	清掃費	廃芥処理費	廃芥処理費 北部清掃工場廃芥処理費	環境部資源循環課	413,000	412,020	980	99.8%
222	衛生費	清掃費	廃芥処理費	廃芥処理委託費 廃芥処理委託費	環境部資源循環課	7,769,000	7,506,000	263,000	96.6%
223	衛生費	清掃費	廃芥処理場建設費	廃棄物関連施設建設費 南部清掃工場建設費	環境部資源循環課	385,560,000	262,164,364	123,395,636	68.0%
224	衛生費	清掃費	清掃総務費	産業廃棄物対策事業費 産業廃棄物対策事業費	環境部廃棄物指導課	118,000	64,800	53,200	54.9%
226	衛生費	清掃費	し尿処理費	し尿処理費 浄化槽管理対策費	環境部廃棄物指導課	24,000	24,000	0	100.0%
229	衛生費	清掃費	廃芥処理費	廃芥処理施設管理運営費 南部清掃工場管理運営費	環境部南部清掃工場	174,000	101,000	73,000	58.0%
230	衛生費	清掃費	廃芥収集費	廃芥収集費 清掃センター廃芥収集費	環境部清掃センター	7,000	6,720	280	96.0%
231	衛生費	清掃費	廃芥収集費	廃芥収集施設管理運営費 清掃センター管理運営費	環境部清掃センター	8,000	7,500	500	93.8%
				合計		3,163,540,488	3,035,152,882	128,387,606	95.9%

負担金支出事務に係る事業数は33件、それらの事業所管課等は健康・高齢部健康政策課、健康・高齢部看護専門学校、保健所保健総務課、保健所地域保健課、保健所健康づくり課、保健所衛生指導課、環境部環境政策課、環境部環境保全課、環境部資源循環課、環境部廃棄物指導課、環境部南部清掃工場及び環境部清掃センターであり、予算現額の合計は31億6,354万円、執行額の合計は30億3,515万円、それらの合計ベースの執行率は95.9%であった。

④ 商工費負担金一覧

商工費で執行している負担金支出事務に係る事業の一覧は、次の表のとおりである。

【令和元年度決算ベースの〔商工費〕負担金一覧】

(単位：円)

No.	款名称	項名称	目名称	事業名称	所属名称	予算現額	執行額	配当予算残額	執行率
233	商工費	商工費	商工総務費	商工総務諸経費 商工総務諸経費	経済部商工振興課	54,000	25,000	29,000	46.3%
234	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 市民まつり負担金	経済部商工振興課	17,687,000	17,687,000	0	100.0%
239	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 商業活性化事業費	経済部商工振興課	968,600	949,950	18,650	98.1%
244	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 商業振興諸経費	経済部商工振興課	289,000	200,000	89,000	69.2%
245	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 商業振興諸経費	経済部商工振興課	13,721,000	9,468,020	4,252,980	69.0%
246	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 商業振興諸経費	経済部商工振興課	4,500,000	4,500,000	0	100.0%
247	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 商業振興諸経費	経済部商工振興課	100,000	0	100,000	0.0%
248	商工費	商工費	商工業振興費	商業振興費 経済ミーティング事業費	経済部商工振興課	500,000	500,000	0	100.0%
256	商工費	商工費	商工業振興費	工業振興費 工業振興諸経費	経済部商工振興課	172,000	172,000	0	100.0%
263	商工費	商工費	観光費	観光振興費 観光振興諸経費	経済部商工振興課	69,000	60,000	9,000	87.0%
264	商工費	商工費	観光費	観光振興費 観光振興諸経費	経済部商工振興課	16,000,000	16,000,000	0	100.0%
265	商工費	商工費	観光費	観光振興費 観光振興諸経費	経済部商工振興課	3,150,000	2,681,016	468,984	85.1%
266	商工費	商工費	消費者対策費	消費対策事業費 消費対策事業費	経済部消費生活センター	22,000	12,750	9,250	58.0%
267	商工費	商工費	消費者対策費	消費対策事業費 生活展負担金	経済部消費生活センター	1,800,000	1,800,000	0	100.0%
268	商工費	商工費	消費者対策費	消費生活センター運営費 消費生活センター運営費	経済部消費生活センター	105,000	48,500	56,500	46.2%
269	商工費	商工費	計量費	計量費 計量費	経済部消費生活センター	41,000	36,000	5,000	87.8%
				合計		59,178,600	54,140,236	5,038,364	91.5%

負担金支出事務に係る事業数は16件、それらの事業所管課等は経済部商工振興課及び経済部消費生活センターであり、予算現額の合計は5,918万円、執行額の合計は5,414万円、それらの合計ベースの執行率は91.5%であった。

⑤ 土木費負担金一覧

土木費で執行している負担金支出事務に係る事業の一覧は、次の表のとおりである。

〔令和元年度決算ベースの〔土木費〕負担金一覧〕 (単位：円)

No.	款名称	項名称	目名称	事業名称	所属名称	予算現額	執行額	配当予算残額	執行率
270	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市計画総務諸経費 都市計画総務諸経費	都市計画部都市政策課	184,000	69,000	115,000	37.5%
271	土木費	土木管理費	土木総務費	土木総務諸経費 土木総務諸経費	都市計画部技術管理課	1,112,000	1,029,000	83,000	92.5%
272	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市計画総務諸経費 都市計画総務諸経費	都市計画部都市計画課	942,000	756,500	185,500	80.3%
273	土木費	道路橋りょう費	交通安全対策費	自転車等対策費 自転車等駐車場管理費	都市整備部都市整備課	415,000	0	415,000	0.0%
274	土木費	道路橋りょう費	都市計画総務費	都市計画総務諸経費 都市計画総務諸経費	都市整備部都市整備課	390,000	389,400	600	99.8%
275	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市計画総務諸経費 都市計画総務諸経費	都市整備部都市整備課	10,200,000	7,943,954	2,256,046	77.9%
276	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市計画総務諸経費 都市計画総務諸経費	都市整備部都市整備課	5,199,000	5,136,098	62,902	98.8%
277	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市計画総務諸経費 都市計画総務諸経費	都市整備部公園緑地課	374,073	271,920	102,153	72.7%
278	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市計画総務諸経費 都市計画総務諸経費	都市整備部公園緑地課	74,000	73,632	368	99.5%
279	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市計画総務諸経費 都市計画総務諸経費	都市整備部飯山満土地区画整理事務所	46,000	45,500	500	98.9%
280	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市計画総務諸経費 都市計画総務諸経費	都市整備部飯山満土地区画整理事務所	20,363,314	823,900	1,239,414	4.0%
281	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市計画総務諸経費 都市計画総務諸経費	都市整備部飯山満土地区画整理事務所	236,000	235,200	800	99.7%
282	土木費	道路橋りょう費	道路橋りょう総務費	道路橋りょう総務諸経費 道路橋りょう総務諸経費	道路部道路計画課	578,000	555,300	22,700	96.1%
283	土木費	道路橋りょう費	橋りょう費	橋りょう新設改良費 他団体事業費負担金	道路部道路計画課	7,715,690	6,308,540	1,407,141	81.8%
284	土木費	道路橋りょう費	交通安全対策費	交通安全施設整備費 他団体事業費負担金	道路部道路計画課	3,250,000	0	3,250,000	0.0%
285	土木費	都市計画費	都市計画総務費	本町駐車場共通管理費 本町駐車場共通管理費	道路部道路計画課	25,596,000	25,247,623	348,377	98.6%
286	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市計画総務諸経費 都市計画総務諸経費	道路部道路計画課	100,000	95,000	5,000	95.0%
287	土木費	都市計画費	都市計画総務費	総合交通対策費 総合交通対策諸経費	道路部道路計画課	36,000	18,200	17,800	50.6%
288	土木費	都市計画費	都市計画総務費	総合交通対策費 地域公共交通活性化・再生総合事業費	道路部道路計画課	6,000,000	5,900,328	99,672	98.3%
289	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市計画道路整備費 他団体事業費負担金	道路部道路計画課	40,461,000	5,673,004	32,978,025	14.0%
290	土木費	道路橋りょう費	道路管理費	道路管理費 道路管理費	道路部道路管理課	5,000	5,000	0	100.0%
291	土木費	道路橋りょう費	道路管理費	道路管理費 道路管理費	道路部道路管理課	3,714,000	2,985,928	728,072	80.4%
292	土木費	道路橋りょう費	道路管理費	道路管理費 道路管理費	道路部道路管理課	1,388,000	1,387,693	307	100.0%
293	土木費	道路橋りょう費	道路管理費	道路管理費 道路管理費	道路部道路管理課	2,000	0	2,000	0.0%
294	土木費	道路橋りょう費	道路管理費	道路管理費 道路管理費	道路部道路維持課	928,980	928,980	0	100.0%
295	土木費	道路橋りょう費	道路管理費	道路管理費 道路管理費	道路部道路維持課	1,323,286	1,323,286	0	100.0%
296	土木費	道路橋りょう費	道路管理費	道路管理費 道路管理費	道路部道路建設課	10,000	0	10,000	0.0%
297	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市計画総務諸経費 都市計画総務諸経費	道路部道路建設課	11,000	9,500	1,500	86.4%
298	土木費	都市計画費	公共下水道費	下水道事業会計繰出金 下水道事業会計負担金	下水道部下水道総務課	4,917,799,388	4,917,799,388	0	100.0%
299	土木費	河川費	河川総務費	河川総務諸経費 河川総務諸経費	下水道部下水道河川計画課	403,000	353,500	49,500	87.7%
300	土木費	河川費	河川管理費	準用河川整備費 準用河川整備費	下水道部下水道河川計画課	119,700,000	75,489,000	44,211,000	63.1%
301	土木費	港湾費	港湾建設費	港湾整備費 港湾整備費負担金	下水道部下水道河川計画課	55,269,000	27,543,720	27,725,280	49.8%
302	土木費	港湾費	港湾建設費	港湾整備費 港湾整備諸経費	下水道部下水道河川計画課	1,071,000	1,069,000	2,000	99.8%
303	土木費	河川費	河川管理費	水門管理費 水門管理費	下水道部下水道施設課	1,264,000	1,000,837	263,163	79.2%
304	土木費	河川費	河川総務費	河川総務諸経費 河川総務諸経費	下水道部下水道河川管理課	58,000	5,000	53,000	8.6%
305	土木費	河川費	河川管理費	排水機場管理費 排水機場管理費	下水道部下水道河川管理課	1,320,000	1,256,614	63,386	95.2%
306	土木費	土木管理費	土木総務費	建築指導費 建築指導費	建築部建築指導課	465,000	275,584	189,416	59.3%
307	土木費	土木管理費	土木総務費	建築設計監督費 建築設計監督費	建築部建築課	333,000	289,700	43,300	87.0%
308	土木費	都市計画費	都市計画総務費	都市計画総務諸経費 都市計画総務諸経費	建築部宅地課	6,000	0	6,000	0.0%
309	土木費	住宅費	住宅管理費	公営住宅管理費 公営住宅施設管理費	建築部住宅政策課	162,000	5,000	157,000	3.1%
合計						5,228,504,731	5,092,299,838	68,633,922	97.4%

注：表中の「予算現額」、「執行額」及び「配当予算残額」の計算差異は翌年度繰越額である。

負担金支出事務に係る事業数は40件、それらの事業所管課は都市計画部都市政策課、都市計画部技術管理課、都市計画部都市計画課、都市整備部都市整備課、都市整備部公園緑地課、都市整備部飯山満土地区画整理事務所、道路部道路計画課、道路部道路管理課、道路部道路維持課、道路部道路建設課、下水道部下水道総務課、下水道部下水道河川計画課、下水道部下水道施設課、下水道部下水道河川管理課、建築部建築指導課、建築部建築課、建築部宅地課及び建築部住宅政策課であり、予算現額の合計は52億2,850万円、執行額の合計は50億9,230万円、それらの合計ベースの執行率は97.4%であった。

## 2. 監査手続

負担金支出事務の財務監査及び3Eの監査を効果的、効率的に実施するため、検証すべき監査要点を設定し、次に示す監査手続を実施した。

### (1) 過去の見直し経緯等の把握

負担金支出事務に係る過年度の見直し経緯等を精査し、現在の負担金支出の状況を把握した。

### (2) 財務監査実施の監査手続

船橋市補助金等交付規則及び負担金支出に係る協定書、合意書の内容並びに財務事務処理ルールを必要な範囲で確認し、負担金支出事務(協定書・合意書等、申込、負担金事業の実施に基づく請求等に係る会計処理等)について、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、規則、要綱等のルールに基づき、その事務処理がなされているか等の視点から、合規性の検証を行う監査を実施した。

### (3) 3E監査要点検証のための監査手続

負担金支出事務の実施プロセスにおけるP(計画・仕組み構築)・D(実施)・C(実績把握・検証及び効果測定等)・A(見直し等)サイクルが整備され、効果的に運用されているか等に関して、アンケート調査の結果の分析、監査資料の入手・閲覧・分析、質問、証憑突合、必要な範囲での観察等を実施して、各監査要点を検証することにより、負担金支出事務に係る経済性・効率性及び有効性等の検証を行う監査を実施した。

### (4) 過去の外部監査結果に対する措置等の確認

該当する監査対象に関して、過去の外部監査等の実施結果に係る措置の状況を把握し、現状において措置が完了しているか等について、確認を行った。

### (5) その他の監査手続

その他外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

## 3. 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、負担金の類型別に各事業に係る提案事項を述べることとする。

### (1) 「A：情報共有・連携型」の負担金について(提案：3件)

#### 【現状・問題点】

この「A：情報共有・連携型」の負担金は、負担金の中でも、他の団体の設立等

の趣旨や運営目的、活動内容に賛同して、会議等に参加したり、活動に参加したりすることで、情報を収集し、または連携することを前提として負担金を支出する類型である。

この類型に属する負担金の財務的な特徴としては、概ね、毎年度、比較的少額の予算を確保し、同額かまたは予算内の一定額を支出しており、執行率は100%に近いという特徴を有している。

また、市所管課としては、概ね、負担金を支出することによる便益の享受に関する必要性は高いと考えており（問4（以下、アンケート項目の番号を「問」と表示する。）、その効果に関しては期待どおり認められるほど十分な効果が測定され、評価できるものと考えている場合が多い（問6）。また、当該会議等に参加することにより、他の団体の職員と交流しネットワークを広げ確保することができ、講演の聴講や会報誌の受領・閲覧等により最新の情報を得ることができるというメリットを期待しているものも多いように認識できる。

しかし、この類型の負担金には次のような問題点等が存在することに留意する必要がある。

- i 負担金を支出することで得られる便益は通常の行政の場では必要であるが、緊急性を要する内容とまでは言えないこと（問4 関連）。
- ii 負担金が一旦支出されると毎年度支出され続けて、参加等を見直すことや負担金の額の見直しを独自に行うことが難しい場合が多いこと（問3 関連）。
- iii 負担金支出により得られる新たな情報等の価値や活用可能性を数値等により測定することが難しいことが多いこと（問6、14、17、22～25 関連）。
- iv 少額の負担金であるが、毎年度支出額を上回る予算が確保されているケースも見受けられること（「(2) 令和元年度における負担金一覧(外部監査対象分)」250～253 頁を参照。 )。

このような類型に属すると考えられる負担金（款別、所管課等の別）としては、次のとおり例示することができる。

ア. 総務費

(ア) 危機管理課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
2-2	13 市防災事務連絡協議会	10,000	10,000

(イ) 秘書課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
9-1	全国市長会・全国市長会関東支部・千葉県市長会負担金	3,659,000	3,659,000
9-2	内外情勢調査会負担金	196,200	196,200

## (ウ) 政策企画課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
11-1	中核市市長会負担金	500,000	500,000
11-2	全国市長会港湾都市協議会負担金及び参加負担金	45,000	45,000
12	京葉広域行政連絡協議会負担金	150,000	150,000

## (エ) 財政課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
15-1	11 都市財政協議会年会費・会議参加負担金	30,000	29,000
15-3	会営競馬場所在都市協議会負担金	122,600	92,300

## (オ) 職員課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
30	県外八市人事主管者協議会参加負担金	28,000	28,000

## (カ) 市民税課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
40-1	事業所税都市連絡協議会負担金	3,000	3,000

## イ. 民生費

## (ア) 保育認定課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
166	千葉県北部保育行政連絡協議会負担金	17,000	17,000

## (イ) 公立保育園管理課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
192	千葉県保育協議会負担金	964,134	964,134

## (ウ) 地域子育て支援課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
197	千葉県児童館連絡協議会負担金	85,260	85,260
199	千葉県児童館連絡協議会負担金	4,000	3,870

## (エ) 児童家庭課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
163	母子援護対策費 母子援護対策諸経費	22,000	13,000

## ウ. 衛生費

## (ア) 保健総務課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
102	全国政令市衛生部局長総会負担金	48,000	48,000
102	医療の質・安全学会学術集会負担金	16,500	17,860
102	腸管出血性大腸菌 (EHEC) 感染症研究会負担金	3,000	0



102	日本カンピロバクター研究会負担金	3,000	0
102	全国結核対策推進会議参加費負担金ほか6件	129,000	75,371

(イ) 地域保健課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
106	千葉県食生活改善協議会負担金	34,000	30,750

(ウ) 保健所衛生指導課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
114	全国市場食品衛生検査所協議会負担金	25,000	25,000
114	全国市場食品衛生検査所協議会関東ブロック負担金	3,000	3,000
114	全国動物管理関係事業所協議会負担金	25,000	25,000
114	全国動物管理関係事業所協議会全国会議負担金	2,000	2,000
114	全国動物管理関係事業所協議会関東甲信越静ブロック会負担金	10,000	10,000
114	全国食品衛生主管課長連絡協議会負担金	13,000	13,000
114	全国環境衛生主管課長会議負担金	9,000	9,000
114	関東甲信越静ブロック食品衛生主管課長会議負担金	4,000	4,000
114	関東甲信越静地区狂犬病・動物愛護管理業務連絡会議負担金	2,000	2,000

(エ) 環境保全課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
216	日本水環境学会参加費	20,000	0
217	日本地下水学会年会費	20,000	20,000
217	日本水環境学会年会費	12,500	12,500
218	ねずみ衛生害虫駆除協議会	2,000	2,000
216	日本騒音制御工学会負担金	10,000	10,000

(オ) 資源循環課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
219-1	全国都市清掃会議負担金	346,000	346,000
219-2	千葉県環境衛生促進協議会負担金	231,000	231,000
219-3	日本環境衛生センター負担金	70,000	70,000
219-4	廃棄物・3R研究財団負担金	100,000	100,000

(カ) 南部清掃工場 (資源循環課) (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
229	塵芥処理施設管理運営費南部清掃工場管理運営費	174,000	101,000

(キ) 廃棄物指導課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
224-1	関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会分担金	30,000	15,000

224-2	併任職員隣接 6 県合同連絡会議負担金ほか 3 件	88,000	49,800
-------	---------------------------	--------	--------

エ. 商工費

(ア) 商工振興課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
233	船橋市南習志野工業団地負担金	54,000	25,000
244-1	関東海事広報協会負担金	20,000	20,000
244-2	経済界賀詞交換会負担金	269,000	180,000
256-1	千葉県指定団地協議会	12,000	12,000
256-2	千葉県経済協議会	160,000	160,000
263-1	ちばプロモーション協議会負担金	10,000	10,000
263-2	千葉県国際観光推進協議会負担金	50,000	50,000

(イ) 消費生活センター

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
266	千葉県消費生活センター連絡協議会負担金	8,000	8,000
269	千葉県計量行政機関協議会会費	18,000	18,000
269	全国特定市計量行政協議会会費	18,000	18,000

オ. 土木費

(ア) 技術管理課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
271-2	千葉県下工事検査連絡協議会負担金	18,000	18,000

(イ) 都市計画課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
273-6	屋外広告物官民連携事業実行委員会負担金	220,000	220,000

(ウ) 道路計画課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
286-1	千葉東葛間広域幹線道路建設促進期成同盟会負担金	18,000	18,000
286-4	船橋我孫子線工事促進期成同盟会会費負担金	5,000	5,000
286-5	北千葉道路建設促進期成同盟負担金	90,000	90,000
292-1	国道 296 号線バイパス建設促進協議会負担金	15,000	15,000
293-1	関東ブロック都市交通計画担当者会議負担金	1,800	1,800
293-2	都市交通計画全国会議負担金	10,000	3,400
293-3	特定都市交通施設整備研究会負担金	10,000	7,000
293-4	千葉県 J R 線複線化等促進期成同盟負担金	6,000	6,000

## (エ) 道路管理課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
298	船橋市道路工事連絡調整協議会会費	5,000	5,000

## (オ) 宅地課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
323	関東甲信越ブロック開発許可主管課長会議負担金	6,000	0

## (カ) 下水道河川計画課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
308-1	日本河川協会一種正会員年会費	30,000	30,000
308-2	千葉県河川協会会費、千葉県河川協会葛南支部会費	166,000	155,000
311-1	日本港湾協会普通会費	100,000	100,000
311-2	千葉県港湾協会費	205,000	205,000

## 【結 果：提案 1】

このような情報共有・連携型の負担金は一旦支出されると毎年度支出され続けて参加等を見直すことや負担金の額の見直しを独自に行うことが難しい場合が多い。しかし、負担金の中には、関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会分担金 (No. 224) のように、平成 29 年度に当該連絡協議会で見直しがなされて、翌年度から 30,000 円から 15,000 円に改定されている負担金も見受けられる。したがって、市所管課においては、自ら参加する協議会等において、参加負担金の改定等の見直しを提起するよう、提案する。なお、負担金支出額は減額改定されたことに対応して予算も減額する必要があるものと考えられる。

## 【結 果：提案 2】

この類型に属する負担金はその支出により得られる新たな情報等の価値や活用可能性を数値等により測定することについて、これまで、求められてこなかったものと考えられる。しかし、それらの効果を数値等で把握することが難しい負担金も含めて、定性的にその負担金支出の効果を定期的に確認し、市所管課内部で共有することを提案する。

## 【結 果：提案 3】

この類型に属する負担金はその予算額や支出額が少額であるという特徴を有するが、毎年度支出額を上回る予算が確保されているケースも見受けられる。したがって、このように少額な負担金であっても、予算額が支出額を上回っている超過額は、原則的に予算を減額することを提案する。

## (2) 「B：研修参加・知識習得型」の負担金について（提案：2件）

### 【現状・問題点】

この「B：研修参加・知識習得型」の負担金は、負担金の中でも職員の人材育成に関わるものであり、特に個別行政分野の専門領域に属する内容の研修に参加する場合も少なくない。全庁的に職員のキャリア形成に必要な研修は人事当局が年間の研修計画を策定し、階層別、職種別の研修計画に基づいて、市職員の人材育成がなされる。このような全庁的な研修体系と共に、職員が所属する組織が求める専門能力を随時、高めるための専門知識を習得するための研修は、各所属で個別に予算を確保してその専門的な研修会に参加することとなる。

この類型に属する負担金の財務的な特徴としては、概ね、予算の規模より若干執行率が悪いケースが散見されるという特徴を有している。その原因は、当該研修会に出席すべき職員の負担金予算は確保しているにも拘らず、職務上、多忙であるという理由等で出席ができないことが推察される。

また、市所管課としては、概ね、負担金を支出することで専門知識を得るという便益の享受に関して市所管課では認識を共有している（問14）、その効果に関しては期待どおり認められるほど十分な効果が測定され、評価できるものと考えている場合が多い（問6）。このように専門研修を受講することにより、専門的な知識を参加した職員が行政に活かすことができると考えている場合が多い（問14「備考」欄での記載内容）。そして、専門研修に参加した職員は復命書を提出することとなっている（問16関連）。また、専門研修への参加負担金のあり方は、毎年度の予算編成の中で、見直している場合が多い（問3）。

しかし、この類型の負担金には次のような問題点等が存在することに留意する必要がある。

- i 負担金を支出することで得られる便益は通常の行政の場では必要であるが、緊急性を要する内容とまでは言えないこと（問4関連）。
- ii 少額の負担金であることが多いが、予算の執行率が低いケースも散見されること（「(2) 令和元年度における負担金一覧（外部監査対象分）」250～253頁を参照。）。

このような類型に属すると考えられる負担金（款別、所管課等の別）としては、次のとおり例示することができる。

#### ア．総務費

##### (ア) 危機管理課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
6	自衛官募集事務重点市町村現地研修会参加負担金	9,286	9,286

## (イ) 広報課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
7-2	研修等参加費	200,000	39,960

## (ウ) 秘書課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
9-3	講座「新任担当者のための秘書実務」	50,000	31,320

## (エ) 国際交流課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
10	全国市町村国際文化研修所負担金	31,000	0

## (オ) 政策企画課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
11-3	研修等参加負担金	5,000	5,000

## (カ) 財政課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
15-2	下水道事業経営実務講習会受講料	10,000	10,000

## (キ) 財産管理課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
16	NOMA行政管理講座負担金	40,000	31,320

## (ク) 契約課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
21	「地方自治体における契約事務」その他3件	110,000	109,960

## (ケ) 法務課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
27	情報公開・個人情報保護関係研修等	177,000	23,500
28	情報公開・個人情報保護関係研修	10,000	10,000

## (コ) 職員課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
29-3	研修参加負担金	53,000	30,555
33	職員厚生費	153,190	142,444
34	派遣研修参加負担金	1,690,000	1,224,899

## (サ) 資産税課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
43-2	固定資産税事務研修会参加負担金等	119,000	116,320

## (シ) 市民協働課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
54	研修参加費	40,000	0
57	男女共同参画等研修会参加費	22,000	0

## イ. 民生費

## (ア) 公立保育園管理課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
191	医療的ケア看護師講習会	56,000	8,800
192	講習会負担金(保育所におけるアレルギー対応及び感染症対策研修会)他10件	425,454	597,100

## (イ) 地域子育て支援課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
201	子育て支援センター管理運営費(負担金)	200,000	162,420
202	放課後児童支援員認定資格研修・子育て支援員研修負担金	220,000	180,500

## (ウ) 障害福祉課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
145	障害者福祉諸経費(研修費)	100,000	0

## (エ) 療育支援課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
203	発達協会実践セミナー 他24件	416,000	319,900
209-2	千葉県特殊教育連盟(言語)負担金	4,000	4,000
209-3	千葉県特殊教育連盟(聴覚)負担金	2,000	0

## ウ. 衛生費

## (ア) 健康政策課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
70	研修負担金(日本経営協会)	50,000	8,000

## (イ) 保健総務課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
102	千葉県日医認定産業医研修会負担金	5,000	5,000

## (ウ) 地域保健課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
104	千葉縣市町村保健活動連絡協議会負担金ほか研修負担金5件	246,933	197,630
105	研修参加負担金	1,000	0
107	研修負担金(東京都医学総合研究所等)	117,795	53,000

(エ) 保健所衛生指導課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
114	ねずみ・衛生害虫駆除技術研修会参加負担金ほか2件	60,260	60,260

(オ) 環境政策課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
212	エネルギー管理講習受講料	35,000	34,200

(カ) 環境保全課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
214	墓地管理講習会	35,000	34,000

(キ) 資源循環課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
219-5	廃棄物資源循環学会ほか2件	32,000	30,800

(ク) 廃棄物指導課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
226-2	全国浄化槽技術研究集会	3,000	3,000

エ. 商工費

(ア) 消費生活センター (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
266	消費者行政職員研修負担金	11,400	4,750
268	日本消費者協会研修負担金	32,000	20,000
268	専門・事例講座等負担金	39,900	28,500

オ. 土木費

(ア) 技術管理課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
271-3	工事検査技術講習会参加負担金	95,700	31,900

(イ) 都市計画課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
273-1	都市計画研修負担金	30,000	8,000

(ウ) 都市整備課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
275-5	再開発事業基礎講座(入門編)負担金 その他	37,000	37,000

(エ) 飯山満土地区画整理事務所 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
283	土地区画整理セミナー他	46,000	45,500

(オ) 道路管理課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
301	登記事務研究会負担金	2,000	0

(カ) 道路建設課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
304	研修会参加負担金	10,000	0

(キ) 下水道河川計画課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
308-4	河川関係研修会参加負担金	32,000	0

(ク) 下水道河川管理課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
313	研修等負担金	58,000	5,000

(ケ) 建築指導課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
317	建築指導費 (全国建築審査会協議会負担金等)	465,000	275,584

(コ) 建築課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
322	建築設計監督費 (研修等負担金)	333,000	289,700

(サ) 住宅政策課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
326	研修会等参加負担金	162,000	5,000

【結果:提案1】

この類型に属する専門研修は職員の業務多忙などの理由により、予算に比較して実績が低いものが散見される。執行率の低い予算項目は、予算を削減することも必要である。しかし、緊急性は低くても行政の専門性を高めその行政サービスの付加価値を高めるためにも、組織として職員の専門研修への参加を促す努力が求められるものと考えられる。したがって、専門研修が真に必要な市所管課においては、組織として業務上の繁忙に適切に対応することなどにより、当該専門研修への参加率を高める努力を更に続けることを提案する。

【結果:提案2】

専門研修参加による便益の効果発現は期待どおり認められると考えているが、組織としてその便益に関する共通認識を有していないとする市所管課も散見される。そのため、そのように便益に関する共通認識が低い市所管課は、組織として専門研修参加の便益に関する認識を共有するよう努力することを提案する。



(3) 「C：研修参加・資格取得型」の負担金について（提案：1件）

【現状・問題点】

この「C：研修参加・資格取得型」の負担金は、研修参加により職員の専門技術を高める負担金の中でも、法令により特定の資格を有する職員を配置する必要から研修に参加することが求められる研修参加のための負担金である。

この類型に属する負担金の財務的な特徴としては、参加負担金の額が僅少であることと予算措置の必要性が次年度の人事異動により左右されることから、結果として不要になることもあることを承知の上で、予算措置をする傾向が多いという特徴を有している。

また、市所管課としては、概ね、負担金を支出することによる便益の享受に関する緊急性と必要性は高いと考える市所管課もあり（問4）、その効果に関しては期待どおり認められるほど十分な効果が測定され、評価できるものとする市所管課も把握できる（問6）。

しかし、この類型の負担金には次のような問題点等が存在することに留意する必要がある。

- i 法令により配置が求められる資格者を組織として確保する必要があるため、その資格所得のための研修参加の緊急性や必要性が高いと考え、その効果も期待どおりに発現するものとする市所管課が多いが（問4、6関連）、必ずしも毎年度資格取得のための研修参加は必要ないこと。
- ii 負担金が一旦支出されると毎年度支出され続けて、参加等を見直すことや負担金の額の見直しを独自に行うことが難しい場合が多いこと（問3関連）。
- iii 次年度の人事異動によって初めて組織に配置すべき資格取得者の存在の有無が明らかになるため、予算上は資格を取得するための研修参加の予算を存置し続ける弊害（予算の適正な配分に反するもの）が見受けられること（「(2)令和元年度における負担金一覧（外部監査対象分）」250～253頁を参照）。

このような類型に属すると考えられる負担金（款別、所管課等の別）としては、次のとおり例示することができる。

ア．総務費

(ア) 危機管理課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
1	無線従事者講習会負担金	112,000	81,000
4	職員防災力向上研修負担金	630,000	583,000

(イ) 財産管理課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
20	安全運転管理者協議会負担金	688,400	681,000

## (ウ) 自治振興課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
53	防火管理講習受講料	10,000	0

## (エ) 二宮出張所

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
62	防火管理者講習会負担金	10,000	0
63	防火管理者講習会負担金(芝山出張所)	8,000	0
64	防火管理者講習会負担金(習志野台出張所)	8,000	7,500
65	防火管理者講習会負担金(西船橋出張所)	8,000	0

## イ. 民生費

## (ア) 地域子育て支援課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
195	地域子育て支援士二種養成講座受講料	18,000	18,000
197	防火管理者講習受講料負担金	37,500	15,000

## ウ. 衛生費

## (ア) 保健総務課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
103	甲種防火管理新規講習受講負担金	8,000	7,500

## (イ) 保健所衛生指導課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
113	防火管理者受講負担金	7,000	0

## (ウ) 環境保全課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
215	甲種防火管理再講習受講料(馬込衛生管理事務所)	6,500	6,500
216	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会	14,000	14,000

## (エ) 清掃センター

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
231	防火管理者講習会負担金	7,500	7,500

## エ. 土木費

## (ア) 技術管理課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
271-6	VEリーダー資格更新負担金	46,200	33,000
271-7	VEリーダー資格取得負担金	176,000	172,800

#### 【結 果：提案】

法定資格取得のための研修参加負担金に係る予算の必要性に関しては、予算編成段階では明らかではないことと当該予算は個別には極めて僅少であることから、当初予算では不要・不急の予算確保はする必要がなく、かつ次年度の人事異動により資格取得者の不在が明らかになった時点で、個別には僅少である研修参加負担金の予算を流用対応により、手当てすることで十分に足りるものと考えられる。

したがって、法令により配置が必要な資格取得のための研修負担金は、当初予算での計上を見送ることを提案する。個別には僅少な当該予算であっても、全庁的に集計すると重要性がないとまでは言えない金額になるものと推察され、緊急の場合の予算編成上の措置としては合理性が認められるものと考えられる。

#### (4) 「D：任意団体参加・事務局代行型」の負担金について（提案：6件）

##### 【現状・問題点】

この「D：任意団体参加・事務局代行型」の負担金は、負担金の中でも、市所管課に事務局を置く任意団体が市の行政目的に沿った事業（意識啓発事業やまちづくり等のイベント事業等）を実施する経費に充てる種類の負担金である。

この類型に属する負担金の財務的な特徴としては、概ね、市所管課が負担金を任意団体に支出し、市所管課がその任意団体の事務局となって、収入や支出の会計事務処理を行うことが特徴である。また、負担金の額は以下に掲載する事例でもわかるとおり、事業によって様々であるが、一定規模以上の金額であり、事業経費の主要な割合を賄う負担金もある。

また、負担金に関するアンケート調査の結果を見ると、負担金の市所管課としては、概ね、負担金を支出することによる便益の享受に関する必要性は高いと考えている（問4）。その効果に関しては期待どおり認められるほど十分な効果が測定され、評価できるものと考えている場合が多い（問6）。

さらに、当該事業等に関係者や団体が参加することにより、活力あるまちづくりなど、行政目的を達成することができるというメリットを期待しているものも多いように認識できる。

なお、市所管課が負担金を支出する任意団体の事務局を担っている場合に問題となる、公務員の職務専念義務との関係に関しては、市として次のような取扱いを行っている。

すなわち、任意団体の事務局業務を行う市職員の職務専念義務に関して、その免除手続を実施すべきかどうかについては、職員課が発出している「任意団体等における事務従事の手続きについて」（平成31年2月21日付、職員第5244号）の規定内容に沿って判断等を行うこととなっている。その内容としては、公務として勤務

時間中に事務従事する場合、任意団体等事務従事届出書及び団体の規約等を人事主管課へ提出すること、規約等に市が任意団体の事務局を担う旨を規定すること及び個人別事務分担表に事務従事する旨を記載することを内部ルールとして周知している。

ここで、以上のような特徴や取扱いを行っているこのタイプの負担金に関しては、次のような点に留意する必要がある。

- i 負担金を支出することで得られる便益は通常の行政の場では必要であるが、緊急性を要する内容とまでは言えないこと(問4 関連)。
- ii 負担金が一旦支出されると毎年度支出され続けて、参加等を見直すことや負担金の額の見直しを独自に行うことが難しい場合が多いこと(問3 関連)。
- iii 負担金支出により得られる新たな情報等の価値や活用可能性を数値等により測定することが難しいことが多いこと(問6、14、17、22～25 関連)。
- iv 経費の支出対象基準が明示されていないか、または、充当することを禁止している支出科目の列挙が明記されていない場合が多いこと(問24 関連)。
- v 受け取った負担金及び協賛金収入等を原資として、事業実施のための経費を支出している。その収入・支出に係る事務については、「所属に事務局を置く任意団体等の会計処理について」(総務部総務課)に規定する会計処理方法(以下「任意団体等の会計処理方法」という。)を参考に、適正に行うよう、通知しているが、負担金によっては必ずしもこの指導に全て準拠しているわけではないこと。負担金によっては、荷重な会計処理等を行っている場合も見受けられること。また、銀行振込みによる支払に際して振込手数料を支払うこととなるが、今後、銀行等金融機関の預金口座維持手数料の設定の動きに対してこれまでどおりの支払方法では手数料負担が増え、経済的に負担になる可能性もあること。

以上のような問題点に対しては、次のような改善策を検討することも必要であると考えられる。

- i 市所管課がイベント等への参加負担金を自らが担っている任意団体の事務局へ支出する場合、会計処理の統制方法として、任意団体等の会計処理方法に基づいて収入・支出の事務処理を行っている場合が多い。しかし、支出の二重払いなど事務ミスの防止のために、過度に書類を作成したり、またはコピーしたりして保存している事例もある(市民まつり負担金(No. 234)等)。
- ii 実行委員会等の事務局業務を市所管課が実施する場合は、本来は任意団体の業務であり、市所管課としての正式な職務であるかどうか明確ではない場合がある。一般的に、地方公務員法上の職務専念義務に反する場合は、正式に職務専念義務の免除申請の手続を行ったうえで、実行委員会等の事務局業務を行うことが必要であるものと考えられる。仮に、実行委員会等の事務局業務が市所管課

の本来業務であるということであれば、市所管課の所掌事務に、「〇〇実行委員会事務局業務に関すること」を明確に規定することも必要であるものと考えられる。

- iii 実行委員会の会計事務に対する監査機能を強化するためにも、監事が行う監査報告書の監査証明行為に関して、監査対象範囲や監査手続等を明示する必要があり、監事の責任の範囲を明確化することも重要である。
- iv 実行委員会として工事請負や委託業務を発注する場合は、入札を行うに当たっては、少なくとも複数の見積書を徴取して予定価格を作成し、適正な入札等の契約手続を踏まえることも必要であると考えられる。
- v 実行委員会が負担金収入を充当して備品等の財産を購入する場合、実行委員会等として備品台帳等を作成して、市の物品管理と同等の手続を行うことが求められる。
- vi 銀行振込みによる支払に際して振込手数料を支払うなどの経済的な負担や今後、銀行等金融機関の預金口座維持手数料の設定の動きに対して、市と比較して支払に際してのルールが弾力的な任意団体の支出事務に関しては、預金口座の開設を紙ベースの普通預金通帳ではなく、ネットバンキングなど、より経済的な方法への転換も検討に値するものと考えられる。

このような類型に属すると考えられる負担金（款別、所管課等の別）としては、次のとおり例示することができる。

ア. 衛生費

(ア) 環境政策課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
210	船橋市地球温暖化対策地域協議会負担金	400,000	400,000

イ. 商工費

(ア) 商工振興課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
234	市民まつり負担金	17,687,000	17,687,000
245	ブランド推進事業負担金	13,721,000	9,468,020
246	朝市開催事業負担金	4,500,000	4,500,000
248	経済ミーティング事業費	500,000	500,000
264	花火大会負担金	16,000,000	16,000,000
265-1	ふなばし9路線鉄道スタンプラリー負担金	2,350,000	2,350,000
265-2	ふなばし銭湯ゆめぐりスタンプラリー負担金	650,000	181,016
265-3	千葉ベイエリア観光連盟負担金	150,000	150,000

## (イ) 消費生活センター

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
267	生活展負担金	1,800,000	1,800,000

## ウ. 土木費

## (ア) 道路計画課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
296	船橋市地域公共交通活性化協議会負担金	6,000,000	5,900,328

## 【結 果：提案 1】

市所管課が任意団体の事務局として収入・支出事務を行う場合、その会計取引の都度、現預金出納帳や預金通帳の写しを意思決定書類に添付するなど、適正な会計経理の視点からも過度な書類の添付などは、早急に見直す必要があるものと考えられる。現預金出納帳や貯金通帳での確認を処理担当者が実施した履歴を残し、支出負担行為等の意思決定の際にも、また監事監査においても効果的、効率的に統制機能が果たされるようにすることが必要である。

現在の収入・支出処理における過大な書類の添付などを実施している任意団体の事務局においては事務ミスや不正につながるリスクがどの程度識別されるか、その重要性等を評価して、現在の実務を省力化の方向で見直すよう提案する。

## 【結 果：提案 2】

任意団体等の事務局業務を市所管課が実施する場合、市所管課の職員の職務専念義務が適正に果たされるよう、市所管課の所掌事務に、「〇〇実行委員会事務局業務に関すること」を明確に規定するなど、取扱いを明確化するよう提案する。

## 【結 果：提案 3】

任意団体等の事務局業務を市所管課が実施する場合、任意団体等の会計事務に対する監査機能を強化するためにも、監事が行う監査報告書の監査証明行為に関して、監査対象範囲や監査手続等を明示化するよう提案する。

## 【結 果：提案 4】

任意団体等の事務局業務を市所管課が実施する場合、任意団体等の中で工事請負や委託業務を発注する場合は、入札を行うに当たり、少なくとも複数の見積書を徴取して予定価格を作成し、適正な入札等の契約手続を踏まえることを提案する。

## 【結 果：提案 5】

任意団体等の事務局業務を市所管課が実施する場合、任意団体等が負担金収入を充当して備品等の財産を購入する場合、実行委員会等として備品台帳等を作成して、市の物品管理に準じた手続を行うよう提案する。

## 【結 果：提案 6】

銀行振込みによる支払に際して振込手数料を支払うなどの経済的な負担や今後、

銀行等金融機関の預金口座維持手数料の設定の動きに対して、預金口座の開設や維持に関しては、紙ベースの普通預金通帳ではなく、ネットバンキングなど、より経済的な方法への転換も検討するよう提案する。

(5) 「E：一部事務組合参加・事業共同実施型（他市等との共同）」の負担金について  
(提案：2件)

【現状・問題点】

この「E：一部事務組合参加・事業共同実施型（他市等との共同）」の負担金は、船橋市とその他の市が共同して、福祉、衛生または観光振興等の特定の目的のためにルールに基づいた費用負担により事業を運営するため、負担金を支出する類型である。

この類型に属する負担金の財務的な特徴としては、船橋市と他の市が対等の立場で費用を負担しあい、一部事務組合という特別地方公共団体として、共同で事務を処理することができるよう、財務的な負担を行っているものである。

今回の外部監査の対象となった負担金のうち、この類型には「四市複合事務組合分賦金」が該当しているものとする。その内訳は次のとおりである。

ア．組合の名称

四市複合事務組合

イ．共同処理事務対象事業

(ア) 特別養護老人ホーム三山園

(イ) 斎場

ウ．構成市

船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市

エ．設置機関

(ア) 組合議会

(イ) 管理者、副管理者及び会計管理者

(ウ) 監査委員

オ．組合経費支弁の方法

(ア) 組合経費の充当財源

分賦金、負担金、補助金及びその他の収入

(イ) 分賦金の割合

a．特別養護老人ホーム三山園及び斎場の設置及び整備に要する経費

(a) 均等割：3割

(b) 人口割：7割

b．特別養護老人ホーム三山園の管理及び運営に要する経費

(a) 均等割：3割

(b) 人口割：4割

(c) 入所者割：3割

c. 斎場の管理及び運営に要する経費

(a) 均等割：3割

(b) 人口割：3割

(c) 利用者割：4割

カ. 事業負担金の市所管課

(ア) 特別養護老人ホーム三山園：高齢者福祉課

(イ) 斎場：環境保全課

これらの市所管課としては、負担金を支出することによる便益の享受に関する必要性は高いと考えており（問4）、その効果に関しては期待どおり認められるほど十分な効果が測定され、評価できるものと考えている場合が多い（問6）。また、市民と行政の役割分担のうえで、自助のみに委ねられるものではなく、共助や公助の範疇で事業を捉えなければならないものと考えており、当該一部事務組合が実施する事業に関しても、社会経済的なニーズにも十分に対応しているものと考えている（問5）。

この類型の負担金を支出する市所管課は、次のような点に留意する必要があるものとする。

ア. 負担金を支出することにより、その「便益性」の発現が把握され、負担金支出の効果を評価することができるために、一部事務組合の予算書や決算書とその積算根拠資料等を入手し、閲覧・分析・照合等の検証作業を実施することが必要である（問6・14）。

イ. 負担金の支出対象事業が実施されている期間中に現場視察や進捗管理など、何らかのモニタリングを実施し、その効果を把握する必要がある（問17）。

ウ. 負担金の支出対象事業に係る決算書や実績報告書等の内容を審査し評価する際に必要であると考えられる評価マニュアル等が整備され活用されていることが重要である（問22）。

エ. 決算書や実績報告書等の記載内容を評価するに当たって必要であると市所管課が判断した場合は現場視察を実施することも重要である（問23）。

オ. 決算書や実績報告書等の提出時には、主要な支出対象科目等に直接関連する領収書・支払明細書や請求書等を徴取し、サンプル的にでも検証することでその報告書の信頼性を担保することも必要となる（問24）。なお、当該負担金の支出先は一部事務組合であり、特別地方公共団体であるため、船橋市（普通地方公共団体）と同様、独自の内部統制を有しており、監査委員監査も実施され



ているため、負担金の市所管課としては、そのような内部統制の整備及び運用状況の有効性に依拠することも考えられる。

以上のような視点で、負担金の支出対象事業の業務プロセスごとに、より客観的な審査や評価等を実施することも市所管課としては必要になるものと考えられる。

このような類型に属すると考えられる負担金（款別、所管課等の別）としては、次のとおり例示することができる。

ア. 総務費

(ア) 市民税課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
40-2	軽自動車税申告事務委託費負担金	1,025,424	996,936

イ. 民生費

(ア) 高齢者福祉課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
76	四市複合事務組合三山園分賦金	74,587,000	74,587,000

ウ. 衛生費

(ア) 環境保全課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
213	四市複合事務組合斎場分賦金	705,006,000	705,006,000

【結 果：提案 1】

市所管課として、負担金の予算積算や決算内容の検証に当たり、一部事務組合側から次のような積算資料等に基づく説明を受ける際には、これまでも実施しているとされる分析的な検証（予算・決算科目ごとの増減分析等）や委託料及び工事請負費等の重要な科目の積算内容の把握・分析等、必要な検証作業を効果的、効率的に実施するために、検証のためのチェックリストを整備し、運用することを提案する。

- ア. 四市複合事務組合予算書等一式
- イ. 四市複合事務組合決算書等一式
- ウ. 関係市分賦金（民生費・衛生費）納期別内訳表
- エ. 分賦金納入内訳表
- オ. [民生費・衛生費]関係市分賦金内訳表

【結 果：提案 2】

市所管課は負担金予算の編成過程で、自ら所管する負担金予算の適正な予算確保を図るためにも、財政当局と四市複合事務組合との直接のヒヤリング等には必ず同席することを提案する。

(6) 「F：地方公営企業繰出基準負担型」の負担金について（提案：3件）

【現状・問題点】

この「F：地方公営企業繰出基準負担型」の負担金は、総務省が毎年度地方公共団体に対して通知する地方公営企業への一般会計繰出基準に基づき算定した金額を前提とする負担金の類型である。

この地方公営企業への一般会計繰出金は、地方公営企業法に基づくものであり、独立採算制を前提とする地方公営企業であっても、公営企業の性質上、その収益のみをもって充てることが困難である経費等については、公費で負担することが予定されているものである。船橋市の病院事業繰出金の該当一覧は次のとおりである。

【病院事業繰出基準】

負担区分	基準
建設改良に要する経費	企業債元利償還金等の1/2（14年度までに着手した事業については2/3）
小児・周産期医療に要する経費	当該経費のうち、当該収入をもって充てることができない額
リハビリテーション医療に要する経費	当該経費のうち、当該収入をもって充てることができない額
院内保育所の運営に要する経費	当該経費のうち、当該収入をもって充てることができない額
救急医療の確保に要する経費	救急医療の確保に要する経費
	小児救急医療の確保に要する経費
	災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設整備及び薬品等の備蓄に要する経費
高度医療に要する経費	高度な医療の実施における経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができない額
	緩和ケア病棟の運営に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができない額
保健衛生行政事務に要する経費	開放型病院の空床確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができない額
経営基盤強化対策に要する経費	医師・看護師等の研究研修に要する経費の1/2
	病院事業の経営研修に要する経費の1/2
	共済追加費用の負担に要する経費の一部

出典：「船橋市立医療センター改革プラン 平成29～32年度」病院局経営企画室

このような病院事業に対する一般会計繰出基準に基づいて、算定した額は令和元年度においては、25億1,439万円であったが、実際の繰入額は20億円（収益的収支充当：15億円、資本的収支充当分：5億円）であった。この20億円の上限は平成30年度から継続しているものである。

一方、近年の病院事業会計は、最終損益が3億円から5億円の黒字を計上している。地方公営企業は公的使命を有するため、一般会計からの繰入を受けることができるが、基本的には独立採算制を採用している。

また、地方公営企業としての病院事業会計では、損益勘定留保資金（主として減価償却費等による内部留保）を有しているが、令和元年度末現在の損益勘定留保資金の額は、約48億3,393万円であった。

このような財政状況等を有する病院事業会計に対して支出する負担金（病院事業会計繰出金）については、市所管課として、この負担金を支出することによる便益の享受に関して緊急性及び必要性は高いと考えており（問4）、その効果に関しては期待どおり認められるほど十分な効果が測定され、評価できるものと考えている（問6）。

また、市所管課は、市民と行政の役割分担のうえで、自助のみに委ねられるものではなく、共助や公助の範疇で事業を捉えなければならないものと考えており、当該病院事業会計が実施する事業に関しても、社会経済的なニーズにも十分に対応しているものと考えている（問5）。

このタイプの負担金を支出する市所管課は、次のような点に留意する必要があるものとする。

- ア. 負担金を支出することにより、その「便益性」の発現を把握し、負担金支出の効果を評価することを可能にするために、病院事業の予算書や決算書とその積算根拠資料等を入手し、閲覧・分析・照合等の検証作業を実施することが必要である（問6・14）。
- イ. 負担金の支出対象事業が実施されている期間中に現場視察や進捗管理など、何らかのモニタリングを実施し、その効果を把握する必要がある（問17）。
- ウ. 負担金の支出対象事業に係る決算書や実績報告書等の内容を審査し評価する際に必要であると考えられる評価マニュアル等が整備され活用されていることが重要である（問22）。
- エ. 決算書や実績報告書等の記載内容を評価するに当たって必要であると市所管課が判断した場合は現場視察を実施することも重要である（問23）。
- オ. 決算書や実績報告書等の提出時には、主要な支出対象科目等に直接関連する領収書・支払明細書や請求書等を徴取し、サンプル的にでも検証することでその報告書の信頼性を担保することも必要となる（問24）。なお、当該負担金の支出先は病院事業であり、船橋市が設置する企業会計でもあるため、船橋市が

導入を準備している内部統制制度とも関連性を有しており、監査委員監査も実施されているため、負担金の市所管課としては、そのような内部統制の整備及び運用状況の有効性に依拠することも考えられる。

このような類型に属すると考えられる負担金（款別、所管課等の別）としては、次のとおりである。

ア. 衛生費

(ア) 健康政策課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
87	病院事業会計負担金	2,000,000,000	2,000,000,000

イ. 土木費

(ア) 下水道総務課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
306	下水道事業会計負担金	4,917,799,388	4,917,799,388

【結 果：提案1】

市所管課として、負担金の予算積算や決算内容の検証に当たり、病院事業会計側から次のような積算資料等に基づく説明を受ける際には、例えば、分析的な検証（予算・決算科目ごとの増減分析等）や委託料、診療材料や医薬品の調達、高度医療機器の購入及び工事請負費等の重要な科目の積算内容の把握・分析等、必要な検証作業を効果的、効率的に実施するために、検証のためのチェックリストを整備し、運用することを提案する。

ア. 病院事業会計予算書等一式

イ. 病院事業会計決算書等一式

ウ. 決算統計資料（40 繰入金に関する調）

エ. 病院事業会計負担金に関する算出資料

(ア) 「一般会計負担金予算」

(イ) 「一般会計負担金決算 内訳」

(ウ) 「一般会計繰入金の内訳」

【結 果：提案2】

市所管課は負担金予算の編成過程で、自ら所管する負担金予算の適正な予算確保を図るためにも、財政当局と病院事業（事務局）との直接のヒヤリング等には必ず同席し、市所管課として予算要求内容の詳細を把握したうえで、主体的に財政当局へ要求額の説明を行うことを提案する。

【結 果：提案3】

病院事業の近年の決算状況を見ると、収益的収支の最終損益が3億円から5億円の黒字となっている。これは病院事業の経営努力等により収益的収支（3条予算）

から生み出された剰余金である。一方で、病院事業の施設整備に係る中・長期的な方針等に基づき、上記の損益勘定留保資金が蓄積されてきている。現在、直面している最大の課題の一つである新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地方財政への影響を勘案すると、病院事業が臨床の現場において対応している感染症対策に少なくとも短期的には希少な財源を重点的に充当するよう、考慮することが求められているものとする。

一方では、令和2年度に入り、新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入の医療機関に対して、国や県から様々な緊急支援事業等が打ち出されており、船橋市としても新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者の入院病床の確保等について支援を行い、医療体制の整備及び充実を図るよう、病床確保等支援事業等を進めている。その中で、病床確保支援事業として、重点医療機関の指定を受けた特定機能病院等や一般病院及び協力医療機関等に対して、入院受け入れのために確保した病床のうち、空床となっている病床に係る費用等の補助対象経費を特定して、事業補助金の交付も行われている。

このような病床の確保等を船橋市病院事業が実施する場合、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床の確保等のために、病院事業における既存の経営資源である病床や医療機器及び医師や看護師等の医療職員等が動員されるが、その財源として、病院事業に対しても補助金が交付されることとなる。このように、経常的な病院事業に加えて、新型コロナウイルス感染症対策を行う医療機関として、それらの経費等に対する充当財源には、補助金収入が加わることとなる。

それに対して、従来からの一般会計繰入金のあるあり方についても、見直しが必要になるものとする。すなわち、これからの短期的または中期的な対応として、一般会計からの繰出金の現在の額に関して、収益的収支（3条予算）の剰余金相当分に対応すると考えられる部分については、新型コロナウイルス感染症に対応する臨時支出に臨機応変に充当したり、また、資本的収支（4条予算）としての設備整備に係る支出項目にも振り向けたりするなどの緊急的、臨時的対応を弾力的に実施できるよう、市所管課においても財政当局や病院事業部門等と検討することを提案する。

## （7）「G：他団体事業参加型」の負担金について（提案：3件）

### 【現状・問題点】

この「G：他団体事業参加型」の負担金は、他の団体が実施する公益的な事業の目的・趣旨に賛同したうえで、会員等の立場で参加する負担金である。例えば、グリーン購入ネットワーク（GPN）年会費や印旛沼水質保全協議会負担金などがこのタイプの負担金であると考えられる。

この類型に属する負担金の財務的な特徴としては、概ね、会費的な負担金である

ため、その会費は比較的、僅少な額である。

市所管課としては、概ね、負担金を支出することによる便益の享受に関して、必要性は高いと考えている（問4）。その効果に関しては期待どおり認められるほど十分な効果が測定され、評価できるものと考えており、その便益を市所管課としても共通認識として共有している場合が多い（問6、14）。また、持続可能な社会経済づくりや良好な生活環境の保全等という高次の社会的な価値を達成するための環境配慮型製品の市場創出等という具体的な活動の展開を図る点などが共通した特徴である。

しかし、このタイプの負担金には次のような問題点等が存在することに留意する必要がある。

- i 負担金を支出することで得られる便益は通常の行政の場では必要であるが、緊急性を要する内容とまでは言えないこと（問4 関連）。
- ii 負担金が一旦支出されると毎年度支出され続けて、会費を主体的に見直すことや負担金の額の見直しを独自に行うことが難しい場合が多いこと（問3 関連）。
- iii 他の団体が実施する公益的な事業に係る個別、具体的な活動の実績を把握し、その内容を特にホームページ上などで公表することはないこと（問21 関連）。

このような類型に属すると考えられる負担金（款別、所管課等の別）としては、次のとおり例示することができる。

ア．総務費

(ア) 危機管理課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
2-1	防衛施設周辺整備全国協議会分担金	7,000	7,000

(イ) 広報課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
7-1	日本広報協会負担金	42,000	42,000

(ウ) 市民の声を聞く課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
8	人権擁護委員協議会負担金	1,708,000	1,707,300

(エ) 政策企画課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
13	空港アクセス鉄道等整備費補助の補助条件に係る負担金	83,000	82,463

(オ) 財政課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
15-4	地方債協会負担金	300,000	300,000
15-5	地方自治研究機構賛助会費	63,000	63,000

## (カ) 財産管理課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
17	日本電気技術者協会負担金等	135,000	131,900
19	千葉県官公署登記事務連絡協議会負担金	6,000	3,500

## (キ) 契約課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
22	ちば電子調達システム利用負担金	2,538,000	2,538,000

## (ク) 総務課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
23	地方行財政調査会会費等	1,201,972	1,201,972
24	平和首長会議 メンバーシップ納付金	2,000	2,000
25	千葉県統計協会負担金	15,520	15,520

## (ケ) 職員課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
29-1	一般社団法人公務人材開発協会会費	20,000	20,000
29-2	一般社団法人 日本経営協会会費	50,000	50,000
31	千葉県市町村職員互助会負担金	6,128,000	5,953,723

## (コ) 情報システム課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
36-1	電子計算システム運営費(地方公共団体情報システム機構)	360,000	360,000
36-2	電子計算システム運営費(千葉県地域 IT化推進協議会)	9,000	9,000
37	情報システム関連運営費(地方公共団体情報システム機構)	24,208,000	24,208,000
38-2	情報システム関連運営費(地方公共団体情報システム機構)	150,000	150,000

## (サ) 税務課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
39-1	千葉県都市税務協議会負担金	14,600	14,600
39-2	船橋県税事務所管内税務連絡協議会負担金	24,000	24,000
39-3	固定資産評価審査委員会運営研修会参加負担金	8,000	8,000
39-4	全国基地協議会負担金	30,000	18,000

## (シ) 市民税課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
41	確定申告関係書類発送等費用に係る負担金	850,000	407,565
42-1	地方税共同機構費用負担金	13,334,359	13,334,359
42-2	軽自動車検査情報システム負担金	856,128	694,928

(ス) 資産税課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
43-1	資産評価システム研究センター負担金	135,000	135,000

(セ) 戸籍住民課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
44	千葉地方法務局船橋・市川支局管内戸籍住民基本台帳事務協議会負担金	144,000	138,600
45	地方公共団体情報システム機構への負担金	4,700,000	4,700,000

(ソ) 市民安全推進課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
58	千葉犯罪被害者支援センター負担金	20,000	20,000

イ. 衛生費

(ア) 環境政策課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
210	グリーン購入ネットワーク年会費	15,000	15,000

(イ) 環境保全課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
217-1	印旛沼水質保全協議会負担金	104,000	104,000
217-2	東京湾岸自治体環境保全会議負担金	18,000	18,000

ウ. 商工費

(ア) 商工振興課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
247	地域経済応援ポイント活用事業費	100,000	0

エ. 土木費

(ア) 都市政策課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
270	会議負担金 (コンパクトなまちづくり推進協議会)	30,000	30,000

(イ) 技術管理課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
271-1	千葉県土木積算データ利用負担金	756,000	753,500
271-4	建設発生土情報交換システム利用負担	11,000	11,000
271-5	建設副産物情報交換システム利用負担金	8,800	8,800

(ウ) 都市計画課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
273-2	会議負担金	321,480	158,800



273-3	公益財団法人都市計画協会負担金	247,000	247,000
273-4	日本都市計画学会負担金	30,000	30,000
273-5	千葉県都市協会負担金	38,700	38,700
273-7	公益財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター負担金	50,000	50,000
273-8	千葉県地区計画制度連絡協議会負担金	4,000	4,000

(エ) 都市整備課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
275-1	全国市街地再開発協会負担金	80,000	80,000
275-2	都市再開発促進協議会負担金	30,000	30,000
275-3	千葉県市街地整備推進協議会負担金	16,400	16,400
275-4	街づくり区画整理協会負担金	226,000	226,000

(オ) 公園緑地課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
278	都市計画総務諸経費負担金	374,073	271,920

(カ) 道路計画課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
286-2	千葉県道路整備促進協議会負担金	22,800	22,800
286-3	千葉県道路協会葛南支部会費	10,000	10,000
286-6	日本道路協会会費	60,000	60,000
286-7	千葉県道路協会正会員会費	268,000	266,000
268-8	関東国道協会会費	36,000	36,000
268-9	東京湾環状道路並びに関連道路建設促進期成同盟会費	47,500	47,500
287	一級河川桑納川の河川改修事業に伴う桑納川4号橋改築工事負担金	7,715,690	6,308,549
292-2	千葉県街路事業推進協議会会費	85,000	80,000
297-1	街路整備事業市町村負担金	9,855,000	794,178
297-2	街路整備事業市町村負担金	6,000,000	1,351,620
297-3	街路整備事業市町村負担金	22,395,000	1,147,861
297-4	街路整備事業市町村負担金	2,211,000	2,379,345

(キ) 道路建設課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
305	千葉県公共用地対策協議会分担金	11,000	9,500

(ク) 下水道河川計画課

(単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
308-3	真間川流域総合治水対策協議会対策推進委員会負担金	168,500	168,500

311-3	葛南清港会負担金	764,000	764,000
-------	----------	---------	---------

**【結 果：提案 1】**

負担金支出対象の事業、経費等を支出先と共有していないという負担金も見受けられるが、双方において共通認識を持つ必要がある。負担金支出対象の事業等を市所管課と支出先との間で共通認識を持つよう提案する（問 10 関連）。

**【結 果：提案 2】**

負担金が一旦支出されると毎年度支出され続けて、会費を主体的に見直すことや負担金の額の見直しを独自に行うことが難しい場合が多いため、効果的、効率的に社会的な価値のある事業を実現するためにも、会費等、負担金のあり方を見直すよう促すことを提案する（問 3 関連）。

**【結 果：提案 3】**

他の団体が実施する公益的な事業に係る個別、具体的な活動の実績を把握し、その活動内容をホームページ上などで公表することを提案する（問 21 関連）。

**（8）「H：実費負担型」の負担金について（提案：2 件）**

**【現状・問題点】**

この「H：実費負担型」の負担金は、他の団体等が実施する事業や役務の提供の中で船橋市が実施すべき事業を行ってもらったり、役務の提供を受ける代価を立て替えて支払ってもらったりする場合に、市の実費負担として支出する負担金の類型である。

例えば、廃棄物の焼却に伴って発生する焼却灰の資源化や最終処分等の事業を他団体が代わって実施するときに実費を賄うために負担金支出が発生する。

この類型に属する負担金の財務的な特徴としては、実費負担の発生原因となる要因によって、実費負担の額が変動する点にある。

アンケート調査の結果によると、市所管課としては、概ね、負担金を支出することによる便益の享受に関して、緊急性があり、必要性も高いと考えており（問 4）、その効果に関しては期待どおり認められるほど十分な効果が測定され、評価できるものと考えている場合が多い（問 6）。

しかし、この類型の負担金には次のような問題点等が存在することに留意する必要がある。

- i 負担金が一旦支出されると毎年度支出され続けて、参加等を見直すことや負担金の額の見直しを独自に行うことが難しい場合が多いこと（問 3 関連）。
- ii 実費負担の発生原因となる要因の発生抑制等を行うことにより、負担金の額を低減させることができることについて、利害関係者の意識を高めることが必

ずしも効果的に実施することは容易ではないこと。

- iii 実績に基づき負担するものであり、負担額が比較的高額で、見積りに関しても必ずしも容易ではないため、予算と実績が乖離する場合も見受けられること（「(2) 令和元年度における負担金一覧（外部監査対象分）」250～253頁を参照。）。

特に、上記のiiiに関しては、廃棄物関連施設費 南部清掃工場建設費（No. 223）が該当する負担金であると考えられる。令和元年度に予算化された額は、約3億8,556万円であったが、執行額は約2億6,216万円であった。その結果として約1億2,340万円の不用額が発生している。

このような類型に属すると考えられる負担金（款別、所管課等の別）としては、次のとおり例示することができる。

ア. 総務費

(ア) 危機管理課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
2-3	防災行政無線等運用負担金	178,000	134,700

(イ) 財産管理課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
18	本庁舎分室（県合同庁舎）維持管理費用負担金	9,607,391	9,607,391

(ウ) 職員課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
32	職員厚生費	10,400,000	8,464,619

(エ) 情報システム課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
38-1	情報システム関連運営費（船橋フェイスビル管理組合法人）	16,427	16,427

(オ) 自治振興課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
51	全国自治会連合会大会負担金	10,000	14,200

(カ) 戸籍住民課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
45	キオスク端末証明書交付手数料負担金	477,000	431,168

(キ) 市民協働課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
56	修繕積立金・管理費・上下水道使用料	3,527,000	3,408,972

(ク) 二宮出張所 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
63	共益費	65,000	58,800

(ケ) 船橋駅前総合窓口センター (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
66	船橋駅前総合窓口センター等管理運営費	62,652,000	62,399,730

イ. 民生費

(ア) 公立保育園管理課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
192	日本スポーツ振興センター負担金	1,854,375	1,606,955
193	保育所共益費ほか1件	481,806	481,806
194	下水道事業受益者負担金	145,000	144,100

(イ) 地域子育て支援課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
198	高根台児童ホーム共益費ほか1件	349,000	106,152
200	下水道受益者負担金	64,000	63,830

ウ. 衛生費

(ア) 資源循環課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
222-1	焼却灰の再資源化又は最終処分の依頼:伊賀市	737,000	737,000
222-2	焼却灰の再資源化又は最終処分の依頼:米沢市	3,907,800	3,907,800
222-3	焼却灰の再資源化又は最終処分の依頼:鹿嶋市	2,596,200	2,596,200
222-4	焼却灰の再資源化又は最終処分の依頼:君津市	265,000	265,000
223	廃棄物関連施設建設費、清掃工場建設費	385,560,000	262,164,364

エ. 土木費

(ア) 都市整備課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
274	JR津田沼駅共同設置駐輪場負担金	415,000	0
276	フェイスビル2階自由通路等全体共用部分負担金	10,200,000	7,943,954
277-1	フェイスビル共用部分負担金	1,000,657	916,517
277-2	フェイスビル管理組合負担金	578,623	578,623
277-3	駐車場等防災監視業務及び消防用設備等点検業務負担金	3,209,760	3,239,480
277-4	船橋駅周辺駐車場案内システム運営協議会負担金	37,200	37,200
277-5	JR船橋駅南口駅前地下連絡通路負担金	364,278	364,278

## (イ) 公園緑地課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
279	公園施設管理費共益費負担金	74,000	73,632

## (ウ) 飯山満土地区画整理事務所 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
284-1	配水管整備に伴う負担金	2,063,314	823,900
284-2	ガス管布設負担金	18,300,000	0
285	事務所共益費負担金	236,000	235,200

## (エ) 道路計画課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
288	JR 津田沼駅北口広場バリアフリー化施設整備費負担金	3,250,000	0
291	本町駐車場共通管理費	25,596,000	25,247,623

## (オ) 道路管理課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
299	津田沼駅北口広場管理費負担金	3,714,000	2,985,928
300	船橋駅北口広場管理運営委員会負担金	1,388,000	1,387,693

## (カ) 道路維持課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
302-1	北習志野エレベーター保守点検及び監視等業務	878,544	878,544
302-2	京成船橋駅西口道路照明負担金	50,436	50,436
303	若松交差点エレベーター管理負担金	1,323,286	1,323,286

## (キ) 下水道河川計画課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
309	準用河川二和川改修事業に関する負担金	119,700,000	75,489,000
310	港湾整備事業に係る地元負担金	55,269,000	27,543,720

## (ク) 下水道施設課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
312	水門管理費	1,264,000	1,000,837

## (ケ) 下水道河川管理課 (単位:円)

No.	負担金名称	予算	決算
315	北原木排水機場管理費負担金	1,320,000	1,256,614

## 【結果:提案1】

負担金の額を見直すためには、実費負担の発生原因となる要因の発生を抑制する

必要があり、そのためには利害関係者の意識を高めるための啓発活動をより積極的に実施することが求められる。例えば、廃棄物の発生抑制等に市民や事業者の協力を促し、SDGs<sup>注</sup>の積極的な取組を求めることが地球規模の環境保護の意味でも重要になってきている。

このような負担金の存在と発生原因の抑制との関連性を利害関係者に適時適切に周知する努力を更に実施するよう提案する。

注：SDGsとは、持続可能な開発目標のことであり、「2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」である。「17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

（出典：外務省HPより）

#### 【結果：提案2】

この類型に属する負担金は、発生原因の実績に基づき負担するものであり、負担額が比較的高額で、見積りに関しても必ずしも容易ではないため、実際にも予算の見積もりよりも実績が少なからず低くなることもある。また、負担金によっては、その最終確定が年度末になる場合（廃棄物関連施設費 南部清掃工場建設費（No. 223）、決算に反映させるための予算の減額補正の手續に適時に対応できない場合もある。

そのようなさまざまな事情も含めて、本来であれば、予算の実務上、多額の不用額が発生した場合には、安易に不用額として決算調整を行うのではなく、予算の適正配分や次年度繰越額の適正化、更には財政の議会による統制の徹底等を尊重する必要があると考える。仮に、負担金の最終確定が年度末になり、結果として多額の不用額が発生することが過去の実績や決算見込み等から推定することができる場合は、合理的な決算見込みの推定に基づいて、当初予算に対する減額補正予算を議会に提出するよう提案する。

#### （9）「1：施設給付型」の負担金について（提案：0件）

##### 【現状・問題点】

子ども・子育て支援法では、幼稚園、保育所及び認定こども園は、教育・保育施設と称され、そのうち、同法による施設型給付を行うための市町村による確認を受けた施設を特定教育・保育施設という。また、同法では、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業は地域型保育事業と称され、そのうち、同法による地域型保育給付を行うための市町村による確認を受けた事業を特定地域型保育事業という。

この「I：施設給付型」の負担金は、この特定教育・保育施設または地域型保育事業で行う教育・保育等に対して、国が定める公定価格を基に算定される施設型給付費及び地域型保育給付費（以下「施設型給付費等」という。）として支出する負担金の類型である。

この類型に属する負担金の財務的な特徴としては、支給認定を受けた者が対象施設を利用した場合に、施設等が教育・保育に要する費用の全部または一部を、個人給付として国、県及び市が利用者（保護者）へ支払う制度となっている点にある。なお、利用者負担額は、市が利用者の所得に応じて応能負担で定める額になる。ただし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、実際は保護者が利用者負担額を施設等に支払い、残りを施設型給付費等として国、県及び市から施設等へ直接支払われる仕組みとなっている（法定代理受領）。

このような類型に属すると考えられる負担金（款別、所管課等の別）としては、次のとおり例示することができる。

ア．民生費

（ア）保育認定課

（単位：円）

No.	負担金名称	予算	決算
173	認定こども園運営費	702,641,270	702,641,270
174	認定こども園運営費	19,298,737	19,277,068
176	幼稚園運営費	153,490,456	153,396,856
177	幼稚園運営費	32,971,723	32,971,723
178	家庭的保育事業費	49,114,090	49,114,090
180	家庭的保育事業費	802,830	776,510
181	小規模保育事業費	916,181,700	916,181,700
183	小規模保育事業費	22,515,550	21,895,540
184	事業所内保育事業費	4,865,910	4,865,910
187	保育所運営費	12,588,741	12,588,741

【結果：提案】

特に提案する事項はない。

### 第3章 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。